

平成廿五年一月廿八日

研究資料

第十二号

Version 1.0

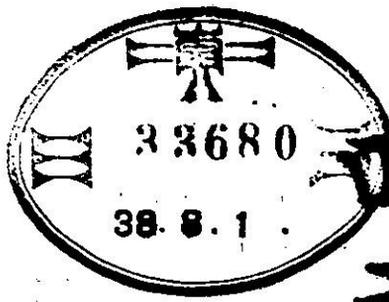
須佐御土史研究会

東京部会

回天實記

上





田天實記

其功母 臣民之 功也

廿七戶所 長子由 昭終 昭村

大旨言 實記 昭終 昭村

昭村

上 第四百二號

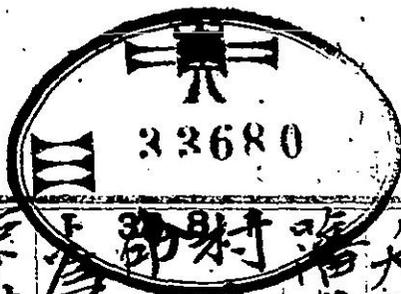
共貳冊 明治三十年七月
廿七日附 長門國阿武郡須佐郡村^{（郡衍）}
大谷実継ヨリ尊攘堂へ寄納

回天實記

上

第四百二号

大谷実継 大谷樸助次男。須佐町助役（明治廿六年）同廿七年、須佐村長（明治廿七年）三十二年八月、須佐郵便局長（明治廿九年十月十日就任）、農業協同組合長（大正十年二月）大正十四年二月）等を歴任した。



田實記上卷

嘉永^{六年}癸丑安政^{元年}甲寅、間外弟文通、事起ルヤ國歩艱難

幕政漸衰フル、當藩主忠誠公、列藩諸候ニ率先シテ尊攘

大義ヲ唱テ、我益田越中^{後改佐}親旋公ヲ擢テ輔相ト為シ、專ラ

藩内ノ士氣ヲ鼓舞振興セシメラル、是ニ於テ小國融藏、武彝、田

村、青藏、直道、大谷、權助、實德、河上、範藏、俊慎、等親旋公ノ内

部^ノ蒙リ大ニ國事ニ奔走シ、又三年癸亥、敵兵ノ冒加リ、御親兵

ヲ率リ、同年七月、我藩堺町御門ノ成ラ奪リ、藩主及藩士ノ入

京ヲ禁セラルヲ以テ、親旋公、先ツ大谷權助ヲ國ニ歸シ、

教旨ヲ奉シ、親^ラ三條實良、美御始、脱走七卿ヲ供奉シテ、歸藩復

命イリ、翌元治^{元年}甲子ニ至リ、七卿及藩主ノ宛テ、訴フル、議大ニ起ル、久

阪義助等、藩内忠勇ノ志士團結シテ、隊ヲ為ス者及名藩浪士

元治元年（一八六四）六月

回天實記上卷

嘉永六癸丑（一八五三） 安政元甲寅（一八五四） 外夷交通ノ事起ルヤ國歩艱難（かんなん）

幕政漸ク衰（よ）フルニ當リ 藩主忠誠公ハ列藩諸侯（毛利敬親、忠正公）ニ率先シテ尊攘（そんじょう）

ノ大義ヲ唱エラレ 我益田越中親旋（わが） 公ヲ擢（ぬき）テ輔相ト為シ専ラ（もっぱ）

藩内ノ士氣ヲ鼓舞振興セシメラル 是ニ於テ小國融蔵武彝（後改右衛門介） 田

村音蔵直道 大谷樸助實徳 河上範蔵俊慎等 親旋（三）公ノ内

命ヲ蒙リ 大ニ國事ニ奔走シ 文久三癸亥（一八六三） 献兵ノ員ニ加リ 御親兵

ト為レリ 同年七月 我藩堺町御門ノ戍ヲ奪ハレ 藩主及藩士ノ入

京ヲ禁セラルヲ以テ 親旋（施）公ハ先ツ大谷樸助ヲ國ニ歸シ

勅旨ヲ奉シ 親（みすか）ラ三條實美卿始メ脱走七卿供奉シテ歸藩復

命アリ 翌元治元年甲子ニ至リ七卿及藩主ノ冤（えん）ヲ訴フルノ議大ニ起ル 久

阪義助等 藩内忠勇ノ志士團結シテ隊ヲ為ス者 及 各藩浪士（および）

嘉永六年「一八五三年七月八日（旧曆六月三日）浦賀沖にM.C.Perryが率いるアメリカ東インド艦隊四隻（蒸気船二隻、帆船二隻）が来航した。

安政元年「一八五四年二月八日（旧曆安政七年正月十一日）ペリー艦隊第一陣七隻再来。

河上範三俊慎「益田家臣。」「俊慎」はトシチカ、トシノリ、トシミツのいずれか？

國事「当時の「國」は「藩」を意味する。「國事」は藩政のこと。

文久三年「一八六三年八月一日、長州藩は突如御所堺町御門の警衛の任務を奪われ藩主及び藩士の入京を禁じられた（「八・一八の政変」または「堺町御門の変」）。又、長州派の七卿は官位を剥奪され京都を追放された（「七卿都落ち」）

献兵「文久三年三月十八日より幕命により十萬石以上、一萬石につき一人の割合で各藩が御親兵を出した。長州藩は本藩21、長府5、徳山4、岩国6、清末1合計37名を派遣した。（防長回天史4第3編下66頁）

七卿「三条中納言美美、三条西中納言季知、東久世少将通禧、四条侍從隆詞、錦小路右馬頭頼徳、澤主水宣嘉、壬生修理大夫基修。

我藩寄属スル者ヲ率テ脱藩大阪ニ走ル是時賊魁會津彦
 根藤堂戸田諸兵九門ヲ警衛シ藤堂兵伏見ニ出張ス京搦諸
 道戒嚴久段義助特ニ大谷樸助藤村幾之進ヲ撰ニテ表ヲ齎ラシ
 衆ニ先チ行ヲ啓カシム二人奪然直ニ淀ニ赴キ城門ヲ叩キ呼ニ白ク長州脱
 藩至君候面謁シテ陳請スル取アラントス時稻葉候征夷府園老々
 將人ヲシテ二人ヲ逮捕セシメントス權助愠リテ白ク我等唯二人ノミ敢テ力
 ラ以テ抗スル非ス縛セント欲セム則チ縛セヨ我等素ヨリ禁ヲ犯スヲ知ル然レ
 モ主宥ヲ祈ル臣子情義自ラ已ラント能ハス今一表ヲ持シテ我儼ニテリ經
 君候ニ達セシメム女身縛スルハ表奪初ハカラスト乃衆ヲ排シテ進ミ之ヲ
 其老臣與フ候二人ヲ客舎ニ延キ厚ク待遇セシメテ其表ヲ歸ス二人曰ク
 候政事府政ヲ為ス今天下ノ志ヲ通スルヲ為サズハ何ヲ以テ其責ヲ塞カシ
 然レ敢テ請ガシム行テ松平肥後身ニ達センニ而シテ我輩入京ノ禁ヲ

ノ我藩二寄寓スル者ヲ率テ脱藩 大阪二走ル 是時賊魁會津 彦
根 藤堂 戸田ノ諸兵 九門ヲ警衛シ 藤堂兵八伏見ニ出張ス 京撰諸

道戒嚴 久阪義助特ニ大谷樸助 藤村幾之進ヲ撰ンテ表ヲ齎ラシ

衆二先チ行ヲ啓カシム 一人奪然 直ニ淀ニ赴キ城門ヲ叩キ呼テ曰ク 長州脱

藩ノ士君候ニ面謁シテ陳請スル所アラントス 時二稻葉候征夷府閣老タリ

将二人ヲシテ二人ヲ逮捕セシメントス 樸助愠リテ曰ク 我等唯二人ノミ 敢テ力

ヲ以テ抗スルニ非ス 縛セント欲セハ則チ縛セヨ 我等素ヨリ禁ヲ犯スヲ知ル然レ

ト脱モ主冤ヲ訴ルハ臣子ノ情義 自ラ已ムコト能ハス 今一表ヲ持シテ我懐ニアリ 經ニ

君候二達セシメハ此ノ身縛スベシ 此表奪フヘカラスト 乃衆ヲ排シテ進ミ之ヲ

其老臣二與フ 候二人ヲ客舎ニ延キ厚ク待遇セシメテ其表ヲ歸ス 二人曰ク

候八政夷府ノ政ヲ為ス 今天下ノ志ヲ通スルコトヲ為サズシハ 何ヲ以テ其責ヲ塞カシ

然レトモ敢テ請ハサルノミ 行テ松平肥後守ニ達センノミ 而シテ吾輩入京ノ禁ヲ

九門 〓 京都御所の九ツの門。() 内の藩兵が固めた。中立売門(筑前)、蛤門(会津)、清和院門(加賀)、下立売門(仙台)、寺町門(肥後)、石薬師門(阿波)、今出川門(久留米)、

乾門(薩摩)。藤堂は蛤門内側、彦根は朔平門前を警衛。戸田藩の警衛場所?

京撰 〓 京都と撰津(兵庫県)

藤村幾之進 〓

淀城 〓 淀藩主は在京老中、稲葉長門守正邦。十二万二千石。譜代。

主冤 〓 主人の冤罪」

塞ぐ 〓 みたす。

元治元年(一八六四) 六月、七月

犯ス者、實藩之ヲ為サシムルニ、老臣等言屈シテ其表ヲ受ク、人
碎シ去リ、天王山到レハ久政義助等已ニ殿ヲ啟自シテ此營セリ、實ニ六
月廿日、國司信濃福原越後親旋公ノ三國老相次テ國ヨリ到ル
親旋公始テ勇山ニ滯陣シ、七月十七日ヲ以テ大舉入京議ヲ決シ更ニ陣

ヲ天王山ニ移サレ

七月十八日、拂曉福原一軍、伏見街道ヨリ進ミ國司一軍、嵯峨天龍

寺ヨリ出發、赤堀又兵衛、力士隊ヲ率テ之ニ從フ、久政義助、各口藩

浪士ヲ指揮シ、竹田街道ヨリ進ミ、鷹司印シル小國一軍、赤堀田村音藏不詳

上院三等亦我須佐兵組士遊軍半隊、町兵新核半隊ヲ合シ、増野又

十郎司令官ト為リ、久政氏一軍ニ從フ、親旋公、中軍總督トシテ、天王

山本營ニ在リ、國司一軍先ツ兵隊ヲ開キ、各軍相利アラヌ、久政氏等事

遂ニ成ラサルヲ計リ、鷹司印内ニ入リ、屠復メ田村音藏其状ヲ觀ヤ、直ニ馳

元治元年（一八六四）六月〜七月

犯ス者八貴藩之ヲ為サシムルナリ云々 老臣等言屈シテ其表ヲ受ク 二人

辞シ去リ天王山ニ到レハ 久阪義助等已ニ衆ヲ督シテ屯營セリ 實二六

月廿六日ナリ 國司信濃 福原越後 親旋公ノ三國老相次テ國ヨリ到ル

親旋公ハ始メ男山ニ滞陣シ 七月十七日ヲ以テ大舉入京ノ議ヲ決シ 更ニ陣

ヲ天王山ニ移サル

七月十八日拂曉 福原ノ一軍八伏見街道ヨリ進ミ 國司ノ一軍八嵯峨天瀧

寺ヨリ出発 来嶋又兵衛氏 力士隊ヲ率テ之ニ従フ 久坂義助 各藩

浪士ヲ指揮シテ竹田街道ヨリ進ミ 鷹司邸ニ入ル 小国融蔵(軍監)田村育蔵(不詳)

我須佐兵八組士 遊軍半隊 町兵 新撰半隊ヲ合シ 増野又 益田家老臣

十郎司令官ト為リ 久阪氏ノ軍ニ従フ 親旋公ハ中軍總督トシテ天王

山本營ニ在リ 國司ノ一軍先ツ兵端ヲ開キ 各軍相応シ 一時頗ル激戦ナリシカ

来嶋氏戦死 福原大夫負傷 各軍相利アラス 久坂氏等事

遂ニ成ラサルヲ計リ 鷹司邸内ニ入り屠復ス 田村音蔵其状ヲ觀ルヤ直チニ馳

天王山 淀川を挟んで男山の対岸、大山崎市にある標高270・4米の山。麓は秀吉と明智光秀が戦った古戦場として知られる。

男山 京都盆地の南、木津川、宇治川、桂川の三川合流点の南に位置する標高140米の山。石清水八幡宮がある。経済・軍事上の要地で往時、麓には多くの関所があった。

國司信濃 萩藩寄組國司信濃親相。蛤御門の変の責任を取り徳山澄泉寺にて自刃。享年二三歳。

福原越後 萩藩永代家老宇部福原家、福原元 備。蛤御門の変の責任をとり岩國竜護寺にて自刃。享年五〇歳。徳山毛利広 鎮六男。

新撰隊

半隊 半隊・分隊は小隊規模に満たない少人数編成の部隊。2半隊 小隊。2小隊 中隊(72人)。4中隊 大隊。半隊の半分が分隊。

力士隊 角力隊。力士の一団で遊撃軍に属した。初めは勇力隊と称し宮市屯集力士隊と唱えたが慶応元年五月二十三日勇力隊と命名。頭取は力士山分勝五郎。(もりのしげり)

遊軍隊 文久三年十月十日編成。初め来嶋又兵衛が獵師兵八十人を率い京都に入り、堺町変後国に帰って一隊を組織したもの。これに鷹懲隊、萩野隊、正導隊、博習隊、神威隊、

金剛隊、郷勇隊、市勇隊、勇力隊、狙撃隊、鍾秀隊、地光隊、好義隊、維新団が合体して遊撃隊と称した。蛤御門の変の後各隊は分立、本体を遊撃隊と称し地光隊、精兵隊、好義

隊、維新団の四隊のみがこれに属した。慶応元年正月では総人員二百四十人。同年五月二百三十人を定員として高森屯集となった。(もりのしげり)

鷹司邸 関白鷹司輔 滌の屋敷は堺町御門を入った右(東)側にあった。彼は尊攘激派全盛時代の関白で萩藩と気脈を通じていた。御所に進撃した長州兵は此処を拠点として河原

町藩邸の兵力を合わせて御所凝華洞(御花島)に陣取っていた会津藩主松平容保を攻撃しようとしたのである。

…この部分は浄書の時に書き落したものとと思われる。

セテ其列ニ加リ屠腹ニ敗軍ノ報續々天王山本營ニ達ス益田丹下陣

ヲ撤シテ歸國ノ議ヲ奔テ親旋公ヲ促ス公遂ニ其策ニ從テ是時諸軍

ノ兵三々五々本營ニ歸ルノ踵ヲ接ス鷹司即ノ一軍ニ主將久阪屠腹

ノ運ニ遭遇シ將士相會シテ退軍議ヲ定メ即ノ諸門ヲ閉キテ一齊ニ

奔弛シ夷然百雷ノ耳ヲ衝キ硝煙四散暗黒ノ中ニ劒戟ヲ閃カシテ外圍

ヲ衝キタリシ敵兵死傷無算狼狽ニ其銳鋒ヲ避ケタラシテ天王山ニ歸

ル得タリ此役ヤ澹川健藏正義中村惣治藤信中尾易三郎宣足

等ノ戰死ス但見地ヲ詳ニセス

以義我與ニ先ツ數日在子君ニ千有餘ノ士旌ヲ從テ登京ノ途ニ就カシ

ニ中尾ヨリ衆般既ニ備後海ニ到リ天王山ノ敗報ニ接シ直ニ歸國アリ

是時ニ當リ藩内俗論黨ニ接會失スバカラスト沸騰シテ正義脈ヲ壓倒シ

両君候ヲシテ朝敵ノ罪名ヲ被ラシムルニ先々為ス所アラントスルノ説起リ

セテ其列ニ加リ屠腹ス 敗軍ノ報續々天王山本営ニ達ス 益田丹下陣
ヲ撤シテ歸國ノ議ヲ発シテ親旋公ヲ促ス 公遂ニ其策ニ従フ 是時諸軍
ノ兵三々五々本営ニ歸ルモノ踵ヲ接ス 鷹司邸ノ一軍八主將久坂氏屠腹
ノ運ニ遭遇シ 將士相會シテ退軍ノ議ヲ定メ 邸ノ諸門ヲ開キテ一齋ニ
発砲シ 轟然百雷ノ耳ヲ衝キ 硝煙四散暗黒ノ中ニ劔戟ヲ閃カシテ外圍
ヲ衝キタリシニ 敵兵死傷無算 狼狽シ其銳鋒ヲ避ケタルヲ以テ 天王山ニ歸
ルヲ得タリ 此役ヤ澄川健蔵正義 中村惣治藤信 中尾易三郎宣足
等戦死ス 但シ其地ヲ 詳ニセス

此義學ニ先ツ数日 世子君八千有余ノ士族ヲ從ヘ登京ノ途ニ就カレ
三田尻ヨリ乗般 既ニ備後海ニ到リ 天王山ノ敗報ニ接シ 直ニ歸國アリ
是時ニ當リ藩内ノ俗論黨ハ機會失スベカラスト沸騰シテ正義派ヲ壓倒シ
兩君候ヲシテ朝敵ノ罪名ヲ被ラシムルニ先手 為ス所アラントスルノ説起レリ

益田親施が一戦も交えることなく益田丹下の進言を容れて天王山から退いた理由は、長州藩が御所に攻撃を掛ければ主家に朝敵の汚名を着せられる事を考慮したからではなからうか。
中尾易三郎宣足 益田家臣。石州三隅村庄屋寺戸謙一郎の弟。文久二年五月瀬尻組澄川米輔育となり、八月十四日澄川米輔養子となる。

故ニ三國老藩主ニ拜謁スルヲ許サス三國老各台迄稱ノ地姑ク滯
 在スヨキニ決シテ親旋公ニ大道村居住ノ家臣ニ好久乎宅ニ寓セラレ
 八月廿日ニ没後親旋公僅ク七知倍隨ニ歸邑アリ邑中蕭然士民服
 寢食ヲ安ヤス生君ノ身上如何アラント大ニ其前途ヲ憂慮セリ于時幕
 府徳川氏ニ長藩征討ノ号令ヲ諸藩ニ下ス風説アルヲ以テ藩内ノ俗議益
 沛騰シ曾テ譴責ニ據リ退隱セシ毛利伊勢ノ大夫ヲ要路ニ按按シ君
 命ヲ矯リテ專ラ恭順ヲ唱フ遂ニ益田福原國司ニ三國老ヲ支藩徳山ニ
 幽囚スル事ヲ謀ル

同十日本藩御目附笠原雀之介初頭矢田仲人其他警衛ノ士卒
 數人須佐赤着アリ

御沙汰書寫

益田右衛門介

元治元年（一八六四）八月

故**三**（益田右衛門介 福原越後 国司信濃）**國** **老**ノ藩主ニ拜謁スルヲ許サス **三國**老八各山口近隣ノ地ニ姑ク滞
在スヘキニ決シテ **親旋**施公八大道村居住ノ家臣 三好久平宅ニ寓セラル

八月六日夕**没**後 **親旋**施公八（わすか）僅六七名ノ**倍隨**陪ニテ歸邑アリ 邑中肅然 **士民**一般

寢食ヲ安セス **主君**ノ身上如何アラント大ニ其前途ヲ憂慮セリ 于時幕

府徳川氏八長藩征討ノ号令ヲ諸藩ニ下スノ風説アルヲ以テ 藩内ノ俗議 **益**

沸騰シ 曾（かこ）テ譴責ニ據リ退隱セシ毛 **利** **伊** **勢**ノ**太夫**ヲ要路ニ撰拔シ君

命ヲ矯リテ 専（せうは）ラ恭順ヲ唱へ 遂ニ益田 福原 國司ノ**三國**老ヲ支藩徳山ニ

幽囚スルノ事ヲ謀ル（はか）

（八月） 同日 **本藩御目附** 笠原隼之介 **物頭** 矢田仲人 **其他警衛ノ士卒**

数人須佐来着アリ

御沙汰書寫

益田右衛門介

三好久平＝益田領飛地、大道村（切畑）在住の家臣。

大夫＝（たいぶ） 周代の官名。卿の下、土の上に位する。 秦漢時代の第五位の爵位。 広く官位の有る者をいう。 大名の家老の称。 （だう）

最高級のゆ遊女。

笠原隼之介＝萩藩大組（楯柱組）一八〇石。（萩藩給禄帳より）

矢田仲人＝「仲人」は「仲衛」の誤り。萩藩大組（繁澤組）二五四石（萩藩給禄帳より）。

右思召ニ不相叶趣有之毛利淡路守様、被成御預
在攻段可申聞旨共事

同十一月御奈與栗山公輔安富九郎兵衛款野成左二門松原
仁藏河川宛藏中村藤馬御馬屋組破吉等供奉ス

同十二月徳山有客辭ニ着泊アリ

同十五日攝壽院ニ禁銅セラレ家臣一名外同院ニ伺候スルヲ許サズ安富九
郎兵衛其撰ニ当リ他ニ各徳山市街ニ散居潜伏セリ是ニ於テ邑中人心
洵々口耳相接シ至君速援ノ策ヲ議ス

同十七日大塚浪江宅ニ於テ御手廻大會議ヲ開キ一封ノ異見書ヲ邑政
堂ニ出ス其要領ニ我益田家ニ一門要衝地ヲ領シ方今外弟掃攘ノ
令ヲ奉戴シ尤忠勤ヲ抽ニスキノ秋ナリ就テ主人親旋公ヲ其采邑須佐ニ
謹慎塾居シ末家諸子ノ監督ヲ度ケレシ方非常ノ事アラハ邑中ノ士

右思召二不相叶趣有之おぼしめし あいかなわざる これあり 元蕃、徳山毛利もとよしかせるべく 被成御預おあずけになられ
候 此段可申聞旨候事

(八月) 同十一日 御発輿 栗山翁(忠親 上十当役) 輔 安富九郎兵衛(中土、御手廻組) 萩野咸工門萩 松原(中土)
御手廻組) 仁蔵 石川完蔵 中村藤馬 御馬屋組磯吉等供奉ス

(八月) 同十三日 徳山府客館二着泊アリ

(八月) 同十五日 操寿院二禁銅セラレ惣持院 家臣一名ノ外同院二伺候スルヲ許サス 安富九郎兵衛 其撰二当リ 他八各 徳山市街二散居潜伏セリ 是二於テ邑中人心(須佐) 洵々 口耳相接シ 主君速援ノ策ヲ議ス(益田親施) 救

(八月) 同十七日 大塚浪江宅ニ於テ 御手廻大會議ヲ開キ一封ノ異見書ヲ邑政 堂二出ス 其要領ハ 我益田家八北門要衝ノ地ヲ領シ 方今外夷掃攘ノ 令ヲ奉載シ 尤忠勤ヲ抽ンスヘキ秋ナリ 就テ八主人親旋(施)公ヲ其采邑須佐二 謹慎蟄居シ 末家諸子ノ監督ヲ受ケシメ 万一非常ノ事アラハ 邑中ノ士(須佐)

毛利淡路守様ニ徳山毛利家。当時の当主は第九代毛利元蕃(もとみつ)

惣持院ニ益田親施切腹の地。国司信濃が切腹した澄泉寺とともに明治初年に解崩し畑地となった。現在、周南市徳山毛利三丁目毛利マンション角にある「益田右衛門介賜剣の地」の石碑から東へ一丁の所にあつた。

洵々々々=騒ぎごよめくさま。おそれ騒ぐ声。

御手廻組ニ本藩では藩主に近侍し、その側近の職務に服する者を以て構成し、これを御手廻組と総称した。世襲の階級ではなく、在職中に適宜各階級からこれに編入して組織されたので、構成員も広汎な階級にわたっていた。在職中は高い家格を与えられた。益田家の制度もこれに倣つたものと思われる。

元治元年(一八六四) 八月

臣ラシテ其指揮ヲ仰カシテ度旨本藩歎願セラレタシトノ竟ナリ大組四
組等亦相次テ大同小異ノ建言ヲ為スト雖邑政堂ニ姑息因循其
說ラ容レ之壯烈ノ士漸ク迫ニ及テ家臣一般署名歎願書トシテ
差スラ許セリ

此度京師變動ニ付而者右衛門介殿被蒙

御不興徳少御預テニ舟柄禁錮被仰付誠以恐入矣御儀
御座矣御謹責之義者御大典ヲ以被仰付存助モ可有之
疾ニ共私共身下ノ身分ニテ眼前歎難不堪見聞不得止

歎願申出之趣者至人壯年ヨリ御奉公一途被竭心力相模國
御備傷出張以來地方職勤ヨリ引續キ江府用度之御備
直様京師御滯留御周旋籍御手傳被申上尚又昨年上
京八月十八日之變動何モ不容易御時節ニ疾得共報國之忠

民ヲシテ 其指揮ヲ仰カシメラレ度旨本藩へ歎願セラレタシノ竟ナリ 大組四
 組等亦相次テ大同小異ノ建言ヲ為スト雖トモ邑政堂ハ姑息因循其
 説ヲ容レス 壯烈ノ士漸ク迫ルニ及テ家臣一般署名ノ歎願書トシテ
 差出脱 スヲ許セリ

此度京師變動ニ付而者 右衛門介殿 被蒙
 御不興 徳山へ御預ケノ身柄 禁錮被仰付 誠以恐入候御儀ニ
 御座候 御譴責之義者 御大典ヲ以被仰付候筋モ可有之
 候へ共 私共臣下ノ身分ニテハ眼前ノ歎難不堪見聞 不得止
 歎願申出之趣者 主人壯年ヨリ御奉公一途 被竭心力 相模國
 御備場出張以來 地方所勤ヨリ引續キ江府再度之御備
 直様京師御滞留 御周旋筋御手傳被申上 尚又昨午上
 京 八月十八日之變動 何レモ不容易御時節ニ候得共 報國之忠

大組 萩藩では八組、馬廻り組ともいい、藩士中核の階層。軍陣にのぞみ主将の馬廻りに従う者で八組は最初の頃一門八家若しくは寄組の士に配して組を編成し、輪番にして六組は藩地にとどめ、二組は藩主の参勤に随従警固して江戸に駐在させた事に始まる。益田家でもこれに倣った制度を採用したものと考えられる。

四組 益田家の軍制は益田元亮公の時「八組」(大蔵、立野、市丸、宇谷、友信、下小川、境、千足)であった。それを元和年中(一六一五〜二三)に「四組」(宇谷、須佐地、瀬尻、市丸)に改組された。

京師變動 元治元年の蛤御門の変(禁門の変)のこと。

相模国御備場 ペリー来航以来外寇防御が強化され、幕府は嘉永六年十一月十四日萩藩に三浦半島一帯の沿岸防備を命じた。本藩は十二月十四日、益田親施を浦賀表御手当御用惣奉行に任じたので、親施は一月十日萩を出発し江戸經由三月二十六日駐屯地の相模国上宮田村陣屋に着任、安政二年三月十七日まで滞在した。

江府再度ノ御備(供) 親施は安政五年六月当役に就任五年間在職した。その間藩主と行動を共にして一度江戸に滞在した。

節一途_二被相勵千辛萬苦被遂其節量祖右衛門介藤

兼殿以未

御當家重大之被蒙

御鴻恩代々被致無

二之覺悟_三矣段者深重之神誓

御當家吉川家對御取

替_レ儀恐多_ク仰德神君御照覽之前末代無相_違粉骨之御

奉公祖先對_レ疾_テ當然_ノ儀_下被相心得况_ヤ主人弱冠_{ヨリ}

御憐撫_ラ以_テ仕途被召出是迄別而厚

御寵遇之義復

食之_間不被致忘却何幸

御恩沢之萬一_レ被報度取

分被致_力近_年一途_三公事_ハ一身_ラ被奪自家之者義

何_レ被捨置_道伏_而者家産_モ連_年空_之旅用軍費_モ尽_果矣

得共_只上下霜露露宿艱難_ラ極_シ自他_之御役筋米_レ被遂

其_レ節無_而於_内輪_被申_諭在_義近_ク當_守候_身余

リ_候御仁恩遠_ク祖先歷代難有_被召置_在家名_之瑕瑾

節一途二被相勵(あいはげまれ) 千辛萬苦被遂とげられ 其節曩祖右衛門介藤(のうそ)
 兼殿藤兼以来 御當家重大之被蒙(代) 御鴻恩 代々被致無いたされ
 二之覺悟候段者 深重之神誓 御當家吉川家へ對シ 御取おとり
 替シノ儀 恐多毛仰徳神君御照覽之前 末代無相違あいたがいなく 粉骨之御益田親施
 奉公八 祖先へ對シ候テモ當然ノ儀ト被相心得 況ヤ主人弱冠ヨリ
 御憐撫ヲ以テ仕途被召出 是迄別而厚 御寵遇之義 寝
 食之間モ不被致忘却 何卒 御恩沢之萬一ヲ被報度 取
 分被致尽力 近年一途二公事へ一身ヲ被委 自家之義者
 何モ被捨置 伏而者 家産モ追年空乏 旅用軍費モ尽果候つきはてそつら
 得共 只上下霜寝露宿 艱難ヲ極メ 自他之御役筋尖二被遂とげられ
 其節 兼而於内輪被申諭義八 近クハ當 尊候身二余益田親施侯
 リ候御仁恩 遠クハ祖先歴代 難有被召置候 家名ノ瑕瑾かきん

曩祖 先祖。

藤兼殿 益田家十九代益田藤兼（享祿二年一五二九、慶長元年一五九六）。幼名次郎、治部少輔、右衛門佐、越中入道、或いは全鼎入道、縦四位下、侍従。法名大濫全鼎。弘治元年（一五五五）陶晴賢滅亡後、益田氏は陶氏の残党として岩見に孤立した。藤兼は尼子氏と組んだりしたが、毛利氏に敵わないと知ると吉川元春を頼って降伏を申し入れ、永祿二年（一五五九）以降、益田氏は毛利氏に服従することになった。爾來、藤兼は元就の命を奉じて毛利氏の出雲・岩見攻略委忠勤を励むことになる。

仰徳神君 萩築城以前からあった土地神であったが、宝曆十二年第七代藩主重就によって指月山要害道山番所の東側に社殿が建立され、毛利氏の始祖天穗日命と元就の靈を合祀し、後にまた隆元、輝元、秀就を併祀した。明和七年に仰徳大明神の社号を、文政年間に正一位を賜った。（萩市史第一巻183頁 仰徳神社の項）

當尊公 益田親施のこと。「尊侯」は「尊公」か

元治元年（一八六四）八月

竭家及身後而之其時節忠勤不申上後而者報國之一端不相

立被存以於微臣私心其意守奉羅居在處今般京都

變動之趣付不固御啟謹之身被相成誠以残念至極

奉存矣尤於上國其節政府之御建議御成美如何而御座

在哉雜量微臣催見而賊黨奸計巧正路實却而殺

召以討代救乞請天龍寺天王山之諸製討手差左向友手急危

急且夕相迫退教願之義差置進誅賊之場相差掛實

以下義心激烈不堪憤滿眼前之賊徒為國家誅滅之議論

而為有之哉縮處一舉御國御大事之御場合立行

疾段奉忍入挂作去前申上後主人年未之素志只忠勤

一遠其時穿鑿不被行屆終賊計隨矣義者口惜次

弟是申何卒奉國之丹心被相果度被存入却而輕奉相

竭家（けつか）尽身（てん）候而（て）モ 此時節忠勤不申上候而者 報國之一端不相
 立たすト被存ぞんじこまれ込 於（て）微臣私式モ其意（ラカ）モ尊奉罷居候處 今般京都（給御門）
 變動之趣二付 不（はからずも）凶御敵譴之身ト被相成 誠（まことにもつて）以残念至極
 奉存（ぞんじしてまつりそふさう）候 尤於上國其節 政府之御建議御成算ハ 如何二而御座
 候哉 難量（はかりがたく）微臣ノ管見二而ハ 賊黨奸計ヲ 巧（はたら）キ正路ヲ塞（はた）キ 却而叛
 名ヲ以（たんせき）討代（あいせま）ノ勅ヲ乞請 天龍寺 天王山之諸勢へ討手差向候手筈 危
 急旦夕二相迫り 退（ふんまん）テ歎願之義ハ差置 進（すすん）テ誅賊之場相二差掛り 実
 以テ義心激烈 不堪憤懣 眼前之賊徒 為（こゝのため）國家誅滅之議論二
 而為有之哉 縮（つま）ル處 右一擧ヨリ御國御大事之御場相二立行（益田親施）
 候段ハ奉恐入候 乍去前件申上候主人年来ノ素志二テハ 只忠勤
 一途ニテ 其時ノ穿鑿不被行届 終二賊計ニ随（し）リ候義者 口惜キ次
 第 是ト申モ何卒奉國之丹心 被相果度被存入 却而輕拳二相

竭（けつか） 家（け）が滅びる事。「竭」は尽きる・無くなる・滅びる。

上国（じやうこく） 京都に近い国。上方。

管見（くわんけん） 管の穴から見ること。見識がせまいことをいう。

旦（たんせき） 夕（せき） 朝と晩。朝も晩も。常々。時期が切迫している事。

誅賊（しゆさく） 会津藩主、京都守護職、松平容保を討つ意。

御國御大事之御場相二立行 萩藩存亡の大問題となり

奉（報）國 萩藩の為に働くこと。

丹心 忠誠で偽りのないこと。赤心。

成疾節於身段者今更墜騰之恩殘悔無限得共畢竟主人
於慮者真心之一微言被踏過在泥血毫之不忠節被差搆
疾筋無之者青天白日盟上有忠志而無私心段作不及微臣
等常常附添見聞在儀於 官爵是追之御奉公振御
手當可有之儀奉存執就罪狀赤心忠不忠之處其
濫解 御儀察被成下偏參掛御對分以遂之
御寬典被處接搖御所置被成下在於臣下其於上之
御洪恩蒼海尚淺可奉感淚在去唯今主人之盛因其科以
御國之御名在初被正奉儀是又無御餘儀次為於主人者謹慎
被罷括猶更報國之一端相當接得共奉應今般之義者時
所以被誤在途而為國家毫厘之私曲無之段或也 御并別
以結局之御捌偏功罪相償之御憐恕以御寬宥之行

元治元年（一八六四）八月

成候節 於此段者 今更噬臍之思 無限候得共 畢竟主人益田親施
 於慮者 真心之一徹ヨリ被踏込候訳二而一毫之不忠節被差構さしかまえられ
 候筋無之者 青天白日ト盟ヒ 有忠志而無私心段 乍不及およばずながら微臣
 等常附添見聞候儀 於官府モ是迄之御奉公振御
 手當リモ可有之儀ニ奉存候 就テ八罪状 赤心忠不忠ノ處 其その
 濫觴 御憐察被成下 偏ニ参リ掛リ御斟分ヲ以 遂々もつて
 御寛典ニ被處候様 御所置被成下八、於臣下モ此上之
 御洪恩 蒼海尚浅 可奉感涙候 乍去唯今主人之幽囚 其科ヲ以テそのとが
 御國之御名分ヲ被正候儀 是又無御餘儀次第 於主人者謹慎
 被罷居 猶更報國之一端ニ相當リ候得共 幾應モ今般之義者 時
 所ヲ被誤候一途ニ而 為國家毫厘ノ私典無之段ハ 克々御弁別
 ヲ以テ結局之御捌キ 偏ニ功罪相償之御憐恕ヲ以テ御寛宥ニ立行

噬臍＝ほぞをかむ。後悔しても及ばない意。
 濫觴＝物事の源またハ、じまり。長江もその源は僅かに杯を浮かべるほどの少量の水であること。意。「濫」は浮かぶこと。「觴」は盃。
 蒼海尚浅（そうかいなおあさく）＝蒼海尚深ではないか。
 私曲＝よこしまなこと。

疾様御執計之程奉教願天至人出囚中差當リ心身疲弊之
 憂天且夕御座天間是又御規則相立天心身取凌相成天之
 御緩之御詮議被仰付被下天謹而後日之公裁ヲ相待之外更
 異議無御座天在天段天御洞察奉仰天疾天程御邦典
 被相立天疾御裁許之夾天微臣之身分歎願之義者恐多奉存天疾
 得共天幾重天臣下之情實主人御奉公天向一途被致勉勵天疾忠
 志却而身之不幸天相成疾段天疾天殘悔無限奉存天付不得已
 平生之志願見聞之所天以御敷願天疾間偏天公日天疾大之御勤并
 以天廣大之御所置被相行天疾様伏而奉敷願天疾系天疾段天且敷様
 御建議之程奉祈天謹白

益田右衛門介

家素中

候様 御執計之程奉^た願^ん候^り 尤^も主人^も幽囚^も中^も 差當^ちり心身疲弊^し之^を
 憂^{うれ}毛^も旦夕^{たんせき}二御座候間^{ござ候間} 是^こ又^れ御規則^{ごきそん}相立^あ候^り八^は、心身取^{とり}凌^{しの} 相成^あ候^り丈^{だけ}ケ^に二^に
 御緩^{ゆる}メ之^の御詮議^{ごせんぎ} 被^お仰^お付^せ被^お下^{くだ}候^り八^は、謹^つ而^{しん}後^ご日^にノ公裁^{こうさい}ヲ相^あ待^{まつ}之^を外^を 更^{さら}
 異議^{いぎ}無^く御座候^り条^{じょう} 此^こ段^{だん}トモ 御洞察^{ごどうさつ}奉^ま 仰^お候^りケ^に程^{ほど} 御邦典^{ごほんてん}
 被^あ相^あ立^た候^り 御裁許^{ごさいしよ}之^の央^{なか} 微^い臣^{しん}之^の身^み分^{ぶん}歎^{たん}願^んノ義^ぎ者^は 恐^{おそ}多^{おほく}奉^ま 存^{ぞん}候^り
 得^え共^{ども} 幾^い重^{じゆう}毛^も臣^{しん}下^げノ情^{じやう}實^{じつ} 主^{しゆ}人^{にん}御^ご奉^{ほう}公^{こう}向^{かう}キ一^{いち}途^ず二^に被^い致^た勉^{めん}勵^{れい}候^り忠^{ちゆう}
 志^し 却^かテ身^み之^の不^ふ幸^{しやう}ト相^あ成^{じやう}候^り段^{だん} 幾^い應^{じやう}毛^も残^{ざん}悔^{くわい}無^く限^{げん}奉^ま 存^{ぞん}候^り二^に付^に 不^ふ得^え已^ず
 平^{へい}生^{せい}之^の志^し願^ん 見^み聞^き之^の所^{しよ}ヲ以^も 御^ご歎^{たん}願^ん 仕^し候^り間^{かん} 偏^{へん}二^に公^{こう}明^{めい}正^{せい}大^{だい}之^の 御^ご勘^{かん}弁^{べん}
 ヲ以^もテ 寬^{かん}大^{だい}之^の御^ご所^{しよ}置^ち 被^あ相^あ行^{かう}候^り様^{さま} 伏^ふ而^{して}奉^ま歎^{たん}願^ん候^り条^{じょう} 此^こ段^{だん}宜^い敷^し様^{さま}
 御^ご建^{けん}議^ぎ之^の程^{ほど}奉^ま 祈^{いの}候^り 謹^い白^{ぱく}

益田右衛門介

家来中

心身疲弊^{しんしんぱい} 当時親施^{たうじしんし}の健康状態^{けんかうじやうたい}について「月番日記^{げつばんにっぴ}」に「…然処^{しかるしよ}、右衛門介^{ゑもんけ}殿^{どの}近^{ちか}来^き病^{びやう}身^みニテ胸痛^{しやうつう}間^{かん}々^々差^さ起^{おこ}リ被^あ致^た難^{なん}儀^ぎ事^じニ候^り工^{こう}八^は只^{ただ}今^{いま}ノ通^{とほ}りにて八身^{はつみ}
 命^{いのち}取^と凌^{しの}の儀^ぎも如何^{いか}可有^あ之^の哉^や」との記述^{きじゆ}がある。また「随^{ずい}行^{かう}日記^{にっぴ}」元治元年^{げんじげんねん}八月廿五日^{はつげふにちご}の欄^{らん}に「松原^{まつはら}泰^た威^い徳^{とく}山^{さん}医^い師^し林^{りん}良^{りやう}益^{えき}方^{かた}へ被^あ差^さ越^こ候^り事^じ」との記述^{きじゆ}が
 あり、幽囚^{ゆうきゆう}中^{ちゆう}の主人^{しゆじん}の治^ち療^{りやう}相^{さう}談^{だん}に行^いつたのではないだろ^うか。
 邦典^{ほんてん} 国家^{こくが}（萩藩^{はぎはん}）の典例^{てんれい}・法則^{ぽうそく}。

九月下旬ニ至リ本藩俗論黨氣焰最熾シテ正義ノ士ハ蛇蝎視ニ各地
於テ煉暴ノ舉動アリ其談曰ト台新城鄭ヲ毀ケ國防一國ヲ劇興シテ尚
罪便ニ謝スヘト麻田公輔國論變動ヲ察シ台於テ屠腹セリ
十月三日藩主公藩城ニ御移轉岩國并長府清本諸公亦入款アリ
免戸備前清水清太郎正義派ヲ敗作シテ西職毛利伊勢并原主計任
其他熊谷武部始テ俗論黨ヲ登庸セリ賊魁財滿新三郎嶋尾五郎
右衛門等六百名清光寺ニ會シテ結黨ス可謂撥鋒隊ナリ

御沙汰書

益田右衛門介

親類中

赤家光共

右先達而當役中申聞置疾通嫡子精次郎致輔佐用

九月下旬二至り 本藩俗論黨ノ気焰 最(もつとも) 熾(さかん)ニシテ正義ノ士ヲ蛇蝎(だかご)視シ各地ニ
於テ疎原文は調字暴ノ舉動アリ 其説ニ曰ク 山口ノ新城郭ヲ毀九テ 周防一國ヲ割與シテ問廿六日
罪使二謝スヘシト 麻田公輔八國論ノ変動ヲ察シ山口ニ於テ屠腹セリ

十月三日 藩主公(毛利敬親)八藩城(萩城カ)ヘ御移轉 岩國(吉川経幹)并長府(毛利元周) 清末(毛利元純)ノ諸公 亦入萩アリ
宍戸(加判役)備前 清水清太郎(加判役)ノ正義派ヲ敗斥シテ 両職八毛利伊勢(親度、阿川毛利、加判役、政事方) 井原主計二任
シ 其他 熊谷式部ヲ始メ俗論黨ヲ登庸セラル 賊魁財満新三郎(剣豪、藩主を警衛、撰鋒隊伍長) 嶋尾五郎
右衛門等六百名 清光寺二會シテ結黨ス 所謂撰鋒隊ナリ

御沙汰書

益田右衛門介

親類中
并家老共

右先達而 當役中申聞置候通 嫡子精次郎致補佐 用二

蛇蝎ヘビとサソリと。 転じて恐れ嫌われる事のため。

麻田公輔周(すけ) 布政之助。当時俗論派に逐われ、吉富簡一の家に在り、罪を身に負い困難に代わらんとして数日食を断ち、一通の文を残して九月二
六日自刃。四二歳。

撰鋒隊嘉永六年二月十五日編成。 外警ノ事アルヤ藩士馬廻士以上ノ気概アリテ拔芸ニ精キモノヲ選テ海陸二軍ニ充ツ。名付テ「先鋒隊」ト言ウ。
文久三年二至リ「先」ノ字ヲ改メ「撰」ト為ス。慶応元年正月内訌戦ニ諸隊ト戦ヒ大敗シ幾何モナク解散ヲ命セラル。(モリのしげり 347頁)
清光寺浄土真宗の寺。 月輪山清光寺・本願寺萩別院として現存。萩市西田町。寛永八年(一六三一)輝元夫人清光院の菩提寺となる。開山は准尊。

相立候様申合積々可令心遣尤右衛門介身上付如何様
申付共家来未々至迄不心得之義於無之者家名無相
違可立遣付此度令鎮靜様可申聞候事

幕府其様葉シテ征長ノ與キラ果サント欲シ尾張前大納言徳川慶
勝命シテ一藩ノ後督ヲラシメ右川佐渡守ノ向罪使トシテ安藝國廣島ニ至ラシメ

我藩主ニ公官位及松平稱ヲ剥奪スル是於テ本藩諸隊ニ分散シ命シニ
國老ノ首級ヲ渡シ山口新城ヲ破却ス議ヲ決メ初メ小國融藏山口徳山

間ニ潜伏シ在邑大旨撲助等ト内々相慮シテ共ニ計ル所アリシカ本藩政府
爾後ト俗論黨ノ運動ヲ採伯スルニ國老ニ身上頗ル切迫ナリ故ニ諸隊

恒同義兵ヲ興ケ三國老ヲ救ヒテ須佐ニ據リ國內賊ヲ一掃スルニ計畫アリ
福原亦之ニ慮スルヲ以テ日夜無行邑ニ歸リ育英館日進堂有志會

ヲ開ケリ實ニ十一月朔ナリ此會議論ニ達別ハ一曰ク先ツ山口御在七郷

元治元年（一八六四） 九ノ十月

相立候様申合 精々可令心遣 尤右衛門介身上二付 如何様
 申付候共 家来末々二至迄 不心得之義於無之者 家名無相
 違可立遣二付 屹度令鎮静候様 可申聞候事

幕府八其機二乗シテ征長ノ擧ヲ果サント欲シ 尾張前大納言 徳川慶
（よし）

勝二命シテ廿一藩ノ総督タラシメ石川佐渡守ヲ問罪使トシテ安藝國廣嶋ニ至ラシメ
（かつ） 尾州老臣、石河佐渡守

我藩主二公ノ官位及松平ノ称ヲ剥奪セリ 是二於テ本藩八諸隊二分散ヲ命シ
毛利敬親・元徳 福原越後、国司信濃 （益田家長兵衛、育英館字頭、重監） 益田右衛門介

國 老ノ首級ヲ渡シ 山口新城ヲ破却スルノ議ヲ決ス 初メ小 融 蔵八山口徳山
（須佐） （益田家長兵衛、育英館字頭、重監）

間ニ潜伏シ 在 邑 大谷樸助等ト内外相應シテ共ニ計ル所アリシカ 本藩政府ノ
（須佐）

處断ト俗論黨ノ運動ヲ探偵スルニ 三國老ノ身上頗ル切迫ナリ 故ニ諸隊
（須佐）

協同義兵ヲ擧ケ 三國老ヲ救ヒテ須佐ニ據リ 國內ノ賊ヲ一掃スルノ計畫アリ
（須佐）

福原亦之ニ應スルヲ以テ 日夜兼行 邑ニ歸リ 育英館日進堂ニ有志會
（須佐）

ヲ開ケリ 實二十一月朔ナリ 此會ヤ議論ニ途ニ別ル 一二曰ク先ツ山口御在七卿
（須佐）

廿一藩 阿波、美作、出雲、播磨、因幡、備前、播磨、石見、讃岐、備中、備後、播磨、豊前、薩摩、豊前、安芸、肥後、土佐、筑後、伊予、石見の諸藩。

「初メ小国融蔵八山口徳山間ニ潜伏シ」 融蔵は山口に在つて岡彦太郎宅に隠れて藩府の動静を探らうとした。（「益田氏と須佐」192頁）

三國老ヲ救ヒテ須佐ニ據リ 國內ノ賊ヲ一掃スルノ計畫 幕軍の侵入を目前にして、十月十一日奇兵隊鷹憲隊は徳地に転営し要害に拠り雌雄を決しようとした。藩は二十一日諸隊解散の令を下したが、「山口来集の諸隊首領及び野村靖之助等相議して以為らく 諸隊は宜しく相連結して以て後事を図るべし 須佐は故益田大夫の采地にして同氣必らず相応ぜん 宜しく五卿を茲に奉じ諸隊共に其地に拠るべしと 乃ち檄を各地所在の諸隊に飛ばし 又五卿に稟告し翌月四日を以て移転の期とし 五卿は名を遠乗に假る 時に山県少輔徳地に在り 因て福田恭侠平を遣り此意を通ぜしむ 山県之れを非とし以為らく 須佐は偏僻にして退て守るに便なるも進で事を為すに足らず 若かず直ちに進で山口に集り至誠以て素志を達するの手段を講ぜんにはと 福田大に之れを賛し歸て之れを同志に説く 会々須佐の地俗論紛出の報亦至る 是に於て平議遽に變じ山口に集屯するに決す」（「防長回天史」六 第四編下28頁）「初め諸隊は徳地に居りまして、一時は益田大夫の采邑須佐に拠ると云う論も起りましたが、山県狂介などの論では、アンな辺鄙に籠つては足も手も出せぬ、遂には俗論党の為に攻められて、百姓屋で空しく腹を切ると云うような窮境に陥るかも知れぬ、それよりか山口に出て精神を籠めて歎願したが宜かろうと云うことで、諸隊相率いて、続々山口に出て参りまして……」（「中正公勤王事績」467頁）

国内の賊 棕梨藤太ら萩藩俗論派政府幹部のこと。

七卿 P5参照

携^ラ徳地^ヲ経^テ徳山^ニ出^テ義旗^ヲ翻^シ操^シ壽院^ニ闖^入シ主君^ヲ禁錮^シ解^キ
 放^シ諸隊^ノ應援^ヲ待^テ以^テ二州^ノ正氣^ヲ恢復^セト^ニ曰^ク徳山^御禁錮^シ
 水^ヲ聞^ク聲^ヲ術^ノ破^ル若^シ一朝^事弁^ラ主君^ノ身^ヲ及^ブ必^ズ然^ル勢^ヲ
 主君^ノ實^ヲ牘^中空^ニ玉^ヲ其^牘破^碎シ^テ玉^一點^ノ瑕^カラ^レハ^ル至^ス
 雖^ハ謂^フ故^本藩^政府^ノ勅^願シ^テ只^管寬^大ノ^處置^ヲ仰^ク如^クス^ト矣^ノ説^ハ
 多數^{ナル}以^テ之^ヲ邑^政堂^ニ建^議ス^ト臣^民俗^吏等^乃本^藩直^接出^頭ス^ラ
 悍^ラ躊躇^決セ^ズ其^説曰^ク曾^テ若^國吉^川殿^御末^家益^日伊^豆殿^御扱^キ
 事^モシ^レハ^彼二^家ノ^萬依^頼ス^ル臣^民恭^順余^ヲ違^守ス^ルモ^リト^云フ^バケ^レト
 同^日安^當九^郎兵^衛定^ニ會^議ス^ル松^原仁^藏ヲ^シテ^徳有^ノ事^情探^訪
 身^ノ多^ク心^行セ^シト^同夜^更胡^英館^日進^堂會^場轉^シテ^徹夜^相議^ス
 茲^ニ邑^政堂^ニ專^ラ本^藩恭^順主^義ヲ^守レ^ルニ^館中^有志^會説^勸モ^スハ
 激烈^ニ涉^ル悍^各級^ノ合^同會^議ヲ^嚴禁^セリ^仍羽^堂三^日開^散吏^ニ

ヲ携たずへ 徳地ヲ経テ徳山ニ出テ 義旗ヲ翻ひるがえシテ操寿院ニ闖入シ 主君ノ禁錮ヲ解
 放シテ諸隊ノ應援ヲ待チ 以テ二州ノ正氣ヲ恢復セント 一二日ク 徳山御禁錮ノ
 状ヲ聞クニ警衛ノ嚴肅ナルト 若一朝事発ラバ 災先ツ主君身ニ及フハ必然ノ勢ナリ
 主君ハ實ニ牘中ノ寶玉ナリ 妄ニ其牘ヲ破碎シテ 玉ニ一點ノ瑕ナカラシムルハ至
 難ト謂フベシ 故ニ本藩政府ヘ歎願シ只管寛大ノ處置ヲ仰クニ如スト 此説
 多數ナルヲ以テ 之ヲ邑政堂ニ建議スト雖トモ 俗吏等本藩ニ直接出頭スルヲ
 憚リ 躊躇決セス 其説ニ曰ク 曾テ岩國吉川殿御末家 益田伊豆殿御扱
 ノ事モアレバ 彼ニ家ヘ 萬 依頼スルコソ恭順ノ命ヲ遵守スルモノト云フベケレト

(十一月) 同日 安當(言)九郎兵衛宅ニ會議ス 松原仁蔵(徳山)ヲシテ事情探訪
 ノ為メ急行セシム 同日 夜 更ニ育英館日進堂ニ會場ヲ轉シテ徹夜相議ス
 茲ニ邑政堂ハ專ラ本藩ノ恭順主義ヲ守レルニ 館中有志會説 動モスレバ
 激烈ニ渉ルヲ憚リ 各級ノ合同會議ヲ嚴禁セリ 仍テ翌三日ヨリ開散 更ニ

徳地「中国自動車道「徳地IC」付近。佐波郡徳地町。

牘「楽器の名。文書、かきもの、公文書、手紙、半切。

「岩國吉川殿御末家 益田伊豆殿御扱ノ事」

大組御手廻組士等各一級限リ集會所開設セリ

同四月安富九郎兵衛宅ニ於テ御手廻集會ノ際大岩權助膝ヲ進メテ

曰ク主君御切迫今日ニ於テ臣久者豈能食ヲ安ニスバケンヤ邑政堂ニ素ヨリ

姑息因循俗論主矣ト其令之背カサトスレハ到底不忠ノ罪ニ陷ラン假令徳

有ヨリ救ヒ出シ奉ル事能ガレモ吾輩有志ニ率先御警衛ト称シ強テ彼地ニ

至リ萬一厄運ニ遭遇セバ列座割腹シテ以テ冥途ニ供奉スルコソ臣下タル者ノ

本分ナレ君辱則臣死矣諸君以テ如何トスレバ奮然其説ヲ賛シテ同盟結

約スル者僅ニ拾五名

安富九郎兵衛

市山淳藏

宇野魁介

呂川小五郎

山科好捷

津田公輔

大橋三樹三

黒谷縁四郎

岡部東三

原开直助

柴田筆吉

大谷要太郎

大組 御手廻組士等各一級限りノ集會所ヲ開設セリ

同（十一月）四日 安富九郎兵衛宅ニ於テ 御手廻集會ノ際 大谷樸助 膝ヲ進メテ

曰ク主君御切迫ノ今日ニ於テ臣タル者豈寢食ヲ安スベケンヤ 邑政堂ハ素ヨリ

姑息因循 俗論ノ主点集力ナレハ其令ヲ背カサラントスレハ到底不忠ノ罪ニ陥ラン

府ヨリ救ヒ出シ奉ル事能ハサルモ 吾輩有志ハ率先御警衛ト称シ 強テ彼地ニ

至リ 萬一厄運ニ遭遇セハ 列座割腹シテ以テ冥途ノ供奉スルコソ臣下タル者ノ

本分ナレ 君辱則臣死矣 諸君以テ如何トナスト 奮然其説ヲ賛シテ同盟結

約スル者僅力ニ拾五名

安富九郎兵衛（中士、御手廻組）

市山淳藏（中士、御手廻組）

宇野魁介（中士、御手廻組）

品川小五郎

山科好槌

津田公輔（中士、御手廻組）

大橋三樹三

黒谷豫四郎（中士、御手廻組）

岡部東三（中士、御手廻組）

原井直助

柴田筆吉

大谷要太郎

「君辱則臣死」＝「君辱臣死」（シユはずかしめらるればシンシス）（史記・韓長孺傳）

安園五郎 山下少輔 山下範三郎

折々同 山少輔

是拾テ主君警言衛為徳山出張旨邑政堂上申シ旅懐已

整將ニ途上ラントセシニ當時本藩ヨリ御目附村尾治兵衛沓末家

益田仁見殿系小笠原次郎太郎等滞須專ニ鎮撫從事スルハ邑

政邑堂唯々諾々其指揮ヲ仰キタカリシトテ其上申ヲ得ルヤ固章狼

狙テ俄ニ御用人松本良光衛門ヲ本藩政府ヘ歎願ノ為メ發途セシ

曰ク主君ノ御身上安全ナルコトハ其筋ヨリ確報アリシヲ以テ此度保証

下シ安舉事ヲ護ル勿レト然シテ乃一脱走セシ宇田村ニ於テ之ヲ逮捕ス

ノ準備ヲ為シタリ十二士ハ其筋ヨリ確報アリト云ヒ欺カレテ發途ヲ猶ヒ益同

志ヲ誘同石吏カ其筋ヨリ確報アリト云ヒ欺カレテ發途ヲ猶ヒ益同

同九日邑政堂ヨリ岩國候へ主人解放ノ御折ヲ請願為メ命シテ出

安岡五郎

(中士、御手廻組)
山下少輔

山下範三郎

折るゝとも同しみをや雪の竹

山下少輔

是^(これ)ニ於^(お)テ主^(益田親施)君警衛ノ為メノ徳山出張ノ旨ヲ邑政堂ニ上申シ 旅装^(すて)已

二整^(もと)ヒ 将^(まさ)ニ途^(みち)ニ上ラントセシニ 當時本藩ヨリ御目附 村尾治兵衛 御末家

益田石見殿 并^(なひ)小笠原次郎太郎等滞^(とど)須^(す) 専^(せん)ラ鎮撫ニ従事スレハ 邑

政堂ハ唯々諾々 其^(その)指揮ヲ仰キタリシヲ以テ 其上^(その)申ヲ得ルヤ 周章狼

狽^(じ)シテ 俄^(いつわか)ニ御用人 松本良左衛門ヲ本藩政府へ歎願ノ為メ發途セシメ

曰ク 主君^(益田親施)ノ御身上安全ナルコトハ其筋ヨリ確報アリシヲ以テ屹度^(きつて)保証ス

ベシ 妄學^(なま)事ヲ過ル勿^(な)レト 然^(しか)シテ万^(ま)一脱走セハ宇田村ニ於テ之ヲ逮捕スル

ノ準備ヲ為シタリ 十二^(な)士^(な)八^(は) 其筋ヨリ確報アリト云ヘルニ欺カレテ発途ヲ猶シ 益^(ます)同

志^(し)ヲ誘^(ま)同^(ま)セリ

同^(十一月)九日 邑政堂ヨリ岩國侯^(吉川経幹)へ主人解放ノ御扱ヲ請願ノ為メニ 益田 命^(下)シテ出

益田石見^六 寄組益田家(小郡陶、前大津三隅津黄一〇六七石。始祖は益田玄蕃頭元祥五男就景)益田棟村のこと。名は親孚、通称主水、石見、源兵衛。梅村と号す。文化十年十一月一日生まれ。明倫館に学ぶ。学を山県太華に受け、又東遊、贅を大槻盤溪に執る。文久元年八組頭。当職方など歴任。後寄組被仰付。明治三年毛利家令たりしが翌年罷め家居徒に授く。明治二四年石見鹿足郡畑迫に移る。笹谷鉱山支配。明治三年三月三十一日卒。八七才。妻は益田元宣二女勝子。よって益田親施の義兄に当たる。『出典』『石見諸家系図録』114頁、『増補近世防長人名辞典』222頁、山本勉弥編『秋碑文鐘銘集』21頁)

宇田村^七 須佐の西南約8^{キロ}。阿武郡阿武町宇田。下りJR山陰本線で須佐駅の次が宇田郷駅。
十二士^八 十六士の誤り(P33の十五名と大谷樸助)。松永本は「十六士」。

この頁は「松永本」と大きく異なる箇所多し。8行目以下「…発途セシム。御目附村尾氏等其ノ情勢ノ穩カナラザルヲ察シ邑政堂ニ報ジテ曰ク 親施公ノ御身上安全ナルコトハ確報ニ接シタリト 邑政堂大谷樸助ニ諭スニ 主君ノ御身上ニ於テハ決シテ懸念スベカラザル旨其筋ヨリ信スベキ報知アツタレバ邑政堂其ノ安全ヲ保証スベシ 輕拳事ヲ過ルコト勿レト 明言シ而シテ万^一壯士輩脱走アラバ途ニシテ之ヲ逮捕セシメント其ノ準備ヲナシタリ 拾六士八其筋ヨリ信スベキ報知アリト云エルニ欺カレテ発途ヲ猶予シ益々同志ヲ誘導ス」

元治元年(一八六四) 十一月

世殺セシム

同日萩多川其ヨリ報アリ曰三大夫御看腹事決ヤト有志者非常

激昂頗ル不穩状況ナリシ又報シテ曰ク前報知小笠原弥左衛門無

根志言ヲ流布セシメテ人心ヲ惑ハシタルモノナリト改報ト達スルニ及ヒテ稍鎮靜

ニ歸シタリシモ翌十一日ヨリ十二日ニ至リ松原茂一郎萩野感左衛門中村藤馬

仁川完藏ニ好久平等續々徳有ヨリ滯邑ニ至君御身上益切迫事

ヲ探知セシ由ヲ報スルト雖氏俗吏ニ老説信スルニ是ラストシテ曰ク至君御大事

ニ決セハ本藩ヨリ其令ヲルヤ必セリ且富地出張益田戸見殿小笠原次

郎太郎氏等モ亦々聞知セサル由テハ敬篤クハカシト小國融藏ニニ同志相

圖リテ卒一報ハ通知シテ有志大會議ヲ紹孝寺ニ開ケリ融藏曰ク昨日

ヨリ今日ニ至ル徳府ノ變報續々相達セリ是故堂ノ浮説流言信スルニ是

スト為スト雖氏本藩ノ恭順主義幕府ハ謝罪ノ策ニ三國老ヲ廠

發セシム

(十一月) 同日 萩品川某ヨリ飛報アリ 日三太(大) 夫 御屠腹ノ事決セリト 有志者非常
ノ激昂 頗ル不穩ノ狀況ナリシニ 又報シテ曰ク 前報知ハ小笠原弥左衛門 無
根ノ忘言ヲ流布セシメテ人心ヲ惑ハシメタルモノナリト 此報ノ達スルニ及ヒテ稍鎮静
二歸シタリシモ 翌十一日ヨリ十二日ニ至リ 松原茂一郎 荻野感左衛門 中村藤馬
(中土、御手廻組) 石川完蔵 三好久平等 續々徳府ヨリ歸邑シ 主君ノ御身上益切迫ノ事
ヲ探知セシ由ヲ報スルト雖トモ 俗吏八巷説信スルニ足ラストシテ曰ク 主君御大事
二決セハ 本藩ヨリ其令アルヤ必セリ 且當地出張 益田石見殿 小笠原次
郎太郎氏等モ未夕聞知セサル由ナレハ 驚クヘカラスト 小國融蔵八二一ノ同志ト相
圖リ 士卒一般へ通知シテ有志大會議ヲ紹孝寺二開ケリ 融蔵曰ク 昨日
ヨリ今 日ニ至ル徳府ノ変報 續々相達セリ 邑政堂ハ浮説流言信スルニ足
ラスト為スト雖トモ 本藩ノ恭順主義 幕府へ謝罪ノ策八三 國 老ヲ敵

萩品川某 品川藤三郎。『津田常名翁の伝記』80頁「三決死」より

二二ノ同志 小國、大谷、河上、田村の4名のこと。

紹孝寺 須佐町河原丁。曹洞宗。金峯山。建仁年間（一一二〇一〇三）創建、延命寺と号した天台宗の道場であった。明応元年（一四九二）万福山延明寺と改号したが、天正年間（一五七三一五九一）更に寺号を改めて瑞雲山長福寺と号し禅宗の道場となった。慶長一六年（一六一一）益田元祥の時算山宗円寺と改めたが、承応三年（一六五四）年曹洞宗に改宗、元禄年間（一六八八一七〇三）益田就恒の時現在の寺号となり大寧全寺（長門市深川）の末寺となつて益田家より寺領二〇石を賜つた。昭和六年山門を残して全焼し、昭和一〇年に再建された。

罰_ニ以_テ第一着_トシ_テ枉_リ故_ニ事_茲至_ル必然_ノ勢_{ナリ}嗚呼_ト主君_幽
囚_後五旬有_余日_數ヲ_議論_シ浪_費セ_シム必_竟是_政堂_俗吏_欺カ_レ
一舉_手一投_足每_ニ成_多ク_京縛_ヲ受_ケタル_ニ職_由セ_サル_ハ無_シ諾_子今_ニシ_ラ臍_ヲ
壁_ハモ_何ソ_及ハ_ン諸_子ヨ_然決_意今_{ヨリ}相_與ニ_激脱_シ德_府ニ_起キ_セナ_テ主_君
御_最期_ヲ送_リ奉_ラシ_ト其_言未_タ竟_ラサル_ニ昨_十日_ニ國_老御_腹
命_{アリ}ト_衆相_見テ_蹄蹶_スル_モナ_リ抗_挽ス_ルモ_ナリ_或俗_吏ヲ_罵リ_或已_ハ
拙_策ヲ_耻ケ_滿場_狂如_シ融_藏慰_諭シ_テ白_ク事_是至_ル千_悔万_倍
何_ノ及_ハン_速ニ_散會_シテ_主君_御遺_骸ヲ_奉仰_シ葬_儀了_リ後_除謀_ハ
ハ_處アラ_シト_塚其_旨從_ヒ各_歸定_シ奉_仰爲_出奔_ス
大組ヨリ出陣セシハ
宅野太郎一名ニ
其會ニ列スル有志者
爲手廻組士ノ由ニシテ

同十三日柳曉徳山ヨリ取報アリ一晴_昨十日徳山操壽院ニ於テ主君御
屠腹御逝去アラセラレタリ始メテ俗吏ノ昏瞶ヲ攪破セリ中村藤馬

罰スルヲ以テ第一着トナスニ在リ 故二事(二つ) 茲(ここ) 二至ルハ必然ノ勢ナリ 呼鳴主君(益田親施) 幽(あ)

囚(五十日)後五旬有余ノ日数ヲ議論ニ浪費セシム 必竟(畢竟)邑政堂ノ俗吏ニ欺カレ 一舉手一投足毎ニ幾多ノ束縛ヲ受ケタルニ職由セザルハ無シ 諸子今ニシテ臍(ほぞ) ヲ噬ムモ 何ソ及バン 諸了(子)ヨ 断然決意 今ヨリ相與(とも)ニ脱シテ德府(徳山)ニ起キ(赴) セメテ主(益田)

君ノ御最期ヲ送り奉ラント 其言未夕竟ラサルニ 昨十一月三日 三(益田右衛門介 福原越後 國司信濃) 老御割腹(おのれ) ノ命アリト 衆相見テ號哭スルモノアリ扼腕スルモノアリ 或ハ俗吏ヲ罵リ(ののし) 或ハ己ノ

拙策ヲ耻チ(せつさく) 満場狂ノ如シ 融藏慰諭シテ曰ク 事是ニ至ル 千悔万悟 何ソ及ハン 速ニ散會シテ主君ノ御遺骸ヲ奉仰(迎)シ 葬儀了リテ後 徐ニ謀(おもむく)

ル處アラント 衆其旨ニ從ヒ 各 帰宅シ奉仰(迎)ノ為出發(此會ニ列スル有志者 八御手廻組士方内ニシテ)ス

大組ヨリ出席セシハ 宅野太郎一名ノシ

同(十一月) 十三日拂曉 徳山ヨリ飛報アリ 一昨(十一月)十一日 徳山操寿院(持)ニ於テ主君御(益田親施) 屠腹 御逝去アラセラレタリト 始メテ俗吏ノ昏睡ヲ攪破セリ 中村藤馬(益田家臣)

必竟〓畢竟。とどのつまり。要するに。所詮。
職由〓物事の由つて来たるところ。

本頁6行目以下、松永本の記述は以下の通り。『…ノ命アリト確報アリ 衆相見テ失色号哭スルモノアリ 扼腕スルモノアリ 或ハ俗吏ノ苟安ヲ罵リ 或ハ自己ノ不断ヲ悔ヒ 満場恰モ狂エル如シ』
松永本ノ注記『此會ニ列スル者 御手廻 及 四組ノ中ニシテ大組ヨリ出席セシモノ八宅野太郎一人ノミ』

元治元年(一八六四) 十一月

御馬屋組忠之丞命テ御遺骸奉仰、爲出せ發せしム

御罪状

益田右衛門介

右在没中、改更ト共、徒黨結ヒ古來之御法改革ニ説シ私
意以テ御國體ヲ破リ、

天朝幕府ヲ恣シ自身之譴責相迫テ至而者、軍粧
ヲ以テ京師ヲ擁シ恐クモ奉敬焉

宸襟、次弟更ニ被仰分_ニ之御手、段モ無之終

御國難ニ至リ、按段不忠不義之者_ニリ、不謂事ヲ依之割腹
被仰付事

十一日夜九ツ時、御割腹介、銷益田與一郎氏ナリ、當時、檻外、伺儼

松原仁藏、有田新左衛門三名ニシテ、仁藏等御最期、陰益田

元治元年（一八六四）十一月

御馬屋組忠之丞二命シテ御遺骸奉^迎仰ノ為出發セシム

御罪状

益田^{（益田親施）}右衛門介

右在役中 姦吏ト共ニ徒黨ヲ結ビ

古^{（託）}来之御法改革ニ詫シ私

意ヲ以テ御國體ヲ破リ

剽^{（あまじやく）}へ

天朝幕府ヲ蔑シ 自身ノ譴責相迫候ニ至而者

軍粧

ヲ以テ京師ヲ擁シ 恐多クモ奉驚

宸^{（しん）}禁^{（きん）}候次第 更ニ被^{（お）}仰^{（お）}分^{（お）}之^{（お）}御手段モ無^{（これ）}之^{（なく）} 終^{（つい）}ニ

御^{（お）}國^{（くに）}難^{（がた）}ニ至^{（いた）}リ候段 不忠不義之至^{（これ）}リ 不^{（い）}謂^{（われ）}事^{（ごと）}候 依^{（これ）}之^{（によ）}割^{（り）}腹

被^{（お）}仰^{（お）}付^{（せ）}候事

十一月^{（十一月）}夜九ツ^{（午前零時）}

御割腹 介錯八益田與一郎氏ナリ 當時檻外伺候

八松原仁蔵^{（中土、御手廻組）}

有田新左衛門二名ニシテ 仁蔵等御最期ノ際 益田

京師〓天子の都。京は大、師は衆で大衆の住んでいるところ。京都。
宸 禁〓宸襟。天子のみどころ。

古来之御法改革ニ詫シ〓

軍粧〓

不謂事〓いわれざること。理由のないこと。

益田與一郎〓萩藩士（分家筋不明）

與二郎就^テ拜謁^ス見^テ下^ニ雖^モ許^サカス

仙相院君^ノ御遺書

京師變動^一件^ニ付^テ而^{シテ}

御國朝敵相成^疾由就^テ而^{シテ}者

私割腹被^レ仰^付矣^ト御事則割腹仕^テ死^後侍^精次

郎成立御役相立^哉様是^祈也

御辭在歌二首

ト^リ河^ノの急^をは^は妙^所の^から^り也

か^らる^君と^さけ^けた^る身^ハ

消^ゆけ^はは^は葉^のの^かた^にお^もふ^也

き^しの^侍を^けた^るを^から^り也

松原仁藏有田新左衛門伊藤與平等御遺體^ヲ歛^テ奉

リ^テ供奉^ス須^ス

與一郎二就テ拜謁ヲ乞フト雖モ許サレス

（親生母、益田元宣室）
仙相院君へ御遺書
蛤御門の変のついでに
京師変動一件二付而八御國朝敵ト相成リ候由就而者
私割腹被仰付候トノ御事則割腹仕候
（すなわちつかまつりそごさつ）
郎成立御役二相立候様是祈候也
（なれたちあいたちこれを）
死後ノ件八精次

御辞世歌二首

よしあしの名をはいかてかいとはまし
かねて脱そ君にさゝけつる身八
消ゆけは草葉のかけに思ふへし
きみのみ国のはてはいかにと

（中土、御手廻組）
松原仁蔵 有田新左衛門 伊藤與平等 御遺體ヲ斂メ奉
（くぶ）
（須佐）
リテ供奉歸須ス

仙相院「益田元宣公室。親施公の母。法名「仙相院貞室妙寿」。明治二六年四月四日卒。行年八二歳。

益田親施公辞世としては『今更になにあやしむ空蟬のよきもあしきも名のかはる世に』が知られている。（出典「萩の維新関係碑文拓本集」）

元治元年（一八六四）十一月

同十四日夜四時發富全柳寺御着駕

同十四日昼四時御發駕同七時大湫寺御着駕然ル御首級

岩國於テ幕吏ノ實檢供セシ由臣子情實切齒至リ堪エカルナ

リ又御罪狀ヲ見センコト邑政堂ニ乞フト雖モ御罪狀未夕到着セスト

岩エキリ是時御罪狀未夕ニ既ニ御求家ヲ徑テ洛握セシモ俗吏等

或ニ滯騰ノ原由トナランコトヲ忌ミ邑寄益田三郎左衛門察之ヲ德ニセ

ト事後日差露セリ

同十五日夜暴風雨軸ヲ流シ御葬送式執行アリ高正院殿大義全明

居士ト謚シ御埋葬畢ルニ雖モ御首級御滯邑無キ以テ有志者勿論

俗吏モ亦東西奔走シテ相與百方力セリ

大石樸助其師小國融藏等ト親旋ニ股肱トナリテ國事ニ奔走シ

大ニ寵遇ヲ受ケタルヲ以テ哀悼情一層切ナリ終ニ追腹殉死意ヲ決

元治元年（一八六四）十一月

同 十三日 夜四ツ時（午後十時） 弥富全柳寺御着駕

同 十四日 昼四ツ時御発駕（午前十時） 同 七ツ時大蘊寺御着駕（十四日）（午後四時） 然ルニ御首級

八岩國ニ於テ 幕吏ノ實檢ニ供セシ由 臣子ノ情實 切齒ノ至リニ堪エザルナ

リ 又御罪状ヲ一見センコトヲ邑政堂ニ乞フト雖トモ 御罪状ハ未夕到着セスト

答エサリ 是時御罪状ハ既ニ御末家ヲ經テ落握セシモ 俗吏等

或ハ沸騰ノ原由トナランコトヲ忌ミ邑宰益田三郎左衛門（清水益田、老臣） 密ニ之ヲ懷ニセ

シ事後日發露セリ

十一月 同 十五日夜 暴風雨軸ヲ流ス 御葬送式執行アリ 高正院殿大義全明

居士ト 謚 ス 御埋葬畢ルト雖トモ 御首級ノ御歸邑 無キヲ以テ 有志者ハ勿論

俗吏モ亦東西奔走シテ 相與ニ百万方尽力セリ

大谷樸助ハ其師小國融藏等ト 親旋公ノ股肱トナリテ國事ニ奔走シ

大 二寵遇ヲ受ケタルヲ以テ 哀悼ノ情一層切ナリ 終ニ迫腹殉死ノ意ヲ決

全柳寺 須佐町弥富下蒲原。春林山。禅宗。はじめ弥富の大田にあって伽藍の跡を塔の浴と云う。永享年間（一四二九～一四四〇）津和野城主吉見氏が創建し弥高山興禅寺と号したが、慶長年間（一五九六～一六一四）大蘊寺として須佐に移された後、寛永年間（一六二四～四三）再建された。寛文二年（一六七二）益田就宣の三男七兵衛が早世し法名を春林院殿晴空全柳居士と号したので、その冥福を祈り開基として寺号を春林山全柳寺と改めた。大蘊寺 須佐町山根丁東。金瀧山。曹洞宗。永享年間（一四二九～一四四〇）弥富村に創建され、弥高山興禅寺と号した。天正一九年（一五九二）、深川（長門市）大寧寺一五代関翁和尚を招き興禅山妙悟寺と改めたが、二代傑叟和尚の時鐘楼のみを残して全焼した。慶長年間（一五九六～一六一四）益田元祥が須佐に移るに及んで須佐の現在地に移建し、現寺号に改めて益田家の位牌所とし、寺領二〇石を賜った。鐘は須佐町の文化財に指定されている。幕吏の実檢 三家老の首実檢は十一月十六日廣島國泰寺にて尾張総督、稲葉美濃守、永井主水正尚志、戸川絆三郎などによって行われた。

御末家 益田家の末家（問田益田家）。
邑宰 国家老。

決言邑政堂出願書

殉死願書

私儀一昨午以未殊

且那樣御志ヲ奉シテ不及及方周旋仕居處

且那樣御事以度徳山於御最期、段承之不堪號

哭悲泣之至附テ者私義年未尽力之所詮モ無御座尚

御側役、端、被召加居候御厚思奉々奉對於御指前殉

死仕度奉存候間此段被遜御許容可被下等様御敷

御取成奉願書以上

十一月十四日

大谷 樸助

邑政堂之ヲ答サテ樸助曰ク公然追腹ヲ為不能并ハ別ニ因ル處

北ニ下即チ断髪シテ親旋公御揮毫ノ軸ヲ正篇、床ニ揚ケ朝夕香

決(衍字)シテ邑政堂ニ出願セリ

殉死願書

私儀一昨年以來殊(益田親施)ニ
旦那様ノ御志(益田親施)ヲ奉シ 乍不及尽力周旋 仕居候處
旦那様御事 此度徳山ニ於テ御最期ノ段承之 不堪號
哭悲泣之至 附テ者私義年來尽力ノ所詮モ無御座 尚
御側役ノ端へ被召加居候御厚恩 拳々ニ奉對 於御棺前 殉
死仕度奉存候間 此段被遂御許容被下候様宜敷
御取成奉願候 以上

十一月十四日

大谷 樸助

邑政堂之レヲ容サス 樸助曰ク 公然追腹ヲ為ス能ハサレハ別ニ圖ル處アルヘシト 則チ断髻シテ 親旋公御揮毫ノ一軸ヲ正寝ノ床ニ掲ケ 朝夕香

拳々= つつしむさま つとめるさま ささげもつさま 愛するさま

断髻= もとどりを切ること。「髻」はもとどり、たぶな。

正寝ノ床= 「正寝」は表御殿、正殿。ここでは母屋の床の間の意。

元治元年(一八六四) 十一月

花_ヲ洪_シ毎日御墳墓ニ參詣セシガハ俗吏等權助、斷髻異様、墓參_ヲ嫉
ミ且平素小國融藏、主唱_トリ士民_ヲ鼓舞_シ勵_シ動_モスレハ邑政堂_ヲ確_ク
執_ル處_ノ恭順主義_ニ背_ク運動_ヲ爲_セル_ヲ怖_シラ同時_ニ函氏、謹慎_ヲ命_ジテ
外出_及他人_ノ面會_ヲ禁_シタリ

權助詩アリ因ニ茲ニ記ス

踏天踏地一周星、駢賊禁門終見血

一片氷身万死身、舊知唯有故山月

朔風吹髮折忠肝、衣上淚痕曾不乾

風向東方拂天闕、陰雲驟雨日光寒

同廿八日御首級_ヲ供奉_シテ歸_ヒテ御墳墓ニ參_リテ藏_メテ奉_ル

款藤田篤輔_ヲ其死_ニ小國融藏_ニ書_寄セテ殉死_ノ事_ヲ討_テ融藏

曰_ク時_ニ振_テ可_ク待_テ今日_ニ事_ヲ死_シテ冥途_ニ從_ニヨリ_ハ生_テ七_ノ君_ノ御遺志_ヲ續_ク勝

元治元年（一八六四）十一月

花ヲ**洪**シ 毎日御墳墓ニ参詣セシカハ 俗吏等樸助ノ断髻異様ノ墓参ヲ嫉にく

且（か） 平素小國融蔵ト正義ノ主唱トナリ 士民ヲ鼓舞奨勵シ 動モスレハ邑政堂力確ク（かた）

執ル處ノ恭順主義ニ背ク運動ヲ為セルヲ怖レテ 同時二両（小國融蔵 大谷樸助） 氏ノ謹慎ヲ命シテ

外出及他人ノ面會ヲ禁シタリ

樸助詩アリ 因ニ茲ニ記ス

跼天踏地一周星 驅賊禁門終見血 跼天踏地一個の星 賊を驅る禁門終に血を見る

一片氷身万死身 舊知唯有故山月 一片の氷心身は万死 舊知唯有り故山の月

朔風吹髮折忠肝 衣上淚痕曾不乾 朔風吹髮折志の肝 衣上淚の痕曾て乾かず

風向東方拜天闕 陰雲釀雨日光寒 風に東方に向い天闕を拜す 陰雲雨を醸し日光寒し

同廿八日 御首級ヲ供奉シテ歸邑シ 御墳墓ニ蔵メ奉ル（須佐）

萩藤田篤輔ヨリ 其師小國融蔵ニ書ヲ寄セテ殉死ノ事ヲ計ル 融蔵（小國）

曰ク 時機可待 今日ノ事死シテ冥途ニ從ハンヨリハ生テ亡君ノ御遺志ヲ續クノ勝

ト正義 ノ主唱トナリニ「小國融蔵ト正義ノ主唱トナリ」と記している。

樸助詩ニ 文書館本では「跼天踏地一周星 驅賊禁門終見血 一片氷心万死身 舊知唯有故山月 朔風吹髮折忠肝 衣上淚痕曾不乾 風向東方拜天闕 陰雲釀雨日光寒」 与吉本では「跼天踏地一周星 驅賊禁門終見血 一片氷心万死身 舊知唯有故山月 朔風吹髮折忠肝 衣上淚痕曾不乾 風向東方拜天闕 陰雲釀雨日光寒」 松永本では「跼天踏地一周星 驅賊禁門終見血 一片氷心万死身 舊知唯有故山月 朔風吹髮折忠肝 衣上淚痕曾不乾 風向東方拜天闕 陰雲釀雨日光寒」 松尾本では「跼天踏地一周星 驅賊禁門終見血 一片氷心万死身 舊知唯有故山月 朔風吹髮折忠肝 衣上淚痕曾不乾 風向東方拜天闕 陰雲釀雨日光寒」 温故本では「跼天踏地一周星 驅賊禁門終見血 一片氷心万死身 舊知唯有故山月 朔風吹髮折忠肝 衣上淚痕曾不乾 風向東方拜天闕 陰雲釀雨日光寒」

萩 藤田篤輔ニ

レハ以テ喻シテ之ヲ止ム

如斯ク本藩奸賊要路ニ當リニ先ノ首級ヲ幕府吏ノ實檢ニ拱ヒ參謀、
完戸佐馬之助中村九郎内正兵衛佐久間佐兵衛等ヲ始シ正義、
徒ヲ斬首シ西境ノ関門ヲ毀ケテ諸隊ノ散ヲ命ジ民諸隊ニ之ニ應セサル
ヲ以テ清光寺ニ集接銜隊ニ屢々使者ニ迫テ諸隊ヲ追討シ六卿^{七卿内}
駿^遠流シ尚四君候ヲ連穩セシメ三ノ方ノ封削^テ一ノ石ヲ殘スモ
毛利ノ象名ヲ斬絶セサレハ可ナリト畏縮偷安ノ念ヲ抱キ因循苟且、
倉庫置ヲ專一トセシ依テ諸隊ニ六卿ヲ保護シ長府ニ逃シ六卿ヲ筑
後久留米ノ御海ニ諸隊ニ長者清末馬関ヲ固守ス

御沙汰書

敬親

殿様御實名各右之通り被復奉事

レルヲ以テ諭シテ之ヲ止ム

如斯(かく)テ本藩八奸賊要路二當リ

完六戸(左)佐馬(通敷)之介(大阪留守居役)中村九郎(政務座蔵元役御用)

徒十一ヲ斬首シ十二四境ノ関門ヲ毀チテ諸隊ノ分散ヲ命スレトモ

ヲ以テ 清光寺屯集ノ撰鋒隊八屢々俗吏二迫テ諸隊ヲ追討シ 諸隊八之二應セサル

ヲ遠流シ 尚(毛利敬親)兩君候ヲ退隱セシメテ 三十六万ノ封八削ラレテ一万石ヲ残スモ

毛利ノ家名ヲ断絶セサレハ可ナリト 畏縮(とつあん)偷安ノ念ヲ抱キ 因循(いんじゆん)苟且ノ

所置ヲ專一トセシニ依リ 諸隊八六卿ヲ保護シテ長府ニ逃レ 六卿八筑

後久留米へ御海ニテ諸隊八長府 清末 馬関ヲ固守ス

(益田右衛門介、福原越後、国司信濃)

老ノ首級ヲ幕吏ノ實檢二拱シ 参謀ノ

竹内正兵衛 佐久間佐兵衛等ヲ始メ正義ノ

諸隊ノ分散ヲ命スレトモ 諸隊八之二應セサル

諸隊ヲ追討シ 諸隊八之二應セサル

三十六万ノ封八削ラレテ一万石ヲ残スモ

畏縮偷安ノ念ヲ抱キ 因循苟且ノ

諸隊八六卿ヲ保護シテ長府ニ逃レ 六卿八筑

清末 馬関ヲ固守ス

御沙汰書

敬親 殿様御實名右之通り被復候事

四境の関門＝防長両国と岩見、安藝との国境（小瀬川口、亀尾川口、石州口）と馬関（下関）を云う。この内石州口とは仏坂（北浦街道）、土床（県道14号線）、野坂（国道9号線）の3つの峠を指す。その外に大島郡を加える事がある。益田家は関ヶ原の敗戦により須佐に移住して以来、萩藩の軍備では石州口、就中仏坂の防衛を担当してきた。

清光寺＝P27参照。

六卿＝五卿が正しい。七卿のうち錦小路右馬頭頼徳（病死）、澤主水宣嘉（生野に拳兵）を除く五名。正親町三条実愛は七卿に含まれず。

畏縮偷安＝畏縮 おそれちじまる。大いに恐れること。偷安 一時の安楽をむさぼること。一時逃れ。

因循苟且＝因循 古い習慣により従って改めない事。ぐずぐずしていること 苟且 かりそめ。その場逃れの処置。

元治元年（一八六四）十一月

廣封

若殿樣同斷

子十一月

先般京都變動就_レ連_レ被仰南矣通被厚對

朝廷公邊御恭順之御誠意致貫徹_レ夜白被遊

御若慮_レ處於_レ于下不心得之者用之御趣意_レ取遠_レ野

御恭順御手障_レ相成矣樣_レ俟致出未矣而_レ不相濟_レ事

寸萬一右樣_レ於有之者連_レ被_レ御議此度可被及御沙

汰矣此段無而内意被仰付_レ事

子十一月

益田右衛門介

親類中

所蒙先共

印學以下
右清沙汰
書附云云

元治元年（一八六四）十一月

廣封(ひろあふ)
毛利元徳
若殿様
同断

子十一月

先般京都蛤御門の変變動二就テ八追々仰聞候通おおせきま被為對たいしなされ
朝廷公邊御恭順之御誠意かんてついたし致貫徹候様二ト夜白被遊よるひるごくりよ
御苦慮候處あそはされ於于下不心得之者有之(しもにおいて)御趣意ヲ取違へ聊毛いさかも
御恭順ノ御手障リト相成候様ノ儀あいなり致出来候而八不相濟事二しゅつたいたいしごころ
付萬一右様ノ族やから於有之者これあり速二被遂御詮議すみやか屹度可被及御沙きつとごさたにおよばる
汰候べく此段兼而内意被仰付候事かねて
子十一月

益田右衛門介(益田親施)

親類中(并)
併家老共

廣封(ひろあふ) 封毛利父子は官位を褫奪され松平の称号と將軍の偏諱を停止されたので慶親は敬親、定廣は広封と改名した。
夜白毛利 夜も昼も。日夜。

右女内被成 御意甚通嫡子精次郎致補佐用相立安
様申合精之可合心掛付而家未共末之至追不心得無之
於之家各無相違可被之違安様吉川様之被仰之有之様
付合鑑靜安様可申安事

十一月至 諸隊追討 合之發布

元治二年乙丑正月諸隊討代 軍兵出發後 諸隊高松並作 指揮
以馬場會議所之襲義兵之舉之秋台之通之合之進擊事

安度慎靜方為御見届尾張前大納言様より石川佐渡守殿
其他被差下安所御恭順節被成御行届安由より四境之諸
家出張御人數より取相成在付而尚更以御恭順致
貫徹安様能之可申届安方一不心得之者御詮義之上重
御咎被仰付安事

右 此内被成 御意候通 精次郎致補佐 用二相立候
様申合 精々可令心掛 付而八家来共未々二至迄 不心得無之二
於テ八 家名無相違可被立遣候様 吉川様ヨリ被仰立モ有之候二
付 令鎮静候様可申 候事

十二月二至リ 遂二諸隊追討ノ令ヲ發布ス

元治二年乙丑正月 諸隊討代ノ軍兵出發ス 諸隊八高杉晋作ノ指揮ヲ
以テ 馬関會議所ヲ襲ヒ 義兵ヲ擧ケ 萩 山口ノ二道二分レテ進撃ス

此度慎静方為御見届 尾張前大納言様ヨリ石川佐渡守殿
其他被差下候所 御恭順筋被成御行届候由ニテ 四境へ諸
家出張ノ御人数モ引取ニ相成候ニ付而八 尚更以御恭順 致
貫徹候様 能々可申聞候 万一不心得之者 御詮義之上 重キ
御咎被仰付候事

精次郎「益田親施長男（妾腹）。精祥。文久二年（一八六二）正月九日生であるから、元治元年（一八六四）では未だ満二歳であった。幼少のため親祥代役 明治六年同人に家を譲り、更に嫡子となる。慶応元年三月一四日家督。同年閏五月九日御神本へ復姓。明治元年十月二日再び益田へ復姓。大正六年八月二五日卒。

「諸隊追討ノ令」は十月二十一日に出された（50頁参照）。ここで云つ「諸隊追討ノ令」は十二月十六日の諸隊鎮静の為の禁令の事。

「馬関會議所を襲い」は奇兵隊は先ず一六日の午後四時頃、下関にある萩藩の新天地会所を襲い、金と食糧を奪った。奉行の根来上総は抵抗せず会所を明け渡すと約束した。そこで晋作は一八人を選んで三田尻へ行き藩の軍監三隻を分捕って下関に帰った。そして今度は会所を占拠した。分捕った金と食糧は意外に少なかったため伊藤俊輔が使いに立つて下関の商人入江和作から二千両を調達し軍資金とした。これで萩に向かつて進発する準備が出来たのである。（出典「長州奇兵隊」古川薫著109頁）

「義兵を挙げ」は功山寺拳兵の事である。当時、長府功山寺には七卿のうち五卿がこもっていた。諸隊はこの警備のために長府に集まっていた。晋作は真つ先に奇兵隊の蜂起を呼びかけたが総管の赤根武人や山県小輔が反対した。俗論等を討つとは云え、これを攻めることは藩主に弓を引くことになり、臣下の道が立たないから。諸隊の総督も時期尚早で蜂起に反対した。結局、高杉の意見に賛成したのは遊撃隊総督石川小五郎（河瀬真孝）、参謀高橋熊太郎、所部太郎、力士隊総督伊藤俊輔、馬関總奉行補佐を解任されたばかりの佐世八十郎（前原一成）だけだった。十五日朝晋作は遊撃、力士両隊を功山寺に集め三条実美に挨拶した。勝手に兵を挙げては私闘になるから、朝廷につながる五卿を擁立する形を取ったのである。そして下関会所を襲ったのである。（出典「長州奇兵隊」古川薫著108頁）

松永本は「義兵ヲ擧ケ 馬関會議所ヲ襲ヒ」と日付の順に記述している

元治元年（一八六四） 十二月

丑正月

同月六日ヨリ七日ニ至リ美祢郡繪堂ニ於テ激戰追討賊兵敗走ス

諸隊共亂暴之次第片時モ難時差置付御本家様方御門先

守ノ面ニ者諸所出張被

仰下悉

殿様御名代トシテ

若殿様急速

御巡見被

遊奏執事者諸士中妻女ニ不及申御園トシテ御時ヲ以テ御奉公

御手傳可仕段勿論之事付諸隊ノ内通致候者惣テ不

審侍者見當リ次第召捕丸閉上斬捨被仰付候尤甚而其

趣支配々々ノ届出左様被仰付候矣

右之通リ組支配守ヘテ可被相觸矣事

丑ノ正月

同十日大田川登大木津等諸所ニ轉戦十四日ニ至リ諸隊ニ長登此堂

丑正月

元治二年一月
同月六日ヨリ七日ニ至リ 美祢郡繪堂ニ於テ激戦

御沙汰書（松永本）

（藩政府軍ニ撰鋒隊）
追討ノ賊兵敗走ス

諸隊ノ者共乱暴之次第 片時モ難差置ニ付 御末家様方御一門老

中ノ面々者 諸所出張被

仰付脱おそれながら乍恐 殿様御名代トシテ 若殿様急速御巡見被

遊候 就而者諸士中ノ妻女八不及申 御國 トシテ八御時ヲ以テ御奉公

御手傳可 仕段勿論之事ニ付 諸隊へ内通致候者 惣テ不

審体ノ者八 見当り次第召捕糾明ノ上 斬捨被仰付候 左候而其

趣委細 支配々々へ届出候様被仰付候 支

右之通り組支配中へモ可被相觸候事

丑ノ正月

（一月）
同十日 大田 川登 大木津等諸所ニ轉戦シ 十四日ニ至リ諸隊八長登屯営ノ

美祢郡繪堂 国道四九〇号線と二八号線が交わる地点。美東町繪堂。萩から南下してきた北軍の先鋒隊と伊佐方面から中道筋を北上し大田の光明寺を本営とした（後、大田天神社に移る）南軍の奇兵隊、南園隊、鷹懲隊がここで激突した。（「防長回天史」第五編上七 31頁地図参照）

御末家様方御一門老中之面々者 諸所出張被仰 北軍は諸隊鎮静のため、（繪堂）栗屋帯刀、（明木）毛利宣次郎、親民、厚狭毛利、諸隊鎮静總奉行、（三隅）児玉若狭、（五江口）穴戸備前（大谷口）毛利将監、親詮、大野毛利（山口）浦滋之助/益田孫槌/毛利筑前元統、右田毛利、加判役（松本口）福原相模（大津）楯杜駿河（湯本）児玉若狭などに布陣した。

若殿様急速御巡見 世子は毛利伊勢を伴い、一月一三日まず明木に出張した。そして井原主計に命じて繪堂、奥阿武郡を巡行した。
大田 国道四九〇号線、美祢町大田交差点付近。奇兵、南園、鷹懲、八幡、御楯の諸隊が一四日大田の呑水峠で先鋒隊と激突した。これに遊撃隊が加わり互角の戦闘となったが一六日夜、高杉晋作は奇兵、御楯を夫々左右の道に分けて進ませ赤村に居た先鋒隊を挟撃して敗走させた。

川登 川上（河上）の誤り。
大木津 繪堂の南西二ヶ所。
長登 繪堂南西二ヶ所。シダレザクラが有名。

賊ヲ襲撃す大狼狽兵良テ走ル女報夙ニ撰助等ノ身ヲ亦ニ

觸ルヤ慷慨悲憤已マスト雖モ如何セシ俗吏常ニ其舉動ヲ偵シテ

非常準備至ニテハ所ナクハ一身ノ自由ナラカハ以テ高モ運動ヲ試ムル由

ナレ津田公輔曾テ撰助ノ節義ニ感シ共ニ盟ヲ所アルヲ以テ百方策

ヲ畫シテ小國融藏ト陰ニ気脈ヲ通セシム

周防ノ名士大樂源太郎曾テ撰助ト交シ善シ故ニ親旋公ノ逝去依

リ撰助ヲ弔シ且ツ邑中近況ヲ詳ニセント欲シテ未須ヤリ然ルニ先モ撰

助ノ謹慎守テト大ニ落膽セシト由氏空ク帰ルニ思ヒス辛クシテ宥切ニ面接

シテ其鬱陶ヲ慰シ互ニ将来ノ方針ヲ約シテ了リテ別ラ告ク

須佐道中作 西山大樂源太郎

國歩艱難歳又終 男兒豈敢哭途窮

古人家在萬山也 三日独行風雪中

賊ヲ襲撃ス 賊大ニ狼狽 兵ヲ曳テ走ル 此報ノ 夙 二樸助等ノ耳朶ニ
 触ル、ヤ 慷慨悲憤已マスト雖トモ如何セン 俗吏八常ニ其舉動ヲ 偵ハシメ
 非常ノ準備至ラサル所ナケレハ 一身ノ自由ナラサルヲ以テ毫モ運動ヲ試ムルニ由
 ナシ 津田公輔 曾テ樸助ノ節義ニ感シ 共ニ盟ウ所アルヲ以テ 百方策
 ヲ畫シテ小國融蔵ト陰ニ氣脈ヲ通セシム
 周防ノ名士 大楽源太郎 曾テ樸助ト友トシテ善シ 故ニ親旋公ノ逝去ニ依
 リ樸助ヲ吊シ 且ツ 邑中ノ近状ヲ 詳ニセント欲シテ来須セリ 然ルニ 宛モ樸
 助ノ謹慎中ナレハ 大ニ落膽セシト雖トモ 空ク帰ルニ忍ヒス 辛フシテ 窃ニ面接
 シテ 其ノ鬱陶ヲ 慰シ 互ニ将来ノ方針ヲ約シ了リテ 別ヲ告ク

須佐道中作 西山 大楽源太郎

國歩艱難歳又終 男兒豈敢哭途窮

古人家在萬山北 三日独行風雪中

國歩艱難、歳又終る 男兒豈敢て途窮るを哭せん

古人の家萬山の北に在り 三日独り行く風雪の中

耳朶 耳たぶ

大楽源太郎 名は興、年字は弘毅。号西山。寄組兒玉若狭家中。本生山県。生命により大楽氏を冒す。頼三樹三郎に学ぶ。蛤御門の変では山崎陣営に在り、淀藩との交渉に当たる。その後退いて周防大道村に西山塾を開き子弟を教育。山口脱隊の変の主導者となり九州に逃れたが、明治四年筑後河畔にて暗殺さる。

鬱陶 心がむすばれふさぐさま。

慰す 許す。心に可とする。

大楽源太郎の漢詩『大谷家所蔵古文書読解』に収められている大楽の詩は左の通り

『國歩艱難歳又終 男兒豈敢哭途窮 故人家在萬山北 連日独行風雪中』

元治二年（一八六五）一月

本藩諸隊進討出兵令アリ

御沙汰書

益田右衛門介

跡

右家右之遣在段先達而申聞置安處鎮靜方行届
疾可先知之義ヲ稱以テ無相違可立遣在余具旨
能々相心得暴動為進討早々人数可差出在事

益田右衛門介

跡

家来中

右賊徒討伐被仰付疾付益田右見差圖ラ請安様
被仰付安夏

本藩ヨリ諸隊追討出兵ノ令アリ

御沙汰書

益田右衛門介（益田親施）

跡

右家名立遣候段たてつかわし

先達而申聞置候處せんだって

鎮静方行届ゆきとどき

候二付よくよくあいこころえ

先知之義モ彌いよいよ以テ無相違可立遣候条あいたがいなくたてつかわすべく

其旨その

能々相心得ついとつのため

暴動為追討さいしたすべく

早々人数可差出候事

益田右衛門介（益田親施）

跡

家来中

右賊徒討伐被仰付候二付おおせつけらつれ

益田石見差圖ヲ請候様うつけ

被仰付候事

諸隊追討の令。秋藩俗論派椋梨政権は十月二十一日諸隊に解散令を出した。しかしその後三家老切腹、参謀四名の処刑が行われ、肅正は家老清水清太郎の切腹、野山獄にいた正義派の武士七人を斬り、其他の主要人物を次々に追放するに及び、諸隊は益々沸騰した。武器弾薬を抱え、反体制集団と化した諸隊は民衆の支持の中で蜂起の機会を伺っていた。十二月十五日高杉が功山寺に兵を挙げたとの報に接し、且つ、長府在陣諸隊が伊佐方面へ移動するのを見た萩政府は諸隊鎮静の為追討の兵を発し、十二月二十八日前軍として粟屋帯刀の軍を繪堂に、毛親民、厚狭毛利、諸隊鎮静總奉行利宣次郎の軍を明木あきらぎに、後軍として児玉若狭の軍を三隅に向かわせた。（「防長回天史」第五編上七 19頁）

益田石見差圖を請候様。繪堂で内訂戦の最も激しい戦闘が行われた時、秋藩俗論派政府は「甘言を益田、福原、国司三大夫の家に下して南軍追討の兵を出さしめ」た。（「防長回天史」第五編上七 38頁）益田家は篠目口しのめから山口に向かうように指示された。

益田右見

右益田右見衛門外家来合引辭條目通り合ハ打入毛利
筑前探合財可令討代其他鹽採取折有安夏

右發令後本藩ヨリ是政府向テ速ニ其命ニ應スヘシト督責厳ナリト

臣民是政府士卒大半是モ之ニ応スル勢無之ニナラス却テ激勵ノ媒ナラ

シテ恐テ天王止敗軍際古今所藏兵器悉皆散乱遺失シテ

俄ニ出兵ヲ為スハカラスト答テ在日月ヲ經過セリ此時請隊ヨリモ三國

老ノ冤罪ヲ雪ムル義舉ニ勢援セリテ請テ其書福宗家ヨリ轉致

セシカ右史是中正義派ノ師勝ヲ得リテ之ヲ是政堂管底ニ藏送シテ祭

表ス大谷權助河上範三津田公輔等ト共ニ右史魁首某ヲ斬好シテ

山ニ脱走シ諸隊ニ加盟スル策ヲ采シ九名同志ヲ集合セリ

元治二年乙丑正月四日夜九名同志大谷權助宛相合ナルニ三ノ

益田石見
元統 右田毛利、
 右益田右見衛門介家来令引卒いんそつせしめ
加判役しめしあい
 筑前探シ合 賊 可令討代
とつばつせしめるべく 伐
 篠目通り山口へ打入り
扱あるべく
 其他臨機ノ取扱可有候吏

右發令後 本藩ヨリ邑政府ニ向テ 速ニ其命ニ應スヘシト督責嚴ナリト

雖トモ 邑政府ハ士卒大半豪モ之ニ応スルノ勢無之ノミナラス 却テ激動ノ媒タラ

ンコトヲ恐レテ 天王山敗軍ノ際 古今所蔵ノ兵器モ悉皆散乱遺失シテ

俄ニ出兵ヲ為スヘカラスト答エテ 荏苒日月ヲ經過セリ 此時諸隊ヨリモ三

老ノ冤罪ヲ雪ムルノ義擧ニ勢援センコトヲ請ヒタリ 其書ハ福原家ヨリ轉致

セシカ 俗吏八邑中正義派ノ沸騰ヲ憚リテ 之ヲ邑政堂ノ筐底ニ蔵隠シテ発

表セス 大谷撲助八河上範三 津田公輔等ト共ニ俗吏ノ魁首某ヲ斬奸シテ

山口ニ脱走シ諸隊ニ加盟スルノ策ヲ決シ 九名ノ同志ヲ鳩合セリ

元治二年乙丑正月四日夜 九名ノ同志八大谷撲助宅ニ相会セルニ二三ノ

篠目＝山口から国道九号線で益田方面に向かう時、道は木戸山トンネルの手前で萩に向かう二六二号線と津和野、益田方面に向かう九号線に分かれる。

この木戸山トンネルを出て約四里津和野寄りの地点が篠目。須佐からは国道三二五線で徳佐二出で、九号線で山口に向かうルートのこと。

毛利筑前＝右田毛利家毛利元統。文政元年四月廿六日生、明治廿年三月卒（七十歳）

督責＝うながし責める事。ただし責める事。

悉皆＝みな。残らず。

荏苒＝歳月が長引くこと。物事が早く進まない。

転致＝転送する。「致」は送る。とどける。

筐底＝箱の底

俗吏ノ魁首＝益田三郎左衛門（職役）、栗山翁輔忠聡（当役）多根順左衛門（御用人）、波田与一（御用人）等を指す。就中、三郎左衛門か。

鳩合＝集め合わせる事。集まり合う事。

「正月四日夜」＝次の届け書の日付から「正月廿四日」が正しい。（文書館本、松永本は何れも「廿四日」と記す）

元治二年（一八六五）一月

異議者アリテ斬好ノ事ヲ果ス能ハス鶏鳴家ヲ整ヘテ出奔ス

届書 笠松印門
ニ臨存ス

御届申上置矣爰

臣等 女度脱走仕在哉

幼君(對) 矣而者其罪、輕重申迫モ無御座矣然處

亡御劇復之義ニ付而、其已前 臣等 死ヲ尽シテ御保護申

上度種々執言仕矣得共專ラ遮之終、御無念、御最期、

被為至矣段不堪辨哭悲泣之至矣就而者速ニ御劇腹、御

罪明白ニ相質、御書置、御趣意ヲ守リ

幼君ヲ奉シ御主意ヲ晉キ

亡君之御遺恨霽シ益田家之威徳萬古ニ相耀矣様有之

度日夜苦慮仕疾得共、管御鎮靜之折柄時節ヲ相待

元治二年（一八六五）一月

異議者アリテ斬奸ノ事ヲ果ス能ハス 鶏鳴旅脱 装ヲ整ヘテ出發ス

届書 笠松邸門 二貼府ス

御届申上置候事

臣等こたび此度脱走つかまつり仕候儀

益田精次郎 幼君そらうてはへ對シ候而者 其罪ノ軽重ハ申迄モ無御座候 然ル處

益田親施 亡君御割復之義ニ付而ハ其已前臣等死力脱ヲ尽シテ御保護申

上度 種々献言仕候得共役人等（松永本）もつば 専ラ遮これをさえぎり之 終ニ御無念ノ御最期ニ

被為至候段 不堪號哭悲泣之至候 就而者速ニ御割腹ノ御

罪状脱 明白ニ相質シ 御書置ノ御趣意ヲ守リ

幼君ヲ奉シ御主意ヲ貫キ

亡君之御遺恨はら霽シ 益田家之威徳 萬古ニ相輝候様有之

度 日夜苦慮仕候得共 只管御鎮静之折柄 時節ヲ相待

鶏鳴 夜明け。

笠松邸 現、益田館。町指定文化財。慶長七年（一六〇二）地頭御檢地帳によると、益田元祥の御土居（屋敷）は間口八〇間（一四五丈）、反

別七〇六畝歩。慶長八年益田市三宅の御土居にあつた別館を解体して中島港から船で笠松山下の現益田邸に移したが、現在の館は明治七年（一八七四）

に改築したもので、その時お船倉など数多くの土蔵も解体され、更に大正七年の水害により本門も解体のやむなきに至つた。現館は昭和五五年六月七日、

三六代益田兼かねのぶ 旋死去、遺言によつて益田館及び屋敷とその一帯の土地を須佐町に寄付された。現在の屋敷は藩政期の半分ほどに縮小され、従つて建物

も当時存在したと伝えられる表門やその附属屋は失われているが、中門とその西方に山を背にした主屋が残っている。（須佐町史「668頁以下」）

居妾處神明加護七月之探哉忍諸隊義兵ヲ與ケテ付
 臣等幸々平常之存念相果シ變疾而已ニ而脱走仕疾
 間何卒暫時御暇賜レ度伏テ奉願哉安段御届甲上矣
 誠恐頓首

正月廿四日

梅津熊之進
 河上範三
 原开直助
 山下範三郎
 安園五郎
 黑岩豫四郎
 津田公輔

居候處 神明ノ加護王有之候哉 これありや 忽諸隊義兵ヲ擧ケ候ニ付 たちまち
臣等 幸一平生之存念相果シ度候而 へいぜいの あいはた 已ニ シ脱 而脱走仕 つかまつりそろう 候 候
なにとぞ 間 何卒暫時ノ御暇賜り度 伏テ奉 ねがいたてまつり 願候 此段御届申上候
誠恐頓首
元治二年（慶応元年） 正月廿四日

梅津 熊之進
河上 範三
原井 直助
山下 範三郎
安岡 五郎 御手廻組
黒谷 豫四郎 御手廻組
津田 公輔 御手廻組

「存念相果シ度候而 已ニ 而脱走仕候」の部分には左の二通りの解釈あり
存念相果シ度候而已（のみ）ニ而（にて） 脱走仕候
存念相果シ度候而（そろうて） 已ニシ而（すでにして） 脱走仕候

元治二年（一八六五）一月

大橋三樹三
大谷樸助

親旋公御境墓前上書

臣等今照這奸吏之暴威ヲ悼リ因循ニ打過矣段御身
御靈前ノ露出候モ怨多ク奉存矣然レ處此度諸隊義
兵ヲ擧候付臣等幸ニ隊中ハ一人身命之有ニ限リ年
未之御趣意晉徹致矣様誓言而力可仕矣段御前
届可被下矣様奉願上矣泣血再拜

元治二丑正月

河上範三御首座前ニ室ヤシ和歌アリ

うつも水老君カ真心以きなけり

雲井下長く仰きや少つらむ
俊慎

元治二年（一八六五）一月

大橋 三樹三
大谷 樸助

親旋公御墳墓前上書(施)

臣等 今日ニ至ル迄 奸吏之暴威ヲ憚リ 因循ニ打過候段 實ニ
 御霊前へ罷出候モ恐ヲ奉 存候 然ル處此度諸隊義
 兵ヲ擧候ニ付 臣等 幸ニ隊中へ入り 身命之有ン限り八年
 来之御趣意貫徹致候様 誓而尽力可仕候 此段御聞
 届可被下候様奉願 上候 泣血再拜

元治二丑正月

河上範三 御墓前ニ呈セシ和歌アリ

うつもれし君か直心眞力應力ひきあけて
 雲井に長く仰きまつらむ 俊慎

和歌の中の「直心」は「真心」の誤りであろう（松永本）。或いは「惠」（とく、異体字は徳）か。
 雲井＝雲のあるところ。空。宮中。雲の上。

各組士族遺書

私共義別紙之趣付而國之大禁ヲ犯矣事素ヨリ
 欲スル者無御座矣得共 御家浮沈之境ニ至リ
 御鎮靜而己ノ守矣而有忠節モ下仕心矣故無餘儀脫
 走仕外ヨリ尽力可仕哉間於御内輪ニ御尽力之程奉
 冀疾風以上

正月廿四日

連名

大組
 御手廻組
 四組

各中様

届書傳相添

各組士族へ遺書

私共義別紙之趣ついで二付而八國之大禁藩のヲ犯候事 素ヨリ

欲スル所ニテ者無御座候得共 御家浮沈之境益田家ニ立至リ

御鎮静而巳まもりそつらうてはヲ守候而者 忠節モ不任心候故 無餘儀脱よぎなく

走仕つかまつり 外ヨリ尽力可 仕候間 於御内輪ひとしお一入御尽力之程 奉

冀候こいねがい 以上

元治二年（慶応元年）
正月廿四日

九名脱

連名

大組

御手廻

四組

各中様

右之通脱

届書寫相添あいそえ

『御家浮沈之境ニ立至リ 御鎮静而巳ヲ守候而者 忠節モ不任心候故』とは俗論党主導の本藩政府が所領が一萬石に削られても毛利家の家名存続のためには致し方なしと云うような考え方であるならば、「御鎮静」とか「恭順」を守っていても益田家の将来は無いではないか。それでは主君へ忠節を尽す事はできないと云う意味。(50頁参照)

元治二年（一八六五）一月

小國翁ノ遺書

門扇
臨寸

松共寸忠、度付脱走仕矣前以先生、御咄不申
段御遺憾可有之疾其上、御内輪、御所置寫

御願仕矣以上

正月廿四日

河上	原开	山下	津田	安園	黑谷	大橋	大谷
三	直	三	公	五	四	三	三
助	助	郎	輔	郎	郎	三	助

元治二年（一八六五）一月

小国翁へ遺書

門扉二
貼付ス

私（私）共

寸忠ヲ^{つくしたき}度ニ^{つかまつりそまつ}付脱走仕

候

前以^{まえもつて}先生へ御咄不^{はなしもうさず}申

段^{これあるへく}御遺憾可有之候

此上八御内輪ニテノ御所置宜^{よろしく}

御願仕^{つかまつりしんじ}候以上

正月廿四日
元治二年（慶応元年）

大谷 樸助

大橋 三樹三

黒谷^{中土、御手廻組} 豫四郎

安岡 五郎

津田^{中土、御手廻組} 公輔

山下 範三郎

原井 直助

河上 範三

「門扉二貼付ス」小国先生は我々の脱走には拘わっていないという事を世間に示す目的で貼付したものと考えられる。

梅津熊之進

小國融藏當時謹慎中ニ付直ニ金子新藏ヲ以テ前頭ヲ邑政ニ肩
タリ融藏素ヨリ模助等ト陰ニ氣脈ヲ通セシ故脱走ノ舉キヲ預見盡セシ
ト雖九名ノ志士途中ニ於テ縛セラレ宿望ヲ達ス能ハサルニ難計ヲ以テ萬
一失敗セハ善後ノ策ヲ盡スベキノ約シテ留マリタリ然レ正義派ノ脱走ニ依
リ自然嫌疑ヲ受ケ層層待セラレニ至ラハ丹外ノ幸手厚ヨリ甚シキ
無レトモアノ議ニ據リテ封ノ書ヲ遺スノ計ヲ決セリ

津田公輔

君のたぬりふ思ひたの旅の途
そいふはやけき羽の月

茲ニ脱走志士ノ家族各其歸宅ヲ待テハ鶏鳴猶歸ラサルヲ以テ其
跡踪ヲ尋マリス前夜大谷模助宅ニ相會シテ脱走ヤル事實ヲ判

梅津 熊之進

小國融藏八當時謹愼中二付キ 直二金子新藏ヲ以テ前頭ヲ邑政堂 二届ケ
タリ 融藏素ヨリ樸助等ト陰二氣脈ヲ通セシ故 脱走ノ擧ヲ贊畫セシ
ト雖トモ九名ノ志士途中ニ於テ縛セラレ 宿望ヲ達スル能ハサルモ難計ヲ以テ 萬
一失敗セハ 善後ノ策ヲ畫スベキノ約シテ留マリタリ 然ルニ正義派ノ脱走ニ依
リ自然嫌疑ヲ受ケ 一層虐待セラル、ニ至ラハ 内外ノ不幸焉ヨリ甚シキ
ハ無シト云フノ議ニ據リテ 一封ノ書ヲ遺スノ計ヲ決セリ

津田 公輔

君がためけふ思ひたつ旅ころも
そてにさやけき有明の月

茲二脱走志士ノ家族八 各 其帰宅ヲ待テトモ鶏鳴猶歸ラサルヲ以テ其
跡綜ヲ尋タルニ 前夜 大谷樸助宅ニ相會シテ脱走セシ事實ノ判

贅画ニ補佐してはかり定めること。

焉ニ（疑問・反語の助詞）どうして…か。なんぞ。（場所を問う疑問詞）いづくにか。

謹慎中の小国融藏は脱走には拘わっていないことを示すために門扉に一文を残したという意味。

鶏鳴ニ夜明け

跡綜ニ綜（足跡）の誤記。

元治二年（一八六五）一月

然りと各族親より邑政堂脱走届ラ出セリ俗吏等曰ク彼等未ク數里
以内ニ潜伏スル事モアソ可成其所在ヲ探索ニテ捕ム歸ルニト大谷樸助
跡ノ家名斷絶ノ令アリ

脱走ノ九名福田村ニ至ルニ東方既ニ白キヲ以テ昼伏夜行ノ策ヲ決シ中
野屋某ヲ頼マニテテ應接ノ爲河上策ニ津田公輔先奔セシ積雪

數寸迄ヲ失ヒ躊躇時ヲ失セリ其間大谷樸助外ニ名既ニ中野屋ニ
至リテ潜伏ス範ニ公輔等怒ニ中野屋ニ達ス能ハサルヲ以テ樸助等

ニ報シテ更ニ國所アラトシテ返ル樸助等已ニ去リ仍テ直ニ片俣村ニ
至リ人跡稀ナル山間ノ農道推路ヲ迂回シテ昼七ツ時御堂原ノ農家

ニ投シ疲労頗ル甚ニキ時賊兵拾余名銃器ヲ携ヒテ巡回ノ途次範
ニ公輔等潜伏ヲ偵知シ回家ニ入ルニ危儼ノ事アリ翌廿六日朝出

發篠原村ニ至ル諸隊先鋒奇兵隊參謀時直八司令官トナリテ

然タレハ 各親族ヨリ邑政堂ニ脱走届ヲ出セリ 俗吏等曰ク 彼等未夕数里
 以内ニ潜伏スル事モア^{ラ脱}ン 可成其所在ヲ探索シテ捕ヘ帰ルベシト 大谷樸助
 跡八家名断絶ノ令アリ

脱走^(P.66, 69)ノ九名 福田村ニ至レハ 東方既ニ白キヲ以テ 昼伏夜行ノ策ヲ決シ 中
 野屋某ヲ頼マントテ 應接ノ為 河上範三 津田公輔先発セシニ 積雪
 数寸 途^(みち)ヲ失ヒ 躊躇^(ちゆうちゆう)時ヲ失セリ 其間^(その) 大谷樸助外六名ハ 既ニ中野屋ニ
 至リテ潜伏ス 範三^(河上) 公輔^(津田) 等終ニ中野屋ニ達スル能^{あた}ハサルヲ以テ 樸助^(大谷)等
 ニ報シテ更ニ圖^{はか}ル所アラントシテ返レハ 樸助^(大谷)等己ニ去レリ 仍^(やう)テ直ニ片^(かたまた)俣村ニ
 至リ 人跡稀ナル山間ノ農逕^{のうけいしよつろ}樵路ヲ迂回^{まが}シテ 昼七ツ時 御堂原ノ農家
 ニ投入^{いれ}ス 疲労頗ル甚シ 于^{とくに}時賊兵拾余名 銃器ヲ携ヘテ巡回ノ途次^(河上) 範^(河上)
 三^(津田) 公輔^(津田)等ノ潜伏ヲ偵知シ 同家ニ入ル 二^(河上、津田、二ツカ) 氏危^険儉^険ノ事アリ 翌^(かたまた)廿六日朝出
 發^{しめ} 篠目村ニ至レハ 諸隊ノ先鋒奇兵隊参謀 時山直八司令官トナリテ

福田村＝須佐より南方9キロの村。(阿武町福田上・下)

片俣村＝須佐より約1.5キロ、国道315沿いの村。

農逕樵路＝農夫やきこりが通う小道。

御堂原＝JR山口線長門峡駅附近。

篠目村＝63頁参照。

時山直八＝名は養直。白水山人、海月坊、梅南等の号あり。萩城外山田の人。松下村塾に学び松蔭の教授を受く。後江戸
 に出で、藤森弘庵安井息軒に師事す。その後久坂玄瑞と国事に奔走、文久二年諸藩応接掛となる。元治元年奇兵隊の参謀
 となり馬関攘夷戦に加わる。明治元年隊兵を率いて北越に出征し、五月十一日越後朝日山の戦に死す。年三十一。明治二
 年合祀。同三十一年七月贈正四位。(「近世防長人名辞典」より)

出張砲台ヲ建筑シ警戒最嚴ニシテ應接事異リテ大峠ヲ越テ
山口望小路并関屋ニ着スル大谷樸助等已ニ投宿セリ樸助外ニ右
廿五日辰福田村分程生屋村通リ篠目村至リ踏ラ仁保市ニ狂ケテ
脅懲ハシ總監赤川教三兵ヲ率ヒ滯陣セルニ遇ヒ應接教刻ニシテ山口
ニ至ルナリ如斯テ山口本營ニ駐在ス諸隊長官概子大谷樸助等ノ向
盟知友テハ屢謀議シテ大ニ賛助ヲ得タリ是ヨリ先賢藏寺ニ屯シテ
諸隊ト接鋒隊ト調和ヲ圖リ止戦ノ策ヲ講スル一團體アリ遂日其人
員ヲ増加スル依リ東光寺ニ轉シテ千城隊ト稱ス同隊ヨリ存リニ止戦
ノ事ヲ建議シ加之御末藩清水公周旋アリテ正月廿九日遂ニ止戦ノ
發令アリ

二月朔日子城隊福原龜太郎佐藤孫右衛門両名ヲ須同隊ノ數願
書係ニ接鋒隊ノ同隊調和ノ策ニ慮セサルヨリ大衝突ヲ起シテ生屋

出張 砲台ヲ**建築**シテ警戒**最**厳ナリ 應接事**異**リテ大峠ヲ越工
 山口(たてこし)豎小路井関屋二着スレハ 大谷樸助等已ニ投宿セリ 樸助外六名
 八廿五日(一月)夜 福田村発程 生雲村現阿東町通り篠目村二至リ 路ヲ仁保市二狂ケテ
 鷹懲隊總監 赤川敬三 兵ヲ率ヒテ滞陣セルニ遇ヒ 應接数刻ニシテ山口
 二至ルナリ 如斯かくテ山口本営ニ駐在セル諸隊ノ長官ハ 概おおむね子大谷樸助等ノ同
 盟知友ナレハ 屢しばしば謀議シテ大ニ賛助ヲ得タリ 是ヨリ先 寶藏寺(たむろ)ニ屯シテ
 諸隊ト撰鋒隊ト調和ヲ圖リ 止戦ノ策ヲ講スル一團體アリ 遂日其人 遂日其人
 員ヲ増加スルニ依リ 東光寺ニ轉シテ干城隊ト称ス 同隊ヨリ荐しきリニ止戦
 ノ事ヲ建議シ 加しかのみならず之御末藩清水公ノ周旋アリテ正月廿九日遂ニ止戦ノ
 發令アリ
 二月朔日 干城隊 福原龜太郎 佐藤弥右衛門 兩名来須 同隊ノ歎願
 書併ニ撰鋒隊ノ同隊調和ノ策ニ應セサルヨリ 大衝突ヲ起シテ生雲

大峠(おおだお) 国道9号線木戸トンネルの山口側にある宮野大峠のこと。国道262号線はここで9号線から分岐して秋に向かう。

井関屋 六兵衛。両替商。

山口豎小路 県道204号線と同62号線が交差する付近。山口市の中心部。

生雲村 阿東町生雲。

仁保市 JR山口線仁保駅付近。国道9号線仁保入口交差点から国道376号線を経て約3km東方、徳地寄りの地点。

鷹懲隊 文久三年七月赤川敬三等により創立。一旦解散するが来島又兵衛が同志を募る際、旧隊士を集め第一奇兵隊と称し、更に鷹懲隊と改める。後遊撃軍から独立する(長州諸隊

一覽「山口県史資料編幕末維新6 別冊より」

赤川敬三 名は忠郷。藩医赤川玄悦の子で医籍を脱し平士となる。文久三年五月攘夷の拳に高杉晋作の有志組に入り、次いで一隊を作り浜崎万福寺に屯す。一時解隊の後此の年秋また旧隊士を集めて第二奇兵隊と称し、更に鷹懲隊と改名して遊撃隊に属す。元治元年その司令に任ず。のちまた遊撃隊より独立してその総督となり爾後各地に出戦して功あり。明治元年十二月建武隊成りてその副総督たり。維新の後、秋田、愛媛諸県に出仕し、のち広田神社、長田神社などに奉仕し大正十年一月二十日神戸に没す。年七十九才。

宝藏寺 不明。「弘法寺」のことか。「防長回天史」第五編上七の4頁3行目及び4頁2行目参照)

干城隊 元治元年二月二十四日福原又市を惣督とする隊を干城隊と称す。慶応元年一月内訌戦の際、諸士有志が集まり、撰鋒隊と諸隊との間にあって国内鎮静に当たる。鎮静会議員と自称。三月干城隊の名を再興し隊形を編制。

福原龜太郎

佐藤孫右衛門

元治二年(一八六五) 一月〜二月

村轉營自村於土人領布告諭書寫推帶是邑政堂
至邑中有志者入隊セシメニイラ促カス

教諭書

此度諸隊追討被仰付在處不容易

御國難立至一兵今之形

勢三三三三討伐不被仰付而者差止難キ次第御座其元來

彼等彼字據之御正義之薰陶一途存誥農所兵ヲ説得し專

ラ人心彼服シ疾勢付兵威ヲ以難制却テ滯騰甚敷彼勢ヲ煽

動仕其様相成疾故公明正大條理判然テ處ヲ以屈服仕ラセ其

外策有之間敷在畢竟追討被仰付終戰手尽在追討教諭度

戰爭中御内人民死亡夥敷器械彈藥兵糧等ニ至ル追討諸費莫

大之儀加之御國民之困苦戰場高更兵燹之災害ニ不堪シテ

蜂起百姓必然ク莫ク存存自然是等御政道不被為届次第

村二轉營シ 同村二於テ土人二領布シタル告諭書寫ヲ携帯シテ邑政堂二至リ 邑中ノ有志者ヲ入隊セシメンコトヲ促カス

歎願書

此度諸隊追討被仰付候處 不容易 御國難二立至リ 只今之形 勢ニテ八 尽ク討伐不被仰付 而者 差止難キ次第 御座候共 元來 彼等彼尊攘之御正義ヲ薰陶シ 一途ニ存詰 農町兵ヲ説得シ 專 ラ人心彼二服シ候勢ニ付 兵威ヲ以テ難制 却テ沸騰甚敷 彼勢ヲ煽 動仕 候様相成候故 公明正大ニ條理判然タル處 ヲ以テ屈服仕ラセ候 外 策有之間敷候 畢竟追討ニ被仰付 終撃尽候迄ニハ數度ノ 戦争中御内 人民死亡夥敷 器械彈藥兵糧等ニ至ル迄 諸費莫 大之儀 加之御國民之困苦 戰場尚更兵燹之災害ニ不堪シテ 百姓蜂起必然ノ叟ニ奉存候 自然是等八御政道不被為届次第

歎願書「この嘆願書は、『防長回天史』第五編上七の48頁に掲出されているが若干の相違あり。

「防長回天史」第五編上七45頁によれば、繪堂の戦いのあと、『杉梅太郎 笠原半九郎、山県某等直ちに之を大谷口の同志（寺内暢三、樺崎八十槌、河北一山、山県箴、横山十五郎等）に通じ乃ち共に大谷口総奉行毛利将監の旅館に至り 其説を陳し且諸士を率いて城に上り公に謁せんことを請う。将監之を諾し衆を率いて直ちに発す。凡四十人玉江口松本口等の有志之を聞き途よりして漸く来たり加はる。其城に上る頃約七十餘人杉徳輔亦在り。将監衆と共に公に謁し先ず其旨を述べ、諸士尋て各其志の在る所を陳す。就中、杉徳輔が諸隊を征討し内乱を生ずるときは毛利氏の正義立ち難き所以を論じ杉梅太郎が速に兵を戦むるに非ざれば人民の疲弊国家の衰頹測る可らざる所以を論ぜしが如き頗る君聴を動かしたりと云う）公之を聞き集る者二百余人自ら称して鎮静會議員と謂う。蓋し諸隊と雷同の嫌を避け、故さらに隊名を用ひざるなり。』…『是に於て公急に清末侯及び執政老臣を召し諮問する所あり。侯奮て自ら鎮静の任に当たらんことを請い、翌日萩を発して明木に至る。杉孫七郎等随つ。…』

存詰「思い詰め。

器械「鉄砲のこと。

兵燹「戦乱によって起こる火災。燹は野火。

自然「万が一

七相成萬一此往

天皇^御御譴責^ラ被^レ為^レ受^テ而^レ有

御先祖、御守靈、被^レ為

對不相^レ濟^ル於上之御耻辱^ヲ膺^リ嗚^ク不^レ及

近^ク人民塗炭、苦^ク

兄弟鬩^レ爭^ル之如^キキ^ニ作^レ恐^レ不^レ被^レ為^レ堪

御憂慮御事、付^テ於段

被^レ遊^ル御^ニ熟^ク考^テ第一^ニ諸^有司^御黜^降正^被為^レ行^テ第二^ニ速^ニ討^テ代^レ

勢^ヲ被^レ為^レ引^テ於^レ君^王安^堵其^業付^テ人心^一和^之基^ヲ御^所被^レ遊

矣^ニ隨^テ御^國是^凜然^相立^可申^矣間^御英^斷御^急務^ニ

奉^存在^全以^私共^諸隊^ヲ荷^擔仕^者而^有臣^子之^至情^不相^忍燃^胸

焦^心耐^無御^座在^間不^顧恐^懼奉^獻言^矣仰^願新^然被^レ

推^御決^心矣^而御^採用^奉懇^願矣^誠恐^誠惶^謹言

全

少^度進^討被^レ仰^付在^處元^未諸^隊者^亡命^無賴^後有^之在

毛相成 萬一此往このさき

天幕ヨリ御譴責ヲ被為受候而者 御先祖ノ御尊靈へ被為たいし

對 不相濟 此上之御耻辱臍ヲ嚙トモ不及候 近クハ人民塗炭ノ苦トくるしみ

兄弟鬪争之如キハ 乍恐不被為堪 御憂慮御事二付 此段すみやか

被遊御熟考 第一 諸有司御黜陟正敷被為行 第二 速二討代ノあそはされ

勢ヲ被為引 蒼生安堵 其業二付シメ 人心一和之基ヲ御開被遊あそはされ

候ハ、随テ御國是凜然相立可申候間 御英断御急務二あそはされ

奉 存候 全 以私共諸隊ヲ荷擔 仕者二而者あそはされ

臣子之至情不相忍 燃胸 不顧恐懼 奉 献言候 仰願クハ断然被あそは

遊 御決心候而 御採用奉懇願候 誠恐誠惶謹言 仰願クハ断然被あそは

焦心所耐無御座候間 御決心候而 御採用奉懇願候 誠恐誠惶謹言 仰願クハ断然被あそは

此度追討被仰付候處 元來諸隊ノ者八亡命無頼ノ徒モ有之候これあり

全
譴責ちがめとがめ責めること。
塗炭ノ苦ぬたん泥にまみれ炭火の中で焼かれるような苦しみ。
有司うしつかさびと。役人。
黜ちゆう陟しつ有功者をあげ無功者を退けること。
蒼生そうせい草木が青々と茂るところ。人民をいう。
凜然りんぜん威敵を備えているさま。心が引き締まるさま。
欠落部分についてけつらくぶぶん松永本は何を根拠に文章を挿入したのか。松永氏の創作とは考えられず、尊攘堂本、文書館本以外に
第三の底本が存在したのかも知れない。
最後の二行以下次頁の嘆願書は「防長回天史」第五編上七の46、47頁の「上疏文」と酷似している。

得公畢竟正義之所集付兵威ヲ以テ壓安而者却而沸騰甚敷相
相成矣詔御座安故義理以テ諭之矣外手段無之段前段申上矣通
御座安就而者今日廟堂諸役人賢明ヲ有之矣得共久敷御咎被
仰付天下形勢一円不承知之者故諸夏天保度被差返安得
萬事都合宜下存託矣一に今日之人民天保度之人民相違矣
夏三長童子モ存安位ニ決シテ人服ニ仕安不恐 御西殿様多
年之 御誠意天下共ニ和矣處却而御粗暴ノ様相成
御正義煙滅御國論變動至由安右ニ付諸隊之者共敷度建
白仕安處 廉ニ御採用與之而已ナラズ 御直書ヲ以テ被仰聞
矣御趣意御實行相違仕安ヨリ御誠説得旨モ不奉終夜
累勅及安次第下存安全追討被仰付矣付進退相迫矣ヨリ起
安段ニ而者與之安而斷然確守不動御英斷ヲ以テ右等後人

元治二年（一八六五）二月

得八 畢竟正義之所集ニ付 兵威ヲ以テ壓候而者 却而沸騰甚敷
 相成候 義理ヲ以テ諭シ候外手段無之段八 前段申上候通ニ
 御座候 就而者今日廟堂ノ諸役人賢明ニテ有之候得共 久敷御咎 被
 仰付 天下ノ形勢一円不承知之者故 諸叟天保度ニ被差返候得八
 萬事都合宜ト存詰候ヘトモ 今日之人民天保度之人民ト相違候
 叟八三尺童子モ存候位ニテ 決シテ人服八不仕候 乍恐 御両殿様多
 年之 御誠意八 天下共ニ所知ニ候處 却而御粗暴ノ様ニ相成
 御正義煙滅 御國論變動ニ至申候 右ニ付諸隊之者共數度建
 白仕候處 一廉モ御採用無之而已ナラス 御直書ヲ以テ被仰聞
 候御趣意 御實行相違 仕候ヨリ 御説得ノ旨モ不奉 終ニ及
 暴動ニ候次第ト存候 全追討被仰付候ニ付 進退相迫候ヨリ起
 候段ニ而者無之候間 断然確乎不動ノ御英断ヲ以テ 右等ノ役人

廟堂 朝廷または政府の意。ここでは本藩政府。

天保度ニ被差返 萩藩が村田清風を起用して行ったk藩政改革（天保の改革）のこと。財政改革のみならず富国強兵策など改革は藩政全般に及んだ。

しかも中級家臣団に至るまで意見を聞き、破格の人材登用、藩財政の公開などを行った。しかし、余りにも強引なやり方に藩士や商人の反発を買い失脚した。村田清風失脚後政権を担った坪井九右衛門は引き締め策を緩和するが忽ち失敗する。その後萩藩では村田の政策を受け継いだ周布政之助（改革派、正義派）と坪井の後継者椋梨藤太（保守派、俗論党）が政争を繰り返すことになる。これが元治元年の内訌事件に尾を引くことになった。

人服 心服か。

煙滅 煙のように消え失せること。

御国論變動 安政五年井伊直弼が大老となり条約問題、將軍継嗣問題などを巡って政局がクライマックスに達した時、萩藩は通商条約調印の可否をめぐる態度を迫られた。その時萩藩は「朝廷へは忠節、幕府へは信義、祖先には孝道」の藩是三大綱を打ち出した。井伊が倒れ久世・安藤政権の頃になり公武合体策が登場して萩藩は長井雅楽の航海延暦策を推進した。しかし老中安藤が坂下門の変で襲われると、文久二年七月萩藩の藩論は「破約攘夷」へ一変する。そして、蛤御門の変の後、長州征伐になるや藩内では「謝罪恭順」と「武備恭順」とが対立するが慶応元年二月藩論は「武備恭順」に統一された。

御擯ケ正義ニシテ且時勢ニ通達人御用被遊在得ニ不動不弋シテ
鑑靜仕士民モ安堵可仕在實御正義聖戒 御國論變動ニ
テ 御家ノ為ノミナラス 神列古来御國体ヲ損シ在得ハ
何卒御所置之程私共 編法血奉懇願在以上

檄文

先達已未討伐為軍勢數多差向ラレ未ク改メ至ラサルニナラズ
却而諸隊勢日盛相成然レ處ニ戦死、牛負打死、痛シキハ
申込モ無之由農家兩家共ニ荷送、其外、夫役多肝要之農作
家作モ危ニ打捨大概仕身者夫役被遣妻子日々、取渡リ込リ中ニモ
老人又病者ニ重持不申者、雇替致差出在、餘分ノ賃錢ヲ取
リ諸色次第ニ之數金銀融通不致在得、家財衣類等モ質
入トシ最早餓虞ニ迫、在有様見ハシ心ヒテ付其款ヲ細々申

御擯しりぞケ 正義ニシテ且(か)時勢ニ通達ノ人 御用被遊候得ハ 不動干戈シテ
 鎮静つかまつり仕 士民モ安堵可 仕候 実ニ御正義湮滅 御國論變動ニ
 テハ 御家ノ為ノミナラス 神州古来ノ御國体ヲ損シ候訳ニ候得ハ
 何卒御所置之程 私共一編泣血奉懇願候 以上

檄文

先達已来討伐ノ為 軍勢数多差向ラレ 未夕攻亡スニ至ラサルノミナラス
 却而諸隊ノ勢 日日盛ニ相成 然ル處ニ戦死ノ手負打死ノ痛シキハ
 申迄モ無之 農家町家共ニ荷送り其外ノ夫役多 肝要之農作
 家作モ丸ニ打捨 大概壯年ノ者ハ夫役ニ被遣 妻子ハ日々ノ取渡リニ込リ 中ニモ
 老人又ハ病者ニテ重 持不申者ハ 雇替致差出候へハ 餘分之賃錢ヲ取
 ラレ 諸色ハ次第ニ乏敷 金銀ハ融通不致候得ハ 家財衣類等モ質
 入トナシ 最早饑寒ニ迫リ候有様 見ルニ忍ヒス 右ニ付其訳ヲ細々申

御国論變動ニテハ 御家ノ為ノミナラス 神州古来ノ御國体ヲ損シ候訳ニ 俗論派が唱える「謝罪恭順」は毛利家の為にな
 らないばかりか、幕府に媚びて朝廷を軽んじることになる…という意味。

私共一編ニ私共一統の誤りか。

檄文ニ「防長回天史」第五編上七の65頁の論告文と同じ。誤字等の修正はこの文章を参照した。
 先達ニ先達而。

重 持不申者ハニ重荷得持不申者の誤りか。

諸色ニいろいろの物(諸式と同じ)。

饑寒ニ餓え凍えること(饑凍と同じ)。

上軍御ヤノナハ様過ハ公日同意面々同
街城ハ羅立

御而殿様ハ御直申上候處無勿辨モ思召ニ叶ヒ直様御鎮ノ方清

末ハ御仕ヤ相成矣右ニ付歎願筋日モ早ク御運ニ相成矣様一

統誠心ヲ尽シ御先祖様之御冥前ニテ御祈願ヲ籠リ伺卒シテ

御國家安全之基ヲ相建難義救度所存而御所置奉侍在矣

處更ニ御目途無之而也ナラス色々差支ヨリシテ歎願ヲ助モ急ニ届不

申由ニ各共之心中ヲ察不申却而何ソテ受テ企存様別更者有之

矣得ニ萬一御取道ノ御手支リ共相成矣候而最切歎願申

上矣趣ニモ有之候詔守カ一 街上御安神ヲ付度積ニテ先當

地ハ五返キ程次方ニ在右ニ付趣能々令懇考下ニ於テモ共ニ力ヲ合セ御

國難ニ萬一ヲモ救ヒ奉リ矣様共々有之候得ニ各共當所ハ之返キ程

義格別更テ企存詔ニ而モ無之在間地下厚安堵前断申聞

上 軍御ヤメナサル様ニ 過ル（一月）十六日同意ノ面々一同ニ 御城へ罷出
 御兩殿様へ御直ニ申上候處 無勿躰モ思召ニ叶ヒ 直様御鎮メ方清
 末へ御任セニ相成候 右ニ付歎願筋一日モ早ク御運ヒ相成候様一
 統誠ノ心ヲ尽シ 御先祖様之御霊前ニテ御祈願ヲ籠メ 何卒シテ
 御國家安全之基ヲ相建 難義救度所存ニ而 御所置奉待居候
 處 更ニ御目途無之而已ナラス 色々ノ差支ヨリシテ歎願筋モ急ニ届不
 申由ニテ 各共之心中ヲ察不申 却而何ソ叟ヲ企候様引受者有之
 候得ハ 萬一御政道ノ御手支リ共ニ相成候而ハ 最初歎願申
 上候趣ニモ有之候訳ニ付 第一御上へ御安神ヲ付度積ニテ 一先當
 地へ立退キ候次第ニ候 右ニ付趣能々令熟考 下ニ於テモ共ニ力ヲ合セ御
 國難ノ萬一ヲモ救ヒ奉リ候様 呉々モ有之候得ハ 各共當所へ立退キ候
 義 格別叟ヲ企候訳ニ而モ無之候間 地下 為安堵前断申聞

上候趣ニモ有之候訳ニ付 第一御上へ御安神ヲ付度積ニテ 一先當
 地へ立退キ候次第ニ候 右ニ付趣能々令熟考 下ニ於テモ共ニ力ヲ合セ 御
 國難ノ萬一ヲモ救ヒ奉リ候様 呉々モ有之候得ハ 各共當所へ立退キ候
 義 格別叟ヲ企候訳ニ而モ無之候間 地下 為安堵前断申聞

一 ひとまず 先當地へ立退キ候次第ニ候 生雲へ兵を引き揚げた事を云う。「防長回天史」第五編上七の63頁によれば「此夜鎮静會議員は東光寺を去りて阿武郡吉部（きへ）村に移る」

とあり、この檄文は移転に当り村民に発した諭告文であることが述べられている。所が「忠正公勤王事績」506〜7頁では「鎮静會議員の方では、此の際城下に居ては、殿様御
 父子に対抗する形になるから、謹慎の態度を執って、君命を待つが宜いと云うので、吉部と云う所に転じました。吉部という所は私は能く存じませぬが、生雲の近所である相です。

先達て杉子爵に聞きますると、吉部ではない、生雲へ行つたのであると云われましたが、書類には吉部と書いてあります」と述べられている。

地下 平民。身分の低い人。地下人。朝廷に仕える人がそれ以外の人を指して云つた称。昇殿を許されない五位以下の官人。「防長回天史」第五編上七の66頁では「地下

中」と書かれている。

置矣モノナリ

干城隊

邑政堂各級士族ニ要見ヲト問セシニ大谷樸助等九名脱走後正義派ノ
勢力稍張ラントス時極ニ際シタルヲ以テ各級共ニ干城隊ニ旨趣ヲ存目同スル
由ラ田陳モヒカバ俗更モ福原等カ入隊ヲ請求ヲ拒コト雖モ僅ニ金子新藏
ヲ根所一私原仁藏秋山春三四名入隊ヲ命スル雖モ終ニ果ラズ

同月四日干城隊靜間彦太郎邑中ノ實況ヲ視察シ大谷樸助等カ
歸邑運動ノ計畫ヲ成サシメントシテ赤須セリ先邑政堂ニ就テ談判ヲ開キ
シニ俗吏等因循姑息俱ニ議ハニ是ヲサハラテ憤リニ歸營ス

大谷樸助外八名脱走者誘導ヲ須佐邑ニ歸リテ邑中ノ正義ヲ回復シ能近七
君御遺志ヲ継クキノ力針既ニ定マラシテ南御領大通切畑迄野ノ有志
者誘導ノ為ノ河上ヲ範三原丹直助兩名ヲ派出セリ其資分ニ德スルモノ三好

置候モノナリ

干城隊

邑政堂八各級士族二異見ヲ下問セシニ 大谷樸助等九名ノ脱走後 正義派ノ

勢力稍張ラントスル時機ニ際シタルヲ以テ 各級共干城隊 旨趣ヲ賛同スル

由ヲ囿陳セシカハ 俗吏毛福 原等力入隊ノ請求ヲ拒ムコト能ワス 僅ニ金子新蔵

多根卯一 松原仁蔵 秋山春三ノ四名ニ入隊ヲ命スルト雖トモ終ニ果サス

同月四日 干城隊静間彦太郎 邑中ノ實況を視察シ大谷樸助等力

歸邑運動ノ計畫ヲ成サシメントシテ来須セリ 先邑政堂ニ就テ談判ヲ開キ

シニ 俗吏等因循姑息俱ニ議ルニ足ラサルヲ憤リテ帰營ス

大谷樸助外八名ノ脱走者誘導ノ 須佐邑ニ歸リテ 邑中ノ正義ヲ回復シ 飽迄亡

君ノ御遺志ヲ継クヘキノ方針既ニ定マルヲ以テ 南御領 大道 切畑 壹貫野へ有志

者誘導ノ為メ 河上範三 原井直助両名ヲ派出セリ 其募ニ應スルモノ三好

静間彦太郎

「脱走者誘導ノ 須佐邑ニ歸リテ」 文書館本では「脱走者八須佐ニ歸リテ」となっている。

南御領 益田領の飛び地。大道、切畑は現防府市大道、切畑。国道2号線と県道21号線の交差点が大道、切畑はその北方。一貫野は現山口市の県道197号沿いにある。

久平外士農公拾之石ナリ率テ山口ニ歸ル

同日脱走志趣九名及三好久平等公拾七名總員三拾六名大谷權助

ヲ推テ總督トナシ申田公輔大橋三樹三介候ニテ田天ノ大宇ヲ書シタル禮ヲ

翻シ干城隊猶崎ノ下越笠原幸九郎等五名公命ニ據リ之ヲ保護シテ

歸邑直ニ心光寺ニ凡シ田天軍ヲ設立セリ

田天軍趣意書

田天軍凡集義者第一為 七君為御國家奉正義田復之

實行相舉リ矣操有之度日復苦心矣處今日に至リ疾而者邑中之

人心一旦興起任下雖ニ是通階級依リ御軍勢之御定相成

疾而有本藩援鋒隊ノ如ク般並不遠決ニテ實地之戰ニ無覺歟後

外房勿論四境自憂ニ必然之義ニ付石州境之義素ヨリ益田家之

任可預之疾得者若又天王山ノ覆瀝ヲ踏疾而者御家之義ニ不及申

元治二年（一八六五）二月

久平外土農式拾六名ナリ 居住の益田家臣 率テ山口ニ歸ル

同六日 (二月) 脱走ノ志士九名 66頁72頁 及 三好久平等式拾七名 總員三拾六名八大谷樸助

ヲ推シテ總督トナシ 津田公輔 大橋三樹三斥候ニテ 回天ノ二大字ヲ書シタル旗ヲ

翻シ 干城隊 猶崎八十槌 笠原半九郎等五名 公命ニ據リ之ヲ保護シテ

歸邑 直ニ心光寺ニ屯シ 回天軍ヲ設立セリ (須佐)

回天軍趣意書

回天軍屯集ノ義者 第一為 亡君為御國家 正義回復之 益田親施 長州藩
實行相掌リ候様有之度 日夜苦心候處 今日ニ至リ候而者 邑中之 (須佐)
人心一旦興起候ト雖トモ 是迄ノ通り階級ニ依リ 御軍勢之御定相成 あいなり
候而者 本藩撰鋒隊ノ如ク 殷監不遠 決シテ實地之戦ハ無覺束 此後 このご
外夷ハ勿論 四境ノ憂ハ必然之義ニ付キ 石州境之義ハ素ヨリ 益田家之 の
任ニ可有之候得者 若又天王山ノ覆徹ヲ踏候而者 御家之義ハ不及申 もつすにあははず

是迄ノ通り階級ニ依リ 御軍勢之御定相成 益田家の祖法である、「四組」(宇谷、須佐地、瀬尻、市丸)の軍制のこと。(17頁参照)なお、文書館本ではこの部分は「御軍制之相定候而者」と書かれている。

殷鑑不遠 殷人の鑑戒とすべきは、近く前代夏の世の滅亡が良い手本だ、との意。転じて、自分の戒めとするものはすぐ近くにあるということ。(殷鑑不遠)

四境 50頁参照。第二次長州征伐では須佐兵は石州口防衛を担当し幕軍を打ち破った。

天王山ノ覆徹 蛤御門の変に際し天王山に後詰めとして布陣した益田右衛門介の本隊は長州軍の敗報に接するや、一戦も交えず、兵員や兵器を打ち捨てて撤収した事を指す。覆徹は車が覆った跡。前人の失敗のたとえ。

御兩國之存亡ニ相係リ可申後南御軍制之内ヨリ別ニ隊ヲ以テ別ニ
士農工商ノ差別ナク人物ヲ撰ヒ實戰ヲ調練相勵ミ必竟天下之奸賊
ヲモ撰除シ 七君之神靈ヲ奉慰度段長余肯守操志有之
輩ニ身分ヲ揚ミテ其人ノ心ニ信入隊可有之者也

丑二月

回天軍

邑政堂非常ニ蒼皇殊ト為ス所ヲ知ラズ俄ニ九名脱走ノ罪ヲ赦免シ大
谷樸助謹慎ヲ解放シテ食禄元ノ如ク由ラ達シ且ツ令シテ曰ク如斯實
大ノ御處置也上各解散歸宅スルト回天軍ヨリ五隊ノ目的ヲ陳述シテ
曰ク今ヤ四境難日日ニ迫リ益田家ニ於テハ軍制ノ改革スルニキク之ヲ改革
レ北方要衝ノ地ヲ守リ變テ燒眉急テ防禦スル決心ナカレバカラス是即チ
先君ノ御遺志ヲ奉体シ臣子ノ分ヲ尽ス所以ナリ吾輩回天軍ヲ以テ
其基礎ト為サントスル及西復辯論シテ分散ノ命ニ會シテ應セズ俗吏等

長門周防の衍字
御兩國之ノ存亡ニモ相係リ可申候間 御軍制之内ヨリ別ニ一隊ヲ以テ別ニ
士農工商ノ差別ナク人物ヲ撰ヒ 實戦ノ訓練相勵ミ 必 竟八天下ノ奸賊
ヲモ掃除シ 亡君ノ神靈ヲ奉 慰 度段候条 苟 尊攘ノ志有之
輩ハ 身分ニ掲ハラス其人ノ心ニ任セ入隊可有之者也
丑二月 回天軍

邑政堂ハ非常ニ蒼皇殊ト為ス所ヲ知ラス 俄ニ九名脱走ノ罪ヲ赦免シ 大
谷樸助ノ謹慎ヲ解放シテ 食禄元ノ如クナル由ヲ達シ 且ツ令シテ曰ク 如斯寛
大ノ御處置アル上ハ 各 解散帰宅スベシト 回天軍ヨリ立隊ノ目的ヲ陳述シテ
曰ク 今ヤ四境ノ難日日ニ迫レリ 益田家ニ於テハ軍制ノ改革スヘキハ之ヲ改革
シ北方要衝ノ地ヲ引受ケ 焼眉ノ急ヲ防禦スルノ決心ナカルベカラズ 是即チ
先君ノ御遺志ヲ奉体シ 臣子ノ分ヲ尽ス所以ナリ 吾輩回天軍ヲ以テ
其基礎ト為サントスト 反覆辨論シテ分散ノ命ニ應セス 俗吏等

御軍制〓益田家の祖法、四組の軍制のこと。(17頁参照)

蒼惶〓あわてる様。(蒼皇)

食禄元ノ如クナル由〓元治二年一月二四日、大谷樸助以下九名脱走の際、大谷樸助跡は家名断絶を命じられた。(77頁参照)

四境ノ難〓第2次長州征伐のこと。四境は51頁参照。幕府軍が長州藩の四境に攻め寄せてくる可能性が日に日に高まりつつある事を言つ。

北方要衝ノ地〓石州口(佛坂峠のみならず須佐全体)を指す。

元治二年(一八六五) 二月

天軍執事主義到底壓折スハカラケルヲ察スルニナラス外ニ諸隊意

援アルヲ恐怖シテ軍備擴張命ヲ發ス

同七日色政堂ヨリ士卒各組ニ軍事緩督公様人々アリ

同八日親政公守靈ヲ高正大明神ニ謚シ奉リ御短刀以テ其神体ト定テ

産土松崎神社ニ於テ大祭典ヲ執行シ家臣一般參拜セリ大塩寺於テ

各級大會議ヲ開議ス其主件本藩ニ建言シテ先君御正義ヲ身徹セシム

ハキ直石刑口防衛ニ益田家ニ於テ擔任スベキ事等ニテ互ニ誓約シテ散

會セリ

誓約書

此度會議以テ一定被仰付候旨趣光般

高正院様御嚴科一系編

御兩殿様御思召不被為在奸吏所置相聞尤様御覺

圓天軍ノ執ル所ノ主義ハ 到底壓抑スヘカラサルヲ察スルノミナラス 外ニ八諸隊ノ應援アルヲ恐怖シテ 軍備擴張ノ命ヲ発ス

同七日 邑政堂ヨリ士卒各組へ軍事総督公撰ノ令アリ

同八日 親旋（二月）公ノ尊靈ヲ高正大明神ト（おくりな）謚シ奉シ（マ） 御短刀ヲ以テ其神体ト定メ

産土松崎神社ニ於テ大祭典ヲ執行シ 家臣一般参拜シ（大蓋寺） 式了リ大蓋寺ニ於テ 各級大会議ヲ開設ス 其主件ハ 本藩ニ建言シテ先君（益田親施）御正義ヲ貫徹セシム

へキ吏 石州口ノ防禦ハ益田家ニ於テ擔任スベキ事等ニテ 互ニ誓約シテ散會セリ

誓約書

此度會議ヲ以テ一定被仰付候旨趣ハ 先般

高正院様御蔵科ノ一条 編二 御両殿様御思召ニ不被為在 奸 吏ノ所置ト相聞 左様へハ御冤

「到底壓抑スヘカラサルヲ察スルノミナラス」 文書館本では「到底壓抑スベカラザルノミナラス」と記されている。「軍事総督公撰ノ令アリ」 主君在のため公撰で任命しようとしたのであるうか。

産土松崎神社「産土神」はある土地を鎮守する神。鎮守の神。産神。「松崎神社」 松崎八幡宮。須佐町須佐本町上。祭神は応神天皇、神宮皇后、姫大神。由緒によれば、大化六年（六五〇）宇佐八幡宮から勧請して、松ヶ崎に社殿が建てられたので社名になった。康保三年（九六六）社殿が拡張されたが、応永二年（一四一八）、天文三年（一五三四）、文禄元年（一五九二）に炎上して古記録や神宝の多くが焼失した。慶長八年（一六〇三）、須佐領主益田元祥が山根丁東田中山の麓に移し、寛永一六年（一六三九）益田元堯の時に現在の地に移された。鳥居は元禄二年（一六八九）益田就恒が建立した。また神像と神刀と社前に並ぶ石燈籠は益田家が江戸参勤の都度奉献したもので、須佐町文化財に指定されている。「地下上申」参照

高正院様 益田親施のこと。法名「高正院殿大義全明居士」。(45頁参照)

罪_二奉_一隨_二疾_一次第_二孫_一以殘憾之至於御家未中悲憤何以加之

武就而看奉報

尊靈寸忠之一議今日御前御深慮ヲ斟

尊靈_二御神祭_一奉尊崇於

御神前御家未中丹心_一和誓約ヲ以テ

御而殿様御正義_二愚_一存_二被_一城御躰認御忠節_二被_一辱終

御身_二被_一果侯

御遺念_二臣下之銘_一心肝_二徹底仕作_一不及丹心之届所

御國是_二定_一御正義_二貫_一徹之義_二

公儀_二歎_一願仕_二壯_一上_二縱_一外_二患_一能_二未_一之_二節_一御領境石_二方_一治_二防_一禦之

義_二一_一途_二御請相申出_一志_二操_一不受_二身命_一ヲ_二尽_一シ

御身後_二寸_一忠義_二正_一凜然_二相_一立_二英_一様_二作_一怒

罪二奉 墮候次第 弥以残憾之至 於御家来中悲憤何以加之

哉就而者奉報

尊靈 寸忠之一議八 今日御前ノ御深慮ヲ斟ミ

尊靈モ御神祭二奉尊崇 於

御神前 御家来中丹心一和之誓約ヲ以テ

御兩殿様御正義思召ヲ被成御躰認 御忠節ヲ被尽 終二

御一身モ被果候

御遺念モ臣下之銘々心肝ニ徹底仕 乍不及丹心之届所

御國是一定 御正義貫徹之義モ

公儀へ歎願仕 然上八 縦 外患襲来之節モ 御領境石碓口防禦之

義八一途ニ御請相申出 志操ヲ不変身命ヲ尽シ

御身後ノ寸忠 正義凜然相立候様 乍恐

「御前ノ御深慮ヲ斟ミ」 文書館本では「生前ノ深慮ヲ斟ミ」と記されている。

丹心 忠誠でいつわりのないこと。まごころ。

躰認 よく心に呑み込むこと。しかと認めること。

御國是一定 「謝罪恭順」ではなく「武備恭順」に藩論を統一することを意味する。

公儀 本藩政府のこと。幕府のことは「大公儀」と云って区別した。

縦 縦令(たとい)

石州口防禦 四境の関門の項(51頁)参照。

身後 我が身の死んだ後。死後。

神靈御照覽前以テ決議仕奉事

歎願書

乍恐微臣私共不顧恐惶歎願申極在旨趣一日久已未多人數之
斬戮并諸隊追討且外之御所置熟考仕疾得共先被右衛門
之殿殿科之節一奈天

御西殿様御思召三不被為在偏政府之御所置三罪科相被
行差儀毛可有之哉下於家来中モ残憾何以加之就而有主人終
身之素志

御西殿様御正義之御思召ラ被致射認心身ラ被謁被相果矣
義ヲ御座疾得共臣下之銘々其遺念心奸徹底任作不及丹

心、届所難願申上矣而何卒

御國是御一定御正義御貫

微之程奉仰願疾左疾、主人生前之丹心相届於私共モ本懐

神靈御照覽ノ前ヲ以テ決議 仕候事

歎願書

乍恐微臣私共不顧恐惶 歎願申上候旨趣ハ 旧冬已来尋人数之

斬戮并諸隊追討其外之御所置熟考 仕候得共 先般右衛門

之介殿蔵科之節一条モ 罪科相被

御兩殿様御思召ニ不被為在 偏二政府之御所置ニテ 就而者主人終

行候儀モ可有之哉ト 於家来中モ残憾何以加之

身之素志 御兩殿様御正義之御思召ヲ被致体認 心身ヲ被謁被相果候

義二御座候得共 臣下之銘々其遺念 心奸ニ徹底 仕 乍不及丹

心ノ届 所歎願申上候而 何卒 御國是御一定 御正義御貫

徹之程奉 仰願候 左候ハ、主人生前之丹心相届 於私共モ本懐

神靈御照覽之前ヲ以テ親施公の神靈が見守つて居られる前で決議しましたの意。

恐惶＝おそれつつしむこと。

斬戮＝「戮」は死罪にすること。切腹、斬首などの刑罰。俗論党の本藩政府が三家老を切腹させ、四参謀を斬り（51頁参照）恭順の証とした叟を指す。

「御兩殿様御思召ニ不被為在 偏二政府之御所置ニテ」＝君臨すれども統治せず。君主が実際の政務を臣下に任せていた事を言う。第1次長州征伐に於て、三家老切腹は西郷隆盛が強く主張したとされる。

過分に至リ奉存然上縱令外患未襲之節モ領分境石別
口防衛之義一途身命ヲ尽シ手立可申候間茲重々前件御政
蹟正義御徹底之御巧置下恐敷願申上矣誠心誠惶謹白

益田右衛門介跡

家未中

同夜士族各級ヨリ家老僧野與次ヲ發督ニ推載スドト是政堂

ニ上申ス

同九日增野與次總督ヲ命ヲ小國融藏謹願放免ニ直ニ參謀

タルハ命ヲ回天軍發督大谷權助本隊ヲ率テ一番先衛隊番頭タルハ

キノ命アリ是ハ於テ軍制積諸者就テ初回天軍心先導ニ凡スル機ヲ發シテ

兵員ヲ募集セシ自家富獻金ヲ為シ氣慨アリ者入隊セル因リ勢力日々

加ル以テ俗論派モ其銳鋒ヲ僻ク本藩諸隊止戦後款地ニ入リ屢

過分之至リニ奉存候 然上八縦令外患来襲之節モ 領分境 石州
口防禦之義ハ 一途身命ヲ尽シ手立可申候間 幾重モ前件御政
蹟正義御徹底之御所置 乍恐歎願申上候 誠恐誠惶謹白

益田右衛門介跡

家来中

(二月八日夜) 同夜 士族各級ヨリ家老増野與次ヲ總督ニ推載スベシト邑政堂
二上申ス

(二月) 同九日 増野與次ニ總督タルベキノ命アリ 小国融蔵謹慎放免ニテ 直ニ參謀
タルヘキノ命アリ 回天軍總督 大谷樸助ハ本隊ヲ率テ一番先衛隊番頭タルベ
キノ命アリ 是ニ於テ軍制稍緒ニ就ケリ 初 回天軍ノ心光寺ニ屯スルヤ 檄ヲ発シテ
兵員ヲ募集セシニ 豪富ハ献金ヲ為シ 氣慨アル者ハ入隊セルニ因リ 勢力日々ニ
加ハルヲ以テ 俗論派モ其銳鋒ヲ僻タリ 本藩諸隊ハ止戦ノ後 萩地ニ入り 屢々

増野與次「與次」(おきつぐ)か「與次」か、何れが正しいか。毛筆の字は「與」(よ)。増野又十郎の事か。

外患来襲之節「第二次長州征伐で幕府軍が攻めて来た場合には…」の意味。

軍制稍緒ニ就ケリ「四組の軍制が崩れ、回天軍の主張が通り、どうにか組織として認められた事をいう。「稍」というのは小国融蔵が参謀で大谷樸助が
隊の番頭という命令に不満があったことを意味する。

豪富「誰のことか。浦庄屋の久原家などが。」

元治二年(一八六五) 二月

尚姓相前
後七

上言正所_レ以_テ正義恢復_ノ端相用_{ケル}極_ニ際_{シタレハ}益田家_ニ於_テモ兩
君候御守衛_ト稱_シ秋近傍地_ニ出兵_シ諸隊_ト氣脈_ヲ通_{シテ}切君_ノ衛家
督_ヲ促_{スベシト}小國_ニ融藏_ヲ初_メ田天軍_ノ建議_ニ據_リ宇田村_ニ出張_ノ事
ヲ許_{セリ}

同十四日中軍大益寺_ニ先鋒淨蓮寺_ニ凡_シ田天軍法隆寺_ニ轉營_シ
翌十五日田天軍一隊及大谷岩尾組頭_ニ宇谷組須佐也組合係一小隊
宇田村_ニ出張_シ邑政堂_{ヨリ}當後松本良左衛門御末家益田石見殿
本政稱_シ山右衛門等_ハ出兵_シ付_リ内談_シ為_シ出張_{セリ}

茲_ニ本藩逃走_シ好吏棕梨藤太同伊太郎現玉久吉郎中村久米太郎水
村棟之進同駒太郎平川清作小倉半右衛門神代秀之進小森市郎右衛
門南新三郎小川八十捷等十三名海路_ニ別_レ飯_ノ浦_ニ着_リ船_上陸_{セシ}由_テ取
報_依田天軍員梅津熊之進田高村歸省中_ニ中村養一_外三名同行

元治二年（一八六五）二月

上言スル所アルヲ以テ 正義恢復ノ端 相開ケルノ機ニ際シタレハ 益田家ニ於テモ兩
（元徳）君候御守衛ト称シ 萩近傍ノ地ニ出兵シ 諸隊ト氣脈ヲ通シテ 幼君ノ御家
（うなが）督ヲ促スベシト 小國融蔵ヲ初メ 田軍ノ建議ニ據リ 宇田村マテ出張ノ事
 ヲ許セリ

同十四日 中軍八大蒞寺ニ 先鋒八淨蓮寺ニ屯シ 田軍八法隆寺ニ轉營セリ
（二月）

翌十五日 田軍一隊及大谷岩尾 組頭ニテ宇谷組 須佐地組合併一小隊
（益田家臣、上士、大組）

宇田村ニ出張シ 邑政堂ヨリ八當役 松本良左衛門 御末家益田石見殿
（宇田村）

本 政府 山田右衛門等へ出兵ノ件ニ付 内談ノ為メ出張セリ

茲ニ本藩逃走ノ奸吏 棕梨藤太 同伊太郎 児玉久吉郎 中村久米太郎 木
（大納戸、役）

村松之進 同駒太郎 平川清作 小倉半右衛門 神代秀乃進 小森市郎右衛
（甲太郎）

門 南新三郎 小川八十槌 等十弍名 海路石州飯之浦へ着船上陸セシ由飛

報ニ依リ 田軍員 梅津熊之進 八田萬村ニ帰省中ニテ 中村泰一

三名同行

「宇谷組 須佐地組合併一小隊」は文書館本では「宇谷組 須佐地組併一小隊」と記されている。

宇田村「何故宇田村まで出兵したのか。そこに何があつたのか。宇田村は萩藩繁沢家の知行地であつた。

十二名について、「尚姓名源本ト相前後セリ」と欄外に注記されている。尊攘堂本には原本（草稿）があつた事になる。

棕梨藤太（二月一七日付で御用所右筆役、国事御用掛を罷免され、大納戸役になつた）の一行は諸隊が萩に迫りつつある中、岩国に赴き吉川氏に就いて謀るところあらんと十四日小畑孤島から船を雇い江崎に上陸し岩国へ行くこととしたが風潮悪く、飯之浦へ着船した。しかし情報を得た政府は岩国に彼等を逮捕するよう依頼した。

児玉久吉郎、小倉半右衛門、南新三郎、小川八十槌、木村松之進らは二月十二日明木権現原において山口に使いをした鎮静会議員香川半介、桜井三木三、冷泉五郎、江木清次郎の四人を襲い江木以外の三人を刺殺した撰録隊士。（「防長回天史」第五編上七七四頁、一七六頁 明木の凶変）

中村久米太郎 木村駒太郎 平川清作 神代秀乃進 小森市郎右衛門 棕梨伊太郎

飯之浦「上りJR山陰本線で須佐から2つ目の駅（江崎の次）が飯之浦。

田萬村「須佐の東隣の村。現在は田万川町。須佐と並ぶ良港江崎港がある。

梅津熊之進「益田家臣。奇兵隊に入り慶応二年七月二十七日小倉赤坂にて戦死。

中村泰一「益田家臣

敵浦主須佐ヨリ中軍及ニ番先鋭隊ヲ下田萬村ニ出張セシメシニ奸吏石州
青原通ニ岩國ニ至ルベシト報知リ又先手小隊ヲ福田村ニ出張セシメリ是二
月十二日ナリ此際奇兵隊福田義平西崎喜平身田陣營ニ来リ恨
力ニテ奸吏ヲ逮捕年ヲ約シ石州青原通ニ街邊ノ地理ヲ細聞シテ歸リ大
谷樸助岡部東三福田村ニ派出セシカ岡部東三徳地宿懲隊報シテ
岩國口ニ整成ラ敵ニセシム下田萬村出張先衛隊ヨリ數名ヲ核被シテ
奸吏逮捕手配ヲシ青原津和野藩領内ナルヲ以テ小國融藏直ニ
津和野藩邸ニ至リ脱藩奸吏逮捕爲メ青原出張セシ旨ヲ稟接セリ青
原ニテ先鋭隊出張員岩國ノ道路ヲ遮斷シ堅固ニ相田ニ既ニ逮捕ニ及ハ
ズ内津和野藩邊邊儀右衛門數多之士卒ヲ列率テ出張ニ敵衆藩ヨリ連
捕ノ上貴藩捕頭ス列渡スベシト談判依リニ番先衛隊津和野藩ニ委
托シテ田萬村歸營是時大谷樸助福田村於テ津和野藩ニ委托ノ

飯之浦二至リ 須佐ヨリ八中軍及二番先鋭隊（衛）ヲ下田萬村ニ出張セシメシニ奸（栲梨藤太以下十二名） 吏八石州
 青原通り岩國ニ至ルベシトノ報知アリ 又先手小隊ヲ福田村ニ出張セシメタリ 是（これ） 二
 月十六日ナリ 此際（このとき） 奇兵隊福田義平 西嶋喜平等宇田村陣營ニ来リ 協
 カシテ奸（栲梨藤太以下十二名） 吏ヲ逮捕ス キヲ約シ 石州青原通り街道ノ地理ヲ細聞シテ帰レリ 大
 谷樸助 岡部 東三八福田村ニ派出セシカ 岡部 東三八徳地鷹懲隊ニ報シテ
 岩國口ノ警戒ヲ嚴ニセシム 下田萬村出張ノ先衛隊ヨリ八数名ヲ撰拔シテ（育英館学頭、重監）
 奸（栲梨藤太以下十二名） 吏逮捕ノ手配ヲナシ 青原八津和野藩ノ領内ナルヲ以テ 小國融蔵八直ニ
 津和野藩邸ニ至リ 脱藩奸（栲梨藤太以下十二名） 吏逮捕ノ為メ青原ニ出張セシ旨ヲ應接セリ 青
 原ニテ八先鋭隊（衛）ノ出張員 岩國ノ通路ヲ遮断シ 堅固ニ相困ミ 既ニ逮捕ニ及ハント
 スルトキ津和野藩渡辺儀右衛門 数多あまた之士卒よヲ引率シテ出張シ 弊藩ヨリ逮
 捕ノ上貴藩ニ引渡スベシトノ談判ニ依リ 二番先衛隊八津和野藩ニ委
 託シテ田萬村ニ帰營セリ 是（このとき） 時大谷樸助八福田村ニ於テ津和野藩へ委託ノ

青原 〓 島根県鹿足郡日原町青原。JR山口線青原駅付近。国道9号線沿いの村。ここから日原を経て国道187号線で岩國に至る。

福田義平 〓 奇兵隊士。元上関裁判庄屋支配、当時来栖源兵衛組。（「山口県史」資料編幕末維新6 106頁）

西嶋喜平 〓 奇兵隊士。本陣付。（「山口県史」資料編幕末維新6 994頁）なお、西嶋喜兵衛として元前大津依山民籍当時山下新兵衛組とあり（同1

053頁）同一人物か。

徳地 〓 山口県佐波郡徳地町。中国自動車道徳地IC付近。

渡辺儀右衛門 〓

十二奸吏逮捕の為に動員された須佐兵の名簿は巻末「補注1」参照。

事ヲ聞キ遂ラ狂ケテ田萬村中張中軍及二番先號隊主リ不俟載天鑿
タル十二好吏ヲ踪跡シ彼ヨシ金中ノ魚タリシヲ直ケ復讐言ノ事ヲ果サスニ
他藩人ニ其功ヲ傳ルルノ旨性々ラ痛論ヲ歸須セリ

同十九日御末家周布治部殿宇田傳中ニ未駕兵隊引揚公命ヲ傳フルニ
據リ田天軍ニ須佐邑法隆寺寺比所ニ退軍シ十二好吏受取準備ヲ為セ
シ本藩ヨリ直接受取事ヲ津和野藩ニ變取アリテ御使者山重作番頭

藤井竹太郎今田辰三郎等式組及干城隊之原半九郎山縣初三郎長宗
治郎等江崎村出張滞在セリ茲ニ山重作性質臆病ニシテ脱藩奸吏暴
動ヲ畏縮シ奸吏等親接未着ヲ候トテ款シ佛奴関門ニ於テ津和野藩ノ数度

應接受取準備半途ナラシテ猶豫ヲ請ヒ遂ニ廿三日ノ應接主リテ二箇日
ノ為スベキキヲ以テ中間頭人候ニ病ニ罹ル由ヲ傳猶延期セリトセリヨリ津和
野藩ヨリ八日迄徒ニ數日ヲ經過セルヲ猶未ク受取事ニ難域ニ會西守藩

元治二年（一八六五）二月

事ヲ聞キ（みち）途（みち）ヲ狂（狂）ケテ田萬村出張ノ中軍及二番先銳隊（衛）ニ至リ 不（ふ）倶（く）載（たい）天（てん）ノ讐（かたき）
タル十二奸吏（椋梨藤太以下）ヲ綜跡シテ 彼八已（すで）ニ釜（ふか）中（ちゆう）ノ魚タリシヲ 直（ただ）チ二復讐ノ事ヲ果サスシテ
他藩人（その）ニ其功ヲ奪ハル、ノ卑怯（ひきやう）タルヲ痛論シテ帰須（須佐）セリ

（二月）同十九日 御末家周布治部殿 宇田陣中ニ来駕 兵隊引揚ノ公命ヲ傳フルニ

據（よ）リ 天軍モ須佐邑法隆寺屯所ニ退軍シ 十二奸吏受取ノ準備ヲ為（な）セ

シニ 本藩ヨリ八直接受取ノ事ヲ津和野藩ニ照会アリテ 御使番 山田重作 番頭

藤井竹太郎 今田辰三郎等式組及干城隊 笠原半九郎 山縣初三郎 長栄

治郎等江崎村ニ出張滞在セリ 茲ニ山田重作八性質臆病ニシテ 脱藩奸吏ノ暴

動（いし）ヲ畏縮シ 奸（椋梨藤太以下十二名）吏等ノ親族来着ヲ俟（待）ント欲シ 佛坂関門ニ於テ津和野藩ト数度ノ

應接ニ受取ノ準備半途ナルヲ以テ猶豫ヲ請ヒ 遂ニ廿三日ノ應接ニ至リテハ 遁辞（とんじ）

ノ為スベキナキヲ以テ 中間頭式人 俄（にわか）ニ病ニ罹レル由ヲ偽リ 猶延期セントセリヨリ 津和

野藩ヨリハ 今日迄 徒（いなす）ニ数日ヲ経過セルヲ 猶未夕受取ノ事ニ難成八尊藩

不（か）倶（か）戴（た）天（た）ノ 讐（か） 「謝罪恭順」を唱え、益田親施ら三家老の首級を幕府に提出した俗論党を指す。

御末家周布治部殿

法隆寺 須佐町浦中。松雲山。真宗。浄蓮寺の末寺。浄蓮寺四世、教西のとき、益田家から松原に五畝の地を賜り、元禄五年（一六九二）創建。

山田重作

藤井竹太郎

今田辰三郎

笠原半九郎 干城隊士。（なお「山口県史」資料編幕末維新6 986頁遠近附に笠原由九郎とあるのは同一人物か）

山縣初三郎 干城隊士。遠近附。「山口県史」資料編幕末維新6 986頁）

長栄治郎 「温故」では長栄二郎。

仏坂関門 北浦街道（国道191号線）の山口県と島根県の県境、仏峠（標高100m）にあった関所。四境の一つ。

寺院ヲ拝借シ寺内ノ警衛ノ故ヲ藩ニ於テ擔當スルハ商學ノ藩一手ニシテ
四周ノ田ヲ引受ケラレシト照会セリ藤井竹田内名ニ山田臆セハ憤ホリ吾等

ニ名取取レシト決意シ小國融藏津和野藩ニ談判シテ須佐一手ニ引渡スト

前約ヲ履マシ身ヲ迎ヒ是ニ於テ時議論置ケタリシモ奸吏等ノ親族モ未着

シ終ニ下田萬村西法寺ニ於テ未着ノ本藩吏員直接受取ノ事ニ決ス

同昔日津和野藩物頭布施田沢右衛門御目附牧官ニ應接人渡辺

後右衛門波田多橋其外士卒十五人足輕八十人餘前後ヲ警衛シテ

未着ヲ引渡ノ手續ヲ為ス寺境外須佐一手ノ教言固ヨリ奸吏ノ腕刀親族

預ト為シ詰馬ノ籠ニ山口ノ護送セリ須佐一手モ歸邑解隊ス高度奸吏逮捕

梅津館之邊中村番一寺
石別ノ姓復數回贈ハズカ

同日回天軍モ亦邑政堂ヨリ分散ノ命ヤト至ニ其命ニ應答シ同夜心光寺

轉宮ニテ中村藤馬邑政堂ニ出頭シ解隊スバカラサハ理由ヲ陳辯シテ經

ノ寺院ヲ拝借シ 寺内ノ警衛ハ弊藩ニ於テ擔当スベケレハ 尊藩ノ一手ヲ以テ
 四周ノ外圍ヲ引受ケラルヘシト照会セリ 藤井 竹田兩名八山田ノ臆セルヲ憤(いきて)ホリ 吾等
 二名受取ベシト決意シ 小國融藏八津和野藩ニ談判シテ 須佐一手ニ引渡ストノ
 前約ヲ履マン事ヲ迫ル 是ニ於テ一時ハ議論(うたがひ)々々アリシモ 奸(棕梨藤太以下十二名) 吏等ノ親族モ来着
 シ 終ニ下田萬村西法寺ニ於テ 来着ノ本藩吏員直接受取ノ事ニ決ス

同廿四日(二月) 津和野藩物頭 布施田沢右衛門 御目附 牧官三 應接人 渡辺

儀右衛門 波田多橋 其外士卒十五人 足軽八十人餘 前後ヲ警衛シテ

来着 引渡ノ手續ヲ為ス 寺ノ境外ハ須佐一手ノ警固ナリ 奸(棕梨藤太以下十二名) 吏八脱刀親族

預ト為シ 詰駕籠ニテ山口へ護送セリ 須佐一手モ歸邑 解隊ス

同日 田天軍モ亦 邑政堂ヨリ分散ノ命アリト雖トモ 命ニ應セス 同(二月廿四日) 夜心光寺

二轉營シテ 中村藤馬邑政堂ニ出頭シ 解隊スベカラサル理由ヲ陳辨シテ繼

西法寺 現田万川町大字下田万郷。浄土真宗本願寺派。開基は順意。慶長五年（一六〇〇）三月創建。四代目玄了の寛文五年（一六六五）九月、本願寺より西法寺の寺号を免許さる。

物頭 文書館本では「惣頭」と記されている。

布施田沢右衛門 津和野藩士。物頭は弓組、鉄砲組などを率いる役職。物頭衆。

牧 官三 津和野藩士。御目付は非違を檢察し主君に報告する監察官。御目付衆。

渡辺儀右衛門 津和野藩士。應接人は涉外の担当官。

波（羽）田多橋 津和野藩士。應接人。

續ノ許諾ヲ得ントスルニ俗吏為其請ヲ容レザルニナラス大ニ激怒シ其命ニ
 抗スル無情ヲ咎ナルニ因リ且歸管長官會議ノ上更ニ邑政堂ニ至リテ
 哀訴歎願スモ採用セラレザリシ為其歸管ノ遲々タルヲ以テ大谷樸助津田
 公輔村岡彦十郎等亦邑政堂ニ出頭シテ激論數刻深更ニ至リ終ニ俗吏ノ
 屈服スルヲ以テ歸管セリ然レバ俗吏言論上屈服セシ也シテ中心益之ヲ嫉
 ヲ極ニ策シ大組其他凡ラ田天軍ヲ怨惡スル俗論黨ニ俗吏ト密約シテ羽立世
 五月初英館ニ屯シ詭客ヲ出シテ街領内ヲ巡回セシヨリ奸吏餘黨亂入セ
 計難トシ其不慮ニ供ヒ且四境敵兵防衛不ノ為一團結ヲテシテ練兵スベキ
 ヲ口實トシ組士并ニ三組卒族其他農兵ヲモ集メテ此強團ト稱ス邑
 政堂ヨリ御用ニ字ヲ濫用シテ館中ニ入ラシムルモノ亦多シ邑政堂俗吏田
 天軍勢方ヲ殺カントスルノ念熾ニシテ百方其策ヲ講セシカ遂ニ古来四組各
 須佐地頼
 尾市丸ナル者ニ其戸數ヲ定限アリテ大組ノ内ヨリ各組之頭ヲ奉職シ非

續ノ許諾ヲ得ントスルニ俗吏等其請ヲ容レサルノミナラス 大二激怒シテ其命ニ
 抗スルノ無情ヲ咎ムルニ因リ 一旦帰營 長官會議ノ上更ニ邑政堂ニ至リテ
 哀訴歎願スルモ採用セラレサリシ為 其帰營ノ遅々タルヲ以テ 大谷樸助 津田

公輔 村岡彦十郎等亦邑政堂ニ出頭シテ 激論数刻深更ニ至リ 終ニ俗吏ノ
 屈服スルヲ以テ帰營セリ 然レトモ俗吏八言論上屈服セシ迄ニシテ 中心益之ヲ嫉ム
 ノ機ニ乗シ 大組其他凡テ回天軍ヲ怨悪スル 俗論黨八俗吏ト密約シテ翌廿
 五日育英館ニ屯シ 説客ヲ出シテ御領内ヲ巡回セシメ 十二奸吏ノ餘黨乱入モ
 計リ難ケレハ 其不虞ニ供へ 且四境ノ敵兵防禦ノ為メ一團結ヲナシテ練兵スベキ
 ヲ口實トシ 組士并二三組卒族其他農兵ヲモ集メテ北強團ト称ス 邑
 政堂ヨリ御用ノ二字ヲ濫用シテ館中ニ入ラシムルモノ亦多シ 邑政堂俗吏八回
 天軍ノ勢力ヲ殺カントスルノ念熾ンニシテ 百方其策ヲ講セシカ 遂ニ古来四組
 ナル者八其戸数ノ定限アリテ 大組ノ内ヨリ各組々頭ヲ奉職シ 非 谷宇

須佐地 須佐 四境

無情＝文書館本では「無状」と記されている。

（えんむ）
 怨悪＝うらみいかること。

四境の敵兵＝四境は51頁参照。益田家は関ヶ原の敗戦で須佐移住以来、萩藩に於て石州口のうち仏坂関門の防衛を担当してきた。ここでは須佐全体を意味する。

北強團＝慶応元年二月六日編成。須佐益田家の士卒農兵の集団にして回天軍の勢いを殺ぐの目的に成る。栗山翁輔が頭取たり。（「もりのしげり」35
 8頁）「回天実記」では二月五日編成となっている。

常時臨ミテ組頭指揮從ヒテ進退スキハ制ナリ然ルニ回天軍入

隊組士ナニ名アルヲ以テ御祖先牛庵公以來御牛組ヲ破解スモノナリト公

言ニ回天軍ニ向ヒテ組士陳隊人々ヲ殺ス回天軍之抗辨シテ曰ク回天軍

立隊要旨日ハ屢上言セシ如ク今日ニ被テ必ス之ヲサレバカクサレハ要アリテ之

ヲルモノナリ然ニテ軍勢古今ノ沿革ニ從ヒ其時制ニ適スル治法ニアラスニ

決ニテ實戰ノ用ニ立ツカラス故ニ徒ラ先規旧格ニ拘ヒテ宇治極大事論ヲ

待ラス後令牛庵公御手組ナリト雖モ慶長時代ノ軍勢ヲ益田家ノアラス

限リ幾百ヶ年ニテモ依然之ヲ用ヒントスルハ兵家ノ強笑ニ供スル見戲ニ即

牛庵公罪人外ルヲ奈何セシ加之創立月減クニテ本々微々タル回天軍中ヨリ依然

ルニテ疎ク至ラハ其基礎忽チ頽ヒテ之隊ノ目的ヲ達スル事能ハサレハ當然ノ

事情ナリト論難辨影層一層輒輒勢ヲ加ヘテ強團ニ致極愈失スルカ

ラスト存リ流言ヲ放テ曰ク木回天軍邑政堂放火ニ後負テ暗殺スル陰謀

常ノ時二臨ミテ八組(くみがしら)頭ノ指揮二從ヒテ進退スヘキスキヘノ制ナリ 然ルニ回天軍入
 隊ノ組士十二名アルヲ以テ 御祖先牛庵公(益田元祥)以来ノ御手組ヲ破解スルモノナリト公
 言シ 回天軍二向ヒテ組士除隊ノ令ヲ發ス 回天軍八之(これ)二抗辨(こうへん)シテ曰ク 回天軍
 立隊ノ要旨ハ 屢(しばしば)上言セシ如ク 今日ニ於テ必ス立テサルベカラサルノ要アリテ立
 ツルモノナリ 然シテ軍勢制ハ古今ノ沿革ニ從ヒ其時勢ニ適スルノ活法ニアラスン
 八決シテ實戰ノ用ニ立ツヘカラス 故ニ徒(いたず)ラニ先規旧格ニ拘ムハ宇活(迂闊)ノ極ナル事論ヲ
 待タス 仮令牛庵公(たし)ノ御手組ナリト雖モ 慶長時代ノ軍勢制ヲ益田家ノアラン
 限リ幾百千年ニテモ依然之ヲ用ヒントスルハ 兵家ノ嗤笑嗤ニ供スルノ兎戯ノミ 即(すなわち)
 牛庵公(益田元祥)ノ罪人タルヲ奈何セン 加(しかのみならず)之創立日浅クシテ未タ微々タル回天軍中ヨリ 俄然
 十二氏ヲ除クニ至ラハ 其基礎忽チ頽(すた)レテ立隊ノ目的ヲ達スルコト能ハサルハ當然ノ
 事情ナリト論難辨駁(へんぱん) 層一層軋轢あつれきノ勢ヲ加ヘタリ 北強團ハ此機いよいよ愈失フベカ
 ラスト 荐(しき)リニ流言ヲ放チ曰ク 回天軍八邑政堂ニ放火シ役員ヲ暗殺スルノ陰謀

牛庵公益田元祥（寛永一十七年九月二日没 八三歳）、次郎、右衛門佐、玄蕃頭、從五位下、又兵衛イ、牛庵入道。法名「桃林院前鴻眈全牛紹力大居士」

軍制16頁「四組」参照。「御祖先牛庵公以来ノ御手組ヲ破解スルモノ」というのは四組以外に「回天軍」を勝手に立隊したこと、及びその兵力として農兵なども加えたことを指す。宇谷組では士卒の多くが回天軍に入隊した為に、慶応元年二月十五日須佐地組と合併して四組の軍制はやむなく三組に再編成しなければならなかった。（104頁参照）以後、「三組」は宇谷、市丸、瀬尻を指す。なお、回天軍は立隊したものの財政的裏付けは無かった。誰がスポンサーとなっていたのであろうか。

アリ曰ク大石撲助等數名知君ニ忠ナラス益田家ニ叛
逆シ竟恩アリ曰ク
去ト無實ノ冤罪ヲ以テ其私怨ヲ報セシテ欲シ甚シキ已ノ妻見ラシテ仙相院
君ニ河護詭証セシムニ至リ

同日三好久平等南御領士卒ヲ率ヒ田天軍ヲ辞シテ帰郷セリ田天軍ハ笠松邸内
景況及反對黨ノ舉動ヲ探伺シテ仙相院君モ邑政堂俗吏ニ欺カレテ俗論
黨ヲ寵遇シ殊ニ其妻見ノ詭証ヲ信用セシム運ニ屬スルヲ知リ切齒拒腕
堪メ同仙相院君ヲ謁シテ先君御逝去ノ顛末ヨリ立隊上日趨ラ縵々上
言スルニ如カト一決シ夜將三更笠松邸式臺前ニ出ツルト俗吏等之ヲ
逐シ其防衛頗ル嚴重ナラシメテ歸營セリ

同廿六日田天軍ヲ津田公輔外ニ名邑政堂ニ出頭シテ邑宰等益田三郎左
衛門面会シ親放公御逝去後幼君ヲ養ヒシ政權ヲ恣ニシテ大ニ正義派ヲ
擁作スノ舉動ヲ摘指シテ言論激烈ナリしかニ郎三左衛門答辨語塞リ

元治二年（一八六五）二月

アリ 曰ク 大谷樸助等数名八幼（益田精次郎） 君二忠ナラス 益田家二叛逆ノ竟思アリ 曰ク
 云云ト 無實ノ冤罪ヲ以テ其私怨ヲ報セント欲シ 甚シキハ己ノ妻児ヲシテ仙相院（益田元宣室）
 君二阿謏讒誣セシムルニ至レリ

同日 三好久平等南御領士卒ヲ率ヒ回天軍ヲ辞シテ帰郷セリ 回天軍八笠松邸内（二月廿五日）
大道村切畑居住の益田家臣

ノ景況及反對黨ノ舉動ヲ探偵シテ 仙相院君モ邑政堂俗吏ニ欺カレテ俗論（あざむ）
 黨ヲ寵遇シ 殊ニ其妻児ノ讒誣ヲ信用セラル、ノ運ニ属スルヲ知り切齒扼腕ニ
 堪ヘス 一同仙相院君ニ拜謁シテ 先君御逝去ノ顛末ヨリ立隊ノ旨趣ヲ縷々上
 言スルニ如カスト一決シ 夜将二三更笠松邸ノ式臺前ニ出ツルト 俗吏等之ヲ
 遮リ 其防衛頗ル嚴重ナルヲ以テ帰營セリ

同廿六日 回天軍ヨリ津田公輔外二名邑政堂ニ出頭シテ 邑宰益田三郎左（清水益田、老臣、家老）
 衛門二面会シ 親旋公御逝去後 幼君ヲ蔑ニシ 政権ヲ恣ニシテ大二正義派ヲ
 擯斥スルノ挙動ヲ摘指シテ 言論激烈ナリシカ 三郎三左衛門 答辨語塞リ

阿謏讒誣 阿謏 媚びへつらう。「謏」は「諛」の誤字。 讒誣 事実を曲げて誇る事。

「三好久平等南御領士卒ヲ率ヒ回天軍ヲ辞シテ帰郷セリ」この部分を松永本は「三好久平等八事態漸ク迫ルヲ察シ南御領士卒二十七名除隊ヲ請ヒテ
 帰郷シ 回天軍笠松邸ノ状況及ヒ反對黨ノ挙動ヲ探偵シテ」と記述している。

笠松邸 65頁参照。

三更 五更の一つ。一夜を五分した真ん中。零時前後。半夜。丙夜。

南御領 91頁脚註参照。

益田三郎左衛門 益田家老臣。家老。清水益田家当主。

嘿々流涕スルニ公輔等共ニ争テ足ラストシテ退出セリ

北強團邑政堂許諾ヲ得テ邑西境ヲ鎖シテ正義派、出入ヲ戒マレシ心光

寺前ニ武庫ヲ守衛シ或ハ小具足ヲ着シ兵器ヲ携テ奔走シ城巖

ヲ示テ回天軍ヲ壓セントシ世間ニ流布シテ曰ク回天軍暴奔近キアルヤシ吾輩

其非常ヲ戒シテ回天軍孤城落日楚歌、念ヲ懐クモノアリ加之外ヨリ父

兄ノ疾病ヲ虚報シ其心ヲ勤サシムルモ亦勤カラサレム土谷仙三郎大賀

惣助脱營往ク所ヲ知ラズ岩本平太岩本貫一郎亦夜ニ乘リテ脱營直ニ

北強團ニ至リテ加盟ス

同廿七日御末家周知部殿、邑政堂、招請ニヨリテ未須セシカ仙相院

君命ヲ傳ス由ヲ以テ回天軍ニ未嘗シ教督大谷權助ヲ始メ河上乾三津田

公輔其他教名、後員ヲ列席セシメテ組士十二名ヲ除隊シ北強團ト混和

事ヲ勸告セリ權助若エテ曰ク組士ヲ除隊スハカラサレ理由、屢々邑政堂上陳セシ

(もくもく) 嘿々流(りゅう) 涕スルノミ 公輔等共二争フニ足ラストシテ退出セリ
(津田) 北強團八邑政堂ノ許諾ヲ得テ(須佐) 邑ノ四境ヲ鎖シテ正義派ノ出入ヲ戒マシメ 心光
 寺前ナル武庫ヲ守衛シ 或ハ小具足ヲ着シ 兵器ヲ携ヘテ奔走シ 威敵
 ヲ示シテ 固天軍ヲ壓セントシ 世間ニ流布シテ曰ク 固天軍ノ暴発近キニアルベシ 吾輩
(その) 其非常ヲ戒シムト 固天軍八孤城落日 楚歌ノ念ヲ懐クモノアリ 加之外ヨリ八父
(その) 兄ノ疾病ヲ虚報シテ 其心ヲ動カサシムルモノ亦渺カラサレハ 益田家臣 土谷仙三郎 大賀
家臣 惣助脱営 往ク所ヲ知ラス 益田家臣 岩本平太 益田家臣 下士 十四石また 岩本貫一郎亦夜ニ乗シテ脱営 直二
 北強團ニ至リテ加盟ス

(二月) 同廿七日 御末家周布治部殿八邑政堂ノ招請ニヨリテ来須セシカ 仙相院(須佐)
 君ノ命ヲ傳フル由ヲ以テ 固天軍ニ来営シ 総督大谷樸助ヲ始め 河上範三 津田
 公輔其他数名ノ役員ヲ列席セシメテ 組士十二名ヲ除隊シ 北強團ト混和ノ
 事ヲ勧告セリ 樸助答テ曰ク 組士ノ除隊スヘカラサル理由八屢々邑政堂ニ上陳セシ

嘿々＝黙々と同じ。だまる

流涕＝涙を流す。

邑ノ四境＝「須佐市中細見図」(天保十二年)などを見ても当時須佐に関門(木戸)が四個所あったとは思われない。「四方八方」という意味であろう。因みに須佐市中細見図」には本町通りの松崎八幡宮前及び荒人社前の二個所に木戸が記されているが、それ以外に関門らしきものは見当たらない。

「威敵ヲ示シテ固天軍ヲ壓セントシ」＝文書館本では「威敵」を「威権」と記述している。

「孤城落日 楚歌ノ念ヲ懐クモノアリ」＝この部分を文書館本では「孤城落日 四面楚歌ノ聲ト為リ事情大ニ切迫スルヲ以テ漸次反覆ノ念ヲ懐ク者アリ」と記述している。楚歌＝四面楚歌。周圉を敵に囲まれ、孤立無援になること。楚の項羽が漢の高祖のために垓下で包囲されたとき、四方の漢軍が故郷の楚の歌を歌うのを聞いて、楚の人民も既に漢軍に降伏したと思い、最早どうすることも出来ないと思しんだ故事による。

岩本平太＝岩本貫一郎の兄。

元治二年(一八六五) 二月

如シ永油素ヨリ混スモノニテラス正俗ノ両立スル教避クカチヤハ所ナリ及令仙相院
君ノ御竟ナリト雖益田家前途ノ不利ト認ル事アラハ成固モ諫ノ奉ルコ
ソ臣子ノ分セシ言若シ聽セサト一死スルニト尚國周布殿ノ俗吏ニ左祖シテ宗
家ノ名譽ヲ傷クル無情ヲ論責セシカハ周布殿赫然トシテ怒リ席ヲ蹴テ

起立セリ

同日回天軍一旦孫富村金柳寺ニ輔官シテ除ハシテ計ハ所アリト決議セリ初ノ小
國融藏大言權助ト内外相慮シテ正氣ヲ恢復セシ事ヲ約シ權助ト公然運動ヲ
共セス居常ニ沈着ヲ專トシ敵テ佐吏ノ意ニ悖ル事魚カワシカハ回天軍ニ隊
軍備擴強ノ際其幽囚ヲ解キ擧テ卷謀仕ニ當ラシメ且邑政堂ニ入り議政
班ニ連ラシムルニ至リ故ニ融藏正俗ノ軌轍漸ク甚シキニ至テ彼是伴来ニテ
眞々回天軍ヲ保護スル志トナレリ是ニ於テ大言權助孫富村轉官策
ヲ密ニ融藏ニ計ハ融藏大ニ不贊成ヲ唱テ曰ク回天軍ヨリ暴動ヲ奔サレ

如シ 水油素ヨリ混スルモノニアラス正俗ノ両立スル八数ノ避クヘカラサル所ナリ 仮令仙相院（たとい）（益田元宣室）
 君ノ御竟ナリト雖トモ 益田家前途ノ不利ト認ムル事アラハ 幾囀モ諫メ奉ルコ（いさ）
 ソ臣子ノ分ナレ 言若シ聴レサレハ一死アルノミト 尚周布殿ノ俗吏ニ左袒シテ宗（毛利家）
 家ノ名誉ヲ傷クルノ無情ヲ論責セシカハ 周布殿赫然トシテ怒リ席ヲ蹶テ（けつ）
 起チ去レリ（た）

同日 囀天軍ハ一旦弥富村全柳寺ニ輔營シテ徐口ニ計ル所アラント決議セリ 初メ小（二月廿七日）
 融蔵八大谷樸助ト内外相應シテ 正氣ヲ恢復セン事ヲ約シ 樸助ト公然運動ヲ（育英館学頭、軍監）
 共ニセス 居常ニ沈着ヲ專トシ 敢テ俗吏ノ意ニ悖ル事無カリシカハ 囀天軍立隊（あいおう）
 軍備擴張ノ際 其幽囚ヲ解キ 擧テ參謀ノ任ニ當ラシメ 且邑政堂ニ入り 議政ノ（あけ）
 斑ニ連ラシムルニ至レリ 故ニ融蔵ハ正俗ノ軋漸ク甚シキニ至テハ 彼是往来シテ（つらな）
 冥々囀天軍ヲ保護スルノ恣トナレリ 是ニ於テ大谷樸助ハ弥富村轉營ノ策（めいめい）
 ヲ密ニ融蔵ニ計ル 融蔵八大ニ不賛成ヲ唱テ曰ク 囀天軍ヨリ暴動ヲ発サル（ひそか）
 〵（小園）

「数ノ避クヘカラサル所」ニ避けることが出来ない運命。「数」は運命。松永本では「正俗ノ両立スル八今日ニ於テ避クヘカラサル勢ナリ」と記述している。

左袒〵 左の片肌を脱ぐこと 加勢すること。味方すること。同意すること。漢の周勃が呂氏一族の乱を平定しようとして呂氏に味方する者は右袒せよ、漢王に味方する者は左袒せよと云ったとき、全員左袒した故事

赫然トシテ〵 かつと怒るさま。

軋 〵 人と人との間の不和。車のきしること。またすれあうこと。

冥々〵 人に知られないこと。 暗いさま。 深遠なさま。

以上、邑政堂ヨリ俄ニ午ヲ下シテ所斷スル、勢無之依リ、今暫ク時極ヲ
伺ヒテ、石止ムハカサカルニ至リ、轉管スルモ、晚キニアラカレト、權助其說、從ヒテ、轉
管ノ策ヲ決行セズ、且融藏ノ意見モアリテ、邑政堂ノ覺書ヲ出ス

覺

此其、正徳ノ義ヲ、義ニ付テ、君命ニ違ヒ、難ク盟約ヲモ破
難ク實以テ進退相迫、居依之暫ク心光寺ニ整居仕、其上本藩
政府系諸隊等、公然タル御決議相願度奉存者、其間、其段
被仰合可被下在已上

回天軍

邑政堂

連名宛

小國融藏就職以來、佐吏ト相列シテ政事ニ参與セハ、以テ万正義派

以上八 邑政堂ヨリ (にわか) 俄 二手ヲ下シテ所断スルノ勢八無之ニ依リ (これなき) 今 (しほめ) 暫ク時機ヲ
 伺ヒテ万止ムヘカラサルニ至リ轉營スルモ (おそ) 晩キニアラサルベシト 樸助 (大谷) 其説ニ從ヒテ轉
 營ノ策ヲ決行セス 且 (小国) 融蔵ノ意見モアリテ邑政堂へ覺書ヲ出ス

覺

私共屯集之義ニ付テハ 親施公の 君命ニ八違ヒ難ク 盟約ヲモ破 やぶ
 難ク 實以テ進退相迫居候 依之暫ク心光寺へ蟄居仕 このうえ 此上八本藩
 政府并ニ諸隊等ノ公然タル御決議相願度奉 存候間 此段 この
 被仰合可被下候 巳上 巳

邑政堂

連名宛

回天軍

育英館学頭、軍監 小國融蔵 参謀 八就職以来 俗吏ト相列シテ政事ニ參與セルヲ以テ 万一正義派ノ

「君命ニ八違ヒ難ク」192頁の回天軍立隊趣意書を併せ読むと、京都周旋の時、回天軍幹部は親施公のお側に仕えて公の尊皇思想について直接話を聞く機会があったのではないかと、それに対して邑政堂役員は国元にあつて親施公から直接話を聞く機会が少なかったのではないかと。この違いが正俗対立の原因に発展したのではないかとという疑問に行き着く。

滅七日夕ニ迫ルル急アラハ能追其危難ヲ脱セシムル運動ヲ為サント大谷權助

等約ニテ其轉營策ヲ止メタリニ官圖ニシテ俗吏ノ堂議ノ外秘密ノ謀アリト

雖ニ融藏ヲシテ之ヲ知ラレシサリシナリ異日融藏ノ遺憾想フヘシ

同夜北強團ニ回天軍ノ轉營ヲ慮リ數十人ノ番兵ヲ出シテ密ニ心光寺ノ

前後ヲ整置スル村岡藤四郎回天軍營ヨリ逃走ス

同日廿八日俗論黨黒回天軍首魁ヲ捕縛スルキノ策ヲ決シ其策若シ行ハルハ

之ヲ討伐スヘト已ニ其用意ヲ為シ邑政堂ヨリ御領内士卒ニ命ニテ胡英

館ニ入塾セシム即チ北強團ノ指是於テ大谷權助河上ノ範三津田公輔大橋三樹

三村國彦十郎ノ五名ヲ望公即御殿ニ召喚ノ令アリ權助ノ範ニ公輔ニ各親族ニ

權助等登殿式臺ニ座シ仙相院君ノ御直命アリ御前ニ出ラシトノ令ニ應

シテ大廣間ニ出ツ邑政堂俗吏等下ニ列坐シ周布治部殿右ニ着席アリ

既ニシテ仙相院君恭然トシテ御出座アリ仙相院君曰ク權助範三公輔等

元治二年（一八六五）二月

滅亡旦（たんせき）タニ迫（せま）ルノ急アラハ 飽迄（あくまでその）其危難ヲ脱セシムルノ運動ヲ為サント 大谷樸助
 等二約シテ其轉營策ヲ止メタリシニ 豈（あに）圖ラシヤ俗吏八堂議ノ外 秘密ノ 謀（はかりごと）アリト
 雖トモ融蔵（小園）ヲシテ之ヲ知ラシメサリシナリ 異日融蔵ノ遺憾（いじく）想フヘシ

（二月廿七日）
 同 夜 北強團八田軍ノ轉營を 慮（おもはんばか）リ 数十人ノ番兵ヲ出シテ 窃（ひそか）ニ心光寺ノ
 前後ヲ警戒ス 村岡藤四郎 八田軍營ヨリ逃走ス

（二月）
 同月廿八日 俗論黨八田軍ノ首魁ヲ捕縛スヘキノ策ヲ決シ 其策若シ 行レサルトキハ
 之ヲ討（討 四かしらに伐は誦字）伐 スヘシト 已（已す）ニ其用意ヲ為タリ 邑政堂ヨリ八御領内士卒ニ命シテ育英

館ニ入塾セシム 是ニ於テ 大谷樸助 河上範三 津田公輔 大橋三樹

三 村岡彦十郎ノ五名ヲ笠松邸御殿ニ召喚（しよかん）ノ令アリ 樸助（樸助 範三 公輔三名八谷親族ニ 名宛御使者ニ從ヒテ來堂ス）
 樸助等登殿 式臺二座レハ 仙相院君の御直命アリ御前ニ出ツヘシトノ令ニ應

シテ大廣間ニ出ツ 邑政堂俗吏等左ニ列坐シ 周布治部殿右ニ着席アリ
 既ニシテ仙相院君泰然トシテ御出座アリ 仙相院君曰ク 樸助 範三 公輔等

旦夕 朝と晩。朝夕。 朝も晩も。絶えず。つねづね。 時期が切迫していること。又、きわめて短い時間。

異日 他の日。前日にも後日にもいう。異時。

笠松邸 65頁参照。

この頁最後の3行は「松永本」（温故）と大いに相違あり。松永本では以下の如く記述している。『…只今出邸スベシト 樸助等八昨日以来不穩ノ形

勢アルニ 今此ノ命ニ接ス 必ズヤ吾等ヲ欺キテ軍門ヲ出シ 以テ羽翼ヲ殺グノ策ナルコト疑ウベカラズ 弥富村轉營ノ事ヲ果サザリシハ実ニ噬臍ノ悔
 ナリトス 之ニ於テ散ル時ハ散ルモ吉野ノ山桜 花ニ類ヘシ武士ノ身ハノ歌ヲ各相和シ朗吟シツツ親族ニ伴ハレテ出ズレバ 隊員之ヲ營門ニ送ル 此ノ
 日巷間流言シテ曰ク 回天軍北強團ト戦争將ニ起ラントスト 戸ヲ閉ヅル者多シ笠松邸ニ至レバ 邸内闌トシテ人無キガ如シ 式台ヨリ導カレテ広間ニ
 出ス 右ニ俗吏ノ列座ニ 左ニ周布殿ノ陪席セラルルヲ見ル…』この相違点は何によるものか。

恣益田家、御手組ヲ破リ吾等ノ命令ニ背ケリ吾輩、故右衛門介、
母ナリ吾ニ背ク、即故右衛門介ニ背クナリ不忠ノ罪怒ス、カラス並ニ親
族ニ預クルヲ以テ三名ノ親族宜敷嚴ニ護衛ス、ヒト言畢リテ退席アリ、
トモ撲助曰ク、臣等ノ旨趣未タ貫徹セサルヲ以テ、女ニ至ル恃憾無量、今聊
上言ニキ事アリ、請フ暫ク待タルベシ、周布殿怒色満面曰ク、如撲助言フ勿シ、仙相
院君速ニ入レ、ヒト仙相院君、厥然起テテ座ニ入レル是ニ於テ、右退座ス、トモ基ニ
組士數十名敷刀置テ、言フニ、テ列坐ヤリ、三名云、基ヲ降ト、親族等ニ名及組士三
名組中間四名宛前後、左右ヲ圍繞シ、權助靴ニ自定、公輔、當時親族
松原ニ藏方宅ニ寄遇セ、シテ以テ同家ニ歸ル、孰トモ手ニ加鎖ヲ受ケテ、一室ニ
幽セラレ、其次室ニ、足直七名ノ看守相結テ、玄關ニ延丸、益田家、高張提炊
ヲ掲ケ、タリ、如斯ク大橋三樹三村、岡房十郎、西名、笠松、即ヨリ、魚重、帰營ヲ許シ、
其權助等三名ト共ニ召喚アリ、シテ三名逮捕、實況ヲ田天軍營ニ細報セシ隊

恣(ほしまま) 二益田家ノ御手組ヲ破リ 吾等(われら)ノ命令ニ背ケリ 吾輩(われら)八故右衛門介(益田親施)ノ
 母ナリ 吾二背クハ(すなわち)即故右衛門介ニ背クナリ 不忠ノ罪恕スヘカラス 並二親
 族ニ預クルヲ以テ 三名ノ親族宜敷(よろしく)敵ニ護衛スヘシト 言畢(ことばあわ)リテ退席アラン
 トス 樸助(大谷)曰ク 臣等ノ旨趣未タ貫徹セサルヲ以テ此ニ至ル 残憾無量 今聊(いささか)
 上言スヘキ事アリ 請フ暫ク待タルベシ 周布殿怒色满面曰ク 樸助言ウ勿レ(なか) 仙相(益田元)
 院君速ニ入ラルヘシト 仙相院君厥然起チテ室ニ入ラル 是ニ於テ各退出スレバ式臺二八
 組士数十名敷刀(刀ヲ左胸ニ)ニテ列坐セリ 三名式臺ヲ降レハ 親族等二名及組士三
 名 組中間四名宛前後左右ヲ圍繞シ 樸助 範三(河上)八自宅ニ 公輔八當時親族
 松原仁藏方宅ニ寄遇(萬)セシヲ以テ同家ニ歸リ 孰レモ手ニ加鎖(枷)ヲ受ケテ一室ニ
 幽セラル 其次室ニ八昼夜七名ノ看守相詰メ 玄関ニ笹丸(益田家)ノ高張提灯(たかはりちようちん)
(枕の木偏の代わりに火偏を付けた字は調字)
 ヲ掲ケタリ 如斯テ大橋三樹三 村岡彦十郎 兩名八笠松邸ヨリ無事帰營ヲ許セリ
 其樸助等三名ト共ニ召喚アリシハ 三名逮捕ノ實況ヲ回天軍營ニ細報セシメ隊

吾輩=文書館本では「吾」。女性が「吾輩」と言つてあろうか。

厥然=蹶然。跳ね起きるさま。

枷鎖=手錠と鎖。

笹丸=益田家表紋



益田家表紋 丸之内九枚笹



益田家裏紋 上り藤久文字

元治二年（一八六五）二月

員英氣ヲ挫カシムルノ策ナリ事ニ因ラスニテ明カク夫ヨリ也強團ハ公然心光
寺ヲ圍ミテ隊員ハト出ラ禁シ夜五時各組ノ証人後ニ軍營ニ入り入隊ノ組ナ
説諭上當時四組ハ氏集所即キ也強團ノ支都々紹存寺ノ伴ニテ警衛ニ翌日
各親族預ケトナリテ自宅ニ歸リ御手廻リ其他ノ道ニ親族預ケトナリテ歸宅ナリ
同月廿九日也強團ノ緩人數空松即御殿ノ召喚アリテ如主係ニ仙相院君
御意アリテ酒肴ヲ賜ハシ

御意書

當今時勢就テハ不形被遂

御若慮安慮然甚苦人數中夜白令尽カ臣子ノ情實全々

相違候段

御祝着被

思召候依之被成

御意御酒被仰付候事

元治二年（一八六五）二月

員ノ英氣ヲ挫カシムルノ策ナル事八問ハスシテ明カタリ 夫ヨリ北強團八公然心光
 寺ヲ圍ミテ隊員ノ外出ヲ禁シ 夜五時各組ノ証人役八軍營ニ入り 入隊ノ組士へ
 説諭ノ上 当時四組ノ屯集所 即チ北強團ノ支部タル紹孝寺へ伴ヒテ警衛シ 翌日
 各親族預ケトナリテ自宅へ帰り 御手廻リ其他八直チ一親族預ケトナリテ帰宅セリ

同月廿九日 北強團総人数 笠松邸御殿へ召喚アリテ 幼主併二仙相院君ノ
 御意アリテ酒肴ヲ賜ハル

御意書

當今時勢二就テハ 不一形被遂
 御苦慮候処 稽古人数中夜白 令尽力 臣子ノ情實全々
 相達候段
 御祝着二被 思召候 依之 被成
 御意 御酒被仰付候事

証人ニ証人役。(本藩では)手廻組、大組、船手組、物頭組、寺社組、徒士、三田尻船頭、膳夫などの各階級におかれ、夫々に各組所属の士の中から組頭の推薦により当職が任命した。各組の証人は諸士の給禄および馳走出米などに関する収支の清算を行って禄高及び馳走出米・公借の控除、現収入高等についての帳簿を作成し、諸役の任命あるいは罷免に際してその辞令を代聞し、また他国出行、家督相続などの申請書の進達などの事務を行った。(益田家でも)各組毎に同じ制度を採用したものと考えられる。

「松永本」では3行目以下の部分に次の文言が挿入されている

『邑政堂ノ嚴命ヲ伝工 尚正義派ノ首領タル三名ノ縛ニ就キタル上ハ 回天軍既ニタオレタル旨ヲ諭シテ』

稽古人数ニ稽古は勉強、学習の事。人数は人員、多数の人。稽古人数は訓練を受けている家臣の事。

更ニ仙相院君御膝下ハ小原勘左衛門秋組御仲并半四郎大組強團魁

秋山春三 儀論堂戸倉三郎兵衛儀手尾木七郎左衛門四組強中村

榮上等ヲ召シテ曰ク昨日ノ權助ノ範三公輔ノ三名ヲ幽囚セリト雖モ婦人ノ身

ニシテ其所置ニ困却セリ此上家臣中ニ於テ適當ノ方案ヲ定シテ建議

セヨト命アリ以テ御直命ニ從ヒ胡英館内ニ大會議ヲ開キ大谷權助等ノ罪条

五ケ條ヲ造リテ強團ニ術妄編ノ事ヲ請ヒ願意採用セラレ權助等ノ首

足跡ヲ更ニ鬱憤ヲ散スヘト決斷セリ

罪状

一 高正院様御自分被立置候御手組相破候事

一 仙相院様御趣意相背候事

一 慎中脱走之事

一 御家来中ヲ隊中ハ俗論ニ申落候事

更二仙相院君御膝下へ小原勘左衛門 仲井半四郎

秋山春三 戸倉三郎兵衛 尾木七郎左衛門 中村

泰一同等ヲ召シテ曰ク 昨日樸助 範三 公輔ノ三名ヲ幽囚セリト雖トモ 婦人ノ身

ニシテ 其所置ニ困却セリ 此上家臣中ニ於テ適當ノ方案ヲ定メテ建議

セヨトノ命アリ 此御直 命ニ従ヒ 育英館内ニ大會議ヲ開キ 大谷樸助等ノ罪条

五ヶ條ヲ造リテ北強團ニ御委囑ノ事ヲ請ヒ 願意採用セラレハ樸助等ノ首

足所ヲ異ニシテ鬱憤ヲ散スヘシト決断セリ

罪状

一 高正院様御自分被立置候御手組 相破候事

一 仙相院様御趣意ニ相背候事

一 慎中脱走之事

一 御家来中ヲ隊中へ俗論ニ申落候事

首足所ヲ異ニシテ首足異處。腰切りにされること。(十八史略、春秋、魯)

一御法相背キ高家大屋ヲカタリ出候事

フ

右評曰第一條田天軍組士入隊ヲ許シテ四組ノ牛組破レリト事ナ

氏四組ノ制ニ半奄ハミ公ノ牛組ニテ古今時同シカラカニ改メサルハオラサルモノナリ決シテ

親施シ時代ニ定メシタル牛組ニアラヌ第一條山相院君ノ御趣意御趣意俗吏

等毒舌シ言イセシレシ出テタリ第三條嶺中ノ脱走脱走大谷樸樸一名係係ニ

事事ナカ少罪科ニ因リテ樸助脱走ノ一旦家名断絶断絶沙汰アリシモノ月

日謹慎放免家祿復舊命アリテ前罪消滅シタリ第四條故親

施公御幽囚後常ニ正義派ノ運動ヲ束縛シ終ニ小國融藏大谷

樸助等ヲ禁錮スニ至ル之ヲ俗論ト言キルヲ得ヌ俗論ヲ俗論ト稱スルハ

事實ヲ証明スルニ於テ止ムカテサレセテリ第五條田天軍正義ニ感シテ

富豪ノ執金ヲシテ有ラレモ富田豪ヲ歎キテ半金セシ事決シテ無シ

一 御法二相背キ 商家ノ大金ヲカタリ出候事

以上

右評二曰ク 第一条八回天軍二組士ノ入隊ヲ許シテ四組ノ手組ヲ破レリトノ事ナレ

トモ四組ノ制八牛牛庵、益田元祥 奄公以来ノ手組ニシテ 古今時（ときおな）同シカラサレハ改メサルベカラサルモノナリ 決シテ

親（益田）施公ノ時代ニ定メラレタル手組ニアラス 第二条仙相（益田親施）院君ノ御趣意ハ俗吏

等ノ毒舌ヲ信セラレシニ出テタリ 第三条 慎中ノ脱走ハ大谷樸助一名二係（かか）ハル

事ナルカ 此（この）罪科ニ因リテ樸助（大谷）脱走ノ日一旦家名断絶ノ沙汰アリシモ二月

六日（益田）謹慎放免 家禄復舊ノ命アリテ前罪 二消滅（已脱）シタリ 第四条 故親

施公ノ御幽囚後 常ニ正義派ノ運動ヲ束縛シ 終ニ小國（首英館學頭、重盛）融蔵 大谷

樸助等ヲ禁錮スルニ至ル 之ヲ俗論ト言ハサルヲ得ス 俗論ヲ俗論ト称スルハ

事實ヲ証明スルニ於テ止ムヘカラサルモノナリ 第五条 回天軍ノ正義ニ感シテ

富豪ノ献金ヲナシタル者ハアレトモ 富豪ヲ欺（あざむ）キテ出金セシ事決シテ無シ

この頁と「松永本」との食い違い次の如し。

（第一条）古今時同シカラズ 今ニシテ之ヲ改メザレバ实用ニ適セザルヲ如何セン 然ルヲ親施公ノ立子置カレタル御手組ヲ被レリトハ誣モ又

甚シカラズヤ

（第二条）…毒説ヲ誤信セラレシニ出ズルモノニシテ 之ニ盲従スルハ却テ不忠ノ罪遁ルヘカラス

（第三条）樸助脱走ノ翌日其ノ罪科ニヨリテ家名断絶ノ所分ヲ受ケタリシモ 他方六日ニ至リ謹慎放免 家禄復旧ノ命アリテ 再ビ責罰ヲ蒙ル

ベキ理無シ

本書では第5行目以下で初めて「親施公」と正しく書かれている。

其証一人トテ田天軍ノ為ニ金錢ヲ騙セシメタリト言フ者無キヲ以テ

知ルル此五ヶ条ニ實ニ虚構ノ冤罪ナリ

北強團本部胡英靡ヨリ控重ニテ以前午決議ノ賛否ヲ其支部ニ紹

孝寺比所ノ問ヒニ組士大ニ其否ヲ論シ遂ニ中村秀一西尾壯助外ニ各

本部ニ至テ敬勝齋樓ニ於テ多ク和知一仲井半四郎等ニ面會シテ權助

等亦藩諸隊ニ關係アル人物ナレハ果シテ仙相院君ノ御趣意ニ戾リ教条

罪科アリトセハ速ニ諸隊ニ報シテ諸隊ノ公然タル決議ニ任スヘシト利害得

失ヲ陳辯セシト雖ハ卯一等ノ懇謁甚タレキヲ以テ各々ニ辭テテ結極其為ス

處ニ仕セリ

同日邑政堂ヨリ大谷權助ノ親族栗栖鬼助松井平平ヲ召喚シテ曰ク權

助ヲ懲メテ自殺セシメ、家名絶絶ノ憂ナレハ汝等大谷家ノ為ニ之ヲ圍

ラサルヤト親族ニ各諾セシメテ退定セリ是ニ於テ俗吏等權助等三名ノ所分

其証タル 一人トシテ**回天**軍ノ為ニ金錢ヲ**騙**セラレタリト言フ者無キヲ以テ
知ルヘシ 此五ヶ条八實ニ**虚構**ノ**冤罪**ナリ

北強團本部育英館ヨリ**椋重**ニヲ以テ前件決議ノ賛否ヲ其支部タル紹
孝寺屯所へ問ヒシニ 組士**八大**ニ其否ヲ論シ 遂ニ中村泰一 西尾壯助 外二名
本部ニ至リ 敬勝齋楼上ニ於テ **尋** 祢 卯 仲井半四郎等ニ面會シテ 樸助
等八本藩諸隊ニ關係アル人物ナレハ 果シテ仙相院君ノ御趣意ニ戻リ 数条
ノ**罪科アリトセハ** **速**ニ諸隊ニ報シテ諸隊ノ公然タル決議ニ任スヘシト利害得
失ヲ陳辨セシト雖トモ **卯**一等ノ**恐謁** 甚 **タシキ**ヲ以テ 否ムニ**辞**ナク **結極** 其為ス
處ニ任セリ

同日 邑政堂ヨリ大谷樸助ノ親族**栗** **栖** **鬼** **助** **松** **井** **平** **助**ヲ召喚シテ曰ク 樸
助ヲ**懲**メテ自殺セシメハ 家名断絶ノ憂ナカルヘシ 汝等大谷家ノ為メニ之ヲ**圖**
ラサルヤト 親族二名諾セスシテ退出セリ 是ニ於テ俗吏等樸助等三名ノ所分

敬勝齋ニ育英館の建物。巻末「補注2」参照。

元治二年（一八六五）二月

ヲ議シ並ニ屠腹セシムヘシトノ説アリシニ波田與帝尋權助ヲ範ニ屠腹ニ於テ同
意セリト雖モ津田公輔未タ弱齡ナルニ權助範ニ失ニ独力事ヲナスノ膽
力悉クニ無ヘシ之ヲ殺サバルモ豈後日ノ害アラシヤト異議ヲ唱ヘシ依リ一旦
入獄事決セリ

同晦日早朝大谷權助河上範三各屠腹津田公輔ニ宥命アリ

御沙汰書

大谷 權 助

右御趣意筋相背下ニ形罪科ニ付テ大組中御手廻内四組
中身柄願ハシ儀申出臣下之情實無餘儀筋付早速被逐
御免疾湯共存分ノ巧置ニ難被仰出
御詮義筋以テ割腹上家名没收被仰付取支

丑二月

元治二年（一八六五）二月

ヲ議シ 並（なみ）ニ屠腹セシムヘシトノ説アリシニ 波（はた）田（益田家臣、御用人）興（大谷）市（河上）等 樸（大谷）助 範（河上）三ノ屠腹ニ於テ八同意セリト雖モ 津田公輔八未夕弱齡（九）ナレハ 樸（大谷）助 範（河上）三ヲ失ハゞ独力事ヲ成スノ膽カハ恐クハ無ルヘシ 之ヲ殺サゞルモ 豈（あじ）後日ノ害アラシヤト異議ヲ唱ヘシニ依リ 一旦入獄（獄）ノ事ニ決セリ

（二月）（みそか） 同晦日 早朝 大谷樸助 河上範三 二名は割腹 津田公輔等八入牢ノ命アリ

御沙汰書

大谷 樸助

右御趣意筋相背不一形 罪科二付テハ 大組中 御手廻ノ内四組
 中 身柄願下ケノ儀申出 臣下之情實無余儀筋二付 早速被遂（とけられ）
 御免 候得共 存分ノ所置ハ難被仰付
 御詮義筋ヲ以テ 割腹ノ上家名没収被仰付候 麦（おおせつけられ）

慶応元年二月 丑二月

（なみ） 並 二屠腹セシムヘシ 三人とも皆一様に切腹せしめるべきの意。

河上治五作

同文

右同姓範三

割腹被仰付在受

丑二月

津田公輔

同文

右

入守被仰付在受

丑二月

大谷撰助、割腹、御沙汰書ヲ讀ニテ曰ク嗚呼余ニ奸賊ノ為ニ殺
殺サル武否奸賊ノ為ニ殺サルニ非ス君命以テ先君地下ニ殉ジタルリ
從來本藩獄上獄下獄ニ獄アリテ士族ノ犯罪者ニ之ヲ上獄ニ繫キ卒族
ヲシテ監守タラシメ農工商中ノ犯罪者ニ之ヲ下獄ニ繫キ屠見ラシラ監守セシム

右同姓 範三
割腹被仰付候吏
慶応元年二月
丑二月

(益田家臣、下土)
河上治五作

同文

津田公輔

同文

右

入牢被仰付候吏

慶応元年二月
丑二月

大谷樸助八割腹ノ御沙汰書ヲ一讀シテ曰ク(いわ) 嗚呼余八奸賊ノ為メニ
殺サル、哉(や) 否 奸賊ノ為メニ殺サル、ニ非ス(あら) 君命ヲ以テ先(益田親施) 君ニ地下ニ殉(したが)ハシムルナリ
従来本藩ノ獄ハ上獄下獄ノ二獄アリテ 士族ノ犯罪者ハ之ヲ上獄ニ繫(つな)キ 卒族
ヲシテ監守タラシメ 農工商中ノ犯罪者ハ之ヲ下獄ニ繫(つな)キ 屠兎ヲシテ監守セシム

屠兎屠人、屠子、屠卒と同じ。 牛、羊、豚などを解体する人。

本藩の上獄とは「野山獄」、下獄とは「岩倉獄」の事である。

元治二年（一八六五） 二月

ル制ナリ益田家拵テ獄ニ入度別無ク屠鬼看守ノ獄アルニナルヲ以テ
一面其獄接スモハ夜令放免セラルモ他人之ト齒スルヲ駈スルノ風アリ故ニ輔ハ
獄撃シテ生ヨリハ寧ロ口屠腹ニテ死スニ如クト決心セリト雖モ親族等其天母榘子
情抗テ自ク屠腹ヲ請フ事必ス之ヲ容ルガレテ豫想シ躊躇事ヲ移セシ
カ如斯止マヨキアラハレト具事情ヲ老母ニ談ス老母涙ヲ揮テ曰ク公輔勿ニテ
又ラ失ヒ独リ母アルニ吾男ハ子アリ女アリ大折セリ所謂親一人子一人ナリ
士其君ニ事ス義重シ命輕シ其入獄ニテ屠鬼ノ守ニ食セシヨリ潔然
屠腹ヲ請フニトスル又母祖先ヲ辱ノガレモト言フテ諸子能ク之ヲ計レト親
族其果斷ヲ敬身歎シテ直チ屠腹ヲ請願書ヲ調ヒ松原ニ藏布山厚
藏ニ召遣署以テ邑政堂ニ出セリ大谷權助ハ公輔カ屠腹ヲ請願セント
スル聞キ陰ニ宇野魁助ヲ遣シ言フテ曰ク夜令入獄ヲ駈ラ後クルモ生キテ
吾輩ノ宿志ヲ果シ先君ノ御遺念ヲ達スルニ吾輩明日死ス賴ニ郷

元治二年（一八六五）二月

ルノ制ナリ 益田家ニ於テハ獄ニ士庶ノ別無ク 屠兇看守ノ一獄アルノミナルヲ以テ
 一回其獄ニ投スルモノハ仮令放免セラル、モ 他人ノ之ト齒スルヲ耻スルノ風アリ 故ニ公輔ハ
 獄ニ撃レテ生ンヨリハ寧口屠腹シテ死スルニ如スト決心セリト雖トモ 親族等其老母
 ノ情ニ於テ自カラ屠腹ヲ請フノ事ハ必ス之ヲ容ルサ、ルヲ豫想シ 躊躇事ヲ移セシ
 カ 如 斯止ムヘキニアラサレハ 其事情ヲ老母ニ談ス 老母ハ涙ヲ揮テ曰ク 公輔幼ニシテ
 父ヲ失ヒ 独リ母アルノミ 吾男女二子アリ 女了夭折セリ 所謂親一人子一人ナリ
 士其君ニ事フル 義ハ重シ 命ハ輕シ 其入獄シテ屠兇ノ手ニ食センヨリハ 潔然
 屠腹ヲ請ハントスルハ 父母祖先ヲ辱メサルモノト言フベシ 諸子能ク之ヲ計レト 親
 族其果断ヲ驚歎シテ直チニ屠腹請願書ヲ調へ 松原仁蔵 市山淳
 蔵ノ二名連署ヲ以テ邑政堂ニ出セリ 大谷樸助ハ 公輔力屠腹ヲ請願セント
 スルヲ聞キ 陰ニ宇野魁 助ヲ遣シ言ハシメテ曰ク 仮令入獄ノ耻ヲ受クルモ 生キテ
 吾輩ノ宿志ヲ果シ 先君ノ御遺念ヲ達スヘシ 吾輩明日死ス 頼二郷

齒スルニならぶ、つらなる。

夭折ニ早死に。

潔 然ニいさぎよく。

郷ニ（きよつ）卿の誤り。卿は君、他人の敬称。

在^レ有^ル然^ルニ^レ郷亦^レ屠復^ラク^レ決心^ナリト^レ必^ズ断^念セ^ヨト^レ之^ヲ禁^ル事^願ハ

懇^切ナ^リ

邑^政堂^ニ公^輔屠^腹請^願ス^ル其^事情^ヲ親^探尋^問シ^テ呼^謂鬼^涙

感^ラ發^シ屠^腹請^願書^ニ御^許答^{アル}カ^ラズ^別一^獄ヲ^新設^シ卒^族ヲ^以テ

看^守ニ^充ツ^ヘト^指合^{アリ}

正^午喫^飯ス^ル大^石撲^助河^上範^ニ各^時刻^ノ迫^ル以^テ白^衣ヲ^着白

跨^ヲ穿^テ撲^助京^師晉^遜中^作詩^一章^ヲ書^及詩^稿一^卷ヲ^婦人^大石

氏^號遷^シ見^テ太^郎成^長後^之與^ハニ^テ梳^シ且^食碌^已没^收セラ^レタ

レ^ハ今^後經^濟法^ヲ定^メ親^戚依^囑別^告ケ^テ策^加馬^ニ途^中簾^ヲ

卷^キ微^吟シ^テ淨^蓮寺^ニ至^ル範^ニ親^ク先^ス不^孝ヲ^謝シ^弟妹^ニ孝^友ノ

倫^理ヲ^遺訓^シテ^別告^ケテ^法隆^寺ニ^至ル

淨^蓮寺

在ル有リ 然ルニ郷亦屠腹ヲ乞フノ決心ナリト 必ス断念セヨト之ヲ禁ムル事頗ル
懇切ナリ

邑政堂八公輔ノ屠腹請願アルヤ 其事情ヲ親族ニ尋問シテ所謂鬼涙ノ
感ヲ發シ 屠腹請願書八御許容アルベカラス 別ニ二獄ヲ新設シ 卒族ヲ以テ
看守ニ充ツヘシト指令アリ

正午喫飯了ルヤ大谷樸助 河上範三八 各時刻ノ迫ルヲ以テ 白衣ヲ着 白
跨ヲ穿チ 樸助八京師潜匿中作ノ詩一章ヲ書シ 及 詩稿一卷ヲ婦人 大谷
氏虎二遺シ 兎午太郎成長ノ後 之ヲ與ヘンコトヲ 託の調子 且食禄已ニ没収セラレタ
レハ 今後ノ經濟法ヲ定メテ 親戚ニ依嘱シ 別ヲ告ケテ乘駕シ 途中 簾ヲ
卷キ 微吟シテ浄蓮寺ニ至ル 範三八二親ニ先スルノ不孝ヲ謝シ 弟妹ニ孝友ノ
倫理ヲ遺訓シテ 別ヲ告ケ 法隆寺ニ至ル

浄蓮寺

頼二郷(郷) 在ル有リニ頼むのは君だ。
(二)が 子ニ着る。

京師潜 匿中作ノ詩一章「辞世の詩」 満城雲霧太陽微 東去西奔事総違 孰惑君冤直兼曲 不知天道是耶非 敢尋死処何無処 欲得時機復失機
曲首海涯家更遠 三年風月在京畿 大谷実徳

詩稿一卷ヲ婦人 大谷氏子二遺シニ 満城雲霧太陽微 東去西奔事総違 孰惑君冤直兼曲 不知天道是耶非 心何以震皇威 敢尋死処何無処
欲得時機復失機 曲首慷慨海涯家 更遠三年風月在 夢為正義鬼 千秋万古護京畿 實徳

浄蓮寺ニ次頁参照

法隆寺ニ須佐町浦中。松雲山。真宗。浄蓮寺末寺。浄蓮寺四世教西の時、益田家から松原に五畝の地を賜り、元禄五年(一六九二)に創建されたが明治五年現在地に移った。従って須佐内訌事件当時は現在地ではなく、松原にあつた事になる。

元治二年(一八六五) 三月

檢使 金子新藏

今 松原宗兵衛

陸目附 品川平助

打廻リ 瀬尻組 彌助

介錯 大塚浪江

法隆寺

檢使 仁保嘉内

今 松原茂一郎

陸目附 石川與惣兵衛

打廻リ 須佐組 徳右衛門

介錯 柴田筆吉

以英雄誓古人教、西寺へ參觀不平、内命り也強團員大半

元治二年（一八六五）三月

検使

金子新蔵

全

松原宗兵衛

陸目附

品川平助

打廻り

瀬尻組 彌助

介錯

大塚浪江

法隆寺

検使

仁保嘉内

全

松原茂一郎

陸目附

石川與惣兵衛

打廻り

須佐地組 徳右衛門

介錯

柴田筆吉

育英館稽古人数八両寺へ參觀スヘキノ内命アリ 北強團員大半

陸目附（かちめつけ）＝

打廻り＝各役職に追従した従者にして、探聞、報告、聴訴、警戒などをする人。（「もりのしげり」287頁、294頁）

浄蓮寺＝須佐町松原。高照山。真宗。応安五年（一三七二）工藤左近太郎信元が本願寺善如上人に帰依して念旨と号し、田万崎村（現田万川町）に創建したが、後、須佐上三原吉ヶ浴に移り、五世教順の時、本願寺に請うて高照山浄蓮寺と号した。毛利・尼子両氏の争いでは毛利氏の將、小早川隆景が数度宿泊して寺領四石を受け、また關ヶ原の戦後の混乱期には、益田氏須佐移転に際して、その子女が一時身を寄せた。寛永一三年（一六三六）益田氏によつて現在地に移されたが、寛文三年（一六六三）炎上した。現在の本堂は弘化三年（一八四六）に改築されたものである。（出典＝「須佐町誌」6

94頁）

来場セリ夕七ツ時孰モ従容自若トテ肩腹ニ大谷樸助ニ享年三十
有八河川範三ニ享年三十有五

辞去

大谷樸助

寒北身を忍子侍て久し来らぬ海を

後と久し人の思ひ知るらめ

全十國融藏
箱ニ贈ハ

河川範三

阿やまちを以志りし何りとまきくめをた

教あらぬ身と角る一今来まれ

又大谷樸助津田
公輔ニ贈ハ

箴度うま水かまりてこりて尺此

耳とこ流さし一もやまよつかも尺

今やこわれの盃了監みそ白き跨め程也

来場セリ(午後四時) 夕七ツ時いづ 孰レモ(ししょうじやく) 従容自若トシテ屠腹ス 大谷樸助八享年二十
有八 河川上 範三八享年二十有五

辞世

大谷樸助

露の身を君にさゝくるまこゝろは
後こそ人の思ひ知るらめ

全小園融蔵
翁二贈ル

河上範三

あやまちはひしりもありときくものを
数ならぬ身をゆるしたまはれ

又大谷樸助 津田
公輔二贈ル

幾度が生れかはりてわが君の
みこゝろさしをとみにいかはや

今やわかれの盃臨に監みて 白き袴(こ)の粧まを

従容(しじやう)自若(じじやく) 若い 従容はゆつたりと落ち着いたさま。自若は物事に臨んで精神状態が少しも変わらないこと。心が落ち着いて動じないこと。

元治二年（一八六五）三月

あかめい

勇中一也生まらば孝由之犯本如山

資俊

字みねのむね此法かり也

俊慎

河上範三父治五作資俊雅名曰文ト云ヒテ

曾テ誦句ニ知アリ

元治二年（一八六五）三月

なかめて

勇ましや生きて春ゆく死出の山

資俊（河上治五作）

ともにたのしむ花のさかりを

俊慎（河上範三）

河上（益田家臣 下七）範三ノ父治五（河上治五作）作資俊八雅名ヲ白交ト云ヒテ

曾テ誹句（伴）二名アリ

回天實記

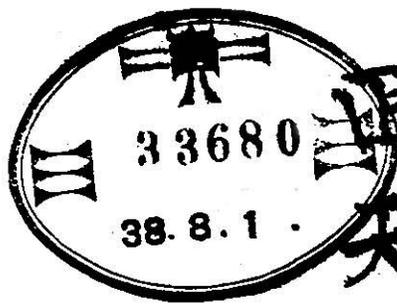
下



共品母 (Carmichaelia) 子 (子)

實記

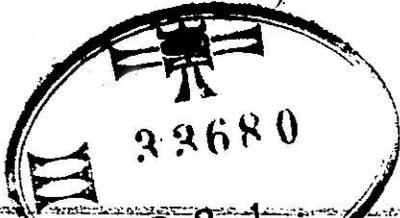
下



共貳冊 明治三十年八月一日送達

回天實記

下



回天實記下卷

津田公輔ヲ屠腹ノ請願邑政堂於ニ採用セ別ニ新獄舎ヲ構築ス
決シ公輔ノ宅中ニ於テ上室ヲ借上ケ周ス方四寸柱ヲ密植シ之ニ禁錮

スハ旨ヲ其親族ニ令シ直ニ工事掛員ヲ出張セシテ實地取調ノ事ヲ
其同月二日ナリ然ル日夕ニ至リ千城隊國貞直人佐久間勇能佐

久間38裕右衛門八右藤五彌39出雲其樹等未須セリ初回天軍ノ隊命ニ

依リ三浦政衛内山茂樹等其田萬村ニ派出歸途ニ赴ク右論堂ノ

警戒頗ハ出敵ニシテ遂ニ心光寺本堂ニ入ル能ク且ツ大谷樸助河上範

三津田公輔等就縛ノ舌評屢ク耳ヲ觸ル以テ知斯事情ノ切迫

大ニ至リテ怒リ歸營ノ策ヲ講シ徒ラ其圍中ニ陷ル直虫燈火ニ狂奔

一ニ般ナリ今ヨ萩千城隊ニ至リテ外ヨリ勢援事ヲ圖ラシニ若ク途ヲ

轉シ福田村ニ出テ紫福ヲ經テ救城ニ着スハ恰モ好シ村岡彦十郎

回天實記 下卷

津田公輔（益田家臣、侍御）力屠腹とぶくノ請願八邑政堂ニ於テ採用セス 別ニ新嶽（こくしや）舎ヲ構造スルニ
 決シ（津田）公輔ノ宅中ニ於テ一室ヲ借上ケ 周（めく）ラスニ方四寸の柱ヲ密植シテ之これニ禁錮
 スルノ旨（むね）ヲ其親族ニ令シ 直ニ工事掛員（係）ヲ出張セシメテ實地取調ノ事アリ
 是（これ）同月二日ナリ 然ルニ日夕ニ至リ干城隊（干城隊員、遠近組） 國貞直人（萩藩士、干城隊頭取） 佐久間勇熊（佐々木組） 佐
 久間禄右衛門（干城隊員、御徒組） 八谷藤吾（干城隊員） 湯川丑兵衛等来須セリ 初メ回天軍ノ隊命ニ
 依リ（益田家臣、回天軍）三浦政衛（益田家臣、回天軍） 内山茂樹等（現田万川町） 其田萬村ニ派出 其歸途ニ赴クヤ俗論黨ノ
 警戒（すしぎ）頗ル嚴ニシテ 遂ニ心光寺本営ニ入ル能ハス 且ツ大谷（益田家臣、中士、御手廻組）樸助（益田家臣、河上範
 三（側役）津田公輔等就（益田家臣、侍御）縛（しゅうばく）ノ世評（しばしば） 屢々耳朶（した）ニ觸ル、ヲ以テ 如（かくごとく）斯事情ノ切迫
 ナルニ至リテハ 愁（なまじ）ニ帰營ノ策ヲ講シ 徒（いたずら）ラニ其圍中ニ陥ルハ夏虫ノ燈火ニ狂奔
 スルト一般ナリ 今ヨリ萩干城隊ニ至リテ外ヨリ勢援ノ事ヲ圖（はか）ランニハ若（しか）スト途（みち）ヲ
 轉シテ福田村ニ出テ 紫（しぶき）福（しぶき）を經テ萩城ニ着スレハ 恰（あたか）モ好シ村岡彦十郎（益田家臣、回天軍）

佐久間勇熊「佐藤」の誤りか。次頁終わりから3行目参照。或いは次頁の「佐藤」は「佐久間」の誤りか。
 紫福（しぶき）＝現阿武郡福栄村福紫。県道一〇号線（山口福栄須佐線）沿いの村、萩より10*。標高二百*。往古「志布岐」と訓す。久しく津和
 野三本松城主吉見氏の所領。関ヶ原後、萩本藩領となる。主産業は農業、林業で裕福村。

歸宅セリ相與ニ千城隊本陣堀内ニ至リ田天軍實況ヲ具陳セリ茲ニ
於テ千城隊ノ國貞直人ト四名須佐急行ノ事ヲ命ス故ニ此一行ノ須佐
邑ニ入リ先ツ竹内酒肆ニ息ト正俗ニ派近況ヲ尋問セリ然レニ大谷樸助
河上範三昨朝日既ニ死セリ津田公輔ニ三日中ニ入獄スリ其外親族
類々ト由ラ答エタリ國貞直人尋長大息トテ曰ク嗚呼吾輩後ニ
後ニ二名士ヲ失ヒリ吾輩昨日未須セ山宣大谷河上ヲ死セシメヤト相見テ
嗚然タリシカ辭去リテ本所須山平助免ニ投宿シ八右湯川ノ二名事情報
道為ノ山口向テ彙程シ國貞氏ニ邑政堂ニ未須ノ事ヲ通知津田公
輔ノ函内ヲ解キ旅寓ニ至シシテ事ヲ其親族告ク是ニ於テ公輔ノ本
所須山ニ至リ國貞佐藤等ニ面接シ其身問ニ應ヒ辭鮮ニ田天軍ノ
實況ヲ速陳セリ國貞尋大谷樸助河上範三ノ冤罪ニ死セリヲ憾ミ
切齒振腕スルヲ詮無テ曰ク卿ノ幸ニ危運ヲ免ヒタリ予等邑政堂ニ

歸宅セリ 相與(あいとも)二干城隊本陣堀内二至リ 回天軍ノ實況ヲ具陳(ぐちん)セリ 茲二(こゝ)
 於テ干城隊八國(秋藩士、干城隊頭取)貞直人外四名二須佐急行ノ事ヲ命ス 故二此(この)一行ノ須佐
 邑二入ルヤ 先ツ竹内酒肆二息(い)ヒ 正俗二派ノ近況ヲ尋問セリ 然ル二大谷 樸助(ししか)
(益田家臣、側役) 河上範三ハ昨朔(さくじつ)=三月一日 日既二死セリ 津田公輔ハ二三日中二入獄スベシ 其他八親族
 預ケトナル由ヲ答エタリ 國貞直人等長 大息シテ曰ク 嗚呼吾輩機二(あゝわがはい)
(秋藩士、干城隊頭取) 後レテ二名士ヲ失ヘリ 吾輩昨日來須セハ豈大谷 河上ヲ死セシメンヤト 相見テ
 愀然(しゅうぜん)タリシカ 辞去リテ本町須山平助宅二投宿シ 八谷 湯川ノ二名ハ事情報
 道ノ為メ山口ニ向テ發程シ 國貞氏八邑政堂ニ來須ノ事ヲ通知シ 津田公
(侍御) 輔ノ幽囚ヲ解キ旅 寓二至ラシムル事ヲ其親族二告ク 是二於テ公輔ハ 本
(須山平助宅) 町須山ニ至リ 國貞 佐藤等二面接シ 其ノ尋問ニ應シテ 詳ニ回天軍ノ
(ちんじゆつ) 實況ヲ陳述セリ 國貞等大谷 樸助 河上範三ノ冤罪ニ死セルヲ憾ミ
(せん) 切齒振腕スルモ詮無ナシ 曰ク郷八幸ニ危運ヲ免レタリ 予等邑政堂ニ
(い)

相與(あいとも)ニ一緒に連れ立って。「與」ニ仲間になる、ともにする、つれだつ。

具陳ニつぶさに述べる

酒肆(しゆし)ニ酒屋、酒店。『武江年表』(ちくま学芸文庫版)では「さかや」とルビを打っている。

愀然ニ愁然。愁々。うれえるさま。

國貞以下が須佐に来るまでに、須佐から本藩へ報告しなかつた理由は如何に。

佐藤ニ佐久間の誤りか？

元治二年(一八六五) 三月

迫り御一人身ヲ干城隊ニ預リテ歸款スルニ歸定シテ其淮下備ヲ去レト

夜九ツ時ニ至リ松原ノ藏定ニ歸ル

同日幼主精次郎君仙相院君山口政布ノ御家督敷願ノ為リ

發セラル益田三郎右衛門栗山公翁輔増野又十郎等隨行セリ益國

貞壽ノ妻須ニ會シ從來ノ暴政ヲ痛與テ其答辯ヲ要セラルノ事

アラシク慮リ一時難ヲ逃シ傍々仙相院君ノ威光ヲ借リ本ノ藩政ヲ

接シテ正俗ノ分界ヲ混乱セントスルノ計略アリテ俄ニ御發駕ヲ促シ

モノナリ同五日山口ニ御着駕アリテ暨小路中野新目方ヲ御施

定メラル

同七日國貞氏ニ邑宰其他重役ノ者不在ナルヲ以テ軍務總督

増野與次ニ照會アリテ津田公輔ヲ推テ漁船ヲ雇ヒテ四ツ時出帆歸款

セリ然ルニ次日天候變テ逆風トナリ船行ハカラサレテ奈古村ニ止陸シ伊

（午前零時）
夜九ツ時ニ至リ松原仁蔵宅ニ歸ル
（益田家臣、中士、御手廻組）
（益田家臣、中士、御手廻組）
御ガ一身ヲ干城隊ニ預リテ歸萩スベシ 帰宅シテ其準備ヲナスベシト

（三月）
同日 幼主精次郎君 仙相院君八山口政府へ御家督歎願ノ為メ
（益田精祥の幼名） （益田元宣室）
（清水益田、老臣、家老、職役）

發セラル 益田三郎左衛門 栗山翁輔 増野又十郎等随行セリ 蓋シ國
（益田三郎左衛門、老臣、家老、職役） （上士、大組、当役） （老臣、家老、） （益田元宣公室）

貞等の来須ニ會シ 従来ノ暴政ヲ摘擧シテ 其答辨ヲ要セラル、ノ事
（須佐） （おもんばか） （てつきよ） （そのとうべん）

アラシク 慮リ 一時ノ難ヲ逃レ 傍ラ仙相院君ノ威光ヲ借り 本藩政府員ニ
（おもんばか） （かたわ） （益田元宣公室） （にわか） （はつか） （うなが）

接シテ正俗ノ分界ヲ混乱セントスルノ計略アリテ 俄ニ御発駕ヲ促シタル
（山口市）

モノナリ 同日 山口ニ御着駕アリテ 豎小路 中野新助方ヲ御旅館ト
（山口市）

定メラル

（三月）
同日 國貞氏は邑 宰其ノ他重役ノ者不在ナルヲ以テ 軍務総督
（益田三郎左衛門） （益田元宣室）

（103頁参照）
増野與次ニ照會アリテ 津田公輔ヲ携へ漁舩ヲ雇ヒテ四ツ時出帆歸萩
（益田家臣、侍御） （午前十時）

セリ 然ルニ此日天候変シテ逆風トナリ 舩行ルヘカラサレハ 奈古村ニ上陸シ 伊
（しか） （このひ）

幼主精次郎君 仙相院君八山口政府へ御家督歎願ノ為メ發セラル「親施公の正室は吉敷毛利蔵主房輔の娘であつたが不縁となり、後妻に山内新右衛門の娘を迎えたがこれも不縁となつた。二人の正室との間には子供はなかつた。精次郎は妾腹の子である。しかし、益田家の復興と精次郎の跡目相続については元治元年8月5日の時点で概ね約束されていた（「防長回天史」第四編下42頁）。それを早く本藩政府に正式に認めて貰うために仙相院以下が奔走したものと考えられる。

蓋シ（けだし）＝思うに。

正俗の分界「正義派と俗論党の区別

藤酒肆ニ投宿セシ夕七ツ時半ナリ晚酌ノ際主人ノ誑中ニ本日于城隍

ヨリ騎馬ヲ三四名乗着アリ中村某ニ泊リテ明朝須佐行ノ申ナリト云リ

國貞身ヲ急ニ饜テ撤セシ中村ニ至テ猶崎八十捷植次郎外辰

ナリ其何故ニ来レルヲ問フ郷等歸營ノ邊ニタルヲ以テ甚ク掛念セリ且

世子君ノ御内命セアリテ須佐行ニ決セリト答フ國貞氏須佐也ノ實

況ラ細詔シ席上津田公輔ヲ指シテ曰ク此一壯士殊ニ奸賊等ノ爲ニ殺ラ

入獄ノ期且夕ニ在リ僕等携リテ歸リテ相與ニ佐吏ノ專横ヲ憤リ

誣教刻ニ涉ル于時固天軍惣員ハ本藩伺ハ上ナラズ所置スル事能ハザレ

事ヲ約シタルニ毫モ掛念無ナシ猶崎等ノ須佐行ニ徒易ナルハカノ

説アリシニ結極須佐行上固天軍惣員ヲモ頼リ歸ルハヒト事ニ決シ

國貞身ヲ伊藤藤原ヨリ夜巳ニ五更ナリ

同八月國貞一行ニ奈古出發九ツ時萩御城内于城隍本陣ニ

隍

藤酒肆(しゆし)ニ投宿セシハ夕七ツ半時(午後五時)ナリ 晚酌ノ際主人ノ話中ニ 本日干城隊

ヨリ騎馬ニテ三四名来着アリ 中村某ニ泊シテ明朝須佐行ノ由ナリト云ヘリ

國貞等急ニ饌(せん)ヲ撤セシメ 中村ニ至レバ 榑崎八十槌(干城隊員) 榑(まきたあ) 埜次郎外二名(干城隊員)

ナリ 其何故ニ来レルヲ問ヘハ 郷等歸營ノ遅々タルヲ以テ 甚(はなは)夕掛念セリ 且ツ

世子君ノ御内命モアリテ須佐行ニ決セリト答フ 國貞氏須佐邑ノ實

況ヲ細話シ 席上津田公輔ヲ指シテ曰ク 此一壯士 殆(ほこんど)奸賊等ノ為ニ殺サル

入獄ノ期旦(たんせき)タニ在リ 僕等携(たずせ)ヘテ歸ヘリト相與(あいと)ニ俗吏ノ専横ヲ憤(いきどお)リ

談数刻ニ渉(わたる)ル 于時(ときに)囹天軍惣員八本藩伺ノ上ナラデハ所置(お)スル事能(あた)ハサル

事ヲ約シタレハ 毫(いささか)モ掛念無ナシ 榑崎等ノ須佐行八徒勞ナルベキカノ

説アリシモ 結局須佐行ノ上囹天軍惣員ヲモ預リ歸ルヘシトノ事ニ決シ

國貞等八伊藤旅寓ニ歸レリ 夜已(すて)ニ五更ナリ

同八日(三月) 國貞一行八奈(現阿武町)古出發(正午) 九ツ時萩御城内于城隊本陣(干)ニ

酒肆 155頁脚注参照。

饌 酒食。飯食。

于時 時に。于是「…」に於て「」に「」を「より」。又「ここに」の訓、「此」と同じ。

五更 明け方。117頁脚註「三更」参照。

元治二年（一八六五）三月

ニ着シ津田公輔モ同所ニ滞在ス

猶崎一行須佐本町須山平助宅ニ着シ直ニ是政堂ニ談判シテ當時
親族頑ケト為リタル田天軍惣員ヲ伴ヒテ歸蘇スベキ決シテ惣員

ニ通告ス

同九日田天軍惣員ハ親族頑ケヲ解放セラレ就シモ須佐ニ来会セリ

同十日朝出殿セリ小國融藏ニ曾テ大谷權助等ト氣腹ヲ通シ是

政堂ニ在リテ内慮ヲスベキ約アリレカニ就縛後果シテ俗論堂ニ疑

大ニ播介セラレ依リ其結果恐レバキベケニ猶崎氏ノ内意モアリテ回天軍

惣員ヲ脱走シ勇ヲ勸告シテ同伴シ日ヲ殺着古教法福壽ヲ帶

在天津田公輔モ干城隊ノ評口ヲ得テ法福壽ニ来会シ今後運動

ノ目的ヲ相議スル小國融藏津田公輔等意見相投合シ與生

賛成セルヲ以テ且山口ニ至リ後々方針ヲ定メテ大ニ厚ク所ルニ下シテ決斷

元治二年（一八六五）三月

二着シ（衍） 津田公輔（益田家臣、侍御）モ同所ニ滞在ス

榑崎一行八須佐本町須山平助宅ニ着シ（ただち） 直二邑政堂ニ談判シテ 当時

親族預ケト（な）為リタル囿天軍惣員（総）ヲ伴ヒテ帰萩スベキニ決シ 之（これ）ヲ惣員（総）ヘ通告ス

同九日（三月） 囿天軍惣員（総）八親族預ケヲ解放セラレ 孰（いず）レモ須佐ニ来会セリ

同十日 朝出發セリ（育英館字頭、軍監） 小國融蔵（益田家臣、中士、御手廻組）八曾テ大谷樸助（大谷樸助、河上範三、津田公輔）等ト氣脈ヲ通ジ 邑

政堂ニ在リテ内應ヲナスベキノ約アリシカ 三（三月十日） 土就 縛ノ後八果シテ俗論堂（黨）ニ疑レ
大ニ擯斥セラルルニ依リ（ひんせき） 其結果恐ルベキベケレバ 榑崎氏ノ内意モアリテ 囿天軍

惣員（総）ヨリ脱走ノ事ヲ勸告シテ同伴シ 日夕萩着 古萩法福寺（三月十日）ニ滞
在ス 津田公輔（益田家臣、侍御）モ干城隊ノ許可ヲ得テ法福寺ニ来会シ 今後運動

ノ目的ヲ相議スルニ 小國融蔵（育英館字頭、軍監） 津田公輔等意見相投合シ（あひ） 擧坐（あひ）
賛成セルヲ以テ一旦山口ニ至リ 徐々方針ヲ定メテ 大ニ為ス所アルベシト決断セリ

擯斥＝しりぞけてのけものにする。

法福寺＝北古萩「保福寺」の誤り。曹洞宗。開山は海潮寺十三世白巖。元和ごろの創建。明治七年海潮寺に合併。地藏堂が残る。（「萩市史」第一巻3

32頁）

擧坐＝拳座。居合わせた者ごぞつて。

初ノ村岡彦十郎三浦政衛内山茂樹等ノ千城隊ニ展張ノ事ヲ意

ルヤ同隊ニ計リテ更ニ山口ニ至リ運動ヤルニ幼君御旅館ニ疾ク之ヲ探知

スル者アリテ隨行ノ内中村泰一外一名ヲ三士ノ旅寓ニ遣シ去ヒシヲ曰ク備

度幼主仙相院君等他ニ御来駕アリシニ就テ回天軍ノ御所置寛

大ニセラルノ思召ナレハ郷等御旅館ニ来寓アルベシ然レハ御滞邑ノ日

供奉ヲモ命セラルベシト事ナリ郷等以此恩命ニ背カズハ今日同行

スヘシト彦十郎等曰リ不肖彦十郎等一身ヲ千城隊ニ抱セリ故ニ自

申ノ擧動ヲ成ス能ハレハ其命ニ應シ難シト泰一等詳シテ去心

其後村岡彦十郎等湯岡ノ轉寓潜伏セシニ御旅館ニ又中村泰一

尾木七郎左衛門西尾壯助等ニ命シ湯岡在寓于城隊寺内暢三

氏ヲ訪問シ村岡彦十郎等ノ所在ヲ尋ネシニ寺内ノ不知ヲ以テ答ケリ

泰一等曰ク幼主人当地ニ来駕ニ回天軍既往ノ非科ニ不問計セリ

泰一等曰ク幼主人当地ニ来駕ニ回天軍既往ノ非科ニ不問計セリ

初メ村岡彦十郎(益田家臣、回天軍) 三浦政衛(益田家臣、回天軍) 内山茂樹等(益田家臣、回天軍)ノ干城隊ニ飛報ノ事ヲ竟(おわ)
 ルヤ同隊ニ計リテ更ニ山口ニ至リ運動セリ 然ルニ幼主君御旅館ニハ疾ク之ヲ探知(と)
 スル者アリテ 随行ノ内中(益田家臣、四組、御殿御算用方、北強団、回天軍斥候) 村泰(益田精次郎) 一外一名ヲ三(小國、津田、村岡) 士ノ旅寓ニ遣シ云ハシメテ曰ク 當
(益田精次郎君脱) 度幼主 仙相院君当地ニ御来駕アリシニ就テハ 回天軍ノ御所置ハ寛(須佐)
 大ニセラル、ノ思 召ナレハ 郷等御旅館へ来寓アルベシ 然レハ御歸邑ノ日ハ
(くぶ) 供奉ヲモ命セラルベシトノ事ナリ 郷等(この) 此恩命ニ背カズンハ 今日同行
 スヘシト 彦十郎等曰ク 不肖彦十郎等一身ヲ干城隊ニ托セリ 故ニ自
 由ノ擧動ヲ成ス能ハサレハ 其命ニ應シ難シト 泰一等辞シテ去ル
(その) 其後 村岡彦十郎等湯田へ轉寓(山口市) 潜伏セシニ 御旅館ニハ又 中村泰(益田家臣、四組、御殿御算用方、北強団、回天軍斥候)
(益田家臣、下土、四組、北強団) 尾木七郎左衛門 西尾莊助等二命シ 湯田在寓于城隊 寺内 暢(撰鋒隊、干城隊御徒士、後世子小姓、明倫館頭人、山口代官、徳地代官)
(中村) 氏ヲ訪問シ 村岡彦十郎等ノ所在ヲ尋ネシニ 寺内ハ不知ヲ以テ答タリ
(中村) 泰一等曰ク 幼主人当地へ来駕ニテ 回天軍既往ノ罪科ハ不問ニ附セラル、

不肖=親に似ないで愚かなこと。自分の謙称。

湯田=山口市内、湯田温泉。

不知=さあ、どうであるうか。

元治二年（一八六五）三月

事決セリ彦十郎、身上ニ係リ毫モ関心ノ事アルハカラス泰一等保証ス下シ
以旨趣御承知、上若シ御面合ハラハ懇々御説諭相成リテ返ケレニコトヲ
請フト委嘱シ去リ

同十三日圓天軍惣旨告至リ讚井町某宅ニ寄寓シ小國融藏、同三
橋ニ稽査ス

同十四日三國、跡就モ家督相續令録復旧ノ弁令アリ我益田家

幼主君代理ヲ完道備中殿ニ依頼セリ毛利得監殿ヨリ命ヲ傳フテレ

尚支旗益田石見周布治部ニ代リテ後見タラシムル事ヲ達セラル

津田公輔等ニ遊撃軍敷嶋治郎本名須賀鴻城軍河上四郎本名

平等後助ヲ請ヒニ士相奮テ奔走ス力セリ遂ニ周布治部殿ニ迫テ

圓天軍用興ノ周施ヲ諾セシム

同十六日幼主君社相院君告御発駕庄屋村御泊十九日孫富村御一

元治二年（一八六五）三月

事二決セリ 彦十郎（村岡）等カノ身上ニ係リ 豪（いささか）モ関心ノ事アルベカラズ 泰一（中村）等保証スベシ
此旨趣御承知ノ上 若シ御面会アラハ 懇々御説諭相成リテ返サレンコトヲ
請フト委嘱シ去レリ

同十三日 同天軍惣員山口ニ至リ 讚井町某宅ニ寄寓シ 小國融蔵八岡三（育英館学頭、重監）

橋二僭匿ス（潜）

同十四日 三（益田親施、福原越後、国司信濃） 老ノ跡孰レモ家督相續 食録復旧ノ発令アリ 我益田家ハ（わが）

幼主君ノ代理ヲ完道備中殿ニ依頼セラル 毛利将監殿ヨリ命ヲ傳ヘラレ

尚支族益田石見 周布治部二氏ヲ以テ後見タラシムルノ事ヲ達セラル

津田公輔等ハ遊撃軍敷嶋治郎 鴻城軍河上四郎

等ノ援助ヲ請ヒシニ 一 土相奮テ奔走尽力セリ 遂ニ周布治部殿ニ迫テ

同天軍再興ノ周施ヲ諾セシム

同十八日 幼主君 仙相院君山口御発駕 生雲村御一泊 十九日 弥富村御一

岡三橋「小国の学友岡竹城のこと。（松本二郎著「津田常名翁の伝記」80頁、「三決死」の項参照）学友というのは次の事から松下村塾での交友関係と思われる。即ち 岡守節、通称彦太郎、山口御堀の医、岡明甫の一子なり。書を善くし初め竹城と号し、のち三橋と改む。土屋蕭海と親しく因って屢々松下村塾を訪い松蔭の教えを受く。維新の後太政官に出仕し累進、内閣書記官に至る。明治二十七年一月十五日没す。年六十二。（「増補近世防長人名辞典」72頁）
益田石見「寄組益田家（小郡陶、前大津三隅津黄一〇六七石。始祖は益田玄蕃頭元祥五男就景）益田棟村のこと。名は親孚、通称主水、石見、源兵衛。梅村と号す。文化十年生まれ。明倫館に学ぶ。学を山県太華に受け、又東遊覽を大槻磐深に執る。文久元年八組頭、後寄組被仰付。明治の初め毛利家令たりしが翌年罷め家居徒に授く。明治二四年石見鹿足郡畑迫に移る。笹谷鉱山支配。明治三年三月三一日卒。八七才。妻は益田元宣二女勝子。よって益田親施の義兄に当たる。（「石見諸家系図b録」114頁、「増補近世防長人名辞典」222頁）

周布治部

泊三須佐御着ナリ

同廿日周布治部殿ノ覺書ヨラ出セリ

曲覺

一 大谷實經河上範三ヲ忠死ニ被仰付度矣事

一 田天軍比集場儀下田萬村ニ仰付度矣事

一 田天軍ニ關係諸隊之者五六人同伴ニテ直様比集場ノ

着可到矣事

一 組士入隊被差許度矣事

一 田天軍總人數御賄相成度矣事

三月廿日

茲ニ干城隊ノ勢援敷嶋河平等ノ奔走アリ周布治部殿モ亦周施

弟ヲ執ラテ約セリ據リ一旦帰邑ニテ田天軍復興ノ事決セシモ幼主君仙

泊二テ 二十日 須佐御着ナリ おつき

同廿日 (三月) 周布治部殿へ覺書ヲ出セリ

- 大谷實繼 徳 河上範三ヲ忠死ニ被仰付度候事 (おおせつけられたく)
 - 回天軍屯集場ノ儀八下田萬村ニ (現田万川町) 仰付度候事 被
 - 回天軍ニ関係諸隊之者五六人同伴ニテ直様屯集場へ (すくさま)
 - 着可到候事 致
 - 組士入隊被差許度候事 (さしゆるされたく)
 - 回天軍惣人数御 賄 相成度候事 (まかない) (あいなり)
- 三月廿日

茲 (こゝ) 二千城隊ノ勢援 敷嶋 河上等ノ奔走アリ 周布治部殿モ亦周施 (また) 旋 (また) 幼主君 (益田精次郎) 仙

勞ヲ執ラント約セルニ據リ (よ) 一旦歸邑 (須佐) シテ回天軍復興ノ事ニ決セシモ

二十日 須佐御着ナリ 〃 の部分は文書館本には「二十日」と記述されている。

大谷實繼 〃 大谷実徳 (樸助) の誤り。實繼は樸助の嫡男である (文書館本は「大谷樸助」と記述している)。この誤記は「尊攘堂本」と「文書館本」が津田常名の自筆ではない決定的証拠である。且つ外に「親施」「親旋」「生雲」「出雲」など須佐の人なら犯さない誤記がある事を併せ考えると他藩の麗筆家に浄書させたものと考えられる。

相院君、山口滞在中隨行、俗吏等常ニ本藩政府員ニ接シテ烏鷲
辨ラ違シ正俗ノ痕跡ヲ錯雜セシメタリシヲ以テ歸邑ノ後容易ニ正氣恢
腹、實効ヲ奏スヘカラサルノ遠慮アルニ依リテ村岡彦十郎始メ六名ノ
奇兵隊ニ入隊シテ隊カラ借リ外ヨリ應援ヲ為スベキノ策ニ決シ當時
山口在陣ノ奇兵五番銃隊ニ率リ入營セリ

村岡彦十郎事

五番銃隊

英次郎本真

今上

山下範三郎安邦

墨谷稼四郎事

今上

玉川小文吾記政

藤田篤助事

三番銃隊

櫻山隼人少懷

元治二年（一八六五）三月

相院君（益田元重室）ノ山口滞在中随行ノ俗吏等 常二本藩政府員ニ接シテ 烏鷺（うるろ）
 ノ辨ヲ 逞（たくましく）シ 正俗ノ痕跡ヲ錯雜セシメタリシヲ以テ 歸邑（須佐）ノ後 容易ニ正氣恢
 腹ノ實郊ヲ奏スヘカラサルノ遠慮アルニ依リテ 村岡彦十郎始メ六名八
 奇兵隊ニ入隊シテ隊力ヲ借り 外ヨリ應援ヲ為スヘキノ策ニ決シ 當時
 山口在陣ノ奇兵五番銃隊ニ至リ入營セリ

村岡彦十郎事（益田家臣、回天軍）

五番銃隊

英次郎本眞（益田家臣）

全上

山下範三郎安邦（益田家臣）

黒谷豫四郎事（益田家臣、中士、御手廻組、回天軍）

全上

玉川小文吾記政

藤田篤助事（益田家臣、回天軍）

三番銃隊

櫻山隼人芳懷

烏鷺（うるろ）からすことわざ。黒と白。

五番銃隊

岡部東三定一

今上

金山義十郎忠真

同廿二日周布治部殿敷嶋次郎河上四郎等同伴同志五人
口出並發生雲通ッ上小川村ニ至リ同所ヨリ圓天旗ヲ翻シテ上田島村
ニ歸リ玉林寺ニ祀マ

同廿六日周布治部殿敷嶋河上等惣員ヲ率ニ出須シテ圓天軍由
立認許ラ邑政堂ニ追ヒ邑政堂ニ士族各級ニ向テ意見ヲ上申セシム

ナリ頗ル混雜セリ

周布治部殿口演書

一 大石權助河上ヶ範三初奔正義之廉ヲ以テ格別之御詮
義被仰付跡式被差立在様奉願在交

一 圓天軍一應分散被仰付在處次度改而右之隊被差

五番鈍隊
全上

(益田家臣、中士、御手廻組、回天軍)
岡部東三定
(益田家臣、回天軍)
金山義十郎忠真

(三月)
同廿二日 周布治部殿 敷嶋次郎 河上四郎等同伴 同志十四人 山
口出發 生雲通り上小川村二至り 同所ヨリ回天ノ旗ヲ翻シテ上田萬村
二歸リ玉林寺二屯ス

(三月)
同廿六日 周布治部殿 敷嶋 河上等惣員ヲ率ヒ 出須シテ回天軍再
立ノ認許ヲ邑政堂二迫ル 邑政堂八士族各級二向テ意見ヲ上申セシムル
ナト頗ル混雜セリ

周布治部殿口演書

- 一 大谷樸助 河上範三 初発正義之廉ヲ以テ 格別之御詮
(益田家臣、中士、御手廻組) (益田家臣、側役) (おせつけられ) (あとしき) (さしたてられ) (ながいたてまつり) (かど) (もつ) (の) (の)
- 一 義被仰付 跡式被差立侯様奉 願候事
(おせつけられ) (あとしき) (さしたてられ) (ながいたてまつり) (かど) (もつ) (の) (の)
- 一 回天軍一應分散被仰付候處 此度改 而右之隊被差
(おせつけられ) (あとしき) (さしたてられ) (ながいたてまつり) (かど) (もつ) (の) (の)

玉林寺 現田万川町大字上田万八幡。浄土真宗本願寺派。開基は広因。永正一四年(一五一七)に上田万村中山(上組山下家付近)に一寺を創建した。
二代目宗円の時、慶長四年(一五九九)中山より現在地の八幡へ移転した。四代目林西(林斎とも)の代の宝永三年(一七〇六)西本願寺より玉林寺の
寺号を免許さる。明治三一(一八九八)四月十九日、上田万の大火で本堂、庫裏の一切を焼失。明治三十三年十月に本堂再建、今日に至る。須佐町浄蓮
寺の末寺。(田万川町史)

回天軍一應分散被仰付候處 回天軍分散の命は慶応元年二月二十四日(111頁参照)。

元治二年(一八六五) 三月

に着し津田公輔も同所、滞在ス

猶崎一行、須佐本町須山平助宅に着し直に邑政黨に談判シテ當時
親族預ケト為リタル由天軍惣員ヲ伴ヒテ帰蘇スベキ決シテラ惣心身

通告ス

同九日同天軍惣員親族預ケラ解放セラレ就レモ須佐ニ来合セリ

同十日朝出度ヤリ小國融藏曾テ大谷樫助等ト気取ラ通シ邑

政黨ニ在リテ内慮ヲスベキ約アリレカニ社縛後果シテ俗論堂ニ疑

大橋介セス依リ身結果恐レキベケト猶崎氏内意モアリテ回天軍

惣員ヲ脱走、勇ヲ勧告シテ同伴シ日ヲ暮著古教法福寺ニ滞

在ス津田公輔モ不城隊評可ラ得テ法福寺ニ来合シ今後運動

自的ラ相議ス小國融藏津田公輔等意見相投合シ與生

賛成セルヲ以テ且山口ニ至リ後々方針ヲ定メテ大ニ居テ所ニ下シト決斷

立候様奉（ねがいたてまつり） 願候（もつとも） 尤（もつとも） 再隊之義（義） 二付 何隊ト改替仕度八其（あらためがえつかまつりたくば）
 節二至（いたり） 被差免候様奉（ねがいたてまつり） 願候事（義） 願（もつとも） 下田萬村二被仰付候八、
 屯集場ノ義八如何被仰付候哉（いかがおおせつけられ） 願（ねがわ） 下田萬村二被仰付候八、
 奉難有かり候事（ありがた）
 組士拾式人八是迄ノ行成トシテ入隊被差免候様（これまで） 御詮義（議）
 可被下候（くださるべく） 尤（もつとも） 入隊中ニテ組役當番之節八出勤被仰付（おおせつけられ） 非番
 之節八 右隊へ罷歸度（まかりかえりたく） 又八急出張之節八組士拾式人丈八
 隊中ヨリ出張被仰付候様奉（おおせつけられ） 願候事（ねがいたてまつり）
 屯集人御 賄二被仰付候様奉（おんまかない） 願候（ねがいたてまつり） 無左而八 往々取續成苦（さななくて）
 敷義御座候事（なほ）
 回天軍願之通被相立候上八 山口諸隊之内ヨリ入隊之者（ねがいのとおり）
 為引立（ひきだてとして） 折節罷越候故 是其節御 賄可被下候事（おひだし）
 願（ねが） 文書館本は「願クハ」と記述している。
 奉難有かり候事「奉存難有候事」ではないだろうか。文書館本も尊攘堂本と同じように記述しているので、「ママ」とした。

丑、三月

周布治部

右口漢書周布殿ノ手ニ成ルニ勿論カ後ニ讀シテ第一條才四
條ノ願意頗ハ曖昧ナリ故ニ整キ満足ス感シタリ

同廿八日回天津角立ノ許可アリ次ニ總督ノ様ニ奉リ當時門閥中適當ノ

人物ニ及シク稍才識アルモノノ概子佐論黨ノ首謀タルヲ以テ方論取ルハカウ

サレテ佐論黨ニ關係浅カリ増野又十郎ヲ推シテ其位ニ當ラシメ下田萬

村正正大谷六郎左門宛ヲ本陣トシ西渡寺ヲ以テ兵營ニ充ツルノ令アリ

同廿九日回天軍惣員下田萬村正所ニテ故親施公大祭典ヲ舉行ス

回天軍役員

總督

増野又十郎

軍監

栗山轍三

參謀兼書記

津田公輔

丑ノ三月

周布治部

右口演書八周布殿ノ手ニ成レルハ勿論ナルカ 後ニ讀シテ第一条第四
条ノ願意 頗ル暖昧ナルニ警キ

満足ヲ感シタリ

同廿八日 回天軍再立ノ許可アリ 次テ総督ノ撰ニ当リ當時門閥中適當ノ

人物ニ乏シク 稍才識アルモノハ 概テ子俗論黨ノ首謀タルヲ以テ 才識取ルヘカラ

サルモ 俗論黨ニ関係浅カリシ増野又十郎ヲ推シテ 其任ニ当ラシメ 下田萬

村里正 大谷六郎左工門宅ヲ本陣トシ 西法寺ヲ以テ兵營ニ充ツルノ令アリ

同廿九日 回天軍惣員 下田萬村屯所ニ入り 故親施公ノ大祭典ヲ舉行ス

回天軍役員

総督 増野又十郎

軍監 栗山轍三

参謀兼書記 津田公輔

不脱力 満足ヲ感シタリ「文書館本も松永本も「満足ヲ感シタリ」と記述しているが文意が首尾一貫しない。我々は「不」を書き落としたものと解釈した。特に第一条は189〜192頁の記述がこれに該当するものと考える。(191頁の御沙汰書の文意曖昧というのは罪科と言つ文言が不満なのだ。回天軍は正義と主張したのである」とと解釈した)

里正「村の長。庄屋。

下田万村里正 大谷六郎左衛門「現田万川町下田万下本郷、江崎駅前の大谷家は近世初期から終期まで下田万村の庄屋役を務めた家柄である。庄屋は

藩政の末端組織である村里の行政に直接間接に関わり合つ重要な役である。給領主である益田家や勘場との往来文書や農民への伝達文書など、世事全

般に関わる文書が多数保存されている(中略)昭和五九年から三年掛で山口県教育委員会が調査・報告書としてまとめた「下田万村庄屋大谷家歴史資

料目録」がそれである。(「田万川町史」四六五頁)

西法寺「111頁参照。

元治二年(一八六五) 三月

小隊司令 大橋 三木 三

大砲掛 岩本 藤 太

斥候 中村 泰 一

會計 中村 藤 馬

周布治部殿敷堤河上三氏並山口歸

茲是邑政堂之事情迫之圓天軍角興許ニタルモ其實甚不快

故陰其隊敵性ト欲之自方好計ヲ廻ラシ遂ニ四月上旬ヲ以テ所務代

命シ左ノ各地方ヲ察テ入隊者ヲ防カシタリ

今般相英艦御家来之者入廷者古被仰付付而者地方農兵

其外ニ而天心掛次第入駐御免被仰付疾全定法入廷不士而モ十日

程宛滞在ニテモ然自古相調疾而之且敷勿論帶留中御養

被仰付疾ト義撰存右様承知疾而其沙汰可有之疾

慶応元年（一八六五） 四月

小隊司令
 大砲掛
 斥候
 會計
 大橋三木（樹）
 岩本藤太（益田家臣）
 中村泰一（益田家臣）
 中村藤馬（益田家臣）

周布治部殿 敷嶋（遊撃軍） 河上ノ二氏並ニ山口ニ歸ル（鴻城軍）

茲（ここ）ニ邑政堂八事情ニ迫（せま）ラレテ固天軍ノ再興ヲ許シタルモ 其實（その）ハ甚（はなはだ）不快ナル
 故ニ陰ニ其隊勢ヲ挫（くじ）カント欲シテ百方奸計ヲ廻（めぐ）ラシ 遂ニ四月上旬ヲ以テ所務代ニ
 命シ 左ノ令ヲ各地方ニ発シテ入隊者ヲ防カシメタリ（ふせ）

今般育英館へ御家来ノ者入込（いれこみ） 稽古被仰付候（おおせつけられ） 付而者地方農兵（つかた）
 其外ニ而モ 心掛次第入塾御免被仰付候（こころがけ） 全定法入込不仕而モ十日（すべてじようほう）
 程宛滞在ニテモ 稽古相調候而モ宜敷（あじとのい） 勿論滞留中御養ヒニ（あやしな）
 被仰付候トノ儀ニ候条 右様承知候而 其沙汰可有之候（おおせつけられ）
（これあるべく）

周布治部殿 敷嶋 河上ノ二氏並ニ山口ニ歸ル「並ニ」の文言は「周布治部殿」の後に入れるべき言葉か。或いは「つれだつて」という意味か。所務代「代官役」。所務は物成と同じで年貢の意。本藩の諸郡の代官役を所務代官又は所務代と称するのはこの職掌に租税の徴収が専ら重きを為すによる。

地方（じかた）「町奉行支配地を「町方」と呼ぶのに対して、郡奉行管轄地を「地方」と呼ぶ。又地方の中でも浦を浦方として分けた場合は漁村以外の農村地帯を地方と呼ぶ。又民政を行う機構全体を地方支配と云う場合もあり、この時は町方も地方に含まれて使用される。従つて広義の地方は被支配者を意味し、狭義の地方は農村部を意味する。88頁「地下」参照。

一 汝度田苗ニテ回天軍之者隊被差立付而ニ右隊ノ入以度
者之義者願出御許相成候上テラニ不相調トノ義ニ候券
決段共沙汰可有之者以上

丑四月

松井九郎右衛門

各庄屋宛

從來胡英館ノ士族ノ執者古場ニテ町農ノ入熟整ノ禁シタルモノナリニモ拘
ハラズ儀ニ町農ヲシテ入整セシメ其食料ヲ給スルノ優待ヲ厚シ若シ其招ニ
應ズシテ回天軍ノ隊ノ事ヲ出願セハ種々故障ヲ致テテ其志ヲ遂ケシ
カニ至レリ回天軍ヨリ右沙汰書傳ヲ以テ邑政堂ニ尋問セシメ所務代松井
某ノ命令ノ意味ヲ誤リタルモノナリト答辯ヤリ高柳治部殿滯須際俗吏等
契約ノ条々ニテ復行セサルヲ以テ左ノ覺書ヲ出ス

覺

一 此度田（現田万川町）萬ニテ回天軍之者 隊被差立候 付而八右隊へ入込度
 者之義者願出御許可有之候上ナラデハ不相調トノ義儀二候条
 此段共沙汰可有之候 以上

（慶応元年）
 丑 四月

各庄屋宛

松井九郎右衛門左カ

従来育英館八士族ノ稽古場ニシテ 町農ノ入塾八堅ク禁シタルモノナルニモ拘カカ
 ハラス 俄ニ町農ヲシテ入塾セシメ 其食料ヲ給スルノ優待ヲ為シ 若シ其招ニ
 應セシテ回天軍入隊ノ事ヲ出願スレハ 種々ノ故障ヲ設ケテ其志望ヲ遂ケシメ
 サルニ至レリ 回天軍ヨリハ右沙汰書寫ヲ以テ邑政堂ニ尋問セシニ 所務代 松井
 某力命令ノ意味ヲ誤リタルモノナリト答辨セリ 周布治部殿滞須（須佐）ノ際 俗吏等
 契約ノ条々一モ履行セサルヲ以テ左ノ覺書ヲ出ス

覺

松井九郎右衛門「松井九郎左衛門信誨（益田家臣、下士、一四石）。「須佐町の碑石と碑文」23頁に紹介されている信誨の碑文に依ると、「文化十一年二月十九日生れ。九郎左衛門と称し、白鵝亭と号した。幼少から才氣秀れ、若くして益田氏に仕え、筆者、所務代を歴任、奉職四十年。傍ら家塾を設けて子弟を教育すること二五年、農工商各般にわたって業なるもの百七十余人に及んだ。明治二年没。享年五十八才。碑は師恩を慕う門人達によって、明治三十六年建てられたものである」（碑は浄蓮寺境内にある）
 所務代「178頁参照。
 元治二年四月八日改元。慶応元年となる。

慶応元年（一八六五）四月

一 大谷撲助跡式之義先達_テ周布様_テ御歎願_ノ之通_リ

御免被仰付_テ差_シ屬_シ今_ニ家督_ノ之御沙汰_ハ無_ク之由_ハ早速御沙汰被仰付_テ差_シ之_由

一 回天軍入隊人之義_ハ行_テ地方_ノ御沙汰_ハ遠_ク之由_ハ御沙汰_ハ替_テ被_シ

仰付_テ差_シ之_由

一 御家来中二三男入隊之件_ハ是又早速御沙汰_ハ被_シ仰付_テ差_シ

之_由

一 ^{ゲル}拾六_ハ扱_テ夕_ニ相_シ添_テ玉_ノ藥_ハ克_ク扱_テ行_テ百_ノ奔_ル家

大砲拾貳_ハ扱_テ行_テ

玉_ノ藥_ハ同上

煙硝_ハ克_ク扱_テ行_テ五百_ノ目

但小_ノ銃_ハ替_テ行_テ之分

右_ノ御渡_リ被_シ仰付_テ差_シ之_由

慶応元年（一八六五）四月

大谷 樸助 跡式之儀（儀） 先達テ周布様御歎願之通り

御免被仰付候處 今二家督之御沙汰無之由 早速御沙

汰被仰付候哉之吏（事）

回天軍入隊人之義二付テハ 地方へ御沙汰違之由 御沙汰替 被

仰付候哉之吏

御家来中 二三男入隊ノ件 是又早速御沙汰被仰付候

哉之吏

ゲベル六拾六挺 **タス相添** 玉薬八拾挺二付百発宛

大砲拾貳挺拾貳力 式挺 玉薬同上

煙硝壹貫五百目

但大小銃稽古打之分

右御渡被仰付候哉之吏

（あとしき） 跡 式 家督。また遺産。跡目とも。

地方（じかた） 178頁脚注参照。

ゲベル = Gewehr。前装滑腔式の洋銃。1670年にフランス軍隊で採用されたものに基づき、オランダ軍隊が1777年に制式としたもの。口径は17.5ミリ。全長1.498メートル。重量26.8グラムの球形鉛弾を用い8グラム強の発射薬で点火は雷管式。有効射程約200メートル（幕府歩兵隊「野口武彦著」）。山口県史「史料編纂末維新6 1092頁参照）慶応元年、桂小五郎はグラバーの斡旋によって薩摩藩を通じて英国から軍艦と小銃を調達した。ユニオン号という蒸気船にミネー銃四千三百挺、ゲベル銃三千挺、計七千三百挺を密かに積み込み、下関に陸揚げしたのである。この装備が慶応二年の対幕戦、さらに明治元年から始まった戊辰戦争に威力を発揮した。（幕末長州藩の攘夷戦争「古川薫著」なお、ミネー Mine 銃は螺旋銃でミニエー弾を発射する。弾丸に回転が与えられ弾速、射程距離（三百メートル以上、最大八百メートル）命中度が飛躍的に向上した。ゲベル六拾六挺 回天軍は三十六人だから「三拾六挺」ではなからうか。草稿本は「三拾六挺」と記述している。

タス 玉入れの袋（要再調査）

大砲拾貳挺 式挺 「式挺」は文書館本の通り「拾式挺」ではないか。

拇（ドイム） = duim オランダの長さの単位の旧称。当時は約1cm。（山口県史「史料編纂末維新6 1098頁参照）

提

一 具足六拾六願

幕燈

右御貸渡被仰付候事

其他数条令略之

丑四月廿五日

田天軍

爾後愈邑政堂及軍總督曾野與水等迫り前約履行後下
維氏佐吏等事々曖昧に寄るに南日月ヲ經過スル以テ到底事成スベカラ
サル計、軍議一決シテ下田萬益所ヲ引拂ヒ山口ニ至ル

届書

御届申上候事

回天軍復興之義法部様御歎願之通り被仰出隊中一統
感激奉命罷矣處令旨至リ諸事相運速立隊々知也ニ往

一 具足六拾六領

幕提灯

右御貸渡被仰付候哉事

其他数条今略之

丑 四月廿五日

回天軍

爾後 愈邑政堂及軍事總督增野與次等二迫リテ前約履行ヲ促スト
雖トモ 俗吏等事ヲ曖昧ニ寄テ荏苒日月ヲ經過スルヲ以テ 到底事ノ成スベカラ
ザルヲ計リ 軍議一決シテ下田萬營所ヲ引拂ヒ山口ニ至ル

届書

御届申上候吏

回天軍復興之義 治部様御歎願ノ通り被仰出 隊中一統
感激奉命罷 候處 今日ニ至リ諸事相運兼 立隊八名而已ニテ 往

具足六拾六領ニ三拾六領か。(全頁脚注「ゲベエル六拾六挺」と同じ)

荏苒ニ63頁脚注参照。

奉命ニ命令を承る。

慶応元年(一八六五) 四月

々之目途ニ無御生在_レ所_レ無_レ餘義本藩政布_レ罷出_レ公道之御
決議相待在申_レ矣此段御届申_レ上_レ矣以上

四月廿七日

回天軍

四月廿七日夜篠目村久野某方ニ泊望廿八日台_ニ着_レ古_ニ築_レ永福寺_ヲ
借_テ變_テ宿直敷場河上_ニ相_ニ合_レ周布殿_ニ就_テ談_レ周布殿_ヲ須
佐_ニ邑_ニ政_ニ堂_ニ會_テ食_ニ言_ニ罪_ヲ責_ニリ_テ尚_ニ曾_ニ行_ニ舉_ニテ_ル於_テ爲_ニ處_ニマ_ル下_レシ
決_ニ斷_ニ時_ニ周布殿_ニ其_ニ願_ニ也_ニテ_リ

同晦日全軍台出發敷場次郎同伴_ニ美_ニ根_ニ郡_ニ泧_ニ木_ニ村_ニ至_レ然_レニ
周布殿_ヲ款_テ通_レ台_ニ行_ニ不_レ須_テ由_ニ以_テ同_ニ村_ニ龍_ニ泊_ニ翌_ニ日_ニ辰_ニ衆_ニ程_ニ

日山_ニ歸_レ

五月三日隊員_ニ各_ニ周_ニ布_ニ殿_ニ旅_ニ寓_ニ監_ニ小_ニ路_ニ水_ニ津_ニ屋_ニ至_レ須_テ佐_ニ邑_ニ政_ニ堂_ニ
不_レ正_レ處_ニ分_テ指_ニ摘_ニ其_ニ罪_ヲ鳴_ニラ_シテ_テ誥_ニ責_ニテ_ラシ_テ請_ニヒ_シ周_ニ布_ニ殿_ニ確

摘

慶応元年（一八六五） 四月

々々の目途ゆくのモ無御坐候こぎなく二付座 無余義本藩政布よぎなくへ罷出まかりいで 公道之御の
決議相待居申候あいまちありまじり申候 此段御届申上候このだんおとどけまじりあげ 以上

四月廿七日

回天軍

四月廿七日夜、篠目村久野某方二一泊しのめ 翌廿八日山口二着シ（山口市） 古熊永福寺ヲ
借受ケテ投宿 直二敷嶋（次郎） 河上等ト相会シ（四郎） 周布殿二熟談シテ周布殿ヨリ須
佐邑政堂二向テ 食言ノ罪ヲ責メシメ 尚實行ノ擧ラサルニ於テハ 為ス處アルベシト
決断セリ 時二周布殿ハ其領地ニアリ（澁木）

同晦日（四月）みそか 全軍山口出發 敷嶋次郎同伴ニテ美根郡澁木村ニ至ル（遊撃軍） 然ルニしか

周布殿萩通り山口行ノ不在ナル由ヲ以テ 同村ニ屯泊シ 翌早晨発程 二
日山口ニ帰ル

五月三日 隊員五名周部殿旅寓 豎小路木津屋ニ至リ 須佐邑政堂
ノ不正處分ヲ指摘シ 其罪ヲ鳴ラシテ詰責セラレンコトヲ請ヒシニ 周布殿ノ確

往々＝ おりおり。ときどき。また、時として あちこち。 ここでは「ゆくゆく」か。

公道＝ 正しい道。人が守るべき公正な道。 公共の道路。 公平な。

篠目村＝ 63頁脚注参照。

古熊永福寺＝ 曹洞宗。元山口市古熊にあり、明治四年久保町に移した。天文十一年（一五四二）大内義隆は慶香省賀を小鯖の關雲寺から迎えて永福寺
主とした。古熊は現JR山口駅東側一帯。

食言＝ 言ったことに背くこと。前言を履行しないこと。

其領地＝ 美祿郡澁木村。

美祿郡澁木村＝ 長門市深川町澁木村。美祿から長門に向かう県道267号線沿いの村。JR美祿線澁木駅周辺。美祿郡ではなく大津郡。
早（あさ） 農（い）＝ 早朝。

答無キニヨリ先ツ正俗別ヲ明ニセザレハ是中ノ士氣ヲ振作シ故親施公ノ

御遺志ヲ継グ能ハル理ヲ陳ラテ辯解シテ歸堂セリ

同六日隊員十名周布殿ヲ訪問セシ其説曖昧ニシテ漸見ナキヲ以テ激烈ニ

之ヲ誥ツルト雖モ終ニ其結ヲ結ハシテ歸堂セリ

同日津田公輔栗山徹三中村拳一舟周布殿同伴政事堂ニ出テ

波田野金吾氏ニ面会シテ恭一且テ業強團支部ニヤリテ佐論黨ノ事

情ヲ詳カニスルヲ以テ巨細辯解シ速ニ正俗判然也政改革ノ處分ヲ請フ

波田野曰ク圓天軍一件表ニ周布治部殿ニ御委仕アリテ同氏ノ意見

通リ相調ヒレヨシ復命セリ然レモ其實行ノ今自ニ至ルモ猶舉ラザルニ於テ周布

殿ヨリ更ニ其處置ヲナサザレバカウサル理ナレハ毛利筑前殿益目石見殿

等ニモ熟議トシ今一應周布殿ノ御處置ヲ待テ結果ノ如何ヲ届出

ベシ然ラサレバ本藩ニ於テ直接ニ裁断ヲ為スベカラスト云々辯了リ公輔等

答無キニヨリ 先ツ正俗ノ別ヲ明ニセザレハ邑中ノ士氣ヲ振作シ 故親施公ノ御遺志ヲ継ク能ハサルノ理ヲ喋々辨解シテ歸營セリ

(五月) 同六日 隊員十名周布殿ヲ訪問セシ一 其説曖昧ニシテ断見ナキヲ以テ 激烈ニ之ヲ詰ツルト雖トモ 終ニ其結ヲ結ハスシテ歸營セリ

(五月六日) 同日 津田公輔 栗山徹三 中村泰 一等 周布殿同伴 政事堂ニ出テ

波田野金吾氏ニ面会ス 泰一八且テ北強團支部ニアリテ 俗論黨ノ事

情ヲ詳カニスルヲ以テ巨細辨解シ 速ニ正俗判然 邑政改革ノ處分ヲ請フ

波田野曰ク 田天軍一件八晨ニ周布治部殿へ御委任アリテ 同氏ノ意見

通り相調ヒシヨシ復命セリ 然ルモ其實行ノ今日ニ至ルモ猶擧ラサルニ於テハ 周布

殿ヨリ更ニ其處置ヲナサザルベカラサル 理ナレハ毛利筑前殿 益田石見殿

等ニモ熟議ノ上 今一應周布殿ノ御處置ヲ待チ 結果ノ如何ヲ届出

ベシ 然ラサレバ本藩ニ於テ直接ノ裁断ヲ為スベカラストノ答辨アリ 公輔等

故親施公ノ御遺志

喋々＝言葉の多いさま。

断見＝ 因果の理を否定し、人は一度死ねばそれで終わりとする考え。 人の言を聞き是非を分別する意見。

詰ツル＝せめる／問う／なじる／ただす／しらべる／いましめる／つつしむ／とめる

栗山徹三＝「轍三」が正しい。 176頁参照。

巨細＝委細。細かく詳しいこと。 大きいことと細かいこと。

益田石見＝166頁脚注参照。

C

慶応元年（一八六五） 五月

諾シテ退出シ周布殿同伴更ニ毛利筑前殿ノ旅館ヲ訪フ毛利殿ニ面
會テ謝絶セリ

同七日須佐ヨリ大谷探助跡武、沙汰書文意曖昧、由報知、為成一喜、
郎田根重藏出山セルヲ以テ周布殿ノ旅館ニ持参ス、周布殿之ヲ見テ怪ム
色無ク且ツ日ノ過日、益田勘兵衛出山、山相院君御面談相成リ、キ
行アルニ依リ至急御来須ヲ請フト、事ニテ明七日、奔程須佐行ニ
決セリ、益田石見殿亦同伴トシ、政布ノ母命モ有之、同地着、上ニ兩名
相計テ、正義恢復ノ實行ヲ舉ケ、レハケレ、天軍一同歸須然ルニ
ト然ルニ、此時敷嶋次郎等ノ周旋スル處アリテ、生雲村ニ常ノ南遠隊
モ須佐内訌ノ鎮撫ヲ計畫スル機ニ際シ、レハ周布殿ノ意見ニ隨テ、歸
須スルニ、萬一周布殿ニ於テ、正俗、辨別判然ルニ、裁断無之ニ、於テ直ニ其
事層ヲ本藩政府ニ上申シテ、運動、自的ヲ達スルニ決セリ

慶応元年（一八六五）五月

諾シテ退出シ 周布殿同伴 更ニ毛利筑前殿ノ旅館ヲ訪フ 毛利殿八面
會ヲ謝絶セリ

（五月）同七日 須佐ヨリ大谷樸助跡式ノ沙汰書文意曖昧ノ由報知ノ為 城一喜一

郎 田根重蔵 出山セルヲ以テ 周布殿ノ旅館ニ持参ス 周布殿之ヲ見テ怪ム

色無ク 且ツ曰ク 過日 益田勘兵衛出山 仙相院君御面談相成リタキ

件アルニ依リ 至急御来須ヲ請フトノ事ナルヲ以テ 明七日発程須佐行ニ

決セリ 益田石見殿 亦同伴ナレハ 政布ノ内命モ有之 同地着ノ上八両名

相計リテ正義恢復ノ實行ヲ擧ケシムベケレハ 固天軍一同歸須然ルベシ

ト 然ルニ此時 敷嶋次郎等ノ周旋スル處アリテ 生雲村屯營ノ南遠隊

モ須佐内証ノ鎮撫ヲ計畫スルノ機ニ際シタレハ 周布殿ノ意見ニ随ヒ歸

須スベシ 萬一周布殿ニ於テ正俗ノ辨別判然タル裁断無之ニ於テハ 直ニ其

事實ヲ本藩政府ニ上申シテ運動ノ目的ヲ達スベシト決セリ

大谷樸助跡式ノ沙汰書文意曖昧 176頁、192頁、194頁参照。「父樸助罪科ヲ以テ家名断絶被仰付候處」の項は樸助は罪人ではなく罪科はない。

正義の士であり冤罪である。にも拘わらず跡式回復の理由が「公儀非常大赦之御沙汰筋モ有之旁々ニ付 不被掲前例後格 厚忠召之旨ヲ以テ」では納得

できない。罪状の不正を隠蔽しているではないかという意味である。

益田勘兵衛 海蔵庵益田家か？ 要再調査

南園隊 57頁脚注参照。佐々木男也、岡澤為之進等が元治元年八月九日創設、萩南園邸を屯集所とした。当初八重垣隊又は南園組と称したが八月廿

八日総管を佐々木男也とし、南園隊と改称。十月龍蔵寺移屯、慶応元年正月廿八日改百二十人あり、同年五月二百人の定員とし萩屯集とす。慶応三年二

月三日義昌隊と合して振武隊と称す。

内証 うちわの争い。内紛。証はうちわもめ。

大谷權助跡(御沙汰書)

大谷牛太郎

右又權助罪科^ラ以^テ家名断絶被仰付^テ慶長今般

御家督御首尾能^レ被仰出^テ矣^ニ

公儀非常大赦之御沙汰筋^モ有^リ之^ニ旁^ニ之^ニ付^テ不被^レ捕^テ前例^揚

後格厚

思召之旨^ヲ以^テ權助跡先^ニ知^ル拾^五石被^レ下^シ置^キ改^メ而^シ御手廻^シ御

取^立被^レ仰^付寸^事

丑^ノ五月

先大谷權助

親族中

右今般

(益田家臣、中士、御手廻組)
大谷 樸 助跡へ御沙汰書

大谷 午太郎
うまたろう

右 父樸助罪科ヲ以テ家名断絶被仰付候處 今般

御家督御首尾能被仰出候段

公儀非常大赦之御沙汰筋毛有之旁々二付 不被掲前例

後格 厚

思召之旨ヲ以テ 樸助跡先知拾五石 被下置 改而御手廻へ御

取立被仰付候事

丑ノ五月

先大谷樸助
親族中

右 今般

公儀 本藩のこと。

先知 先代の知行。

慶応元年（一八六五） 五月

御家督御首尾能被仰付且從

公義非常大赦之御汰沙可助モ有之旁々ニ付不被拘前例

御格厚

思召之旨ヲ以テ權助實子年太郎義權助先和十五后被不

置改而御手廻御取立被仰付年太郎未タ幼年之事ニ疾

得者往々御用御起在様申合無緩令教導様被仰付

疾事

丑ノ五月

右書面ニ付テ御手廻ヨリモ是政堂ニ迫リ周布殿ニ報知セシニ因リ周布

殿ヨリ公翁輔出山ノ日之ヲ詰問シ尚須佐行ノ上其事情ヲ糾サレニ前

罪状不正ヲ隠蔽セシト欲シテ三郎左衛門ノ專斷ニ出シ所置ニシテ仙

相況君ノ關係無之由ナリ

慶応元年（一八六五）五月

御家督御首尾能御仰付 且 従 不被拘前例

公義 非常大赦之御沙汰筋毛有之旁々二付

御格厚 樸助先知拾五石被下

思召之旨ヲ以テ 樸助實子午太郎義 樸助先知拾五石被下

置 改而御手廻へ御取立被仰付候 午太郎未夕幼年之事二候

得者 往々御用ニ相立候様申合 無緩令教導候様被仰付

候事

丑ノ五月

右書面二付テ八御手廻ヨリモ邑政堂二迫リ 周布殿二報知セシニ因リ 周布

殿ヨリ八翁輔出山ノ日之ヲ詰問シ 尚須佐行ノ上其事情ヲ糺サル、二前

罪状ノ不正ヲ隠蔽セント欲シテ三郎左衛門ノ専断ニ出シ所置ニシテ 仙

相院君ノ関係無之由ナリ

同八日早朝粟山徹三中村藤馬先奔歸須大橋三木三中村泰一尋

大道村三好久平方至須作述狀ヲ報道シテ聲援運動ヲ為シム

同九日津田公輔外二名生雲村ニ歸リ隊員同古熊永福寺出奔

生雲村着津田公輔尋南園隊本陣至リ派出周旋ノ事ヲ

依頼不惣督佐々木男也其依頼ニ應ジテ派出員ヲ援定セシメ依リ

梅津熊之進内山正一郎ヲ隨也為メ旅館ニ滞在セシム

同十日全軍一同古熊永福寺出奔生雲村ニ着泊マ

同十一日南園隊員ニ隨行ノ為メ梅津熊之進内山正一郎尋ラ生

雲村滞在セシメ惣員下田カ村陣營ニ歸着同夜津田公輔中

村泰一外二名出頭セリ

同十二日早晨周布殿族屬大谷丈平是ニ至リ周布殿不快ヲ

卧蓐由十六公輔一名病室ニ入リ同夜山出籠前ニ約セラレタノ事ヲ

(五月) 同八日早朝 栗山徹三 (益田家臣、回天軍監) 中村藤馬 (益田家臣、四組、回天軍會計) 先発歸須 (須佐) 大橋三樹三 (益田家臣、回天軍小隊司令) (益田家臣、四組、御殿御算用方、回天軍斥候) 中村泰一等 (現防府市大道) (大道村切畑在任益田家臣) 大道村三好久平方二至リ 須佐ノ近状ヲ報道シテ聲援ノ運動ヲ為シム (な)

(五月) 同九日 津田公輔外二名 (益田家侍御、回天軍參謀兼書記、奇兵隊) 生雲村二歸リ 隊員一同古熊永福寺出發 (山口市)

(現阿東町) 生雲村二着シ 津田公輔等 (益田家侍御、回天軍參謀兼書記、奇兵隊) 南園隊本陣二至リ 派出周旋ノ事ヲ (はしゆつ)(しゆせん)

依頼ス 惣督 (総) 佐々木男也 其依頼ニ應シテ派出員ヲ撰定セシニ依リ (お)

(益田家臣、四組、奇兵隊) 梅津熊之進 内山正一郎 (田)(益田家臣、四組、回天軍) ヲ隨行セシムル為メ 旅館ニ滞在セシム (た)

(五月) 同十日 全軍一同 古熊永福寺出發 (山口市) 生雲村二着泊ス (現阿東町)

(五月) 同十一日 南園隊員二隨行ノ為メ 梅津熊之進 (益田家臣、四組、奇兵隊) 内山正一郎 (田)(益田家臣、四組、回天軍) 郎等ヲ生 (益田家臣、回天軍參謀兼書記、奇兵隊)

雲村ニ滞在セシメ 惣員 (總) 下田万村陣営ニ歸着 同夜 津田公輔 (益田家臣) 中 (益田家臣)

(四組、御殿御算用方、回天軍斥候) 村 泰 一外二名出頭セリ (須)

(五月) 同十二日早晨 周布殿旅寓(大谷丈平宅)ニ至レハ 周布殿不快ニテ (りよく)

臥蓐ノ由ナレハ 公輔一名病室ニ入り 同氏ノ山口出發前ニ約セラレタル事ヲ (がしよく)

古熊永福寺"186頁脚注参照。

佐々木男也" (ささきおなり) 萩藩士。性学を好み武事に長じ才幹あり、文久二年藩の右筆役となり、ついで京に祇役して学習院に出仕す。既にして帰国して政務座見習より南園隊総督となり四境役に功あり。明治維新の際、国政方に勤め、ついで施政司試補に任ず。同十一年百十銀行支配人とあなる。正五位。明治二十六年十一月二十五日没。五十八才。臥蓐"しとねの中に伏すこと。病気で床にふすこと。

慶応元年(一八六五) 五月

食言セラレ南園隊派出員、未着ニ迄キアルベケレハ此時祇ヲ娛ラス萬同
隊員ト相謀リテ公平、處斷シテ事ヲ企望スル旨ヲ述ヘ且曰天全軍須
佐出張、事ヲ謀リ辭シ本營ニ歸リ軍ヲ觀テ須佐淨蓮寺ニ出張ス御手
廻四組等各集開所ヲ設テ謀議周旋スル處アリ

茲ニ兩後見周布沼部益田石見ハ須佐未着、後一方ニ仙相院君ノ不興ヲ蒙リ

周布殿ニ時出
即テ停メテ一方ニ谷吏等、談辨ニ欺カレテ正義派、所説ヲ容シ

傾向スルヲ以テ田天軍切齒憤懣頗ル奔走ニ勞シタリ

同十三日尚上四部、未須ヲ要スル午有之中村泰一内田正一郎等早

奔急行夜四ツ時止着敷嶋四郎ニ面会スルヲ得テ熱固スル處アリ

事竟リテ殺程生雲村ニ泊十五日淨蓮寺營所歸ル同日南

園隊參謀中村セカノ介書記内山勘五郎外三名未須松原丁

大賀久吉ニ方ニ投宿ス

食言セラレス 南園隊派出員ノ来着モ近キ二脱 アルベケレハ 此のじき 此時機ヲ娛誤ラス 萬同よろず

隊員ト相謀リテ 公平ノ處断アラシキ事ヲ企望スル旨ヲ述かつヘ 且かつ回天全軍須

佐出張ノ事ヲ謀リ 辞シテ本営ニ歸リ 軍ヲ擧テ須佐浄蓮寺ニ出張ス 御手

廻四組等各集開所ヲ設テ謀議周旋スル處アリ

茲二両後見八周布治部 須佐来着ノ後（注） 一方二八仙相院君ノ不興ヲ蒙リ（益田元宣室）

周布殿八一時出 一方二八俗吏等ノ認辨（詭）ニ欺カレテ正義派ノ所説ヲ容レサルノ

傾向アルヲ以テ 回天軍八切齒憤懣頗ル奔走ニ勞シタリ

（五月） 同 十三日 河上四郎（益田家臣、鴻城軍）ノ来須（須佐）ヲ要スル件有之（益田家臣、四組、御殿御算用方、回天軍斥候） 中村泰（益田家臣、四組、回天軍） 内田正一郎等早

發急行 夜四ツ時山口着 敷島次郎ニ面会スルヲ得テ熟圖スル處アリ（須子善次郎、遊撃軍）

事竟リテ發程 生雲村ニテ一泊 十五日浄蓮寺營所ニ歸ル（五月十五日） 同日南

園隊参謀 中村芳ノ介 書記 内山勘五郎 外三名来須（須佐） 松原丁（須佐）

大賀久吉方ニ投宿ス

食言 186頁脚注参照

浄蓮寺 143頁脚注参照

須佐来着ノ後 草稿本の文章はこの後が次の様に簡単になっている。『愈俗吏等ノ虚飾ニ欺カレ其妄辨ヲ信シテ 正義派の所説ヲ容レサルノ』と続く。

同十六日敷場次郎至急ニ各議スヤ行有之津田公輔中村恭等
黄昏卒程昼夜兼行翌十七日四時着山敷嶋ヲ中村屋ニ訪
同氏湯田行不在ニ依リ其歸屬ヲ促シ謀議數刻夜ニ入リ旅行ニ
歸ル

同十七日周柳敷須佐出立後山口ニ歸ス大橋三樹三内山茂樹等隨行
此前夜増野又十郎大田丹宮等兩後見人ニ通和セシテ一編ニ山ヤリ益シ周柳敷
セリ復命ニ依テ代役被敷トモ別家前大末ニ討ルハ本軍ヤリシナラン

同天軍急ニ津邊寺ヲ拂拂ニテ下田島村本營ニ歸ルノ事併セテ其
他状況ヲ承報ス

同十八日南園隊派出員ハ山相院相殿拜謁ノ為リ笠松即ニ出シ
歸途北強團ニ至リ更ニ益田丹下迄ニ至リテ盛宴ヲ繰リ深更

飲マ尽ニテ去リ是即チ南園隊信用ヲ盡セシ所以ナリ

同日正午九ノ時隊員ハ津田公輔等旅寓ニ至リ須佐他状況報通セ

(五月) 同十六日 敷嶋次郎二至急密議スベキ件有之 津田公輔 中村泰一等

黄昏発程 昼夜兼行 翌十七日四ツ時着山 敷嶋ヲ中市松屋ニ訪フ

同氏湯田行不在ニ依リ 其歸寓ヲ(注) 促シテ謀議数刻 夜二入り旅行ニ

帰ル

(五月) 同十七日 周布殿須佐出發 山口ニ歸ラル 大橋三樹三 内山茂樹等 隨行

セリ 此前夜 増野又十郎 大田丹宮等 兩後見人ニ通知セスシテ竊ニ出山セリ 蓋シ周布殿ノ復命ニ先テ 代役桂主殿ノ兄 毛利筑前太夫ニ計ルベキ事アリシナラン

回天軍八急ニ浄蓮寺ヲ引払ヒテ下田萬村本營ニ歸屯ノ事 併セテ其 他ノ狀況ヲ飛報ス

(五月) 同十八日 南園隊派出員八仙相院殿拜謁ノ為 笠松邸ニ出シカ

歸途北強團ニ至リ 更ニ益田丹下宅ニ至リテ盛宴ヲ張り 深更

歡ヲ尽シテ去レリ 是即チ南園隊ノ信用ヲ墮セシ所以ナリ

(五月) 同日正午九ツ時 隊員一名 津田公輔等ノ旅寓ニ至リテ須佐地ノ狀況ヲ報道セリ

(午前十時) 四ツ時「温故」では「八ツ時」(午後二時)。夕方須佐を出発して四つ(午前十時)着は約十六時間。八ツ時(午後二時)なら二十時間。

中市 現山口市中市町。山口市内の県道204号線を津和野方向に進むと山口中央郵便局から3つ目の信号右側が中市町。

(注)の個所から次頁の(注)までの文章が松永本では欠落している。

深更=よなな。よふけ。

茲益田三郎左衛門當役栗山翁輔身之病嗚呼其職之辭
增野又十郎松本良左衛門尋其後任為增野與次加判り
同十九日津田公輔中村泰一尋山出設同夜下田村倉所歸

三月

同廿日益田右見殿公命依り弗取(望門)視察為本田萬村三着

白り約(望)廿日回天軍ゲベリ射的擊(望)願(望)望(望)依り(望)見(望)矣

周布治部殿須佐處分半遠(望)以(望)月番役延期(望)願(望)為(望)歸(望)由

ナルカ山口着直政布復命(望)政(望)員(望)被(望)議(望)未(望)益(望)田(望)仁(望)見(望)殿(望)モ(望)一(望)應(望)出(望)

山アリテ孰議スル處アリテ後着(望)然(望)ル(望)ト(望)決(望)シ(望)周(望)布(望)殿(望)ヨリ(望)内(望)山(望)茂(望)樹(望)

命シテ益田仁見殿須佐引取(望)馳(望)報(望)ヲ(望)為(望)サ(望)ム(望)仁(望)見(望)殿(望)其(望)報(望)接(望)テ

生(望)雲(望)通(望)リ(望)山(望)口(望)痛(望)リ(望)兩(望)後(望)見(望)山(望)口(望)於(望)テ(望)屢(望)相(望)會(望)シ(望)テ(望)日(望)政(望)布(望)議(望)ス(望)ル(望)處

アリシカ周布殿其采地(望)澁(望)木(望)急(望)用(望)アリ(望)歸(望)在(望)アリ(望)事(望)竟(望)リ(望)又(望)出(望)セ(望)リ

慶応元年（一八六五）五月

茲ここに職役 益田三郎左衛門（益田家臣、老臣、家老、清水益田家） 當役 栗山翁（益田家臣、上士、大組、北強団） 助等八病ヲ唱へテ其職ヲ辞シ
増野又十郎（益田家臣、老臣、回天重鑑曹） 松本良左衛門等（益田家臣、上士、大組、御用人） 其後任ト為リ 増野與次八加判タリ

同十九日 津田公輔（益田家侍御、回天軍參謀兼書記、奇兵隊） 中村泰一等（益田家臣、四組、御殿御算方、回天軍斥候） 山口出發 同夜 下田萬村（現田万川町） 營所ニ歸着ス

同廿日 益田石見殿（五月） 公命ニ依リ 仏坂関門視察ノ為メ下田萬村（現田万川町）ニ着

泊アリ 翌廿一日回天軍ゲベル射的（五月） 擊劍等所望ニ依リ一覽ニ供ス
周布治部殿八須佐處分ノ半途ナルヲ以テ 月番役延期出願ノ為歸山ノ由

ナルカ 山口着直（現阿東町）ニ政府ニ復命シ 政府員ニ協議ノ末 益田石見殿ニモ一應出
山アリテ熟議（山口）（注）スル處アリテ後 着手然ルベシト一決シ 周布殿ヨリ 内山茂樹（益田家臣、回天軍）ニ

命シテ益田石見殿ニ須佐引取りノ飛報ヲ為サシム 石見殿八其報ニ接シテ
生雲通り山口ニ歸レリ 両後見八山口ニ於テ屢々相會シテ 且政府ト議スル處
アリシカ 周布殿其采地（長門市深川町）渋木ニ急用アリテ歸在アリテ 事竟リ又出山セリ

ここに職役 茲 文書館本は の部分を「職役」と記述している。 職役「邑宰。 邑政の最高執政者。

当役「藩主の在国参勤を問わず常にそれに従つて補佐する職。 職役に次ぐ邑政の最高執政者の一人。
加判「藩政に参与し、藩主署判の公文書に加判する職掌。

月番役「藩の職制は番方（武役）と役方（一般職）の二種類あり、「番」とは交代して行われる勤務。「月番」は一ヶ月毎に交代で努める役職。

仏坂関門「P51「四境の関門」参照。

ゲベル射的「182頁脚注参照。

（注）「前頁の（注）を参照。 松永本はここまでが欠落している。

其采地渋木「美祢郡渋木村。 美祢郡は大津郡の誤り。 186頁、240頁脚注参照。

周布殿須佐出奔後益田見殿亦出山アリテ御手廻四組之且集會
所ヲ閉テ各分散シテ函後見ノ未須ヲ帰シ更ニ用場スル約ヲ修セリ初ノ周布
殿須佐出奔後益田見殿亦出山アリテ御手廻四組之且集會
勿論御手廻四組等ノ有志者ノ屈指鶴望シタリシ其月ノ尾ニ至ル未
須ヲキヨウ回天軍ヨリ隊員ニ右出山シ御手廻ノ内ヨリ又出山シテ函後見ニ迫
函後見ニ延延今日に至ル止ムハカキ事情ヲ陳シ雖其言曖昧信スベカラ
サレテ以テ大ニ函後見ノ果敢ニ乞ニキツ責ムルハ周布殿ノ性急ナル勿心ヲ滿
面朱ヲ賦クカ知リ非常ニ激怒シ一場將ニ破裂ノ勢トナレリ然ルニ敷嶋河上
ノ二氏周旋シテ之ヲ調シ結極正義派ノ内ヨリ指名移致シテ山口ニ召喚シ
處斷見込ラ立ツ後須佐行事決セリ
戊戌月三日大橋ニ三ヲシテ歸須ヤシノ回天軍ニ名御手廻市山薄藏外
一名至急出山スベキト日ヲ達セリ

周布殿 須佐出發後 益田石見殿亦出山(山口)アリシヲ以テ 御手廻 四組共一旦集會
 所ヲ閉チ 各分散シテ兩後見ノ来須ヲ期シ更ニ開場スルノ約ヲ為セリ 初メ周布
 殿ノ須佐出發ニ臨ミ廿三日ヲ期シテ必ス来村スベキノ旨ヲ約セラレシヲ以テ 四天軍八
 勿論 御手廻 四組等ノ有志者ノ屈指鶴望シタリシニ 其月尾ニ至ルモ来
 須ナキニヨリ 四天軍ヨリ隊員二名出山シ御手廻ノ内ヨリモ出山シテ 兩後見ニ迫レハ
 兩後見八迂延今日ニ至ルノ止ムヘカラサル事情ヲ陳ルト雖トモ 其言曖昧信スベカラ
 サルヲ以テ 大二兩後見ノ果斷ニ乏シキヲ責ムレハ 周布殿ノ性急ナル 忽チ満
 面朱ヲ濺クカ如ク非常ニ激怒シ 一場將ニ破裂ノ勢トナレリ 然ルニ敷嶋 河上
 ノ二氏周旋シテ之ヲ調シ 結極正義派ノ内ヨリ指名撰拔シテ山口ニ召喚シ
 處斷ノ見込ヲ立ツルノ後 須佐行ノ事ニ決セリ

閏五月三日 大橋三樹三ヲシテ歸須セシメ 四天軍三名 御手廻 市山淳蔵外
 一名 至急出山スベキ旨ヲ達セラル

鶴(かくぼ) 望=鶴首。首をのばして待ち望むこと。
 迂延=「迂」は「遷」の異体字。ながびくこと。のびのびになること。ぐずぐずすること。

初小國融藏大谷權助等ト外相應セトスノ約アリテ或時俗吏
斑列シ或時晚シテ山口潛伏シ物運動ス所アル事竟成ラセリ
以テ暫ク南嶺危野野隱遁ス決意シテ其準備ヲ為シタリシカ不幸
病ニ罹リテ今日遂ニ起ラス可憐

同四日大橋三樹三須佐著シ兩後見ノ命ヲ傳フ

同五日田天軍中村藤馬下田萬村出奔御手廻市山淳藏栗栖
鬼助須佐出奔孰シテ山口ニ至ル当地山下少輔松原仁藏等山口
滞在セシヲ以テ市山淳藏等ト共ニ召集ノ旨ニ加ル

同六日大橋三樹三中村泰一奔宮山至ル

同七日田天軍大橋三樹三中村泰一中村藤馬御手廻市山淳藏栗

標鬼助山下少輔松原仁藏等一同周布殿後館ニ至リ命ニ應ヒテ出

山由陳ス周布殿須佐紛擾鎮定時作不肖治部等責任ニ

慶応元年（一八六五） 閏五月

初メ小國融藏八大谷 樸助等ト内外相應セントスルノ約アリテ 或時八俗吏ノ
 斑二列シ 或時八脱シテ山口ニ潜伏シ窃ニ運動スル所アレトモ 事竟ニ成ラサルヲ
 以テ 暫ク南領耆貫 野二隱遁スルニ決意シテ其準備ヲ為シタリシ力不幸
 病ニ罹リテ今日遂ニ起タス 可惜

同 四日 大橋三樹三 須佐二着シ 両後見ノ命ヲ傳フ

同 五日 回天軍 中村 藤馬 下田 萬村 出發 御手廻 市山 淳藏 栗 栖
 鬼助 須佐 出發 孰レトモ山口ニ至ル 当地 山下 少輔 松原 仁藏等 山口ニ
 滞在セシヲ以テ 市山 淳藏等ト共ニ召集ノ員ニ加ハル

同 六日 大橋三樹三 中村 泰 一 發營 山口ニ至ル

同 七日 回天軍 大橋三樹三 中村 泰 一 中村 藤馬 御手廻 市山 淳藏 栗
 栖 鬼助 山下 少輔 松原 仁藏等 一同周布殿ノ旅館ニ至リ 命ニ應シテ出
 山ノ由ヲ陳ス 周布殿八須佐紛擾鎮定ノ時件八不肖治部等ノ責任ニ

不肖 〃 自分の謙称。 親に似ないで愚かなこと。

堪三能并ハ所ナシハ既ニ辞退書ヲ認メ政事堂役員ノ内ニモ内見ニ
入レ萬益田不見ノ讓リタル依リ同氏ニ就キ詳細聽取トシト断然聞與
セリル決心ナク其召集ニ應ジタル者彼又例ノ憚ヲ出セリト互ニ微笑シテ
去、轉テ益田心見殿ノ旅館登小路中
村新助ニ至リテ面会セリ益田殿曰ク昔
度諸子出山ヲ煩ハセシテ予ヲ須佐ニ在リテ他ノ嫌疑ヲ憚ル處斯カラズ
シテ自然處断上ニ躊躇スル場合ナキアラズ仍テ当地ニ於テ事實取
亂ノ上須佐ニ至ルハキニ決セリ付テ従来邑政堂ヨリ圓天軍對スル不當ノ
處置及也強團ノ創之後運動ノ巨細ヲ洩サズ尚處四討ノ異見ヲモ
筆記シテ周布政、旅館近差出サレ参考材料タルト然ルニ兩後見
ノ仙相院君、威權ヲ憚リ優柔不斷益作論堂ノ気焰ヲ熾モシタルノ
姿アル僧ヲ圓天軍積滿スル處ニ三樹三尋曰ク正邪兩岐ノ基
因来歴係ニ彼尋カ好曲ノ要領屬々上陳ヤカカ如クニテ君尋ニ扶

堪^たユル能^{あた}ハサル所ナレハ 既^いニ辞退書ヲ認^{した}メ政事堂役員ノ内ニモ内見^{ないけん}ニ
 入^いレ 萬^{よろず}益田石見ヘ讓^{ゆず}リタルニ依^よリ 同氏ニ就^つキ詳細聴^{ききと}取ヘシト 断然^{かんぜん}閑與^{かんよ}
 セサルノ決心ナレハ 其^{その}召集ニ應^{おう}シタル者ハ彼又例ノ一^一僻^僻ヲ出セリト互ニ微笑シテ
 去^てリ 轉^{てん}シテ益田石見殿ノ旅館^{野新助} 豎^{野新助}小路^中 二至^二リテ面会セリ 益田殿曰ク 当^当
 度^{土カ}諸子ノ出^{山口}山ヲ煩^{わづら}ハセシハ 予^よ等須佐ニ在^あリテ他ノ嫌疑^{けんぎ}ヲ憚^{はば}ル處^{ところ}尠^{すくな}カラス
 シテ 自然^{しよたん}處断^{ちゆうたん}上ニ躊躇^{ちゆうちゆう}スル場合ナキニアラス 仍^{よつ}テ当地ニ於^あテ事實^{じじつ}取^{とり}
 糺^{ただし}ノ上須佐ニ至^二ルヘキニ決^一セリ 付^付テハ 従来^{じゆんらい}邑政堂ヨリ回^い天軍ニ對^{たい}スル不當^{ふとう}ノ
 處^{しよ}置^ち及^あ北強團ノ創立後 運動^{うんどう}ノ巨細^{こさい}ヲ洩^もサス 尚^な處^{しよ}罰^{ばつ}ノ異見^{いけん}ヲモ
 筆記^しシテ 周布殿ノ旅館迄^さ出^{しだ}サレハ参考ノ材料タルヘシト 然^{しか}ルニ兩後見^{りゆうごけん}
 ノ仙相^{せんさう}院^{いん}君^{きみ}ノ威權^{いけん}ヲ憚^{はば}リ 優柔^{ゆうじゆう}不^ふ断^{だん} 益俗論黨ノ氣焰^{きえん}ヲ熾^{さか}ニセシムルノ
 姿^かアルハ曾^{かつ}テ回^い天軍ノ憤^{ふん}滿^{まん}スル處^{ところ}ナレハ 三樹^{さんじゆ}三等^{さんとう}曰^いク 正邪^{せいじや}兩岐^{りゆうき}ノ基^き
 因^あ來^い歷^り併^あテ彼等^か力^{りき}奸曲^{かんきよく}ノ要領^{ようりやう}ハ屢^{しばしば}々^{じゆじゆ}上^{じゆう}陳^{ちん}セシカ如^{ごと}クニシテ 君^{きみ}等^らニ於^あテ

漸次御捜査事ナシ今更陳辯スル必要ナキ勿論ナリ然レト雖モ守
命ニ違背スル不敬ニ涉ル嫌アルヲ以テ明日旅寓ニ於テ相調ハ差出スマシ但現
今是政堂吏員当地ニ滞在シテ時々本政所出頭シ又ハ後見御旅
鑑ヘモ筆叩スル申テハ考度ノ上陳書ニ始ラク筆底ニ藏ヲテ忘ニ渠等カ
披閱ヲ許サル事勿レ何トナレハ其筆記ノ事實ニ於テ毫釐ノ誤無
キモ其首惡ヲ指名シ其罪科ヲ定ムル元来兩後見ノ御権利ニシテ敢
三樹ニ等ノ參與スベキ事ナリガハ既ニ辨明セシ如クテラ御参考ノ材料
ニモト強テ御請求アルニ依リ其命ニ應シヨリ且今日ヨリ其罪咎ノ段
陞ヲ豫知セシムル時ニ御處繼ノ余表ニ先ケテ不服ノ口層ヲ研究シ虚
構架設如何様ノ手續ヲ惹起カシテ難計ニ依リ正邪雙方ヨリ上陳書ヲ
御歸度ニテリタル上之ヲ参照討究アリテ一乃兩断ノ御裁決アラシ事ヲ
企望スルニ旨ヲ達ハタルニ周知殿上ノ諾シテ必ス他人ニ披閱セシメサル事ヲ

慶応元年（一八六五）閏五月

漸次御捜査ノ事ナレハ 今更陳辨スルノ必要ナキハ勿論ナリ 然リト雖トモ尊
 命ニ違背スルハ不敬ニ涉ルノ嫌アルヲ以テ 明日旅寓ニ於テ相調へ差出スベシ 但現
 今 邑政堂吏員当地ニ滞在シテ 時々本政府ニ出頭シ 又ハ 後見ノ御旅
 館へモ参叩スル由ナレハ 当度ノ上陳書ハ姑ラク筐底ニ蔵メテ忘ニ渠等力
 披閲ヲ許サル、事勿レ 何トナレハ其筆記ノ事實ニ於テ毫釐ノ誤無
 キモ 其首惡ヲ指名シ 其罪科ヲ定ムルハ元来兩後見ノ御権利ニシテ 敢テ
 三樹三等ノ參與スベキ事ニアラザレバ 既ニ辨明セシ如クナルヲ 御参考ノ材料
 ニモト強テ御請求アルニ依リ 其命ニ應シタルナリ 且今日ヨリ其罪咎ノ段
 陛ヲ豫知セシムル時ハ 御處断ノ発表ニ先チテ不服ノ口實ヲ研究シ 虚
 構築設 如何様ノ手煩ヲ惹起サンモ難計ニ依リ 正邪雙方ヨリ上陳書ヲ
 御領受ニナリタル上 之ヲ参照討究アリテ一刀兩断ノ御裁決アラン事ヲ
 企望スルノ旨ヲ述ヘタルニ 周布殿肯諾シテ 必ス他人ニ披閲セシメサル事ヲ

参堂=後輩が先輩に、下の者が上の者に会うこと。また人の家への訪問の敬称。

筐底=箱の底

毫釐=ごく少し。ほんの僅か。

手煩=こたごた。面倒。「手」はあつかい、処理。

約セリ

同九月大橋三樹三中村泰一中村藤馬等相議シテ是政堂俗吏ノ施政上
 及此強團運動上ノ関シ拾七条罪失ヲ摘記シ正邪ヲ辨論ヲ縷陳シテ公平
 處四討方案ヲ副ヘタリシニ薄暮者至リ至急上陳書差出ス下キ日智使
 アノ三樹ニ携帶シテ周布殿旅團ニ至リ閱覽ヲ請ヒタリシニ益田石見殿
 来訪ニ会シ函後見共ニ讀ミ了リテヨク當地滞在須佐重役ノ者ニ
 必書ヲ披見セシメタリト三樹ニ前約ニ背クヲ憤リ書ヲ懐ミテ退出セリ是
 於テ函後見大ニ之ヲ悔ヒ從者ヲ其旅寓ニ遣シテ過刻ノ過誤ヲ謝シ敢
 テ他人ニ聞セシメズ請フ更ニ其書ヲ出サレタリト云ヒム乃テ其請ニ隨ヒ用ヒ

差出セリ

拾七条罪失記寫

一先君於徳山御身上御切迫、節諾居、者、度々及報知疾得

約セリ

(閏五月) 同 九日 大橋三樹三(益田家臣、回天軍小隊司令) 中 村 泰(益田家臣、四組、御殿御算用方、北強団、回天軍斥候) 一 中 村 藤 馬 等(益田家臣、四組、回天軍會計) 相議シテ 邑政堂俗吏ノ施政上

及 北強團運動上ニ関シ 拾七条ノ罪失ヲ摘記シ 正邪ノ辨論ヲ縷陳シテ公平ノ

處罰方案ヲ副(そ)ヘタリシニ 薄暮ニ至リ至急上陳書差出スベキ旨督促

アリ 三樹三(大橋)携帶シテ周布殿旅館ニ至リ 閱覽(山口)ヲ請ヒタリシニ 益田石見殿

来訪ニ会シ 両後見共ニ一讀(大橋)シ了リテ曰ク 當地滞在須佐重役ノ者ニハ

此書ヲ披見(大橋)セシメタシト 三樹三前約ニ背クヲ憤(大橋)リ書ヲ懷(大橋)ニシテ退出セリ 是ニ

於テ兩後見ハ大ニ之ヲ悔(大橋)ヒ 從者(大橋)ヲ其旅寓ニ遣シテ 過刻ノ過誤ヲ謝シ 敢

テ他人ニ閱(大橋)セシメス 請フ更ニ其書ヲ出サレタシト云ハシム 仍テ其請ニ随(大橋)ヒ再ヒ

差出セリ

拾七条罪失記寫

一 先君(益田親施)於徳山御身上御切迫ノ節 詰居ノ者ヨリ度々及報知候得

(1912) 縷陳 縷述。細かに述べること。

共虛說申為一向不甲驚然御最期節里役者一人不
竊定臣子情庚不相立候事

一 先君御逝去後無間正義之士小國融藏大谷橫助之由也

事

一 諸隊進討之俗論相起之時節諸隊より三太夫内輪之報書福

原より被差送候處

仙相院殿へモ不甲上高一家中エモ移シ

下甲邑政堂之隱し置候事

一 諸隊進討節表表上御夫差出在事

一 北強團之内騎馬等之而在々々馳廻り兵之莫かり武器ヲ用意シ

因天軍之厄所より取卷候義々全回天軍討討計畧ナリ候事

一 因天軍之内組士拾六人之義揮々敬願仕在內逐々切迫ニ相成

更一周ノ願書差出候節異議ナク乍更ニ直様大谷横助河

共虚説ト申募リ（益田親施）一向不申驚（益田親施、福原越後、国司信濃）終二御最期之節（益田親施、福原越後、国司信濃）重役ノ者一人モ不（益田親施、福原越後、国司信濃）

罷出（益田親施）臣子ノ情実不相立候事（益田親施、福原越後、国司信濃）正義之士（益田親施、福原越後、国司信濃）小國融蔵（益田親施、福原越後、国司信濃）大谷樸助ヲ幽囚セ（益田親施、福原越後、国司信濃）

先君御逝去後無間（益田親施、福原越後、国司信濃）諸隊追討ノ俗論相起リ候節（益田親施、福原越後、国司信濃）諸隊ヨリ三（益田親施、福原越後、国司信濃）太夫内輪ヘノ報書（益田親施、福原越後、国司信濃）福

原ヨリ被差送候處（益田親施、福原越後、国司信濃）仙相院殿ヘモ不申上（益田親施、福原越後、国司信濃）尚一家中工モ移シ（益田親施、福原越後、国司信濃）

不申（益田親施、福原越後、国司信濃）邑政堂二隠シ置候事（益田親施、福原越後、国司信濃）諸隊追討ノ節（益田親施、福原越後、国司信濃）萩表工卿夫差出候事（益田親施、福原越後、国司信濃）

北強團之内（益田親施、福原越後、国司信濃）騎馬等二而在々ヲ驅廻リ（益田親施、福原越後、国司信濃）兵ヲ募リ武器ヲ用意シ（益田親施、福原越後、国司信濃）

回天軍之内（益田親施、福原越後、国司信濃）屯所ヲ取巻候義八（益田親施、福原越後、国司信濃）全回天軍討伐ノ計略ナリシ事（益田親施、福原越後、国司信濃）

回天軍之内（益田親施、福原越後、国司信濃）組士拾弍人ノ義（益田親施、福原越後、国司信濃）種々歎願仕候内（益田親施、福原越後、国司信濃）遂二切迫二相成（益田親施、福原越後、国司信濃）

更二一周ノ願書差出候節（益田親施、福原越後、国司信濃）異議ナク乍受込（益田親施、福原越後、国司信濃）直様（益田親施、福原越後、国司信濃）大谷樸助（益田親施、福原越後、国司信濃）河（益田親施、福原越後、国司信濃）

移 = () () () 伝える。

卿夫差出候 = 諸隊追討のため、須佐から萩へ人数を差し出したこと。「卿」は他人の敬称。

一 上範三津田公轉_ラ幽囚_シ刺_シ總人數_ヲ親_ク撲_テ預_ケ相成_テ疾事
 一 撲助範三公轉_ラ三人_ノ者_ハ強團_ニ而_テ五_ノ條_ノ之_ハ罪科_ト有_ル之_ハ疾_ノ様申_立
 大組中御手廻之内四組中_{ヨリ}身柄願_下申出_テ在_テ處_ニ早速被_差
 免_テ疾事

一 前條願_下之_ハ義小國融裁_ニ股方_{ヨリ}聞_知邑政堂_ニ於_テ而_後人
 中_ハ對_シ及_テ議論_ヲ在_テ處_ニ役人_中之_ハ屈服_仕疾_得其_ハ強團_ニ沸騰_ヲ鎮
 之_ハ事者_ハ不能_テ後_ト義_ヲ融_裁強團_ニ至_リ邑政堂_ノ命_ヲ傳_テ
 及_テ議論_ヲ在_テ得_共然_折合_下申_立疾事

一 撲助範_三因此_中親_撲以_テ趣_意書_差出_テ在_テ處_ニ異_議不_レ皮
 过_何之_ハ詮_議無_ク之_ハ聞_復御_沙次_有之_ハ疾_ヲ親_親其_ハ外_ノ氣_付
 之_ハ者_{ヨリ}兩_三日_延事_相願_疾得_共一_日延_テ無_ク之_ハ敬_科被_差
 處_疾事

上(益田家臣、側役)範三 津(益田家臣、侍御、回天軍參謀兼書記、奇兵隊)田公 輔(津田)ヲ幽囚シ 剩(河上)へ総人数ヲ親族預ケニ相成候事

樸助 範三 公輔三人之者 北強團二而五ヶ条之罪科有之候様申立

大組中 御手廻之内四組中ヨリ身柄願下申出候處 早速被差

免候事

前條願下ケ之義 小國融藏八脇方ヨリ聞知シ 邑政堂ニ於而役人

中へ對シ及議論候處 役人中八屈服 仕候得共 北強團八沸騰ヲ鎮

ムル事者不能為トノ義二付 融藏八北強團ニ至リ邑政堂ノ命ヲ傳へ

及議論候得共 終折合不申候事

樸助 範三 幽囚中 親族ヲ以テ趣意書差出候處 無異議乍受

込 何之詮議モ無之 割復ノ御沙汰有之候二付 親類其外氣付

之者ヨリ兩三日日延ノ事相願候得共 一日之延引モ無之 蔵科二被

處候事

五ヶ条之罪科 130頁参照。

大組中御手廻之内四組中ヨリ身柄願下申出候處 137頁「御沙汰書」参照。「津田常名翁の伝記」83頁以下に収められている津田公輔の記録「三決死」によれば「余おもへらく反対黨の要求は、回天軍三首魁は我等の団体（大組中御手廻り中四組中）に任せられ、各々一刀を下し鼻耳寸断俎上の肉たらしめられたしとの意味なりしも」と記されている。この措置に反対する小國融藏は邑政堂と掛け合い何とか説き伏せたが、邑政堂は北強團を抑えることは出来ないと回答したため、小國自身が北強團に向向いて差し止めようとしたのである。

慶応元年（一八六五） 閏五月

一 撲助劉復被仰出差前益田三郎左衛門より大石家親類

二内々ト事ニテ撲助義甚恐入リ改心自殺ノ取扱致矣ニ斷

式ノ處取扱可致ト扱有之美事

一 權助範三劉復場所ニ強團中檢証トシ罷出在處

一 強團内ヨリ兩人ヲ城隊ノ罷出回天軍ノ殺逢ノ意有之ト

讒言致矣事

一 公輔入府之御沙汰相成居處平靜ニシテ城隊ニ御任セ相

成矣事

一 月英館尚回天軍ノ地方農兵其外者入过之義付沙汰違

趣有之治部様ヨリ御尋問之節附屬之者ノ過誤信リ接事

一 回天軍ヨリ若松御渡之義申出在處尤ノ義ニ接得其強團ヨリ

折合不申ト義ニ願之通ノ不被差免矣事

慶応元年（一八六五）閏五月

一 樸助（大谷）割復被仰出候前二 益田三郎左衛門ヨリ大谷家親類（益田家臣、老臣、家老、清水益田家、職役）

工内ない々トノ事ニテ 樸助義甚恐入り改心自殺ノ取扱致候ハゞ 跡あと

式ノ處取扱可致トノ移有之候事（大谷）

一 樸助 範三 割復ノ場所工 北強團中檢証トシテ罷出候事（河上）

一 北強團ノ内ヨリ兩人干城隊へ罷出 田天軍八叛逆ノ意有之ト（津田）

一 讒言致候事

一 公輔入牢之御沙汰相成居候 處 平躰ニシテ干城隊工御任セ二相（津田）

一 成候事

一 育英館尚田天軍へ地方農兵其他ノ者入込ノ義ニ付 沙汰違ノ（津田）

一 趣有之 治部様ヨリ御尋問之節 付属之者ノ過誤ト偽リ候事（津田）

一 田天軍ヨリ器械御渡之義申出候 處 尤ノ義ニ候得共 北強團ヨリ（津田）

一 折合不申トノ義ニテ願之通 不被差免候事（津田）

樸助義甚恐入り改心自殺ノ取扱致候ハゞ 134、135頁参照。

移 = (う)し) 伝える。

讒言 = 悪口を言う。いつわり告げ口をすること。また、その言葉。

平躰ニシテ = 「平」はまつすく、正しい、無事ノ普通、つね、なみ、ふだん。侍の姿でない事を意味する。??

付属之者ノ過誤ト偽リ候 = 179、180頁参照。

器械 = 鉄砲。

要再調査。

一 權助跡式一奈沙汰邊事

一 前断御沙汰書之義

仙相院殿御後見等之不入御覽

恣ニ取行ヒ候事

以上

同夜三樹三尋ノ族屬ヲ訪問シテ直田四郎ナル名刺ヲ出スモナリ同氏三田尻控

津吉シテ品行不良終ニ同盟ニ須佐俗論黨ノ台定泊タル盤小路山川某ノ紹

介ニ因リテ交際親密トナリシヨリ俗論黨賄賂ヲ受ケ左祖シテ為リニ弁

走スルモノナハ由ニ曾テ痛ク處ナリ然レニ其未ルヤ田天軍ノ言論ヲ叩キ其運動

針路ヲ倚知シテ對抗ノ策ヲ盡セトスル精神ニ火ヲ睛ルヨリモ明ナニ意接中

最注意シテ渠カ機辨ニ欺カセラル以テ渠ノ内情ヲ伺フノ手段ニ盡キ快々ト

シテ暇ヲ告ク

同十日大橋三樹ニ中村泰一中村藤馬尋晨益田石見殿ノ旅館ニ至リ

- 一 樸助跡式一条二付
- 一 前断御沙汰書之義（益田元重室）
- 一 沙汰違ノ事
- 一 仙相院殿 御後見等工モ
- 一 不入御覽（不入御覽）
- 一 恣ニ取行ヒ候事
- 以上

同夜 三樹三等の旅寓ヲ訪問シテ真田四郎ナル名刺ヲ出スモノアリ（同氏八三田尻招賢閣在留ノ土州）

浪士ニシテ品行不良終ニ同盟一放逐セラレ（ハル衍字）タル無頼漢ナリ 須佐俗論黨ノ山口定泊（宿カ）タル豎小路山川某ノ紹

介ニ因リテ交際親密トナリシヨリ 俗論黨ノ賄賂ヲ受ケ左祖シテ 為二奔

走スルモノナル由八曾テ聞ク處ナリ 然レハ其来ルヤ回天軍ノ言論ヲ叩キ 其運動ノ

針路ヲ偵知シテ對抗ノ策ヲ畫セントスルノ精神ナルハ火ヲ睹ルヨリモ明ナレバ 應接中

最注意シテ渠力機辨ニ欺カレサルヲ以テ 渠八内情ヲ伺ウノ手段ニ盡キ快々ト

シテ暇ヲ告ク

同十日 大橋三樹三 中村 泰 一 中村 藤 馬等 晨起 益田石見殿ノ旅館ニ至リ

樸助跡式一条二付沙汰違 176頁、189頁、192頁参照。

仙相院殿 御後見等工モ 不入御覽恣ニ取行ヒ候 193頁、194頁参照。

左祖 121頁脚注参照。

快々「快々」の誤記である。「快々」は「うらむさま、満足しないさま、楽しまないさま。文書館本は「快々トシテ」と記している。
晨起 朝早く起きること。

真

面會請前夜益田四郎ノ談話中益田石見殿所ニ郷守上陳書
披見セシ一言アリシヲ以テ語リテ曰ク果シ然ラハ君等他人ニ見セシカノ約破
リ陰ニ俗論黨ヲ替クルノ痕跡ヲ示シタリ曾テ我輩ノ君等ヲ疑フモノ亦其
理ナキニ非ラズナリト益田殿振然一語ナシ遂ニ三樹ニ尋齋求ニ應ニテ上陳
書ヲ返却セリ

未高日ヲ期シ高後見毛利筑前殿代理トシテ老臣小坂一學及敷嶋二
郎尚上四郎外ニ干城隊員ニ名公命ヲ以テ須佐、差遣ニベシト達アリ九時
中村泰一山口出奔取報ノ為ノ歸隊

同市日田天軍須佐淨蓮寺ノ出張御手廻四組等各所ニ集談會ヲ
開ク月夕阿川四郎須佐来着

同十五日益田周布及敷嶋次郎来須アリ今度益田殿御旅館大
組大谷岩尾宅周布殿旅館大組栗山平左衛門宛ト定ムリト今

面會ヲ請ヒ 前夜真田四郎ノ談話中益田石見殿ノ所ニテ卿等力上陳書ヲ
 披見セシノ一言アリシヲ以テ詰リテ曰ク 果シテ然ラバ君等他人ニ一見セシメサルノ約ヲ破
 リ 陰ニ俗論黨ヲ賛クルノ痕跡ヲ示シタリ 曾テ我輩ノ君等ヲ疑フモノ亦其
 事ナキニ非ラサルナリト 益田殿報然一語ナシ 遂ニ三樹三等ノ請求ニ應シテ上陳
 書ヲ返却セリ

きたる 閏五月 来十四日ヲ期シ 両後見毛利筑前殿代理トシテ老臣 小坂一學 及 敷島二
 郎 河上四郎 外二千城隊員二名 公命ヲ以テ須佐へ差遣ルベシトノ達アリ 九ツ時
 中 村 泰 一 山口出発 飛報ノ為歸隊

(閏五月) 同 十四日 田天軍須佐浄蓮寺へ出張 御手廻 四組等各所ニ集談會ヲ
 聞ク 日夕 阿川四郎須佐来着

(閏五月) 同 十五日 益田 周布 及 敷島次郎来須アリ 今度益田殿御旅館八大
 組大 谷 岩 尾宅 周布殿旅館八大組 栗山半左衛門宅ト定メタリシハ全ク

報然ニ恥じて赤面すること。

小坂一學

日夕(につせき)ニ夕方。(朝と夕。昼と夜)

阿川四郎ニこの頁終わりから3行目の「阿川四郎」は7行目の「河上四郎」の誤記であろう。因みに文書館本も「阿川四郎」となっている。

田天軍御手廻等即チ正義派ト交通ヲ遠ケテ兩後見ヲ龍絡セントスルノ旨政
彦、奸計ナル事ヲ弁覺シ兩後見共ニ慮着篤シ更ニ堀嘉十郎方ニ移リテ
同宿セシム小収大谷丈平氏ニ投宿セリ

同十七日邑政堂ヨリ津田公輔ヲ召喚アリテ村富村ヨリ田天軍入隊ノ農兵
ハ孰レモ差支リアル者ナレハ至急除隊スヘシトノ命アリト雖公輔ハ隊規モ
アリテ之ヲ除隊スヘカラガハ旨ヲ答エテ退出セリ

同十七日千城隊員ニ名須佐本町須山平助宛ニ止宿ス

真田四郎八宗田道太郎ハ播磨者ニシテ野三別襲ト共ニ並強團ヲ招請ニ意
シテ未須セリ

田天軍兩興後御手廻組共正義ヲ唱ル者續々輩出シテ勳マシム田天軍ノ
應援ヲ為スル舉動アルヲ以テ佐吏ハ大ニ之ヲ忌ミ胡英館於テ大隊組立
旨ヲ令シ屢々入孰ヲ促シテ並強團ニ加盟セシメントスレバ御手廻四組等

回天軍御手廻等 即ち正義派トノ交通ヲ遠ケテ 両後見ヲ籠絡セントスルノ邑政
堂ノ奸計ナル事ヲ発覺シ 両後見共一應着駕ノ上 更ニ堀嘉十郎方ニ移リテ
同宿セラル 小坂八大谷丈平宅ニ投宿セリ

(閏五月) 同 十六日 邑政堂ヨリ津田公輔ヲ召喚アリテ弥富村ヨリ回天軍入隊ノ農兵
ハ 孰レトモ差支リアル者ナレハ 至急除隊スヘシトノ命アリト 雖 公輔八隊規モ
アリテ之ヲ除隊スベカラサル旨ヲ答エテ退出セリ

(閏五月) 同 十七日 干城隊員二名 須佐本町 須山平助宅ニ止宿ス

真田四郎八宗田道太郎 八幡隊ノ者ニシテ罰ニテ剃髮 セラレ居リシ無頼漢ナリシ由 ト共ニ北強團ノ招請ニ應

シテ来須セリ

回天軍再興後 御手廻組士共 正義ヲ唱フル者續々輩出シテ 動モスレハ回天軍ノ
應援ヲ為スノ舉動アルヲ以テ 俗吏八大ニ之ヲ忌ミ 育英館ニ於テ大隊組立ノ
旨ヲ令シ 屢々入塾ヲ促シテ北強團ニ加盟セシメントスレトモ 御手廻四組等ハ

(籠絡) 絡=まとめて包んだり、からげたりすること。転じて、他人をつまぐ自分の術中にまらめ込む事。

大谷丈平宅=195~6頁参照。

須山平助宅=155頁、161頁参照。

大概正邪裁断の上ナラシム館中ニ入ルベカラスト請シテ應セス邑政堂ノ督促益嚴タル因リ辭スル症ナリ却テ廻天軍入隊決スル者アニ至リ宇吾組ノ如キハ回天軍入隊ノ申込ヲ為セリ

茲ニ敷嶋河上ノ二氏及子城隊派出員等前後見ラ慈ノテ先ツ俗論黨ノ豫四討ニ着手セシソントヤシヤ真田四郎等俗論黨ヲ教唆シテ其勢力ヲ替ムル依リ佐吏等大ニ反抗シテ却テ正義派ヲ陥レシトスルノ傾向アリテ頗ル困難ノ事態ニ立至リ一應出山シテ毛利筑前殿ノ協議ノ事ニ決セリ

同廿三日雨後見小段干城隊派出員及敷嶋河上等一同出陣セリ大橋三木三外志各事情視察爲ノ後見ニ隨行セリ圓天軍事情備下田萬村本宮ニ歸ル

同廿六日南園隊總督佐々木男也ヨリ侯督昌左衛門ノ托送セシ回天

慶応元年（一八六五） 閏五月

大概たいがい正邪せいじゃ裁断さいだんノ上ナラテ八館中ニ入ルベカラスト辞じシテ應おうセス 邑政堂ノ督促とくそく
 益ます敵ナルニ因よリ 辞じスルニ途みちナク 却かえテ回天軍入隊ニ決スル者アルニ至リ 宇谷
 組ノ如キ八回天軍入隊ノ申込まヲ為セリ
 茲こニ敷嶋 河上ノ二氏 及および 干城隊派出員等八 両後見ヲ愆すメテ先まツ俗
 論黨ノ處しよ罰ばつニ着手セシメントセシカ 真田四郎等俗論堂黨ヲ教唆きようさ
 シテ 其その勢せい力りきヲ賛たすクルニ依よリ 俗吏等おおい大ニ反抗かシテ却かえテ正義派ヲ陷おとしレントスル
 ノ傾向アリテ頗すこル困難ノ事態ニ立たち至リ 一應出山山口シテ毛利筑前殿元統、右田毛利、当職ニ
 協議ノ事ニ決セリ

(閏五月) 同 廿三日 両後見 小阪干城隊派出員 及および 敷嶋 河上等一同出發セリ 大
 橋(益田家臣、回天軍小隊司令)ほか三樹 三外志名事情 視察ノ為メ 後見ニ随ずい行セリ 回天軍八下
 田萬村本営ニ帰ル

(閏五月) 同 廿六日 南園隊総督 佐々木男也ヨリ 俣賀昌左衛門(益田家臣、上士、大組)へ託送セル回天

事情 切迫 視察ノ為メ 切迫 は文書館本の記述に基づき補足した。
 佐々木男也 196頁脚注参照。

軍死、書簡宛紙証アルヲ以テ之ヲ嗣後ヤ直ニ是政堂へ送戻シ隊員
 安岡五郎ヲシテ南園隊ニ至リ前題ヲ報知シ且其事ノ何タルヲ問ヒ
 同隊ヨリ政事堂ヨリ須佐紛擾事キ係リ同天軍役員ノ中亦名
 未嘗アルベシト、回報ヲナセリ然レニ當時止強團員共名出雲村ニ滞
 在シ佐々木氏興動疑ヒキ處アレハ同天軍役員ノ出雲行ヲ為ス
 得策ニアラストシテ大谷源三ニ命ジテ南園隊ニ至ラシム

初メ俗論堂招請ニ應ジテ未須セシ二名ノ内宗田道太郎歸山
 セシカ真田四郎高帶須シテ益田丹下僧野又十郎始テ競ヒテ招
 受食スルニ據リ酒池肉林ノ樂ヲ恣モルニ政事堂御用掛藤山翁一
 右衛門系土州藩良士細木春太郎同伴ニテ未着同天軍付
 テ真田ノ近状ヲ探偵ス細木氏曰ク同藩人ノ右譽ヲ傷クルノ無
 賴漢歸山ノ上所置スベシト既ニシテ道田四郎ヲ召喚ス道田四郎

軍宛ノ書簡開緘ノ証アルヲ以テ之ヲ領受セス直二邑政堂へ返戻シ 隊員
安岡五郎ヲシテ南園隊二至リ 前頭ヲ報知シ 且其事ノ何タルヲ問ハシムルニ
 同隊ヨリ八政事堂ヨリ須佐紛擾事件二係リ 田天軍役員ノ中弐名
 来**雲**アルベシトノ**回報**ヲ為セリ 然ルニ當時 北強團員弐名 出雲村ニ滞
 在シ 佐々木氏ノ**舉動**疑ハシキ處アレハ 田天軍役員ノ出雲行ヲ為スハ
 得策ニアラストシテ **大谷源三**ニ命シテ南園隊二至ラシム

初メ俗論堂ノ招請ニ應シテ来須セシ二名ノ内 **宗田道太郎**八歸山
 セシカ 眞田四郎八尚滞須シテ益田丹下 増野又十郎 始メ競ヒテ招
 響スルニ據リ 酒池肉林ノ樂ヲ恣ニセルニ 政事堂御用掛 **藤山弥一**
右衛門 并土州藩浪士 **細木本太郎** 同伴ニテ来着 田天軍二付
 テ眞田四郎ノ近状ヲ探偵ス 細木氏曰ク 同藩人ノ名譽ヲ傷クルノ無
 賴漢 歸山ノ上所置スベシト 既ニシテ眞田四郎ヲ召喚ス 眞田四郎八

開 緘ニ開封。

酒池肉林ニ酒は池のように、肉は林のようにたくさんある。豪遊をきわめることのとえ。

藤山弥一「右衛門」 要再調査。

細木本太郎 要再調査。

眞田 四郎 「この頁終わりから2行目の「眞田」の後に文書館本は「四郎」と記述している。

水屋ニアリテ平伏ス細木明日ヨリ同道歸山ニシテ其準備ヲ為スベト言

シテ歸ラシヲタリ羽立セ七日藤山細木駕籠ニテ出立四郎徒歩歸山セリ

細木等歸山四郎小郡謹慎セシメシカ同藩人其罪ヲ責テ辱復セ

シム宗田光太郎モ亦八幡隊ヲ放逐セラルニ至ル

同晦日大石源三出立雲村ヨリ歸營セシニ南園隊隊誰呼タル是見モ無ク

政事謹リ内命モテハ須佐邑ノ正佐今岐ノ處断ニ盡カスベシ就テ田天

軍ヲ赤壁其他逐ニ筆記シテ當隊ノ差出サレタシトノ傳詞アリ

同晦日在山口兩後見ヨリ益田丹下僧野與次ヲ召喚セラシタ丹下御手

廻市山諺藏山下少藏横山左兵衛等招キ拙者等明日ヨリ出山スベシ

然ルニ郷等カ正邪ノ界別ニ難事ニシテ若シ之ヲ判然セシムルニ至ラム

御家ノ大事御不意トモ相成リ將來邑中ノ和ヲ日遠無之郷等

自ラ正義ヲ唱フレバカノ邪曲ト決スル事アラシニ臆ラ嚟ムノ悔アリ

次室ニアリテ平伏ス 細木八明日ヨリ同道帰山スベシ 其準備ヲ為スベシト一言
 シテ歸ラシメタリ 翌廿七日 藤山 細木八駕籠ニテ出発 四郎八徒歩帰山セリ
 細木等八帰山 四郎ヲ小郡ニ謹慎セシメシカ 同藩人其罪ヲ責テ屠腹復セ
 シム 宗田道太郎モ亦八幡隊ヲ放逐セラル、二至ル

同晦日 大谷源三出雲村ヨリ帰營セシニ 南園隊八確呼タル定見モ無ク
 政事堂ヨリノ内命モアレバ須佐邑ノ正俗分岐ノ處断ニ盡力スベシ 就テ八回天
 軍ノ来歴其他逐一筆記シテ當隊へ差出サレタシトノ傳詞アリ

同晦日 在山口両後見ヨリ 益田丹下 増野與次ヲ召喚セラレシカ 丹下八御手
 廻市山淳蔵山下少輔 横山左兵衛等ヲ招キ 拙者等明日ヨリ出山スベシ
 然ルニ郷等力 正邪ノ弁別八頗ル難事ニシテ若シ之ヲ判然セシムルニ至ラハ
 御家ノ大事 御不意トモ相成リ 将来邑中一和ノ目途無之 郷等
 自ラ正義ト唱フレトモ 万一邪曲ト決スル事アランニハ 臍ヲ噬ムノ悔アラン

郷等力 申立ツル 正邪ノ弁別ニ文書館本の記述に基づき の4文字を補足した。
 御家ノ大事御不意トモ相成リニ「御不意」は「御不為」の誤り。（文書館本の記述に基づき訂正）

郷等愚意ニ隨ク正邪別ラ乱カスシテ調和スルノ意無キヤト南
々スルニ三人其姑息ヲ憤リ其罪ヲ咎ロシテ去リタリ
與次ニ老体ニ故出山ヲ辭シ
彦平良大御内其代理ト

シテ四下ニ
同伴セリ

六月朔日津田公輔兩後見出山後ノ事情探訪爲須佐ヨリ奔程ス
隊員内田正一郎ヲ南園隊ニ遣シ去月廿八日同隊ヨリ大谷源藏ノ
傳詞事アリ是萬兩後見ノ擔保ナリテ正佐ニ派シ就テ同シク取調ムル
事トス益田固布等ヨリ聴取相成リテ御尽力ヲ頼ムト田答ラ爲サシメタリ
同日松原兼三ヨリ山相院君成ニ御出山由ヲ報知セルニ據リ俗吏等
亦山相院君ノ命ヲ矯リ山口ニ於テ評議セエニ慮斷ラセ拒セントスルノ計畫ナリ
事當ヲ指スカ知ラレハ一日モ猶預スヘカラスト決議シテ原井直助大谷源藏
等出須源三更山口ニ向テ奔程セリ
同日粟山徹三水谷代水等生雲南園隊ニ至リ七日帰營セリ

同八日大橋三樹三山口事情至急報道ヲ要スニヨリ歸營セリ

同十日奇兵隊山下範三郎天軍田天軍ニ未着セリ是ヨリ先キ村岡彦

十郎外五名山口ニ於テ奇兵隊入隊際須佐正邪両立ノ事實ラ鮮詳

細陳述ニ將未聲援ヲ請フ旨ヲ依頼セシニ依リ南來同隊ニ於テ田天

軍ノ運動ニ專ラ注目セシカ當テ參謀諸書記時山直八四番銃隊長

堀伏郎五番銃隊長河川四郎等相討、兵隊ヲ率テ須佐ニ至リ俗

論堂ヲ廢置スベキ議論アリシモ軍監林半七氏之ヲ制スル為メ姑

止リタルヲ終ニ山下範三郎ラニテ近況探偵ヲ為歸休セシメタリ

當度山下範三郎奇兵隊ヨリ歸休ノ件及ヒ山口ニ於テ處分上ニ關

リ邑政堂ニ請求スル件等アリテ中村藤馬山口ニ出奔ス

同十一日中村藤馬須佐着大谷源藏山口ヨリ急報ノ事アリテ歸營セリ

同十二日津田公輔敷島河上等相謀、中村藤馬歸嶺運動、經果

（六月） 同八日 大橋三樹三（益田家臣、回天軍小隊司令） 山口ノ事情至急報道ヲ要スルニヨリ歸營セリ

（六月） 同十日 奇兵隊 山下範三郎（益田家臣、回天軍、奇兵隊） 回天軍ニ来着セリ 是ヨリ先キ村岡彦（益田家臣、回天軍）

十郎外五名山口ニ於テ奇兵隊入隊ノ際 須佐正邪両立ノ事實ヲ詳（益田家臣、回天軍）

細陳述シテ 将来聲援ヲ請フ旨ヲ依頼セシニ依リ 爾来同隊ニ於テ八回天

軍ノ運動ニ専ラ注目セシカ 嘗テ參謀兼書記 時山直八（秋藩士、無給通） 四番銃隊長

堀仙太郎（奇兵隊書記兼小隊司令） 五番銃隊長 阿川四郎等相計リ 兵隊ヲ率テ須佐ニ至リ 俗

論黨ヲ處置スベキノ議論アリシモ 軍監 林半七氏ノ之ヲ制スル為メ 姑ク

止リタルナリ 終ニ山下範三郎ヲシテ近況探偵ノ為歸休セシメタリ

當度 山下範三郎 奇兵隊ヨリ歸休ノ件 及ヒ 山口ニ於テ處分上ニ関

リ邑政堂ニ請求スヘキ件等アリテ 中村 藤 馬山口ヲ出發ス

（六月） 同十一日 中村 藤 馬須佐着 大谷源蔵 山口ヨリ急報ノ事アリテ歸營セリ

（六月） 同十二日 津田公輔八敷嶋 河上等ト相謀リ 中村 藤 馬 歸須（須佐） 運動ノ結果（二脱）

堀仙太郎ハ堀潜太郎。名は春峰、秋藩準士。奇兵隊書記兼小隊司令。明治元年六月北陸征討軍に従い至るところ戦功あり。出雲崎より三条口に進むの時、賊の突撃に遭い官軍利を失うに方り、今町の敵壘に逼り重傷を負い、七月二日柏崎の病院に死す。年二七才。贈正五位。

林半七ハ林友幸。通称初め周次郎、のち半七、秋畝と号す。秋藩士、土原の生まれ。資性勇邁大志あり。幼より鎗術を好み宝蔵流の流儀を極める。また荻野流砲術を修め夙に尊攘の大義を持つ。高杉晋作の奇兵隊を編するやその参謀となる。戊辰の役各地に出戦して功あり。後徴士となり会計官民部省判事盛岡県大参事、九戸県権知事を経て民部大丞大蔵大丞内務小輔高等法院陪席判官宮中顧問官を歴任。枢密顧問官。伯爵。

依リテ回天軍ヲ擧ゲ台至ルベキ事ヲ決シ俄ニ出發翌十三日下田萬
本營歸ル

回天軍ヨリ原井直助大石源藏ヲ出頭セシメ兼テ請求ノ要件ヲ擧行ス
ニ事ヲ邑政堂ニ通ヒト雖氏俗史等事ヲ曖昧ニ扱ヒテ決答セズ

同十四日中村藤馬外一名出頭昨日原井直助等應接件付軍事
總督増野與次ニ面會シ稍激論及ビシカ明日決答ヲ期シテ去リ

同十五日中村藤馬等増野宅ニ至リ前日決答ヲ聞カント迫レルニ百方
逃辭ヲ設テ請求ノ教条ニ大半聞届サルヲ以テ到底事ノ成サルヲ圖
リテ歸宮セリ

同十六日御手廻ノ内ヨリ山下少輔松原仁藏等招ニ應ヒテ来宮相
議ス處アリ

同十七日夜須佐ヨリ宇野魁助来宮シ款ニ於テ十二奸處分ニ際シ其

依リテハ 回天軍ヲ擧テ山口 至ルベキノ事ヲ決シ 俄ニ出發 翌十三日 下田萬
本營ニ歸ル

回天軍ヨリ原井直助 大谷源蔵ヲ出頭セシメ 兼テ請求ノ要件 ヲ断行アラ
ン事ヲ邑政堂ニ迫ルト雖トモ 俗吏等事ヲ曖昧ニ托シテ決答セス

同十四日 中村 藤馬外一名出頭 昨日原井直助等應接ノ件ニ付 軍事
總督 増野 與次ニ面會シ 稍々激論ニ及ビシカ 明日ノ決答ヲ期シテ去レリ

同十五日 中村 藤馬等 増野宅ニ至リ 前日ノ決答ヲ聞カント迫レルニ 百方
逃辞ヲ設テ請求ノ数条八大半聞届サル ヲ以テ 到底事ノ成サルヲ圖
リテ帰營セリ

同十六日 御手廻ノ内ヨリ 山下少輔 松原仁蔵等 招ニ應シテ來營 相
議スル處アリ

同十七日夜 須佐ヨリ宇野 魁 助來營シ 萩ニ於テ十二奸 處分ニ際シ 其

兼テ請求ノ要件 〃 文書館本は、〃 の個所を「数条」と記述。本頁終わりから5行目の表現に合わせて、「数条」と修正した。
出頭〃本頁の2個所にある「出頭」は「出須」の誤記。何れも文書館本の記述に基づき修正した。
大半聞届サル 由ナル ヲ以テ〃これも文書館本の記述に基づき加筆修正した。

十二奸吏処分〃閏五月二十八日、棕梨藤太を斬に処し、中川于右衛門に死を賜い、三宅忠蔵を其家に禁錮し進藤吉兵衛、工藤半右衛門、村岡伊右衛門を遠島に処す。小倉源
五右衛門、山泉興一兵衛、岡本吉之進の三人は棕梨藤太等と共に監禁所より野山獄に移さるゝの途輿中に自刃す。而して山泉は未だ死せず因つて其自刃の故を問うに唯答ふ
るに発狂を以てするのみ乃ち其傷の癒るを待て老舎を命ず(七月十三日)。(防長回天史第五編上七172頁)より)

また六月十九日明木刺客の罪を断じ中井栄一郎、木村松之丞、小倉半右衛門、児玉久吉郎、南新三郎、小川八十槌、冷泉太郎兵衛をして野山獄に自裁せ
しむ。(防長回天史第五編上七176頁)より)これにより本藩政府の俗論党の処分が完了した。

慶応元年(一八六五) 六月

餘黨蜂起ノ狀況アリテ諸隊同地ニ出張セル由ナリト報知ス仍テ中村

兼一内山茂樹等探訪ノ為ニ出教セシカ同地ニ異状ナキヲ以テ茂樹

歸營シ泰一諸隊ノ動靜ヲ候フ為ニ山口ニ出テトシテ明木村ニ至ルハ敷

嶋次郎ア出教スルニ今ニ敷嶋曰ク教地鎗撫ノ為ニ世子君御赴ニ決シ

諸隊ヨリ御身衛兵ヲ出セシカハ軒茶屋迄御出馬アリシニ更ニ諸

隊ヨリ之ヲ留メタリシニ依リ御赴山アリタリ賊黨沸騰ノ説ニ全ク謬謬

出タルモノナリ將テ須佐處分ノ許ニ過日次郎政事堂ニ出頭シテ催促

セシニ徳山正邪兩立ノ處分中ナレハ其處分カラ竟リタル後直チニ着手

スルキノ事ナリト泰一敷嶋同伴ニテ款ニ至リ破シ分ケニ歸營セリ

同廿日中村藤馬出頭軍務引渡ノ事ヲ邑政黨ニ迫リテ曰ク過日未隊員

交々邑政黨ニ出頭シテ之ヲ復カスト雖モ君等左ニ避ケ右ニ逃シテ田天軍欺

キ以テ今日ニ至ル到底渡サレバ渡サスト斷言セラシヨト宿更小銃一切渡マハカラス

慶応元年（一八六五）六月

餘黨蜂起ノ状況アリテ 諸隊八同地ニ出張セル由ナリト報知ス 仍テ 中（益田家臣、四組、御殿御算方）村
 泰（北強四、回天重兵候）一 内山茂樹等探訪ノ為メ出萩セシカ 同地八異状（現阿武郡旭村）ナキヲ以テ 茂樹八
 歸營シ 泰一八諸隊ノ動静ヲ候フ為メ山口ニ出テントシテ明木村ニ至レハ 敷
 嶋次郎（遊撃軍）ノ出萩スルニ会ス 敷嶋曰ク 萩地鎮撫ノ為メ 世子君御越ニ決シ
 諸隊ヨリ八御守衛兵ヲ出セシカ 六軒茶屋迄御出馬アリシニ 更ニ諸
 隊ヨリ之ヲ留メタリシニ依リ御帰山アリタリ 賊黨沸騰ノ説ハ全ク誤謬ニ
 出タルモノナリ 将タ須佐處分ノ件ハ過日次郎政事堂ニ出頭シテ催促
 セシニ 徳山正邪両立ノ處分中ナレハ 其處分ヲ竟リタル後 直チニ着手
 スベキノ事ナリト 泰一八敷嶋同伴ニテ萩ニ至リ 袂ヲ分チテ歸營セリ

同廿日 中村藤馬出頭 軍器引渡ノ事ヲ邑政堂ニ迫リテ曰ク 過日来隊員
 交々邑政堂ニ出頭シテ之ヲ促カスト雖トモ 君等ハ左ニ避ケ右ニ逃レテ回天軍ヲ欺
 キ以テ今日ニ至ル 到底渡サ、レバ渡サスト断言セラレヨ 俗吏ハ小銃ハ一切渡スヘカラス

明木ニ萩往還と赤間関街道の分岐点。江戸時代は御客屋と呼ばれる休憩所が置かれ宿場町、市の街として繁栄した。明治二十四年に大火があり集落の大部分が焼失したが、街はその後
 往時の姿に再建された。萩から7キロ。

六軒茶屋ニ萩往還の途中にある休憩所。萩往還は現在の県道62号線で、山口市天花から急坂を登り山地に分け入る。錦鶏湖付近、一の坂の途中に置かれた休憩所が六軒茶屋で、そ
 こから街道筋随一の難所とされる標高539メートルの板堂峠を超えると周防國から長門國に入る。佐々並には御茶屋（本陣）や御客屋（脇本陣）が置かれ伝馬なども常備されていた。明木
 を過ぎて萩の入口俣坂から萩間では数キロの距離である。

徳山正邪両立ニ徳山内項事件。蛤御門の変の後、徳山藩にも正俗二派の対立が生じ、俗派の領袖老臣富山源次郎要路に立ち幕府に阿附して苟も免れんとするの迹あり。河田佳藏慷慨堪
 えず、同志十数人と共に富田を襲いしなり。源次郎傷を蒙りて逃れる。藩吏怒りて其与党を逮捕す。河田は捕らえられ十一月二十四日斬に処せられる。井上唯一、本城清、浅見安之丞、
 信田作大夫は皆獄に投じ、井上は河田とともに斬に処せられ、他は皆慶応元年正月十四日凶手に斃る。江村彦之進、児玉次郎彦は八月十二日凶手に斃る。これを徳山七士と称する。翌
 慶応元年六月宗藩六戸備前原彦太郎を徳山に遣り淡路守に説き富田等を斥け正義派の士を登庸せしむ。（「防長回天史」第四編下77頁）

出頭「出須」の誤記。前頁脚注と同じ。

政事堂ニ要塞調査

大砲危撻ヲ今日乃渡スベシ金山頓吾ヨリ受願スベシト決答セリ藤馬慎
吾等至リテ之ヲ受願シ本堂向テ送致スルニ途中ニシテ車臺ヲ奪テ者
アリテ其踪跡ヲ知ラス

同廿一日津田公輔大橋三木^樹三^樹中村藤馬邑政堂ニ至リ車臺橫奪
ノ賊ヲ捜索スルニ綾督ヨリ沙汰無之ニ據リ御武具方役人ノ為メ所ナリト
ノ事トム俗吏^ノ責ムル最激列^ニシテ俗吏逃辭^ヲ為スルキ無キ各色^ヲ
失ヒテ默然^トリ

同廿三日津田公輔大谷涼藏大谷千代^{天以上回}松下少輔大塚浪江宇

野魁介^{手以上御}兼行八百屋丁中本某^{投宿}ニ

同廿四日周布殿ヲ訪ヒテ去廿二日領地美祢郡波木^秘ニ更ニ益田石

見殿即ニ到リ出山盡力ノ事ヲ侵セハ予等後見職辭退申出中ニシバ

周旋スルキ責任ナリ且^不日政事堂ヨリ召喚アル由ナレハ夫追^出山セサ

大砲いっちよう挺ひきわたしヲ今日引渡スベシ 金山(益田家臣)慎吾じゆりようヨリ受領スベシト決答けつとうセリ 藤馬(中村)八慎(金)
吾山ニ至いたリテ之これヲ受領じゆりようシ 本營下田万村ニ脱むかい 向テ送致そうちスルニ 途中ニシテ車臺しゃだいヲ奪うばフ者
アリテ 其踪跡そのそうせきヲ知ラス

(六月) 同廿一日 津田公輔(益田家臣、侍御) 大橋三樹三(益田家臣、回天軍小隊司令) 中村藤馬(益田家臣、四組、回天軍會計) 邑政堂ニ至リ車臺横奪
ノ賊ヲ搜索そうさくスルニ總督ヨリ沙汰無之ニ據リ 御武具方役人ノ為ス所ナリト
ノ事ナレハ 俗吏ヲ責ムル 最激烈ニシテ俗吏八逃辞ノ為スベキ無キ 各色おのおのヲ
失ヒテ默然もくねんタリ

(六月) 同廿三日 津田公輔(益田家臣、侍御) 大谷源蔵(益田家臣、下土) 大谷千代松山下少輔(益田家臣、中土、御手廻組) 大塚浪江宇
野魁助(益田家臣、中土、御手廻組) 萩行 八百屋丁やおやちよう 中本某ニ投宿ス

(六月) 同廿四日 周布殿(治部)ヲ訪ヒテ 去廿二日領地美祢郡澁木(長門市深川町)ニ移ラル 更ニ益田石
見殿み邸いニ到リ 出山(山口) 盡力ノ事ヲ促セハ 予等後見職辞退ノ申出中ナレバ
周旋スベキ責任ナク 且不日政事堂ヨリ召喚アル由ナレハ 夫迄八出山(山口)セサ

八百屋丁

美祢郡澁木 現在の長門市渋木 (JR美祢線澁木駅付近) の事と思われるが、若しそうなら美祢郡ではなく大津郡。186頁、202頁参照。
不日 = 日ならず。やがて。

ル決心ナレ周布氏ニ就テ熟計然ルベシト答報アリ帰寓後益田殿ノ
旨ヲ領シテ周布殿ノ山口行ヲ迫リ其承諾ヲ得テ更ニ益田殿ヲ促スレト
一決シ昼飯ヲ餐テ公輔ノ代松浪江魁介四名浪木行ノ途ニ上リ同
夜着周布殿ニ迫ルト雖氏益田殿同様ノ辭解ニテ管出ヲ辞セラルニ
依リ強ヒスレテ止ム

同廿五日浪木出發ノ代松魁介ノ歸萩源三等ニ通シテ一同山口行ヲ為サ
テ公輔浪江直ニ山口行ノ大其途次畑野屋氏賜地ノ敷嶋ニテ敷嶋ヲ叩ク
其兄田中忠左衛門應接ス敷嶋ニ既ニ出サセリ

同廿六日公輔等山口着札ノ辻山ハ翌廿七日少輔ノ代松及源藏三郎
等之進増野徳一郎ニ右共祖王正義派ニシテ後ニ出裁ヤシキナリ等萩ヨリ至ル
行台ニ至レ本藩ヨリ故親施公ノ御罪状御取揚ノ令ヲ發セラレタリ其厚

御神本精治郎

慶応元年（一八六五）六月

ルノ**決心**ナレハ 周布氏二就テ**熟計**然ルベシトノ**答辨**アリ 帰寓ノ後 益田殿ノ
 旨ヲ領シテ周布殿ノ山口行ヲ迫リ 其承諾ヲ得テ更ニ益田殿ヲ促スベシト
 一決シ 昼飯ヲ餐シテ公輔 千代松 浪江 魁助四名**渋** 木行ノ途ニ上リ 同
 夜着 周布殿二迫ルト雖トモ 益田殿同様ノ**辨解**ニテ 只管出山ヲ辞セラル、ニ
 依リ 強イスシテ止ム

(六月) 同廿五日 渋木出發 千代松 魁助八歸萩 源蔵等二通シテ一同山口行ヲ為サ
 シテ 公輔 公輔八直ニ山口行 尤其途次**畑** 粟屋氏領地敷 二ニテ敷嶋ヲ叩クニ
 其兄田中忠左衛門應接ス 敷嶋八既ニ出山セリ

(六月) 同廿六日 公輔等山口着札ノ辻山八 翌廿七日 少輔 魁助 千代松 及 源蔵 三浦
 栄之進 増野徳一郎 二名共組土正義派ニシテ後ニ出萩セシモノナリ 等萩ヨリ至ル
 一行山口ニ至レハ 本藩ヨリ故親施公ノ御罪状御取揚ノ令ヲ發セラレタリ 其寫

御神本精治郎

畑 何処が良く分かりません。教えて下さい。 寄組粟屋家には三家あり 四九一五石 熊毛大河内呼坂小周防、先大津日置、小郡大海、大島志佐小
 松 六九一石 美祢青景、当島紫福 浮米 五四六石 美祢秋吉、吉田大嶺 浮き米。(大津郡日置町畑ダム周辺のことか)
 叩く 訪問する。

- 札ノ辻 下小鯖村一貫野の地名 ?
- 三浦栄之進
- 増野徳一郎

御神本 益田家は親施が罪せられて切腹したため 謹慎の意をもって益田姓を避け 旧姓御神本を称していた。

右又右衛門介先達而御咎實犯相當、罪狀以テ沙汰可被仰付之處詮義、者不届付無條理之義有之御心外、被思召候依之最前之罪狀御取揚被仰付事

事

同廿七日吉岡兵隊時少參謀計畫アリテ藤田篤輔山下範三郎ノ歸邑永シ公輔ノ代松浪江及組士兩名同伴出發翌廿八日少輔出發源藏ノ敷嶼ト興ニ浪水行魁介危人ニ滯止セリ

同廿九日夜大塚良江宛ニ放テ大會議ヲ開設シ運動針路ヲ議スルニ急激溫和二派ニ分テ遂ニ溫和派ノ多數ニ制セラレテ急激説ヲ実行スル能ハルニ至リ隨テ時出ノ意見見テ盡餅ニ属ス嗚呼

七月七日曉天下田萬村營所ヲ揚ケ全軍出山セリ全体兩後見、處断因續姑息ニシテ徒ニ日月ヲ經過シ為ニ俗論黨ノ氣焰ノ高ノ並門

右 父右衛門介(益田親施) 先達而御咎 実犯相当ノ罪状ヲ以テ沙汰可被仰付之處たおせつけらるべくのところ 詮義ノ者不届ニ付 無條理ノ義有之せんぎ ものふゆきとらぬ 御心外ニ被思召候 依之最前之罪状御取揚被仰付候ごしんがい おぼしめされ これによつてさいぜんの おんとりあげおせつけられ

事

(六月) 同廿七日 奇兵隊時山参謀ノ計畫アリテ 藤田篤輔(益田家臣) 山下範三郎ノ帰(益田家臣、回天軍、奇兵隊)

(須佐) 邑二決シ 公輔 千代松 浪江 及 組士兩名同伴出發 翌廿八日 少輔出發 源(大)

蔵八敷嶋ト與二渋 木行 魁介(宇野) 老人八滞山セリ(山口)

(六月) 同廿九日夜 大塚 浪江宅ニ放テ大會議ヲ開設シ 運動ノ針路ヲ議スルニ

急激温和ニ派二分レ 遂ニ温和派ノ多数ニ制セラレテ急激説ヲ実行スル能サ

ルニ至ル 随テ時山氏ノ意見モ畫餅ニ属ス 嗚呼

七月七日 暁天 下田萬村營所ヲ引揚ケ 全軍出山セリ 全体兩後見ノ處断(現田万川町) (周布治部 益田石見)

因循姑息ニシテ徒ニ日月ヲ経過シ 為メニ俗論黨ノ気焰ヲ高メ 北門

実犯相当ノ罪状ヲ以テ「意味不鮮明。「実際に犯した通りの罪状で裁かなければならないところ」つまり「実際には犯していないのに」と言う意味が。

要衝、防禦ヲ引受ケナカラズ邑中人心物々互ニ相及目スルノ場合ニ至リ
 國家ノ多慷慨悲憤ニ堪エテ本藩政布ニ迫リテ直接ノ英断ヲ仰
 ヲ決意ナリ此報ノ須佐ニ達スルヤ御手廻リ大會議ヲ開ヒテ同出山
 南御願ニ滞在シテ兩後見ニ神速御處分ノ事ヲ歎願シテ尚採用
 ナケル本藩政府ノ直接ノ事ヲ歎願セント一決シテ發程セリ
 同八月宇谷市丸兩組大會議ヲ開キテ御手廻更ラニ出山セシ、兩組モ御
 手廻ト共ニ出山歎願ノ事ニ決ス

同九日夜宇谷市丸兩組及瀬尻組、内西尾社助外四名以上七十有餘
 名上小川村武比山八幡宮社前ニ集會シテ夜半山口ニ向テ出發セリ

去月上旬佐吏等仙相院君ヲ奉シテ山口ニ至ルヤ何等ノ運動アリシヲ知ル

バカラスト雖モ其結果柱主殿殿ヲ以テ切主代役タラシムルノ命アリ桂主殿々々
 存権殊ニ毛利家前大夫ノ弟トシテ佐吏等仙相院君ノ意ヲ仰テ之ヲ代役タラシムル
 事ヲモテセントスル、私ヲ挾テ内願セシモ、ミニテ益田丹下等亦存志大ニ強クタリト云フ

要衝ノ防禦ヲ引受ケナカラ 邑中人心恟々互ニ相返 目スルノ場合ニ至レルハ
（長州藩） 国家ノ為慷慨悲憤ニ堪エザレハ 本藩政府ニ迫リテ直接ノ英断ヲ仰
（大進村切畑や一貫野） クノ決意ナリ 此報ノ須佐ニ達スルヤ御手廻リ八大會議ヲ開ヒテ一同出山
（周布治部 益田左見） 南御領ニ滞在シテ 後見ニ神速御處分ノ事ヲ歎願シテ尚採用
ナケレハ本藩政府へ直接ノ事ヲ歎願セント一決シテ發程セリ

同八日 宇谷 市丸兩組大會議ヲ開キテ御手廻既ラニ出山セシハ 兩組モ御
（山口） 手廻ト共ニ出山歎願ノ事ニ決ス

同九日夜 宇谷 市丸兩組及瀬尻組ノ内 西尾壯助外四名以上七十有余
（現田万川町） 名 上小川村武氏八幡宮社前ニ集会シテ夜半山口ニ向テ出發セリ（注）

去月上旬 俗吏等仙相院君ヲ奉シテ山口ニ至ルヤ 何等ノ運動アリシヲ知ル
ベカラスト雖トモ 其結果 桂主殿殿ヲ以テ幼主ノ代役タラシムルノ命アリ
（益田元宣公室） （桂主殿々々 仙相院君）
（六月） 女婿 殊ニ毛利筑前大夫ノ弟ナレハ俗吏等仙相院君ノ意ヲ仰テ之ヲ代役タラシメ益權勢
ヲ專ラニセントスルノ私ヲ挟テ内願セシモノニシテ益田丹下等亦奔走大ニ強（勉）メタリト云フ

恟々〃おそれて騒ぎ立つさま。 慷慨〃いきどおり嘆くこと。 慷慨悲憤〃激しく憤り嘆くこと。 神速〃きわめて速いこと。

武氏八幡宮〃大同年中（八〇六）九）松尾式部勝宗が豊前国宇佐八幡宮より御分霊を受け鈴野川桑瀬谷の地に祀ったのが始まりで桑瀬谷ヒガシの宮と称した。天慶年中（九三八）九四
六）桑瀬谷より上小川西分千足宮ノ尾に遷宮。康永年中（一三四二）四四）千足の宮を上野原善生に遷宮し銅元山善生八幡宮と称した。その頃神職松尾山城守は宇佐宮より神功皇后と

三女神の御分霊を勧請して八幡三所の大神として祀った。文安年中（一四四四）四八）探題大内氏の祈願所となり社領仰付らる。明応元年（一四九二）社殿焼失し間もなく再建。爾来、
武氏八幡宮と称す。現在の拝殿は慶安二年（一六四九）のものと思われる。益田氏の祈願所だったと言われ、益田越中守就恒公寄進の「八幡宮」の扁額がある。文政十年（一八二七）
神殿再建。祭神は応神天皇、神宮皇后、三女神（田心姫命、湍津姫命、市杵島姫命）。

（注）草稿本ではこの後に次の文章が挿入されている。茲ニ回天軍八一貫野村里正岡某ニ滞陣シ御手廻八千坊村三組八巻貫野村ニ逗留ス 惣人員百七十人ナリ 此ノ文章は尊攘堂本で
は251頁冒頭にある。

桂主殿〃吉敷毛利蔵主房謙の九男。初親澄、竹之進、主殿、弾正介、字右衛門。天保十三年壬寅四月二十八日生。初め桂家の養子となるが命により益田家を嗣ぐ。文久元年九月十八日
益田元宣公の末娘、房子（親施公の妹。輝子、貞子、忠子とも）と結婚。親施公の嗣子精治郎幼少のため代役となり、明治六年同人に家系を譲り更に嫡子となる。明治十九年十月二十
九日卒。四十五才。毛利筑前（元亮）は主殿の実兄（吉敷毛利蔵主房謙の二男）。

愚。

桂殿益田家ノ供張ニテ意氣揚々本日山口ヲ出發シテ款ニ至リ
 近日須佐行アルハキ若ナリ津田公輔中村藤馬政事堂ニ出頭議員
 ニ面會ラレバ波田野金吾氏出會セリ公輔等曰ク當度桂主殿殿ヲシテ
 代役タラシメラルル。益田家ノ前途深ク憂フル所ナリ何トナレハ同氏カ款市街
 往來ス人之指ニテ桂馬鹿且那祿ス焉ノ名門貴族ノ幼主ヲ輔ケ代役
 ノ責任ヲ負フベキ器量アラシマ公輔等不敏ト雖氏飽迄幼主ノ輔導ニ
 盡力ニ成ル後又祖ノ名譽ヲ襲キ國恩ノ萬一ニ報ヒシムル誓ヒテ期スル處
 ナリ仰キ冀ク公輔ノ言ヲ容テ代役ヲ解カシテト波田野氏大ニ激昂シテ
 曰ク桂主殿ヲシテ益田精次郎ノ代役ヲラシムルハ藩主公ノ御命令ニシテ
 即御差付ナリ汝等ノ啄ヲ容ルベキ事ニ非ス其賢萬得失ニ益田
 家ノ家政ヲ執ラシメテ成蹟ノ如何ヲ見サレ豫メ判談スベカラスト言竟
 リテ入ル公輔等益田家ヲ賄スルノ厭制ヲ不快ニ感スルト雖モ當時

桂殿(主殿)八益田家ノ供張ともばりニテ意気揚々いきようよう本日山口ヲ出發シテ萩ニ至りいた

近日須佐行アルベキ筈ナリ(益田家臣、侍御)津田公輔(益田家臣、四組、回天軍會計)中村藤馬(津田)政事堂ニ出頭とのも議員

二面會ヲ乞フ(広沢真臣、藏元役助)波田野金吾氏とのも出會セリ(津田)公輔等曰クい當度桂主殿殿ヲシテとのも

代役だいやくタラシメラルハ益田家ノ前途ぜんと深ク憂フル所ナリい何トナレハ同氏力萩市街どうし

ヲ往來スル人之ヲ指シテこれ桂馬鹿旦那ばかだんなト稱スしやう焉いソ名門貴族ノ幼主ヲ輔ケ代役だいやく

ノ責任ヲ負フベキ器量きりようアラシヤ(津田)公輔等不敏ト雖トモい飽迄幼主ノ輔導ニほどう

盡力シじんりよく成育せいいくノ後父祖ふそノ名譽めいよヲ襲キつ國恩こくおんノ萬一まんいちニ報ヒシムルハ誓テ期スル處ところ

ナリあ仰おほキ冀こいねがわクハ公輔(津田)ノ言ヲ容レテこたへ代役ヲ解カレンコトヲトと波田野氏(広沢真臣、藏元役助)大二激昂シテおおい

曰クいわ桂主殿(このち)ヲ以テ益田精次郎しやうノ代役だいやくタラシムルハ藩主公ノ御命令ニシテごめいれい

即御差付ナリすなわちおんさしつけ汝等なんじらノ喙くちばしヲ容ルベキ事ニ非スあら其賢愚得失八益田そのけんぐとくしつ

家ノ家政ヲ執ラシメテ成蹟せいせきノ如何いかんヲ見サレハ豫メ判断スベカラスト言竟ことばあわ

リテ入ル(津田)公輔等益田家ヲ賭スルノ厭制えんせいヲ不快ニ感スルト雖モいえど當時とうじ

(いずくん) 焉 ソ= P75 参照。 どうして...か。(疑問・反語の助詞) どこに...か。(場所を問う疑問詞)

器量=才能と度量。

公輔ノ言ヲ容レテ 代役ヲ解カレンコトヲ=文書館本の記述に基づき

(桂主殿殿ノ)の部分を入した。

御差付=「付」は「さすけ」。

厭制=押しつけ。「厭」はおさえる/おしつづす/せまる。(或いは「壓政」か)。文書館本は「壓制」と書いている。

慶応元年(一八六五) 七月

本藩城下殿犯スバカラガルヲシテ退出セリ御手廻三組等各兩後見ニ歎願
書ヲ出セシニ兩後見當度柱主殿ヲ以テ精次郎殿ノ代役トセウヒタルハ須
佐處分許ノ予等其責ニ任セスト答ヘ見ニ依リ更ニ政事堂ニ歎願セシ
益田家當度君公ノ深キ思召アリテ柱主殿ニテ代役タラシメラレタリ
仍テ不_レ月須佐行_レアルハ精次郎殿如少ノ時益田家家政ニ丸テ
代役處置ニ任セタルハ能止代役ニ建言シテ其裁判ヲ促スベシ萬一代役
處置ニ能_レヤル事アルハ代役ヨリ本藩ニ員申シテ御指揮ヲ仰ルベシト拒絶
セリル後回天軍本藩政府ニ向テ直接裁断ラセバキト日ヲ建言シテ
止マテ御手廻惣代ヨリモ亦歎願書ヲ出シテ處断ヲ仰ク事頻ナリ
茲ニ回天軍ニ貫野村里正因某ニ帶陣シテ其公輔大橋三樹三守村
藤馬奇兵隊員山下範三郎黒谷豫四郎同伴山口_ニ出ル御手廻_ニ
應山口金古曾ニ着泊シ後惣代ヲ殘シ置キ惣人數_ニ十坊村ニ轉シ

本藩ノ威厳犯スベカラサルヲ以テ退出セリ 御手廻三組等 各兩 後 見ニ歎願
 書ヲ出セシニ 兩 後 見八當度桂主殿 ヲ以テ精次郎殿ノ代役トセラレタレハ 須
 佐處分ノ件ハ予等其責ニ任セスト答ヘタルニ依リ 更ニ政事堂ニ歎願セシニ
 益田家ハ當度君公ノ深キ思召アリテ桂主殿氏ヲシテ代役タラシメラレタリ
 仍テ不日須佐行アルベシ 精次郎殿幼少ノ時 益田家ノ家政ハ凡テ
 代役ノ處置ニ任セタレハ 飽迄代役ニ建言シテ 其裁判ヲ促スベシ 萬一代役ノ
 處置シ能ハサル事アレハ代役ヨリ本藩ニ具申シテ御指揮ヲ仰ルベシト拒絶
 セリ 爾後 回天軍ハ本藩政府ニ向テ直接裁断ヲ乞フベキ旨ヲ建言シテ
 止マス 御手廻惣代ヨリモ亦歎願書ヲ出シテ處断ヲ仰ク事頻ナリ
 茲ニ回天軍ハ一貫野村里正岡某ニ滞陣シ 津田公輔 大橋三樹三 中 村
 藤馬 奇兵隊員山下範三郎 黒 谷 豫 四 郎同伴山口ニ出ル 御手廻ハ一
 應山口金古曾ニ着泊シ 後惣代ヲ残シ置キ惣人数八千坊村ニ轉シ

一貫野ニ南御領（91頁脚注）参照。

千坊村ニ御堀村問田千坊。現山口市大内御堀。仁保川と問田川に挟まれた地域。

金古曾ニ山口市の八幡馬場と古熊三丁目との間が金古曾町。

三組二貫野村ニ逗留ス惣人員百七拾人ナリ

代役桂主殿ニ本藩政府ヨリ益田三郎九門栗山翁輔両名ニ押

隠シ命シ他人相對ヲ禁シ殊ニ翁輔ニ親撲タリ此面接セシムカラストノ内命

ヲ受クルト雖モ元来俗吏黨ノ為ノ推薦セラレテ益田家代役タル主殿

殿ナク情實ニ纏綿セラレテ果斷決行スル事不能在昔時日ヲ經過セ

シニ終ニ三郎九門門ノ依頼退隱シ餐子邦衛ニ家督相續セシメ同家

督ヲ崩キタリト言フ翁輔ニ普通ノ僥倖ヲ命シ男内藏太ニ家督相續セシメタリ

故ニ黨派ノ首領タルニ依然タリ

旧天軍ヲ山口諸隊會議所ニ出セシ願書ノ寫

去冬以来幣邑不穩其起ル所益田三郎九門門栗山翁輔波田

市多祢帽九衛門等カ如キ奸更要路ニ當リ幼主ヲ蔑シ自己ノ

權威ヲ專シ其外強團ニ魁首仲井半四郎多祢卯一山崎十郎

三組(宇谷、市丸、瀨尻) 組八貫野村二逗留(現山口市) 惣人員百七拾人ナリ

代役桂主殿（益田家臣、老臣、邑宰） 八本藩政府ヨリ益田三郎左工門（益田家臣、上士、大組、当役、北強団總督） 栗山翁（益田家臣、上士、大組） 輔兩名二押（おし）

隠（いんきよ） ヲ命シ他人相對（たいにん） ヲ禁シ殊（こと） 二翁輔八親族（栗山） タリトモ面接セシムベカラズトノ内命（ないめい）

ヲ受クルト雖トモ（いえ） 元来俗吏黨ノ為メニ推薦セラレテ益田家ノ代役タル主殿（だいやく）

殿ナレバ情實二纏綿セラレテ果斷決行スル事不能（あたわず） 荏苒時日ヲ経過セ

シニ終二三郎左衛門八依頼退隠シ養子邦衛（益田） 二家督相續セシメ（同家八）

故二黨派ノ首領タル八依然タリ（いぜん） 男内蔵太二家督相續セシメタリ（かたくそうぞく）

田天軍ヨリ山口諸隊會議所ニ出セシ願書ノ寫

去冬以来（弊） 幣邑不穩（須佐ふおん） 其起ル所八益田三郎左衛門（益田家臣、老臣、邑宰） 栗山翁（益田家臣、上士、大組、当役、北強団總督） 輔波田與（益田家臣、御用人）

市多祢順左衛門等力如キ奸吏要路二當り（益田精治郎） 幼主ヲ蔑ニシ（ないがしろ） 自己ノ（い）

権威ヲ專ニシ（けんい） 其外北強團ニテ魁首（そのほかほつきょうだん） 仲井半四郎（益田家臣、上士、大組） 多祢卯一（益田家臣、上士、大組） 山崎十郎（益田家臣）

三組＝慶応元年二月十五日、従来の四組のうち須佐地と宇谷が合併して三組となった（104頁参照）
相對＝当事者同士が直接に 互いに納得の上で。ここでは面会すること。
押隠居＝隠居刑。「押」はおさへつける／＼と押ししまるの意（押籠め、押収、押送、押領など）。
纏綿＝まといつくこと。からまること。心にまとわりついて離れないこと。
荏苒＝63頁脚注参照。

益田邦衛

栗山内蔵太＝栗山翁輔長男。觀之助、内蔵太、勝熊、包達（かねみち）。嘉永二年十月十二日生。明治五年熊本鎮台入隊、三等伍長を振り出しに創設期の日本陸軍奉職、教導
団歩兵科卒、西南の役征討軍参戦、戸山学校第一期生・歩兵少尉任官、近衛歩兵第四連隊旗手、近衛参謀課長、軍法會議判士、対馬警備隊区副官、陸軍憲兵大尉などを歴任。
明治三十五年九月十三日没。五一才。妻は児玉源太郎養女勇（ユウ）。
諸隊會議所＝卷末補注参照。

慶応元年（一八六五）七月

大衛門松野重内尾野太郎内藤堪亮等右四人之者、尤祖致之
種々奸謀ヲ廻シテ、終止邪而立相成矣。處今日ニ至リテ、
賊勢補盛ニ相成、實以不堪痛憤之至矣。私共一統歎願之筋
有之矣。得共御膝元近、罷出矣。而恐ヲ義有之矣。付
一先願分、危貫野、引越五六人丈、山口表罷出申矣。然、處
今度益田三郎三九衛門等隱居被仰付矣。得共其餘之義、絶而
御詮義以筋、無之矣。段一統疑惑ヲ生シ申矣。前首謀ノ者、此
可被處、乍恐、實大之御所置ニテ、正義回復之目途不相
立、眼前之憂、之矣。得者一統感服難仕矣。御上改而御
詮義被仰付、連、適當之罰被仰付、在様御取扱奉伏
願、誠恐、誠惶、謹言

七月十七日

田天軍

左衛門（益田家臣、上士、大組） 松野重内（益田家臣、上士、大組） 宅野太郎（益田家臣、上士、大組） 内藤磋商等（益田家臣、上士、大組） 右四人之者へ左袒致シ
 種々奸謀ヲ廻シ候ヨリ終二正邪兩立二相成候處今日二至リ候テハ
 賊勢稍盛二相成實以不堪痛憤之至候私共一統歎願之筋
 有之候得共御膝元近ク罷出候而八恐多義有之候二付
 一先領分壹貫野へ引越五六人丈ケ山口表罷出申候然ル處
 今度益田三郎三左衛門等（益田家臣、老臣、家老、邑宰） 隱居被仰付候得共其餘ノ義ハ絶而
 何タル御詮義筋毛無之候段一統疑惑ヲ生シ申候前首謀ノ者ハ屹卜
 可被處（しよせらるへく 殿 科 筆 之 處） 乍恐寛大之御所置ニテハ正義回復之目途不相
 立八眼前之吏二候得者一統感服難仕候此上改而御
 詮義被仰付速二適當之罰被仰付候様御取扱奉伏
 願候 誠恐誠惶謹言

七月十七日

左（さたん） 袒（たんでん） 121頁脚注参照。

壹貫野 一貫野。南御領（91頁脚注）参照。

御詮義筋毛無之候段 文書館本の記述に基づき

屹卜可被處 文書館本の記述に基づき

の個所に「何タル」を補足加筆した。
の個所に「殿科筆之處」を補足加筆、「屹度殿科ニ処セラルベキ筈ノ処」となる。

諸隊會議所

各中様

同十五日須佐ヨリ御直便トシテ安富九郎兵衛金山太右衛門等
 至一貫野村在陣間天軍及三組千防村滞在御手廻ノ間ニ往
 来シテ歸邑歎願スベキノ命ヲ傳ヘテ曰ク多數ノ人員當地ニ滞在
 スル頗ル不穩ノ舉動ニシテ兩君公ニモ自然御憤念ヲ掛ケ實以恐
 懼至ナク至當ノ請求ノ間届ケキヨリ一應歸邑ノ上願書差スベシト
 事ナリト然レ間天軍ノ邑中ニ於テ請願ノ手續キ既ニ盡セリ要路ノ奸
 吏ヲ斃カスル正義ヲ貫徹スルニ由ケリ所テ當地ニ出頭シテ本藩政布
 裁決ヲ仰クモノナリ其ノ不穩ノ舉動ナルモ亦已カラ得サルニ出ツルナリ豈好テ
 之ヲ為スモノナランヤ故ニ歸邑ノ命應ニ難シト決答セリ御手廻三組等ハ
 御直便ノ命ナレ強ク背クカラスト雖モ一同歸邑歎願スル却テ邑中混雜

諸隊會議所

各中様

(七月)
 同十五日 須佐ヨリ御直使(使)トシテ安富九郎兵衛(益田家臣、中土、御手廻組) 金山太左衛門等(益田家臣、下土)
 至ル(現山口市)一貫野村在陣(宇谷、市丸、瀬尻) 天軍 及 三 組 千防(千坊、現山口市) 村滞在御手廻ノ間二往(おてまわり)
 來シテ歸邑(須佐) 歎願スベキノ命ヲ傳ヘテ曰ク 多数ノ人員當地ニ滞在(たいざい)
 スルハ頗ル不穩ノ舉動ニシテ 両君公ニモ自然御煩念ヲ掛ケ 實以テ恐(きょう)
 懼ノ至ナレハ 至當ノ請求八聞届ベキニヨリ 一應歸邑(須佐)ノ上願書差(がんしよさした(出脱)) スベシトノ
 事ナリト 然ルニ田天軍八邑中ニ於テ請願ノ手續キハ既ニ盡セリ 要路ノ奸(かん)
 吏ヲ斃サスンハ 正義ヲ貫徹スルニ由ナシ 仍テ當地ニ出頭シテ本藩政布ノ(ほんばん)
 裁決ヲ仰クモノナレハ 其不穩ノ舉動ナルモ亦已ムヲ得サルニ出ツルナリ 豈好テ(あにこのん)
 之ヲ為スモノナランヤ 故ニ歸邑ノ命ハ應シ難シト決答セリ 御手廻(おてまわり) 三 組等(宇谷、市丸、瀬尻) 八
 御直使ノ命ナレハ強チ背クヘカラスト 雖トモ 一同歸邑 歎願スルハ却テ邑中ノ混雜(こんざつ)

一貫野村ニ南御領(91頁脚注)参照。

千防村ニ250頁脚注参照。

ナハ少教綾代ヲ歸邑セシメテ歎願書ヲ出サシメ其成百ヲ試ミント評
決シ御手廻リ帝山淳藏少輔松原義藏松原仁藏大塚浪江
仲井健三ノ六名ヲ推換シテ綾代タラシメ三組一應御手廻リ綾代歸
須歎願ノ上事情ヲ報知スルノ約アリ其一報ヲ待チテ綾代ヲ換定スハ
事ニ決セリ淳藏等安富九郎共衛等ト共ニ十九日午防ヲ出發シテ
羽立日着須直出即代役桂主殿殿ニ面謁シテ從來ノ始末ヲ洩リテ
願意ヲ具申シタルニ明日書面ヲ以テ開陳スルヒト事ニテ退出セリ

御手廻願書

御願申上英事

去冬以來御内輪和石終止強團下開天軍ト兩立ニ相成リ追追本
藩政府之御厄害筋ニモ立至リ奉恐入候雖然爲
御國家防外患存義勿論ニ英得共必立見

ナレバ 少数ノ総代ヲ歸邑セシメテ歎願書ヲ出サシメ 其成否ヲ試ミント評
 決シ 御手廻リ八市山淳蔵 山下少輔 松原泰蔵 松原仁蔵 大塚浪江
 仲井健三ノ六名ヲ推撰シテ総代タラシメ 三組ハ一應御手廻ノ総代歸
 須歎願ノ上 事情ヲ報知スルノ約アレハ 其一報ヲ待チテ総代ヲ撰定スル
 事ニ決セリ 淳蔵等 安富九郎兵衛等ト共ニ 十九日千防ヲ出發シテ
 翌廿日着須 直二出邸 代役桂主殿殿ニ面謁シテ従来ノ始末ヲ洩サス
 願意ヲ具申シタルニ 明日書面ヲ以テ開陳スベシトノ事ニテ退出セリ

御手廻願書

御願申上候事

去冬以来 御内輪一和不仕 終ニ北強團ト団天軍ト両立ニ相成リ 追追本
 藩政府之御厄害筋ニモ立至リ 奉恐入候 雖 然 為
 御国家防外患候義ハ勿論ニ候得共 必竟

千坊 250頁脚注参照。

出邸 笠松邸に出頭すること。65頁脚注参照。

従来ノ始末ヲ洩サス

願意ヲ具申シタルニ 文書館本に基づき

の個所に「詳陳シ」と補足加筆した。

先君御逝去後執政之者因循打過依姑之沙汰有之矣。經
陽日甚敷就而者當復已未私其中間相立作微力周旋
仕矣得其其詮無之今日至矣而者混和之自益不相立弊矣
悲泣之至矣以切迫之時勢正印之要害相身在義者
御家之任被為在矣得其只今之趣人心和不在矣而者作悲

御家之御為筋者不及申

御兩國一箇之疲弊。在得者些細之議論者陶或強團之魁
首名者壽之田天厚之相當之罪被加速。混和之基之開
一團之正義恢復也

御國家之御為。盡其死力度。尚私共非分病之矣。伏罪
矣。間條理判然公道之

御英斷偏奉。懇願矣。誠惶誠恐謹言

先君御逝去後(益田親施) 執政之者因循二打過 依姑之沙汰有之候ヨリ 經
 隔日二甚敷 就而者當夏已來 私共中間二相立 乍微力周旋
 仕候得共 其詮無之 今日二至り候而者 混和之目途不相立 號哭
 悲泣之至二候 以切迫之時勢 北邨之要害八相守候義者
 御家之任二被為在候得共 只今之趣 人心一和不仕候而者 乍恐
 御家之御為筋者不及申(益田家)
 御兩國一箇之疲弊二候得者 些細之議論者閣キ 北強團之魁
 首タル者ヲ罰シ 回天軍へモ相當之罪被加 速ニ混和之基ヲ開キ
 一團之正義恢復仕(長州藩)
 御國家之御為二盡死力度候 尚私共非分有之候ハ、 伏罪
 候間 条理判然公道之
 御英断偏二奉懇願候 誠惶誠恐謹言

因循 = 古い習慣により従つて改めないこと。 ぐずぐずしてためらうこと。

依姑 = 依怙。 鼻肩のこと。 たよること。 たよりとするもの。 父母をいう。

經隔 = わけへだて。 312頁参照。 圭角(言語、行動が円満でないこと)と同じ。

混和 = まぜあわせること。

北邨 = 北の村。 須佐は防長兩國の北邨。 文書館本では「北方ノ要害」と書いている。

非分 = 自分の分限でないこと。 分を超えること。 道理に合わないこと。

慶応元年(一八六五) 七月

七月廿一日

御手廻中

右願書之由故堂ニ出セリ

茲ニ高兵隊書記時山直八氏ノ意見ニテ田天軍今ニ建敷願ノ為ノ

帰須スベシ高一逮捕又ニ此書セハ直ニ隊兵ヲ率ニテ須佐ニ向フベシトノ

事ニテ高兵隊山下範三郎田天軍津田公輔舟岡五郎三浦政衛

等帰須ニ決シ旅装已ニ成ルニテ探自者須佐ヨリ帰陣報ニテ曰ク當度

須佐邑ニ於テ創立セシ各隊本藩ノ命令ヲ以テ不日解散セシメス由内

達アリテ田天軍此強團新撰隊ノ團體等ノ隊名ヲ廢シ並ニ英餘

ニ入リテ文武徒皆古ヲ為サシムル事ニ決シテ必ク是故堂俗使ノ山口ニ在リ

者ノ須佐西迄ノ基因ニ必竟田天軍ノ立隊ニアル由ヲ内陳シテ本

藩政府ヲ瞞着シ其勢力ヲ假リテ正邪ヲ混同シ己カ罪惡ノ形跡ヲ

湮滅セントスル權謀ナルベシト是ニ於テ田天軍後負會議ヲ開設シ

七月廿一日

御手廻中

右願書ヲ邑政堂ニ出セリ（注）

茲（奇兵隊兼使役陣場見合）ニ奇兵隊書記 時山直八氏ノ意見ニテ

歸須スベシ（須佐） 萬一逮捕 又ハ叱責セハ

事ニテ 奇兵隊 山下範三郎 回天軍 津 田 公 輔

等歸須ニ決シ 旅装已ニ成ルノトキ 探偵者須佐ヨリ帰陣 報シテ曰ク 當度

須佐邑ニ於テ創立セシ各隊ハ 本藩ノ命令ヲ以テ不日解散セシメラル、由内

達アリテ 回天軍 北強團 新撰隊等ノ隊名ヲ廢シ 並ニ育英館

ニ入リテ文武ノ稽古ヲ為サシムル事ニ決シタリ 必ヤ邑政堂俗吏ノ山口ニ在ル

者ノ須佐両立ノ基因ハ 必竟回天軍ノ立隊ニアル由ヲ内陳シテ 本

藩政府ヲ瞞着シ 其勢力ヲ假リテ正邪ヲ混同シ 己力罪惡ノ形跡ヲ

湮滅セントスルノ權謀ナルベシト 是ニ於テ回天軍ハ役員會議ヲ開設シ

（注）草稿本にはこの後に尊攘堂本の294頁に該当する次の文章がある。『右歎願書邑政堂ニ出セシニ突然市山淳蔵ヲ始メ六名ノ総代及栗栖鬼助 宇

野魁助 松井平助等孰モ幽囚セラレタリ』幽閉された日付で何れが正しいか要研究。

須佐両立ニ正義派（回天軍）と俗論党（北強團）の二つが対立していること。

瞞着ニ「たぶらかすこと。こまかすこと。瞞著（まんぢやく）。

歸須歎願ノ如何ヲ論究セシ津田公輔曰ク俗吏等先仙相院君
誣証ニ其容ラレシ及テ仙相院君ノ威光ヲ戴キテ西後見ヲ籠絡次
テ南園隊ヲ欺キ遂ニ本藩政府ヲ虜斷ラ躑躅セシムルニ至リ其
好惡至ラサル所ナレシ今ニシテ正和曲直ヲ判別シ公平無私ノ斷決ヲ頼ム
独リ奇兵隊アルニ乃チ固天ノ軍ヲ率テ奇兵隊ニ入り同隊ノ力ニ
籍リテ正氣恢復ノ効ヲ養ヒ若ク無シト中村卷一中村藤馬等
其説ニ同感ナリ栗山徹藏大橋三木ニ探偵者ノ報誤無
キヲ察セズバカラズ如ク御手廻三組等歸須歎願ニ臂ヲ添ヘ其
成ヲ待ナシ後進退ヲ決スルニ晩キニ非スト申論ニ駁紛議喧嘩ククシカ
殊ニト全軍公輔等ノ説ヲ賛成セリ

初須佐ヨリ探偵者ノ歸陣スルヤ恰モ好シ玉川小文吾天軍金山
義十郎上奇兵隊ヨリ来リ會セリ其報最樹念ナラテ直

歸須(須佐) たんがん 歎願いノ如何いヲ論究ろんきゆうセシニ 津(益田家臣、侍御、回天軍參謀兼書記、奇兵隊斥候) いわ 田(益田元宣公室) 公(周布治部、益田石見) 輔すけ曰いわク 俗吏ぞくり等ます先仙相院君二(益田元宣公室)
 讒誣ざんぶシ 其容そのラル、ニ及およテテ仙相院君ノ威光いこうヲ戴いたキテ兩(益田石見) 後のち見みヲ籠絡ろうらくシつニ
 テ南園隊ヲ欺あざむキ 遂つニ本藩政府處断ほんはんせいふちよだんヲ躊躇ちゆうちよセシムルニ至いたレリ 其その
 奸惡かんあく至いたラサル所ナシ 今いまニシテ正邪曲直せいじやくちよくちよくヲ判別はんべつシ 公平無私こうへいむしノ断決だんけつヲ頼たのムハ
 ひとり奇兵隊アルノミ 乃すなわチ回天全軍ヲ率ひきテ奇兵隊二入り 同隊ノ力ニ
 籍かリテ正氣恢復しょうきかいふくノ郊効ヲ奏そうスルニ若クハ無シト 中(益田家臣、四組、御殿御算用方、北強団、回天軍) 村(益田家臣、四組、回天軍會計) 泰あやまりな 一いつ 中村藤馬等
 此説このせつニ同感どうかんナリ 栗(徹三、益田家臣、回天軍重監) 山(益田家臣、回天軍小隊司令) 徹おて蔵まわり 大橋(宇谷、市丸、瀧尻) 三(須佐) たんがん 組くわう等らノ歸須いっぴ 歎願いっぴニ一臂いっぴヲ添そヘ 其その
 キヲ保ほセスベカラス 姑しばらク御手廻おてまわり 三(宇谷、市丸、瀧尻) 組くわう等らノ歸須いっぴ 歎願いっぴニ一臂いっぴヲ添そヘ 其その
 成なるヲ待まちチテ後 進退しんたいヲ決けつスルモ晩おそキニ非あらスト 甲論乙駁こうろんおつぱく紛議ふんぎ囂ごう々ごうタリシカ
 殊たがト全軍 公輔(津田)等ノ説せつヲ賛成さんせいセリ

初メ須佐ヨリ探偵者ノ歸陣スルヤ 恰あたモ好よシ 玉川(益田家臣、中士、御手廻組、回天軍、奇兵隊) 小文(益田家臣、中士、御手廻組、回天軍、奇兵隊) 吾わが元回げんかい 金山(益田家臣、中士、御手廻組、回天軍、奇兵隊)
 義十郎(回天軍、奇兵隊) 上のち 奇兵隊ヨリ来ルニ會セリ 其飛報そのひほうノ最懸念もつともけねんナルヲ以テ 直ただニ 直ただニ

讒 誣=事実を曲げてすること。

保セスベカラス=意味不明。「セ」は衍字か。文書館本、草稿本は共に「保スベカラス」。「保ス」=「やすんず」か。
 (いっぴ) 一臂=一つの肘。片腕。腕をふるい力を盡くすこと。

慶応元年(一八六五) 七月

吉田本營歸隊英治郎天軍等相討隊長阿川四郎貞

傳神阿川上共本陣主リテ須佐近況報ヲ奉告之仍本陣俄

會議ヲ開キ至急田天軍ヲ誘引スリ得策タルニ決シ英治郎王

川小父吾金山義十郎命テ一貫野ニ集ラシム不時田天軍已

奇兵隊ニ隊スキ決議ヲ為シテ六栗山徹藏天橋三樹三等降殊

全軍其準備ヲ為セリ御手廻三組等依然危貫野个防等

滞留シテ須佐ヨリ確報ヲ至ルヲ待フ

同日田天軍危貫野村出立所茨次郎玉川小父吾等同伴出テ

経テ翌日吉田驛着シ奇兵隊入ル

五番銃隊 津田公輔事 牧小太郎兼常

壹番銃隊 中村恭一事 村上研吾満忠

三番銃隊 中村藤馬事 坪嶋正三英義

吉田本営二帰隊 英 治郎 等ト相計リ 隊長 阿川 四郎二具
（英次郎 益田家臣、回天軍、奇兵隊）
 陳シ 阿川ト共本陣二至リテ 須佐ノ近況ヲ報告ス 仍テ本陣ハ俄二
（奇兵隊）
 會議ヲ開キ 至急回天軍ヲ誘引スルノ得策タルニ決シ 英 次郎 玉
（益田家臣、中士、御手廻組、回天軍、奇兵隊）
 川 小 文 吾 金山義十郎二命シテ一貫野二来ラシム 于時回天軍ハ已二
（益田家臣、中士、御手廻組、回天軍、奇兵隊）
 奇兵隊二入隊スベキ決議ヲ為シタレバ 栗山徹蔵 大橋三樹三等ヲ除キ 殊ト
（益田家臣、回天軍、奇兵隊）
 全軍其準備ヲ為セリ 御手廻 三 組等ハ 依然老貫野 千防等二
（益田家臣、回天軍、奇兵隊）
 滞留シテ須佐ヨリ確報ノ至ルヲ待ツ

同廿日 回天軍老貫野村出發 英 治郎 玉川 小 文 吾等同伴 山口ヲ
（七月）
 經テ翌廿一日 吉田驛二着シ 奇兵隊二入ル

- | | | |
|------|--------|---------|
| 五番銃隊 | 津田 公輔事 | 牧 小太郎兼常 |
| 壱番銃隊 | 中村 泰一事 | 村上 研吾満忠 |
| 三番銃隊 | 中村 藤馬事 | 坪嶋 正三英義 |

本営＝本陣と同じ。

一貫野＝91頁脚注参照。

千坊＝（現山口市）250頁脚注参照。

五番銃隊

尾番銃隊

三番銃隊

今上

五番銃隊

三番銃隊

五番銃隊

尾番銃隊

原井直助事
大谷源藏事

三番銃隊

三浦政術事
内田正一事

壹番銃隊

三浦平之助尚武	和田三郎義一	森義助晴政	村田團藏政徳	河上小一郎俊光	内山茂樹	岩本勇馬	岩本藤太	宅野金之丞	兼重半藏義一	梅津龍之進	梅津熊之進正義
---------	--------	-------	--------	---------	------	------	------	-------	--------	-------	---------

五番銃隊	梅津	熊之進	正義
壱番銃隊	梅津	瀧之進	
三番銃隊	兼重	半蔵義一	
全上	宅野	金之丞	
五番銃隊	岩本	藤太	
三番銃隊	岩本	勇馬	
全上	内山	茂樹	
五番銃隊	河上	小一郎	俊光
壱番銃隊	村田	團蔵	政徳
	大谷	源蔵	事
	三浦	政衛	事
	内田	正一	事
			三浦
			平之助
			尚武

内田正一＝内田正一郎（益田家臣、四組、回天軍）の誤りではなからうか。

慶応元年（一八六五）七月

三番銃隊 大谷千代桂事

竹田十郎

五番銃隊

松永藏之助勝正

小隊

曾根茂一

今上

山地乙吉

今上

御臺所序三郎事

森 榮藏

砲隊

御手洗音五郎光重

今上

久我龜吉忠行

今上

三明政吉

今上

淺野新平

今上

林 啓藏

今上

有田彦兵衛忠孝

今上

矢田助之進正義

慶応元年（一八六五）七月

三番銃隊

大谷千代松事

竹田 十郎

五番銃隊

松永 織之助勝正

小队

曾根 茂一

全上

山地 乙吉

全上

御臺所ノ宇三郎事

森 榮蔵

砲隊

御手洗音五郎光重

全上

久我 亀吉忠行

全上

三明 政吉

全上

浅野 新平

全上

林 啓蔵

全上

有田 彦兵衛忠孝

全上

矢田 助之進正義

尊攘堂本と文書館本とで名前の書き方が異なる者がある。

尊攘堂本

文書館本

御手洗音五郎光重

御手洗乙五郎光重

浅野 新平

浅野 新兵

今上
今上
今上

吉川道助正義
寺山龍藏則正
田村為吉

同廿八日須佐ヨリ御直使トシテ増野勝太夫大谷利兵衛等危貫野村十
坊村等ニ至リ至急歸須スベシ若シ歸須セサル時其旨趣ヲ詳陳スベキ
命ヲ傳ヘ且曰勝太等今ヨリ吉田奇兵隊ニ至リ君命ヲ傳フベキ事アリ郷
等歸須ニ決セハ予等ニ先クテ歸ルニ可ナリ名ラサレバ予等歸途山口ニ泊
フルヲ期シテ決算答ラ為スベシト御手廻三組等々各會議、上山口ニ向テ圓答
セント約セリ勝太等轉シテ吉田奇兵隊本陣ニ至ルト雖も應接其要領ヲ
盡ササル者ヲ以テ謝絶セシ山口ニ歸ル

茲ニ危貫聖介坊二村ニ滞在御手廻三組等々廻天軍吉田行後大
度程何ラ決ヒタル如ク殆ト支フハカラサル決心ナク協議、上弥富村金柳寺

全 全 全
上 上 上

吉川 道助正義
寺山 瀧蔵則正
田村 為吉

(七月)
同廿八日 須佐ヨリ御直便トシテ 増野勝太夫 大谷利兵衛等 壹貫野村 千
坊村等ニ至リ 至急歸須スベシ 若シ歸須セサル時ハ 其旨趣ヲ詳陳スベキノ
命ヲ傳ヘ 且曰ク 勝太等今ヨリ吉田奇兵隊ニ至リ君命ヲ傳フベキ事アリ 郷
等歸須ニ決セハ 矛等ニ先タチテ歸ルモ可ナリ 否ラサレバ矛等歸途山口ニ泊
スルヲ期シテ決答ヲ為スベシト 御手廻 三 組等ハ各會議ノ上山口ニ向テ回答
セント約セリ 勝太等轉シテ吉田奇兵隊本陣ニ至ルト雖トモ 應接其要領ヲ
盡ササル旨ヲ以テ 謝絶セラレ山口ニ歸ル
茲ニ壹貫野 千坊ニ村ニ滞在ノ御手廻 三 組等八回天軍吉田行ノ後八大
厦ノ柱石ヲ失ヒタル如ク 殆ト支フヘカラサル 恣 ナレハ協議ノ上 弥富村全柳寺

吉川 道助正義「吉川」は「吉田」の誤り。文書館本に基づき修正した。なお「吉田」は正しくは「芳田」にて弥富の人なり。
大厦（たいか）大きな建物。
全柳寺 P 45 参照。

慶応元年（一八六五）七月

返歸リテ歎願スルニ決意スルモ大半増野勝太等ノ山口ニ歸ル待テ
其旅寓ニ至リテ其旨ヲ田谷ニ

勝太ハ山壁小始ニ文字屋某ヲ雇ヒテ諸隊會議所ニ至リ大司兵隊參
謀時山氏ニ對シテ同隊入隊ノ田天軍ヲ除隊ヲシテ須佐ノ歸ラシメテニ事
ヲ請ヒシナリ時山氏ニ邑中奸賊ノ首ヲ刎テ出ケル田天軍ニ即日歸セシメテ

卷ハナリ

八月五日増野勝太等ノ山口發程御手廻三組等モ大半出發ス栗山
轍三御手廻三組大半同伴ニ歸リ大橋三樹ニ奇兵隊入隊決
シテ御手廻三組ノ内八隊ニ決セシ有志者ト同伴翌六日出發七日吉
田驛ニ着シテ八隊ノ申込ヲ為シタリ然ルニ三樹ニ事故アリテ八隊ヲ許シ
進藤半九郎ト更ニ山口ニ出テ後集義隊ニ入ル

同十日入隊スルモ始名

迄たんの帰リテ歎願スルニ決意スルモノ大半ナリ **増野勝太等**（益田家臣、上士、大組）ノ山口ニ帰ルヲ待チ

其旅寓ニ至リテ 其旨ヲ**回答**ス

勝太（増野）ハ山口**堅小路三文字屋**某ヲ雇ヒテ 諸隊會議所ニ至リ 奇兵隊参

謀（時山直八）時山氏ニ對シテ同隊入隊ノ**回天軍**ヲ除隊シテ須佐へ帰ラシメラレン事

ヲ請ハシメタルニ 時山氏（時山直八）ハ邑中奸賊ノ首ヲ勿テ出サハ **回天軍**ハ即日帰須セシメント

答ヘタリ

八月五日 **増野勝太等**（益田家臣、上士、大組）山口發程 御手廻（宇谷、市丸、瀨尻）三 **組等**モ大半出發ス 栗山（益田家臣）

徹三御手廻（宇谷、市丸、瀨尻）三 組ノ大半ニ 同伴シテ帰り 大橋三樹三八奇兵隊入隊ニ決

シテ 御手廻（宇谷、市丸、瀨尻）三 組ノ内 入隊ニ決セシ有志者ト同伴 翌六日出發 七日吉

田驛二着シテ入隊ノ申込ヲ為シタリ 然ルニ三樹三八事故アリテ入隊ヲ許レス

進藤半九郎ト更ニ山口ニ出テ後 集義隊ニ入ル

（八月） 同 十日入隊スルモノ拾名（拾二名カ）

堅小路三文字屋ニ今も現存する堅小路の文房具屋の老舗 御用商人として政府筋に顔が利いたのである。

（八月） 同 十日入隊スルモノ拾名ニ次頁の人数を数えたと十二名。文書館本も十名と記述している。

御手廻三組等モ大半ニ 同伴シテ帰りこの部分は草稿本では『御手廻三組等モ大半出發ス 栗山徹蔵八御手廻三組ノ大半ニ加盟同伴シテ帰ル 大

橋三樹三八奇兵隊入隊ニ決シ』となつてゐる。

貳番銃隊

西尾壯助事

水村敬助 正直

全上

若月健三

全上

横田源三郎事

嶋城久吉

全上

村岡三郎

器械方

小隊

御馬屋嘉平事

品川順太

全上

宇喜組小平事

桐嶋五郎

全上

宇喜組

波田仙市

全上

宇喜組大助事

道田政吉

全上

市丸組廣左衛門事

笹倉新之丞

全上

市丸組善兵衛事

田中作一

全上

瀬尾組佐七事

河原善一
波田權十郎

式番銃隊

西尾壯助事(益田家臣、四組、觸證人)

木村敬助正直

全上

(玄三郎、益田家臣、下七)

若月健三

全上

横田源三郎事

嶋城久吉

全上

村岡三郎

器械方

品川順太

小队

御馬屋嘉平事

桐嶋五郎

全上

宇谷組小平事

波田仙市

全上

宇谷組

道田政吉

全上

宇谷組太助事

笹倉新之丞

全上

市丸組歳左衛門事

田中作一

全上

市丸組善兵工事

河原善一

全上

瀬尻組佐七事

波田権十郎

若月健三「文書館本では「若月健三」と書かれている。

慶応元年（一八六五）八月

同古無重五郎四郎備手三浦常之進備手高津久間同三浦甚四

郎上高津藤太上伊藤秀助上高津善兵衛上大谷助之進上中

村盛人上兵衛丸上中丸組七郎九工門上源四郎上又五郎上等吉田驛

柔着上右廿名上千坊志貫聖二村之元集人引揚際猶豫未決上しか

遊上高兵隊入隊決上セル上然上ル上日暮入隊セ上致小太郎其他元回天軍

員上其旅寓上至上一會上評議セ上當度柔着上廿名入隊上ヲ為上ス上テ

高兵隊本陣上歎願書上出上入隊員上内上外相應上テ其聲援上ヲ促上ス上ト

ト決交上セリ

茲上桂主殿殿上俗吏上督盡上據上領内上士卒上召喚上就上中御手廻上三組

等正義派者上一上二名家殿内上大廣間上山サ上シ上ノ役員列上廣城儀上塵々

ノ中上邑政府上互上セ上ル上運動上旨趣上ヲ上糾問上シ上自今代役上指揮上ニ上從上テ

否上ヤ上決上定上セ上シ上タ上ル上ニ上依上リ上御旨上從上フ上ト上答上ハ上ル上モ上勤上カ上ス上是上ニ上於上テ上其

(八月) 同十四日 兼重五郎四郎 三浦常之進 高津久間 三浦甚四
 郎 高津藤太 伊藤秀助 高津善兵衛 大谷助之進 中
 村盛人 兵衛門 (市丸組) 七郎左工門 源四郎 又五郎 等吉田驛
 二来着セリ 右廿名八千坊 吉貫野 一村之屯集人引揚ノ際 猶豫未決ナリシカ
 遂ニ奇兵隊入隊ニ決セルナリ 然ルニ 曩ニ入隊セシ牧小太郎 其他元固天軍
 員モ 其旅寓ニ至リ 一會シテ評議セシニ 當度来着ノ廿名八人隊ヲ為スシテ
 奇兵隊本陣ニ歎願書ヲ出シ 入隊員ト内外相應シテ其聲援ヲ促スベシ
 ト決定セリ

茲ニ桂主殿殿八俗吏ノ賛畫ニ據リ領内ノ士卒ヲ召喚シ 就中 御手廻 三組
 等正義派ノ者ヲ一二名宛殿内大廣間ニ出サシメ 役員列席威儀堂々
 ノ中ニ 邑政府ニ反セル運動ノ旨趣ヲ糾問シ 自今代役ノ指揮ニ從フヤ
 否ヤヲ決答セシメタルニ依リ 御旨ニ從フベシト答ヘタルモノ 尠カラス 是ニ於テ其

右廿名ニ名前が記されている者は十三名。

從フヤト卷エタル者、邑政堂至レ上諭堂ト共ニ血ヲ刺シテ誓約セシナリ

同大日松原平九衛門緞須佐邑政堂、於テ松本良九衛門ト激論數時、

涉リシカ同夜平九衛門、自宅ニ於テ割腹セリ其旨趣一通ノ遺書ニ詳悉

セシモ親戚之ヲ秘シテ公ニセザル由ナリ平九衛門、平素質直庶耻ラ重ニスルノ

氣象アリ且祖先六九衛門美道ノ益田家世代元堯ノ時ニ殊遇セラレ元堯、

喪ニテリテ再ニ殉死ヲ請フト雖氏許ス依テ其二週忌辰ヲ以テ屠腹セシ氣

慨ヲ慕ヒヒニ右衛門介君ノ逝去後邑中正俗兩立ナリ邑政堂中議政、顯

職ニ在ル者及並強團中魁首タル者大概同級大組ニテ因循姑息ヲ

主トナシ到レ正義ノ士ヲ幽殺セシラ憤フテ同級ノ會議ニテ出席セシ樹財々

係存セシカ今ノ事ニ及ハリトス本藩政行ヨリ、親當時山口藩在中、曾野

正義ノ士大ニ憤慨セリト、金氏身親戚皆大組ニシテ、眞次ノ控聞セシニ平病、病死ノ旨ヲ以テ各ツク

同日無重五郎四郎等、奇兵隊本陣ニ一封、勸願書ヲ呈出ス

従フベシト答エタル者八 邑政堂ニ至リ俗論堂ト共ニ血ヲ刺シテ誓約セシメタリ

(八月) 同十八日 **松原平左衛門** 大八須佐邑政堂ニ於テ松本良左衛門ト激論数時ニ

渉リシカ 同夜平左衛門八自宅ニ於テ割腹セリ 其旨趣一通ノ遺書ニ詳悉

セシモ 親戚之ヲ秘シテ 公ニセサル由ナリ 平左衛門八平素質直廉耻ヲ重ンスルノ

氣象アリ 且 祖先六左衛門亮 近ノ益田家廿一代元 亮ノ時ニ殊遇セラレ元 亮ノ

喪ニ丁リテ再三殉死ヲ請フト 雖トモ許レス 依テ其二週忌辰ヲ以テ屠腹セシ氣

慨ヲ慕ヒシニ 右衛門介君ノ逝去後 邑中正俗兩立トナリ 邑政堂中議政ノ頭

職ニ在ル者 及 北強團中魁首タル者八 大概同級ノ大組ニシテ因循姑息ヲ

主トナシ 剩ヘ正義ノ士ヲ幽殺セシヲ憤ツテ 同級ノ會議ニモ出席セス 鬱々

閑居セシカ 遂ニ今日ノ事ニ及ヘリト云フ 本藩政府ヨリ八當時山口滞在中ナル増野

正義ノ士八大憤慨セリト雖トモ其親戚皆大組ニシテ 俗論堂(党)ナレハ割腹ノ証據ヲ擧グルニ由ナキヲ 止ム

(八月) 同廿日 兼重五郎四郎等 奇兵隊本陣ニ一封ノ歎願書ヲ呈出ス

松本良左衛門「内藤礎助の妻が良左衛門の娘という關係。

公ニセサル由ナリ「文書館本の記述に従い 個所に「世間ニ」と補足加筆した。

氣象「氣質、氣だて、こころだて、氣性。

殊遇「特別なもてなし。

忌辰「親の命日。また広く死者の命日。忌日(きじつ)と同じ。

割腹ノ証據ヲ擧グルニ由ナキヲ止ム「由ナキヲ以テ止ム」

慶応元年(一八六五) 八月

歎願書

去年己未弊邑不穩_ニ矣_ニ處其原因_ニ奸吏尋要路_ニ當_リ
 如主_ヲ蔑如_シ自己_ノ權勢_ヲ專_ニ矣_{ヨリ}終_ニ正邪_ニ而立_ニ立_ニ至_ニ
 在_ニ次第_ニ實_ニ以_テ痛憤_ニ悲泣_ニ之_ニ至_ニ而_ニ在_ニ矣_{然_ルニ}去_ニ月_ニ本
 藩政_ヲ布_リ兩_ニ奸吏_ニ退職_ニ之_ニ御_ニ處_ニ分_ニ有_ニ之_ニ得_ニ共_ニ人_ニテ_ニ日_ニ至_リ
 却_テ俗_ニ議_ニ稱_ニ盛_ニ相_ニ成_ニ諂_ニ諛_ニ之_ニ臣_ニ登_ニ庸_ニ正_ニ義_ニ士_ニ擯_ニ作_ニ
 人_々其_ニ堵_ニ安_ニル_事不_ニ能_ニ追_ニ々_ニ脫_ニ走_ニシ_テ外_ニ居_ニ士_ニ矣_{必_ニ竟_ニ兩}
 奸_ニ逸_ニ職_ニ後_ニ雖_ニ以_テ尤_ニ祖_ニ奸_ニ吏_ニ依然_ニ相_ニ通_ニシ_テ種_々之_ニ陰_ニ謀_ニ
 為_ニ矣<sub>得_ニ者_ニ此_ニ度_ニ御_ニ詮_ニ義_ニ相_ニ成_ニ矣_{而_ニ夫_々適_ニ當_ニ之_ニ御_ニ處_ニ斷}
 被_ニ仰_ニ付_ニ各_ニ感_ニ心_ニ腹_ニ仕_ニ領_ニ内_ニ和_ニ永_ニ後_ニ難_ニ無_ニ之_ニ有_ニ樣_ニ御_ニ取_ニ計_ニ被_ニ
 下_ニ度_ニ仍_ニ而_ニ奉_ニ願_ニ上_ニ疾_ニ誠_ニ恐_ニ誠_ニ惶_ニ謹_ニ言_ニ</sub>

須佐藩

歎願書

去冬已来（須佐）弊邑不穩二候（益田精治郎）處（須佐）其原因八奸吏等要路二當り
 幼主ヲ蔑如シ自己ノ權勢ヲ專ニシ候ヨリ終ニ正邪兩立ニ立至
 リ候次第實以痛憤悲泣之至二罷在候然ルニ去月七月本
 藩政府ヨリ兩奸吏退職之御處分有之候得共今日ニ至リ
 却テ俗議弥盛ニ相成諂護ノ臣ヲ登庸シ正義ノ士ヲ擯斥シ
 人々其堵ニ安スル事不能追々脱走シテ外居仕候必竟八両
 奸退職後ト雖トモ左袒ノ奸吏八依然相通シテ種々之陰謀ヲ
 為候得者屹度御詮義相成候而夫々適當痛憤悲泣之御處断
 被仰付各感腹仕領内一和永ク後艱無之候様御取計被
 下度伏力仍而奉願上候誠恐誠惶謹言

須佐藩

諂諛（てんゆん）へつらうじや。

擯（ひんせき）斥（しりぞけてのけものにする）。

堵（と）ニ安スル「堵」は垣根。垣根の内に安んずる。安堵。

両奸益田三郎左右衛門と栗山翁輔のこと。201〜2頁及び251〜2頁参照。

左袒（さたん）「袒」121頁脚注参照。

兼重五郎四郎が何故「須佐藩」の名前で奇兵隊に手紙を書き得たのか。慶応元年五月十八日、職役三郎左右衛門、当役翁輔を罷免、その後任には即日夫々増野又十郎、松本良左衛門が任命されている。そして七月、三郎左右衛門、翁輔に押隠居を命じた。この間に邑政堂に空白期があったとは考えられない。勝手に「須佐藩」の名前を騙ったものか

八月廿日

各中

奇兵隊右願書ヲ受理セシ付五郎四郎等ニ危野村滞任シ

ニ裁判可相待トノ事ニテ直クニ出奔セリ

奇兵隊參謀兼書記時山直八氏政府ニ照會ノ為メ出山次テ

軍並山縣狂助氏參謀兼書記ニ好軍太郎氏等周旋アリテ

先ツ須佐藩有志者入隊ノ許可ヲ得タリ

奇兵隊本陣ヨリ問及キ是ニ答辯

一先君徳山ニ於テ御切迫之節誥居是向某ニ疾哉

松原仁藏有田新五衛門御側役ニ疾

一報知ニ歸リ疾人向某ニ疾哉

松原茂一郎三好久平中村藤馬ニ疾

一重役之者向某ニ疾哉

八月廿日

各中

奇兵隊八右願書ヲ受理セシニ付(兼重) 五郎四郎等八(一貫野、現山口市) 貫野村ニ滞在シテ裁判可相待トノ事ニテ直チニ出發セリ

奇兵隊參謀兼書記 時山直八氏 政府ニ照會ノ為メ出山(山口) 次テ

軍監 山縣狂助氏 參謀兼書記 三好軍太郎氏等周旋アリテ
先ツ須佐藩有志者入隊ノ許可ヲ得タリ

奇兵隊本陣ヨリ問条并ニ答辨もんじょうならび とうべん

一 先君徳山ニ於テ御切迫之節 詰居人 何某ニ候哉(益田親施)

一 松原仁蔵 有田新左衛門 御側役ニ候(益田家臣、中土、御手廻組)

一 報知ニ歸リ候人 何某ニ候哉(益田家臣、上士、大組)

一 松原茂一郎 三好久平 中村 藤馬ニテ候(益田家臣、大道村切畑居住)

一 重役之者 何某ニ候哉(益田家臣、四組、回天軍會計)

軍監ニ諸隊において軍事の監督をする者で、総管に次ぐ要職。総管に大身の名目的な人物が任命されている場合は、実質的には長官の任務を果たす。

士官であるため、足輕以下の身分の出身者でも、総管から願出の手続きの上、入隊中は士列に扱われ、乗馬を許可された(本巻第一部「諸隊関係

編年史料「慶応元年四月九日条」出典「山口県史」史料編 幕末維新 6 1085頁

職役益田三郎左衛門加判增野又十郎當役栗山翁
輔同上大田丹官用人多稱順左工門同上波田與
市同上入江忠左衛門

一先君御逝去後正義之士幽囚何某

小國融藏大谷權助

一總人數親類預々田天軍後人數

田天軍後人數

一五條之罪狀如何哉

一高正院様御自分被立置矣衛手組相破矣事

一仙相院様御趣意相北月事

一值中脱走之事

一御家系中之隊中俗論申落矣事

慶応元年（一八六五）八月

職役 益田三郎左衛門（清水益田家、老臣、家老、邑宰） 加判（藤兵衛、老臣、回天軍總督、職役） 増野又十郎（上土、大組、当役） 當役（上土、大組） 栗山翁（上土、大組、当役、北強団總督）

輔 同上 大田丹宮（上土、大組、当役） 用人 多禰順左工門（上土、大組、用人） 同上 波田與（上土、大組）

市 同上 入江忠左衛門（上土、大組、用人） 二候

先（益田親施）君御逝去後 正義之士幽囚八何某二候哉（育英館学頭、軍監）

小國融蔵（育英館学頭、軍監） 大谷樸助二候（中土、御手廻組）

總人数親類預ケト八回天軍総人数二候哉（中土、御手廻組）

回天軍総人数二候

五ヶ條之罪状如何哉（益田親施）

一 高正院様 御自分被立置候御手組相破候事（益田元宣公室）

一 仙相院様御趣意 相背候事（益田元宣公室）

一 慎 中脱走之事（益田元宣公室）

一 御家来中ヲ隊中へ俗論ニ申落候事（益田元宣公室）

御手組

一 御法北有商家大虚ツカリ出テ事

一 北強團魁首久何某ニ疾シ哉

多孫卯一仲升半西郎山崎十郎左衛門宅野太郎松

野重内大谷岩尾内藤碓亮等由ニ疾シ

一 益田三郎左衛門如何人物ニ疾シ哉

執事職括リ幼主ヲ蔭如シ己ノ權ヲ振ヒ人ヲ侮リ疾シ

一 大谷權助割腸腹之節北強團ヲ何某ニ僞證ニ出テ疾シ哉

北強團緩人數ニ疾シ

一 北強團之内兩人何某ニ疾シ哉

宅野太郎内藤碓亮ニ疾シ

一 胡英館尚回天軍地方農兵入リ之ノ義ヲ付沙汰違ヒ如

何之事ニ疾シ哉

一 御法二背キ 商家ノ大金ヲカタリ出候事
 北強團魁首ノ人 何某二候哉
 多弥卯 一 仲井半四郎 山崎十郎左衛門 宅野太郎 松
 野重内 大谷岩尾 内藤磋商亮等ノ由二候
 益田二郎左衛門 如何ノ人物二候哉
 執事ノ職二居リ 幼主ヲ蔑如シ 己ノ権ヲ振ヒ 人ヲ侮リ候
 大谷樸助割腹之節 北強團ヨリ何某俟證二出候哉
 北強團総人数二候
 北強團之内 兩人何某二候哉
 宅野太郎 内藤磋商亮二候
 育英館尚回天軍へ地方農兵入込之義二付 沙汰違ヒ如
 何之事二候哉

地方II (じかた) P 182 参照。

慶応元年 (一八六五) 八月

今般胡英館御家未之者入邊誓古被仰付矣付地方
農兵其外三心掛次第入塾御免被仰付矣全定法
入邊不仕而モ十日程宛滯留三誓古相調矣而モ宜敷
勿論滯留中御養ニ被仰付矣余如様承知矣而其沙
沙汰可有之矣

一 此度田萬三田天軍之者隊被相立矣付而ニ右隊入
此度者之義願出御免相成矣上ナラテ不相調ト
義ニ余此段ニ沙汰可有之矣事

月 日

松井九郎右衛門

庄屋宛

一 附屬之者誤ト申被附屬之者ト政府之附屬ニ義
如沙汰致矣役人三即政府附屬ニ候

慶応元年（一八六五）八月

今般 育英館へ御家来之者入込 稽古被仰付候ニ付 地方

農兵其外ニテモ心掛次第 入塾御免被仰付候 全定法

入込不仕而モ十日程宛滞留ニテ稽古相調候而モ宜敷

勿論滞留中御養上被仰付候条 右様承知候而其沙

沙汰可有之候

此度 田萬ニテ回天軍之者 隊被相立候 付而ハ 右隊へ入

込度者之義ハ 願出御免相成候上ナリテハ不相調トノ

義ニ候条 此段ヲモ沙汰可有之候事

月 日 松井九郎右衛門

庄屋宛

一 附属之者 誤リト申候 附属之者トハ政府之附属ニ候哉

右沙汰致候役人ニテ 即政府ノ附属ニ候

地方（じかた）P182参照。

一 當時政府何某（按）若其人（按）時後役何某（按）然哉

當時政府職役（按）十郎後見增野與次（按）加判益田勘

兵衛當役（按）松本良左衛門同上大田丹宮同上入江忠左

衛門用人仲井半四郎同上增野勝太（按）同松原宗兵衛

三按

後役之義益田勘兵衛增野與次松原平左衛門入江

忠左衛門保賀昌九衛門松原齡助增野善左衛

門被仰付其外大組御手廻之内ヨリ人撰（按）以テ政務

御用掛トシテ出勅被仰付度哉

九月八日隊命依（按）收小太郎出山（按）本藩政府於テ奇兵隊長官

續々出山（按）須佐邑正義（按）恢復ノ處分ヲ請求スルヲ以テ數度ノ堂議

ヲ經テ組内決（按）益田家代役桂主殿（按）台喚アリテ弁表ノ手續（按）近キ

一 當時 政府八何某二候哉 若其人貶ル時八 後役 何某可然哉 益田勘

當時 政府八職役 增野又十郎 後見 增野與次 加判 益田勘

兵衛 當役 松本良左衛門 同上 大田丹宮 同上 入江忠左

衛門 用人 仲井半四郎 同上 增野勝太 同 松原宗兵衛

二候 後役之儀八 益田勘兵衛 增野興次 松原平左衛門 入江

忠左衛門 侯賀昌左衛門 松原齡助 增野善左衛門

門 二被仰付 其外大組 御手廻之内ヨリ人撰ヲ以テ政務

御用掛トシテ出勤被仰付度候

九月八日 隊命二依リ 牧小太郎出山セリ 本藩政府二於テ八奇兵隊長官

續々出山シテ須佐邑正義恢復ノ處分ヲ請求スルヲ以テ 數度ノ堂議

ヲ経テ粗内決シ 益田家代役 桂主殿殿ヲ召喚アリテ発表ノ手續近キニ

変名について265、271頁参照。維新の志士たちは盛んに変名を用いた。彼等は幕府や新撰組などの追求によって常にその身が危険にさらされていたため自分の身の安全を図るため変名を使った。須佐から奇兵隊入隊のときに変名を使ったのも似たような理由によるものであろうか。

在大兼五郎四郎等之危貫野村引拂歸須スベシト命アリ

奇兵隊軍監林半七ヲ以テ須佐處断事ヲ擔任ト定メ山口滞在ニシテ

政事堂議事ニ參與セリ尚參謀福田良助參謀無書記片野

十郎等之諸氏モ時々出山大ニ周旋スル處アリ

同主日御宇廻總代市山淳藏始六名少輔蔭藏ニ藏長江健三栗栖鬼助

宇野魁助松平輔等突然幽囚セラル其他御手廻内宛罪ニ所

罰セラル者多シ栗山百合熊即夜出奔告諸隊會議所ニ至リ大

橋三樹ニ面接シ同伴政事堂ニ出頭シテ廣澤氏ニ報知セシニ廣澤

氏曰ク幽囚諸氏暫ク忍ビテ靜穩ナラシ其命ニ関スル程ノ急ナルベカラ

ス已ニ代役召喚ノ命ヲ奉シテ八下日着山ノ期ニ接セリ安神スベシト

谷依リ退出シ百合熊歸邑ス

百合熊出山ノ後中村藤馬隊用ニ歸邑シ事畢リテ出奔セシニ

慶応元年（一八六五）九月

在レバ **兼重五郎四郎等八巻** （貫野、益田領飛地、南御領） 貫 **野村引拂ヒ** （須佐） 須スベシトノ命アリ
 奇兵隊八軍監 （秋瀬士、奇兵隊軍監） 林半七ヲ以テ 須佐處断 事件ノ擔任ト定メ 山口滞在ニテ
 政事堂ノ議事ニ參與セリ 尚参謀 **福田良助** （良輔、奇兵隊参謀） 参謀兼書記 時山直八 書記
十郎等 （兼旗奉行） ノ諸氏モ時々出山 （山口） 大二周旋スル處アリ （山口）

片野 （奇兵隊参謀、

九月十六日 御手廻総代 （益田家臣、中士、御手廻組） 市山淳蔵 始六名 （来栖鬼助、中士、御手廻組） 并二栗栖鬼助
 宇野魁助 （益田家臣、中士、御手廻組） **松井平輔等** 突然幽囚セラル 其他御手廻ノ内 冤罪ニテ所
 罰セラル、者多シ **栗山百合熊** 即夜出發 山口諸隊會議所ニ至リ 大
 橋三樹三 二面接シ 同伴政事堂ニ出頭シテ廣澤氏ニ報知セシニ 廣澤
 氏曰ク 幽囚ノ諸氏暫ク忍ンテ静穏ナラハ 其命ニ関スル程ノ急ハアルベカラ
 ス 已ニ代役召喚ノ命ヲ發シアレバ 不日着山ノ期ニ接セリ 安神スベシトノ
 答ニ依リ 退出シ百合熊八歸邑ス （須佐）
 百合熊 （栗山） 出山ノ後 中村藤馬 隊用ニテ歸邑シ 事畢リテ出發セシニ

参謀兼書記

片野十郎等ノ諸氏モ時々出山ニ草稿本には

の個所に「時山直八 書記」が挿入されている。こちらが正

しいと思われる。尚、乙丑二月改の「奇兵隊人数附」によれば参謀 福田良輔、参謀兼使役陣場見合 時山直八、参謀兼旗奉行 片野十郎となっている。

（出典：「山口県史」史料編 幕末維新 6 992頁参照）

同十六日 御手廻総代 市山淳蔵 始六名 并二栗栖鬼助宇野魁介 松井平輔等 突然幽囚セラルニ 262頁脚注参照。何故幽囚されたのか。

少輔ニ 山下少輔。益田家臣、中士、御手廻組。

泰蔵ニ 松原泰蔵（泰三）、益田家臣。中士、御手廻組。

仁蔵ニ 松原仁蔵。益田家臣、中士、御手廻組。

浪江ニ 大塚浪江。益田家臣、中士、御手廻組。

健三ニ 中井健三。益田家臣。中士、御手廻組。P258参照。

上小川村於テ多將即ノ農兵ヲ指揮シテ其迹ヲ選ラシムハニ遽ニ遂ニ捕
ヘテ多々是邑政堂ニ至リ辨解宜キ得テ免カレタリ

同廿四日御代役須佐奔駕ニテ出山アリ本藩政府ニテハ御政務國貞直
人氏御目附杉篤助氏主仕トナリ奇兵隊材半七氏鴻城學校督學
坂上忠助氏等其事ニ參與シテ俗論堂處罰ノ御沙汰書及大谷
樸助河上範三二氏罪狀取削シ御沙汰書ヲ調ヘテ御代役ニ下渡
サレタリ

十月十二日御代役山口奔駕萩ヲ經テ歸須賀十三日着須賀アリ
同廿四日邑政堂役員ノ更迭其他改革ノ令ヲ發セシ

御願分外隱居 元職役 益田三郎左衛門

永々遠嶋 元富役 栗山翁 輔

御願分外隱居 御用人 多弥順左衛門

上小川村ニ於テ (現田万川町) 多 (多弥卯一、益田家臣、上士、大組、剣豪) 弥卯 (そのみち) 一ノ農兵ヲ指揮シテ其途ヲ遮ラシムルニ遭ヒ (あ) 遂ニ捕 (とら)ヘラレタリシモ 邑政堂ニ至リ辨解宜キヲ得テ免カレタリ

同廿四日 (桂主殿) 御代役 須佐発駕ニテ出山アリ (山口) 本藩政府ニテ八御政務 (秋藩士、干城隊頭取、国政方) 國貞直

人氏 御目付 杉 篤助氏主任トナリ 奇兵隊 (秋藩士、奇兵隊軍監) 林半七氏 鴻城学校督學

坂上忠助氏等 其事ニ參與シテ俗論堂處罰ノ御沙汰書及大谷

横助 河上範三 二氏罪状取削シノ御沙汰書ヲ調ヘテ御代役ニ下渡

サレタリ

十月十二日 (桂主殿) 御代役山口発駕 萩ヲ経テ帰須 (須佐) 翌十三日着須アリ (須佐)

同十四日 (十月) 邑政堂役員ノ更迭其他改革ノ令ヲ發セラル

御領分外隠居 こりようぶんがいんきよ

永々遠嶋 えいえいえんと

御領分外隠居 こりようぶんがいんきよ

元職役 しよくやく

元當役 とうやく

御用人 ごようじん

益田三郎左衛門

栗山 翁輔

多弥 順左衛門

杉 篤助

鴻城学校「巻末「補注4」参照。「回天実記」の編纂が明治三年三月三日で鴻城学舎の創立が明治八年では時期が合わない。すると明治三年は「回天実記」編纂作業の着手の年で完成は明治八年以降かという疑問が生じる。

坂上忠助「初名恒、後に忠介、寓所と号しまた作楽山樵と号す。晩年冲所の号あり。萩藩寄組口羽氏の家人なり、中村牛莊に学び、また江戸に赴きて安積良斎、羽倉用九の門に学ぶ。嘉永安政の際諸藩有志の士と交わり正義を唱う。安政中美祿郡に移りて教授す。四年擢でられて明倫館教授となる。文久二年江戸有備館教授に転ず。馬関の役に命を以て九州諸藩に使いす。慶応二年須佐学校の教授となり、居ること十一年、明治九年前原の乱に連座して京に鑑すること三年、尋いで塾を京に開く。二十二年東京に移り、二十三年十月十四日没。年七十三。詩集一卷あり。

遠島「流刑の一つ。罪人を萩沖合の見島・大島などに島流しにすること。有期と無期があり、有期はおよそ二年以上であるが、処刑の際にはあらかじめ刑期を定めず、配流後の情状によってこれを召還した。無期（永遠島）は武士・庶民ともに罪状によって決するが、非常の大赦でないと召還せず、死罪を一等減じて遠島に処した者は、十年を経過しないと情状酌量の詮議がされなかった。（出典「山口県史」史料編 幕末維新1 1059頁）

慶応元年（一八六五）十月

全上

全上

波田與市

永之遠嶋

永強團

多根卯一

遠嶋

全上

仲丹半四郎

全上

全上

宅野太郎

全上

全上

山崎十郎左衛門

逼塞

全上

松野重内

全上

全上

内藤碓亮

大谷千太郎御沙汰書

右父權助後

大谷千太郎

右父權助義先年未正義志厚之為

國家令盡力周旋疾處却而罪科之處置有之御不便

被

慶応元年（一八六五）十月

全	遍	全	全	遠	永	全
上	上	上	上	嶋	々	上
	塞	上	上	嶋	遠	嶋
全	全	全	全	全	北	全
上	上	上	上	上	強	上
					團	
内	松	山	宅	仲	多	波
藤	野	崎	野	井	根	田
磋	重	十	太	半	卯	與
亮	内	郎	郎	四	一	市
		左		郎		
		衛				
		門				

大谷 午太郎 へ 御沙汰書

右 父 樸助 儀

右 父 樸助 義 先年 来 正 義 ノ 志 厚 夕 為

國家 令 盡 力 周 旋 候 處 却 而 罪 科 之 處 置 二 有 之 御 不 便

二 被

為國家（こつかのため）＝長州藩のため。幕末の日本ではまだ統一国家としての国家意識はなく、国家とは夫々の藩の事であった。

恩召後依之罪狀御取揚火中、被仰付後奈深

御仁惠、程感載被仕正義志ヲ勵ニ往々可被遂忠

勤奉事

丑十月

右御處分ニ就テ音兵隊牧小太郎英次郎村上祈吾玉川小

文吾木村敬助等御代役ニ繼テ歸邑スベキノ命アリト由モ都合

依リ十四日程歸須セリ然ルニ御祭令後數日ヲ經過スニ俗論慮

處寄、實行舉テカシ以テ村上小文吾玉川祈吾等ニ實況報知

為出山ニテ林半七以須佐行事ニ決シ祈吾小文吾等吉田本

當ニ歸リ山下範三郎林三階行シテ須佐未着アリ本町須山

平助迄ニ投宿御代役ニ面会ニテ御沙汰、一通、神速實行ニ舉

ケラト度旨ヲ速メテ督促セリ仍ニ感配所、護送シ本町才肉願

ケラト度旨ヲ速メテ督促セリ仍ニ感配所、護送シ本町才肉願

しめされ
思召候 依之罪状御取揚

御仁恵ノ程感載被仕

火中ニ被仰付候条

深 往々可被遂忠

勤候事

（慶応元年）
五月 十月

右御處分ニ就テハ

奇兵隊

牧 小太郎

英 次郎

村上研吾

玉川小

文吾 木村敬助等

御代役ニ從ヒテ歸邑

スベキノ命アリト

雖モ

都合ニ

俗論黨

依リ 十四日發程歸

須セリ

然ルニ御發令後數日ヲ經過スルモ

村上研吾 玉川小文吾等八實況報知

研吾 小文吾等八吉田本

本町須山

處罰ノ實行擧ラサルヲ以テ

須佐行ノ事ニ決シ

研吾 小文吾等八吉田本

本町須山

本町須山

本町須山

ノ為出山シテ

林半七氏

須佐行ノ事ニ決シ

研吾 小文吾等八吉田本

本町須山

本町須山

營ニ歸リ 山下範二郎

林半七

二隨行シテ須佐來着アリ

本町須山

本町須山

本町須山

平助宅ニ投宿

御代役ニ面会シテ御沙汰ノ通り神速實行ヲ擧

ケラレ度旨ヲ述メテ督促セリ

仍テ或ハ配所ニ護送シ

仍テ或ハ配所ニ護送シ

仍テ或ハ配所ニ護送シ

主なる人物の内、判明している者に対する処罰は次のように実施された。（出典「温故」第十六号 益田三郎左右衛門の「江崎滞留中日裁」）

益田三郎左右衛門「慶応元年十月二五日に須佐の隣村、江崎（現田万川町）の庄屋・造り酒屋大谷六郎左衛門宅へ居候。気分相につき介抱役として夫人、下女一人、中間一人を連れて引越した。翌慶応二年五月一八日許されて家に帰る。この時波田與市を同道した。

栗山翁輔「慶応元年十二月七日渡海。流刑先は大島と思われる（「温故」70頁「今朝六ツ時官治帰須佐之事 大嶋より之書状官治持参之事」とあり前後の文脈から大嶋から届いた翁輔の書状のことと考えられる）。萩野隼太（佐々木毅）の「松 遺稿」には「栗山嵩涯墓誌銘」として「乙丑国内之乱 邑亦生党議 事連執職 先生以下用事者 羅織罪累 投鼠不留一人 雖然先生之在配所 縣官某 以有舊故 待遇甚厚 至使先生忘幽厄之苦 以丙寅某月 遇赦歸家」とあり、同じく慶応二年（丙寅）に釈放されている。「某月」とは恐らく四月十八日であろう。

波田與市「慶応元年十一月二十四日に引越。引越先は不明だが、益田三郎左衛門の「江崎滞留中日裁」では與市は屢々三郎左衛門を訪問しており釈放された時は三郎左右衛門と一緒に須佐に戻った。

慶応元年（一八六五） 十月

之或八門戸閉鎖シ各其罰ヲ專レリ

是ニ於テ奇兵隊ヨリ掃邑而名ヲ元田天軍惣代トシテ王家對スル敬礼
為シ差控ヲ申出ルニ決セリ其覺書尤ノ如シ

覺

去冬己未御内輪正俗而立件日而作不及私共御國家
御為筋ヲ連ニ相考盡力周旋仕裝義ニ御座候得共自然
不一方御厄害ニ立至リ候段幾重ニ奉恐候依之先差控居
矣間此段直敷様御沙汰被成下差以上

丑十一月廿三日

津田公輔

英次郎山下策三郎木村敬助等同文故略之

右覺書ヲ出セシ各逼塞ノ沙汰アリ但英次郎ニ裁名候
ナル故ニ其命ナシ

同廿六日牧小太郎等逼塞ヲ免

慶応元年（一八六五）十一月

シ 或八門戸ヲ閉鎖シ 各其罰ヲ畢レリ

是二於テ 奇兵隊ヨリ歸邑ノ四名モ元囀天軍惣代トシテ 主家へ對スル敬礼ノ
為メ 差扱ヲ申出ルニ決セリ 其覺書左ノ如シ

覺

去冬已来 御内輪正俗両立ノ件ニ付而ハ 乍不及私共御國家
ノ御為筋ヲ一途ニ相考 盡力周旋仕候義ニ御座候得共 自然
不一方御厄害ニ立至リ候段 幾重モ奉恐入候 依之先差扱居
候間 此段宜敷様御沙汰被成下候 以上

慶応元年 丑 十一月廿三日 津田公輔

英次郎 (村岡彦十郎変名) 山下範三郎 (益田家臣、回天軍、奇兵隊) 木村敬助等同文故ニ略之 (西尾壯助変名)

右覺書ヲ出セシニ 各逼塞ノ沙汰アリ

同廿六日 牧小太郎等逼塞ヲ免サル

逼塞||江戸時代、武士に加えた刑。門を閉ざして昼間の出入りを禁じたもの。

同日七目材半七氏祭程帰陣アリ

十月廿日秋小太郎英次郎山下平三郎木村敬助等奇兵隊帰陣

同日二日須佐ヨリ御直使増堅善右衛門松原勘助等吉田驛来着

奇兵隊本陣ニ至リ昨年以來弊邑混雜就テヨリ人教入隊ニ御厄

害ニテリタム由ヲ謝ル今般平和混ニテリタム上軍事手組ニ差支モアレハ

隊除取計ラシク旨ヲ頼談セシニ奇兵隊ニ隊中規則モアレハ忘ニ隊隊

ヲ為スベカラルカ勿論ナレバ貴藩ヨリ入隊諸子ノ熟議上回答致スヤキ由

答ヘタルニ依リ善右衛門等帰陣セリ

慶應二丙属正月廿七日須佐ヨリ大田丹宮増堅善右衛門金子新藏

大谷岩尾等ヲ奇兵隊ニ遣ス丹宮等曰ク昨年弊邑入隊者除隊

ノ件相同ニタリレニ尔後回答無之ニ依リ来隊セリト奇兵隊御神本家

御神本ト稱ス御同列中ニ於テ鈴尾家當時福屋改メ如キ及人数

同廿七日 林(萩藩士、奇兵隊参謀)半七氏発程帰陣アリ

十一月三日 牧(津田公輔変名)小太郎 英(村岡彦十郎変名)次郎 山下(範三郎、益田家臣、回天軍、奇兵隊)半三郎 木村敬助等奇兵隊二帰ル

同廿二日 須佐ヨリ御直使 増野善右衛門 松原齡助等 吉田驛(さいちやく)来着

奇兵隊本陣二至リ 昨年以來弊邑(須佐)混雜二就テ八尋人數入隊シテ御厄

害ニナリタル由ヲ謝シ 今般平和混(運力)一ニナリタル上ハ 軍事手組二差支モアレハ

除隊ノ取計ヲ乞フ旨ヲ頼談セシニ 奇兵隊二八隊中規則モアレハ 忘(妄)二除隊

ヲ為スベカラサルハ勿論ナレトモ 貴藩ヨリ入隊ノ諸士(しよし)へ熟議(じゅくぎ)ノ上 回答致スベキ由ヲ

荅ヘタルニ依リ 善右衛門等帰須セリ

慶應二丙寅正月廿七日 須佐ヨリ大田丹宮(益田家臣、上士、大組) 増野善右衛門(益田家臣、上士、大組) 金子新蔵

大谷岩(益田家臣、上士、大組、宇谷、須佐地組頭役) 尾等(大田)ヲ奇兵隊二遣ス 丹宮等曰ク 昨年(十一月) 弊邑入隊者除隊

ノ件相伺ヒタリシニ 尔後回荅無之二依リ来隊セリト 奇兵除八御神本家(みかもと)

御同列中二於テ 鈴尾家(當時益田ヲ改メテ 鈴尾ト稱ス)ノ如キ尋人數

十一月三日「江崎へ領外追放になつた益田三郎左衛門の手記「江崎滞留中日裁」(温故第十六号)によると、十一月四日の項に、この頃須佐藩はミネ
一 小銃百挺調達を計画し、益田丹下が繋ぎ融資金策のため追放中の三郎左衛門の元へ相談に来ている。四境戦争に備へ須佐藩でも急遽武装強化を図りつ
つあつた事が判る。

手組＝部隊を編成すること

終わりから三行目。「昨年 十一月」は文書館本の記述による。

慶応元年(一八六五) 十一月 慶応二年一月

入隊許シタル例アレハ御神本家名家ニシテ當入隊員ヲ減シタルハトテ御
軍制上、影響者モアルニシテ加之在隊員ニ於テモ邑中既ニ平和歸シタレハ並
門要衝ニ當ルニキニ應分責任ニ尽シ難キ非ニテ以テ本隊ニ入ル者一益々
奮テ報國ノ志誠ヲ踏シ益田家即チ御神本家ノ光輝ニ奔揚セントスル
精神ニ由ルニ除隊ノ許シ難シト回答セリ

同廿日大田丹宮等本陣ニ至リ更ニ應接ヲ開キタルニ猶佐ヨリ在隊員
ニ名歸休ヲ命スベキニ依リ歸齋中道仕御用ヲ命セラレベキニ勿論街隨
意ナリ除隊ノ事ニ責命ニ應シ難シト折然謝絶シテ肩ヲ結ヒ丹宮
等歸齋セリ

二月廿日隊輪ニ依リ評算正三玉川小文吾等歸休セリ

三月十四日坪嶋正三玉川小文吾等歸陣セリ歸須、日直ニ邑政堂ニ出頭シテ

去月大田丹宮等未隊際入隊員、内ニ名歸休、約アルヲ以テ當度

慶応二年（一八六六）一月～三月

ノ入隊ヲ許シタル例アレハ 御神本家ノ名家ニシテ當入隊員ヲ減シタレバトテ 御
軍制上^{ニ非常}ノ影響モアルマシク加之在隊員ニ於テモ邑中^{須佐}既ニ平和ニ歸シタレハ北
門要衝^{ようしやう}ニ當ルベキ應分^{おうぶん}ノ責任ハ尽シ難キニ非ラサルヲ以テ 本隊ニ入ル者ハ益々
奮^{ふる}テ報國^{ほうこく}ノ赤誠^{せきせい}ヲ顯シ 益田家^{ますだ}即チ御神本家ノ光輝^{こうき}ヲ発揚セントスル
ノ精神ナル由ナレハ 除隊ノ件ハ諾シ難シト回答セリ

同廿八日^{（月）} 大田丹宮等^{（益田家臣、上士、大組）}本陣^{ほんじん}ニ至リ 更ニ應接ヲ開キタルニ 須佐ヨリ在隊員ノ内
二名^{ききゆう}歸休ヲ命スベキニ依リ 歸休中適任^{當力}ノ御用ヲ命セラルベキハ勿論御隨^{（大田）}
意ナリ 除隊ノ事ハ責命ニ應シ難シト断然謝絶シテ局ヲ結ヒ 丹宮^{（大田）}
等^{須佐}歸須^{須佐}セリ

二月十四日 隊命ニ依リ 坪寫正三^{（中村藤馬変名）} 玉川小文吾等^{（黒川豫四郎変名）} 歸休セリ

三月十四日 坪嶋正三^{（中村藤馬変名）} 玉川小文吾等^{（黒川豫四郎変名）} 歸陣セリ 歸須ノ日直ニ邑政堂ニ出頭シテ
去月大田丹宮等^{（二月）（益田家臣、上士、大組）}來隊ノ際 入隊員ノ内 二名^{ききゆう}歸休ノ約アルヲ以テ 當度^{（大田）}

「御軍制上」ニ非常ノ影響モアルマシク」ニ文書館本の記述によって の部分^のを補足した。
北門ニ北長門。
「歸休中適任ノ御用ヲ命セラルベキハ」ニ「適當」は文書館本の記述なり。
「坪寫正三 玉川小文吾等歸休セリ」ニ「歸休」は文書館本では「歸須」となっている。

撰ヒテ歸休セシ由ヲ届出タリ、雖氏帶須中ノ公命甲命セラレザリシ復命ス

同廿日政事堂ヨリ御政務國負直人氏須佐行ニテ大石右衛門

免ニ投宿シ邑中ノ實況ヲ視察シ家臣一般大會議ヲ開キテ益親

暎情ラ字カラシメテ款スルニ依リ青丘隊入隊者除隊歸邑ノ命アランコト

山口通報ヲ仍テ政事堂ヨリ吉田本營ニ伺テ其旨ヲ達セラレ然ルニ在隊

者ニ蒙リ大田丹后等來營際陳述セシ精神ナレ本陣ヨリ在隊者

内出山直接ニ政府ニ具申スハシト内諭アリ

同晦日村上研吾等正三吉田發程山口出タリ

四月一日山口伊勢小路諸隊會議所諾青兵隊時山直八面會シテ出山

ノ事情ヲ陳述セシ時山氏御政務山田宇右衛門計ハシ同氏後河原

ニ在寓セリ候モ同遊スマシト事ニ直ニ山田氏ヲ訪ヒ其情實ヲ細陳ス山田氏

曰ク政府國負直人ヲ須佐ニ遣ハシテ奸賊御處罰後狀況ヲ視察シ益一和

日ク政府國負直人ヲ須佐ニ遣ハシテ奸賊御處罰後狀況ヲ視察シ益一和

撰ハレテ帰休セシ由ヲ届出タリト雖トモ 滞須中一ノ公用ヲモ命セラレザリシト復命ス

(三月) 同廿四日 政事堂ヨリ御政務 貞直 (萩藩士、干城隊頭取、国政方) 人須佐行ニテ 大谷丈右衛門

宅ニ投宿シ 須佐 邑中ノ實況ヲ視察シ 家臣一般大會議ヲ開キテ 益親

睦ノ情ヲ厚カラシメント 欲スルニ依リ 奇兵隊入隊者 除隊帰邑ノ命アラシコトヲ

山口ニ通報ス 仍テ政事堂ヨリ吉田本営ニ向テ其旨ヲ達セラル 然ルニ在隊

者八曩二大田丹宮等来営ノ際陳述セシ精神ナレハ 本陳ヨリ在隊者ノ

内 出山直接ニ政府ニ具申スベシトノ内諭アリ

(三月) 同晦日 村上研吾 (中村泰一変名) 坪島正三 (中村藤馬変名) 吉田発程山口ニ出タリ

四月一日 山口伊勢小路 (山口市伊勢大路) 諸隊會議所詰 奇兵隊 時山直八二面會シテ 出山 (山口市うしろがわら)

ノ事情ヲ陳述セシニ 時山氏八御政務 山田宇右衛門ニ計ルベシ 同氏八後 河原

二在寓セリ 余モ同行スベシトノ事ニテ直ニ山田氏ヲ訪ヒ 其情実ヲ細陳ス 山田氏

曰ク政府 貞直 (萩藩士、干城隊頭取、国政方) 人 ヲ須佐ニ遣ハシ、ハ 奸賊御處罰後ノ狀況ヲ視察シ 益一和

曩二大田丹宮等来営ノ際陳述セシ精神 303~306頁参照。

伊勢小路 伊勢大路 (益田に向かう国道9号線が山口市内一の坂川に差し掛かる手前、武徳殿前交差点を斜め右に進む道路) の誤りではないか。

後河原 (うしろがわら) 現山口県立山口図書館北側一帯の町名。

山田宇右衛門 名は頼毅、号を星山または治心氣斎という。安政元年浦賀防衛御惣奉行参謀、同二年七月外艦応接掛として相島に出戌。文久元年英艦赤

間閣に泊するや山田亦助と命を受けて出張。二年二月抜擢されて参政となる。八月学習院用掛となつて上京し勤王の事に執掌す。帰国してまた参政とな

る。三年奥阿武郡代官。慶応元年表番頭格に進み兵学教授。二月参政に復し大いに藩政を改革し兵備を拡張し幕兵の来攻を待つ。四境の変動功多し。三

年五月参政の首座に班し民政方改正掛となり木戸孝允と力を合わせて藩政の刷新を図り、かねて少壮を誘掖し他日の発展を期す。同年十一月十一日病没。

享年五十五才。

慶応二年 (一八六六) 三月~四月

親睦之團ヲ形クランカ為ニシテ即チ郷等ノ主家御神本氏將來ヲ慮カラル

君臣忠命ニ出テ郷等従来正義ノ首領トシテ東西ニ奔走シ粹身粉骨

ヲ盡シ今日事ヲ恢復シ見ルニ至レリ然レテ郷等自今御神本家ノ柱石ト為リ

愈國家ノ大計ニ注目セシムルベカラズ幸ニ政府ノ奇兵隊ニ命ジテ除隊

セシメントスルアリ此機深シテ其命ニ慮セサルハ切ラ警覺シテ莫クモナリト懇切

丁寧ニ論說セシラ以テ研吾等情ヲ察シカハカフ場合トナレハ暫ク首肯シ

傾キテ山岡氏曰ク郷等忠愛ノ赤心幸ニ余カ言ニ感スル處アリ一應

歸陣ノ上在隊員ニ就議シテ可成一同歸邑ノ事ニ決スルニ談了リテ退出

ニ時山ニ別ラ告ケテ山口ニ強シ吉田ニ歸リ

同日山縣狂助氏山口行決シ村上研吾坪場正三先發急行セリ牧小太郎

山縣ニ隨行キ山本三泊ニ泊シ翌三日着山後山縣氏ニ政府ニ出頭シテ須

隊者除名ノ國貞氏ノ請求ニ出タル事ナレハ須佐ニ至リ國貞氏ニ直接談判

慶応二年（一八六六）四月

親睦ノ團（體脱カ） ヲ形ツ脱 クランカ為ニシテ即チ郷等ノ主家御神本氏ノ将来ヲ慮カラル、
 君候ノ恩命ニ出タリ 郷等従来正義ノ首領トシテ東西ニ奔走シ 粹身粉骨
 セテ結果今日ノ恢復ヲ見ルニ至レリ 然レハ郷等自今御神本家ノ柱石ト為リテ
長州藩 愈國家ノ大計ニ注目セスハアルベカラス 幸ニ政府ノ奇兵隊ニ命シテ除隊
 セシメントスルアリ 此機ニ際シテ其命ニ應セサルハ功ヲ一簣ニ闕クモノナリト懇篤
 丁寧ニ諭説セシヲ以テ 研 吾等情ニ於テ否ムヘカラサル場合トナレハ 暫ク首ヲ
 傾ケタリシガ 山田氏曰ク 郷等忠愛ノ赤心 幸ニ余力言ニ感スル處アラハ 一應
 帰陣ノ上在隊員ニ熟議シテ 可成一同帰邑ノ事ニ決スベシト 談了リテ退出
 シ 時山 二別ヲ告ケテ山口ヲ發シ吉田ニ帰レリ

（四月） 同二日山縣狂助氏山口行ニ決シ 村上研吾 （中村藤馬変名） 坪嶋正三八先發急行セリ 牧 小太郎 （津田公輔変名）
 山縣 二隨行シテ船木ニ泊シ 翌三日着山ノ後 山縣氏ハ政府ニ出頭シテ 須佐入
 隊者除名八國貞氏ノ請求ニ出タル事ナレハ 須佐ニ至リ國貞氏ニ直接談判

御神本 242頁参照。

君侯 毛利敬親。

山縣狂助 山県有朋。幼名辰之助、次いで小助（小輔とも）のち有朋と改む。千束狂介は一時の通称。素狂含雪等と号し、また芽城椿山荘主などの別号あり。天保九年閏四月秋川島に生る。父は三郎有稔といひ軽卒。夙に志を立て文武に励み安政五年一九才の七月松下村塾徒五人と命を受けて京都の状況視察に赴く。帰国後村塾に入り松蔭の教えを受く。既にして松蔭再び投獄せられて師事すること久しからず。慶応元年奇兵隊軍監となり繪堂、長登の一戦に藩論統一の偉業を成就す。維新の際、越後口官軍の参謀たり。次いで欧州を視察し帰朝後陸軍中將に任じ爾來我が國軍政の要路に当たり、日清戦争には第一軍司令官、日口戦役には参謀総長たり。或いは枢密院議長となり、或いは台閣に列して首班たり。明治大正を通じて重臣の一人なりしこと遍く世の認めるところ、明治一七年華族に列し、伯爵、二八年侯爵、四十年公爵を授けらる。元帥陸軍大將從一位大勲位功一級たり。大正十一年二月一日薨す。歳八十五。国葬を賜う。

船木 現厚狭郡桶町船木。寛永十二年参勤交代の制を設けると同時に、本陣が置かれ、舟木宰判が設置された。郡政の中心地として人馬の往来頻繁たり。御茶屋、代官所（勘場）、御物送番所？、牢屋、旅人荷付場、御高札場、一里塚などがあつた。

ヲ開キ果シテ歸サレ得ル情實マラハ其指揮ニ從フキ旨ヲ約ス然レモ古子君
吉田奇兵隊・御巡覽ノ事アル合シ山縣氏ニ急ニ歸營セサル得ス故ニ須佐
行事ニ福田氏ニ囑托セテタリ

同日福田氏須佐ニ向テ出立致致小太郎村上所吾坪嶋正三隨行ス

同五月福田氏等國負直人氏旅寓炊秭至リ應接セリ福田氏在隊員ニ

於テ素ヨリ正義回復邑中混和目的ヲ以テ今日迄運動セシ者ナレハ及

令歸邑セカレモ為シ經那隔ヲ生スル自愛ニ是モ無之且ニ國老ノ丹鈿尾

家ニ數十名ヲ入隊セシ高田取國家健之助殿自ラ率先シテ入隊セ

ラレ特御神本家ニシテ諸隊ニ氣脈ヲ絶ツ理アリシ又奇兵隊拵テモ一時ニ隊

員數十名ヲ除ク實ニ困難ノ至リナリ縛々解解アリテ終ニ在隊員ニ御神

本家ヨリ公然入隊ヲ命セラレ尤在隊員ノ内五名ヲ擧げテ歸邑報セシヤシ

ト決セリ談畢リテ福田氏望松邸ニ至リ柱玉殿殿ニ面謁シテ談話

ヲ開キ果シテ歸サ、ルヲ得サルノ情實アラハ其指揮ニ從フベキ旨ヲ約ス 然ルニ世子君
吉田奇兵隊二御巡覽ノ事アルニ会シ 山縣氏八急ニ歸營セサルヲ得ス 故ニ須佐
行ノ事八福田氏ニ囑托セラレタリ

(四月) 同日 福田氏須佐二向テ出發 牧小太郎 村上研吾 坪嶋正三隨行ス
(四月) 同日 福田一行須佐着中津町山根友吉方ニ投宿ス

同日 福田氏等 國貞直人氏旅寓ニ至リ應接セリ 福田氏八在隊員ニ

於テ八素ヨリ正義回復 邑中混和ノ目的ヲ以テ 今日迄運動セシ者ナレハ 飯
令歸邑セサルモ 為メニ經隔ヲ生スルノ憂ハ豪毛無之 且 三國老ノ内 鈴尾

家八已ニ數十名ヲ入隊セシメ 高田家八健之助殿自ラ率先シテ入隊セ
ラレ特ニ御神本家ニシテ諸隊ニ氣脈ヲ絶ツノ理アランヤ 又奇兵隊ニ於テモ一時二隊

員數十名ヲ除クハ實ニ困難ノ至リナリト縷々辨解アリテ 終ニ在隊員八御神
本家ヨリ公然入隊ヲ命セラレ 尤在隊員ノ内 五名ヲ撰拔シテ歸邑 報セシムベシ

ト一決セリ 談畢リテ福田氏八笠松邸ニ至リ 桂主殿殿ニ面謁ヲ乞ヒテ談話アリ

「(四月) 五日 福田一行須佐着中津町山根友吉方ニ投宿ス 同 六日 (福田義平、奇兵隊) 福田氏等...」 浄書の時の書き落しと思われる。文書館本に抛り、補筆した。

高田健之助 国司純行。実志道安房元襲二男。明治二十六年二月十八日卒。享年四十一才。 経隔 〓 わけへだて。 圭角。

慶応二年(一八六六) 四月

同七日福田以須佐出設坪嶋正三隨行して歸陣アリ致小太郎村上研吾教

日滞須の上歸陣

茲之幕布征長議決シ紀伊大納言徳川老中小笠原長行等諸軍

統テ廣嶋之次ニ具召ニ應ヒテ至ニ處ノ完備後介ヲ執テ還サズ不當

粟本ヲ為ス依リ諸隊ニ應戰ニ準備ス

鳥免匆々六月ニ至リ幕兵四境ニ迫リ將兵端南カントスル勢ナルニ依リ干城

隊鴻城軍山口八幡隊小郡御楯三田尻遊擊軍ニ藝州口南寺

兵隊上ノ岡窪自懲隊ニ藝州中街道口南園隊石州口奇兵隊長

奇一手萩干城隊併町兵遊軍山口兵足輕大隊九州小倉口引受

トナリ其他岩國ニ支藩御門等手配ニ定リテ各諸ノ出張セリ

同五日奇兵隊吉田營所ヲ引揚ケ長府一宮へ出張ス

同七日幕艦一艘大嶋郡安下床ニ奉祀セシヨリ毎日出沒シテ前嶋久賀村

慶応二年（一八六六） 四月～六月

(四月) 同七日 福田氏須佐**出發** 坪嶋正三**隨行シテ歸陣アリ** 牧小太郎 村上研吾八數
日滞須ノ上歸陣セリ

茲二幕布八征長ノ議ヲ決シ 紀伊大納言老中 小笠原長行等 諸軍ヲ
統ヘテ廣嶋二次シ 其召ニ應ジテ至ル處ノ完戸備後介ヲ執ヘテ還サス 不當ノ
要求ヲ為スニ依リ 諸隊八應戰ノ準備ヲ修ム

烏兔匆匆々六月二至リ幕兵四境二迫リ 將二兵端ヲ開カントスル勢ナルニ依リ 干城
隊 鴻城軍八山口 八幡隊八小郡 御楯八三田尻 遊撃軍八藝州口南 奇
兵隊八上ノ関 鷹懲隊八藝州中街道口 南園隊八石州口 奇兵隊長
府一手 萩干城隊 併町兵 遊軍 山口屯兵 足輕大隊八九州小倉口引受ケ
トナリ 其他岩國 三支藩御一門等手配り定リテ 各諸へ出張セリ

(六月) 同五日 奇兵隊八吉田營所ヲ引揚ケ 長府一ノ宮へ出張ス
同七日 幕艦一艘大嶋郡安下床二發砲セシヨリ 毎日出没シテ前嶋 久賀村

征長ノ議ヲ決シ 第二次長州征伐。

紀伊大納言 徳川茂(照) 昭 徳川茂承(もちつぐ) の誤り。

烏兔匆匆々 烏飛兔走と同じ。歳月の速やかに過ぎ去ることを言う。

次シ 止まる。やどる。止まる。至る。

修ム 修なえる。

四境 51頁参照

三支藩 清末、長府、徳山の各末家。

御一門 三丘穴戸家と右田、厚狭、吉敷、阿川、大野の各毛利家。

安下庄 現大島郡(屋代島) 橘町。四境戦争は慶応二年六月七日幕艦一艘が上関、安下庄村、油宇村の沿岸に砲撃を加えたことにより始まった。

前嶋、久賀村 前嶋は屋代島の北に浮かぶ島。久賀村は現大島郡(屋代島) 久賀町。ここに大島宰判の勤場があった。

邊ヲ背カス

同十四時軍艦四艘大津郡久賀村ニ同二艘同郡安下庄ニ籠来就

トモ揚陸シテ兵端ヲ南ヤシヨリ尔後戰氣報道虛目ナシ

同十六日高松晋作氏長舟一宮ニ来營アリテ奇兵隊各々司令官以上

諸隊將校各議上豐前國小倉地出張幕兵ヲ進殺手ノ事決シ

同夜半時整列馬場へ出陣ス長舟報國隊モ出張セリ

同十七日曉丙辰艦六隻唐申艦七隻丙寅艦五艘ヲ二手三分

田ノ津門司関ヲ攻撃シ我陸軍門司関ニ奮進スヤ幕兵忽テ敗

走ハツ時馬場ニ凱旋セリ是即チ小倉口ニ等一戰アリ

同十七日朝五時仁洲口開戦ヤ南園隊精銳隊第二天隊一手トナリ

共ニ横田ヨリ清木須佐諸兵ニ高津ヨリ益田氏係不瀧田福實

他諸藩ノ兵ヲ進撃ス幕兵敗走我軍益田ニ入ル午時八ツ時ナリ

半時ナリ

邊ヲ脅カス

(六月) 同十一日 四ツ時 軍艦四艘 大嶋郡久賀村二 同二艘同郡安下庄二襲来 孰
レモ揚陸シテ兵端ヲ開キシヨリ尔後戦争ノ報道殆ド虚日ナシ

(六月) 同十六日 高枚晋作氏 長府一ノ宮二来営アリテ 奇兵隊各々司令官以上
諸隊將校會議ノ上 豊前國小倉地出張ノ幕兵ヲ進撃ノ事二決シ
同夜八ツ時 整列馬関へ出陣ス 長府報國隊モ出張セリ

(六月) 同十七日 丙辰艦 癸亥艦 庚申艦 乙丑艦 丙寅艦ノ五艘ヲ一手二分チ
田ノ津門司関ヲ攻撃シ 我陸軍ノ門司関ニ奮進スルヤ 幕兵忽チ敗
走 八ツ時馬関ニ凱旋セリ 是即チ小倉口ノ等一戦ナリ

(六月) 同十七日 朝五ツ時 石州口開戦セリ 南園隊 精銳隊 第二大隊一手トナリ
共二横 田口ヨリ 清未 須佐ノ諸兵八高 津口ヨリ益 田屯集ノ濱田 福山 其
他諸藩ノ兵ヲ進撃ス 幕兵敗走 我軍益田二入ル 于時八ツ半時ナリ

軍艦四艘 (久賀村を砲撃) 幕艦富士山丸、汽船翔鶴丸、八雲丸、帆船朝日丸。

同 二艘 (安下庄を砲撃) 富士山丸、大江山丸

虚日何もない日。暇な日。

于時時に。

右丙寅四境夜閉戰粟路其詳細公私編纂戰記アリ今汝

記中整言セス

小倉口十月十日賊軍巢窟ノ香春ニ進撃セントスル際彼ヨリ止戦程曉
ラヒテ遂ニ全救郡六ノ石ヲ割キ長洲支配ト為スヲ約シテ其談判ヲ
結了セリ

同三年丁卯正月奇兵隊ニ隊員大陣歸休セシメタリ須佐滯隊者ニ歸
休中左ノ恩命アリ

御沙汰書

津田公補殿

右奇兵隊ハ入隊人數之内此度歸省ノ分ハ未ハ廿六日

御夕飯後

若旦那様御目見被仰付矣尚又去夏己未小倉地出張敷

慶応二年（一八六六）十月慶応三年一月

右八丙（へいいん、慶応二年） 寅四境ノ役開戦ノ要路ナリ 其詳細八公私編纂ノ戦記アレハ今此
 記中二警セス

小倉口八十月十日 賊軍ノ巢窟ノ香春二進撃セントスルノ際 彼ヨリ止戦和睦
 ヲ乞フ 遂ニ企救郡六万石ヲ割キ 長州ノ支配ト為スヲ約シテ其談判ヲ
 結了セリ

（慶応） 同三年丁卯正月 奇兵隊八隊員大半帰休セシメタリ 須佐滞隊者八帰
 休中 左ノ恩命アリ

御沙汰書

津田 公輔 殿

右 奇兵隊へ入隊人数之内 此度帰省ノ士分へ来ル廿六日

御夕飯後

若旦那様御目見被仰付候 尚又 去夏已来小倉地出張 數

四境の役Ⅱ第二次長州征伐を長州では《四境戦争》と呼ぶ。幕軍は芸州口、石州口、周防大島口、小倉口、萩口の五方面から攻める作戦であった。しかし薩長密約で薩摩兵は萩口攻撃に出兵せず、廣島藩は中立を守り、その他の大藩が参戦を拒否したので作戦が大幅に狂った。

六月七日大島口で兵端が開かれ大島の惨状が伝わり長州藩を激憤させた。高杉晋作の奇兵隊の一部が差し向けられ六月十七日には幕兵と松山兵は大島から掃討された。芸州口は六月十四日先鋒の井伊家の軍勢が小瀬川を渡河する時山上から一誠射撃を浴びせられ大敗した。大竹の榊原家の軍勢も同じように敗走した。追撃した長州兵は幕軍の本拠地大野を目指したが小方で幕軍の反撃に遭い激戦となった。そして七月中旬まで膠着状態が続いた。最後の決戦は八月七日、台風の中で行われ幕軍が敗退した。石州口では長州軍は藩境を守るのではなく、積極的に進取した。参謀大村益次郎が率いる

南園隊、精銳田隊、須佐・清末兵などである。六月十七日幕軍の拠点益田を占領し浜田に迫り十八日浜田城を自焼させた。小倉口は幕軍の主戦派老中

小笠原吉岐守長行（ながみち）が小倉を前進基地にして兵力を集中していたが六月十七日の緒戦で長州軍は門司、田ノ浦の陣地を焼き払い勝利。奇兵隊などの陸戦隊が砲撃の援護を受けて上陸を繰り返したが、幕軍は陸戦の前線で小倉藩兵が孤立。七月二十七日長州勢が軍監四隻、大小の船舶數百艘で大上陸作戦を敢行し小倉を目指した。その間七月二十日將軍家茂が大坂城で病没すると小笠原吉岐守は七月三十日現地を離れてしまった。八月一日小倉城自焼。九月四日幕軍は全面撤退して四境戦争は終わった。

度之苦戰後

國家不容易盡力之段神妙之義被

思召候依之歸省之銘々未々追同日御酒頂載被仰付矣條

右様被相心得向々可有通達矣事

正月廿四日

三月奇兵隊徳山崎隊小倉地警固ヲ交代シテ吉田本營引揚

ケタリ

九月ニ至リ西君候御正義貫徹ノ様ニ際シ薩州候上京御周旋

ルニ依リ奇兵隊南奇兵隊振武隊鏡武隊脅懲隊等各一中隊

ヲ撰抜シテ總員千五人上京ノ命アリテ三田尻迄出張シ數日ヲ經過スルト

辭氏出港ノ命無之ヲ以テ奇兵隊吉田本營ヲ引揚ケ全軍三田尻

ハ出張シ光明寺滞陣シテ山縣狂助氏ヲ始メ諸將校周旋アリテ遂

度之苦戦 為
 國家不易盡力之段 神妙之義二被
 思召候 依之歸省之銘々末々迄 同日御酒頂載被仰付候條
 右様被相心得 向々へ可有通達候事
 正月廿四日

慶応三年 奇兵隊八徳山山崎隊ト小倉地ノ警固ヲ交代シテ吉田本営ニ引揚ケタリ

九月二至リ 兩 君候ノ御正義貫徹ノ機ニ際シ 薩州候モ上京御周旋アリ
 ルニ依リ 奇兵隊 南奇兵隊 振武隊 銳武隊 膺懲隊等各一中隊
 ヲ撰抜シテ 總員千余人上京ノ命アリテ 三田尻迄出張シ 數日ヲ經過スルト
 雖トモ出港ノ命無之ヲ以テ 奇兵隊八吉田本営ヲ引揚ケ 全軍三田尻
 へ出張シ 光明寺滞陣ニテ 山縣狂助氏ヲ始メ諸將校周旋アリテ 遂ニ

中隊ニ二小隊ニ四半小隊。 四中隊ニ二半大隊ニ一大隊。(一小隊 28ノ36人 慶応元年の軍制) 明治元年(一八六八)十月二八日、益田家の一小隊が浜田へ出張したとき的人数は60人であった。 従つて一中隊は120名。「山口県史」史料編纂末維新6 1097頁参照。

南奇兵隊

光妙(明)寺ニ三田尻に所在。 真宗。 恵日山と号す。 文明六年創建、開基は大和国高市郡住人、本願寺第八世蓮如上人に帰依し一字を大和国高市郡に建立す。 爾来諸国を巡遊の折柄、安藝国へ滞在中一字を建立光妙寺と号す。 慶長年中第三世の住僧明賢檀徒と共に当地へ移転して現在に至る。 山県狂助ニ310頁参照。

慶応三年(一八六七) 三月ノ九月

十二月廿六日上京諸兵乘船撰州西宮揚陸嚴肅九行軍

京師入

十二月十日君候御入洛御免御官位元如復セラレタリ

今度大樹奉歸政權

朝廷一新之折柄稱以天下之人心居合小相附於之追々復古之典モ

難相行深被惱

宸襟甚且未春御元腹并立太后追々御大禮被辱行且又

先帝御一同相成疾付猶更人心一和專要被思召矣間先年

未防長之事付彼是混雜有之在得共寬大之御所置被辱在

大膳父子才家等被免入洛官位死元被復疾旨被仰出安事

丁卯十二月十日

積年之精忠勇徹且尖入京滿廷被思召矣猶御守衛場之

慶応三年（一八六七）十二月

十二月廿六日 上京ノ諸兵乗舩 摂州西宮ニ揚陸 嚴肅ナル行軍ニテ
京師二入ル

十二月十日 両君候御入洛御免 御官位元ノ如ク復セラレタリ

徳川慶喜せいけんをかえしたてまつり
今度大樹奉歸政権

朝廷一新之折柄 彌以天下之人心居合不相附ニ於テハ 追々復古之典モ

難相行 深被悩

宸襟候 且 来春御元腹 服 并 立太后 追々御大禮 被為行 且又

先帝御一同二相成候二付 猶更人心一和專要ニ被思召候間 先年

来防長之事件 彼是混雑有之候得共 寛大之御所置 被為在

大膳父子 末家等被免入洛 官位如元被復候旨 被仰出候事

丁卯十二月十日

積年之精忠貫徹 且 此二入京満足ニ被思召候 猶御守衛場之

宸（しんぎん）襟＝天子のみころ。

来春御元腹 立太后 追々御大禮被為行＝慶応二年（一八六六）十二月二十五日孝明天皇崩御（三五才）。慶応三年一月九日、第二皇子祐宮睦仁（さちのみやむつひと）親王踐祚、

明治天皇睦仁となる。数え年一六才。同年十月十五日大政奉還。慶応四年八月二十七日即位の大礼。同年九月八日、明治と改元。同年十月十三日東京遷都、同年十二月二十八日一条忠

香の娘美子（はるこ、婚前の名は寿栄姫）と成婚。（東京遷都は正式には明治二年三月二十八日とされている）

御大禮＝即位、立后などの朝廷の重大な儀式。

「先帝御一同二相成候二付」＝「御一同」は「御一周」の誤記である。慶応三年十二月二十五日は孝明天皇崩御から一周忌に当たる。巻末補注5参照。

被免入洛 官位如元被復候＝文久三年八月一日の「堺町御門の変」により、長州藩は堺町御門の警衛を解かれ、毛利敬親、元徳父子の入洛を禁じられた。この冤罪を雪がんと

して翌元治元年「蛤御門の変」が勃発。戦いに敗れた長州藩は朝敵となり、第一次、第二次長州征伐の幕軍を差し向けられたが、四境戦争の勝利によって幕軍を防長から掃討し名

誉を回復した。毛利敬親は大膳大夫に復し、藩主父子以下末家の入洛も許され、茲に八・一八事件以来懸案であつた長州藩の正義貫徹が成就した。なお、毛利父子の入洛を許し、

官位復旧の「朝裁」の日付は防長回天史5の下429頁では十二月八日となっている。巻末補注5参照。

儀進而可被仰出後支

右中山御口達御口達ノ書取

同十八日御門御守衛之達アリ

同廿五日奇兵隊三田尻引揚り吉田驛宿所歸

明治元年戊辰正月三日將軍德川慶喜橋會津桑名高松宮津姫

路大垣等各藩大坂ヨリ入京途次伏見京橋ニ於テ應接ヲ開キ未遂ニ

成取^取ヲ干戈ニ訴フルニ至リ所ニ轉戦賊軍敗走シ同月六日大坂落

城トナリ^取後^取詳細亦公記^取近古史^取讓^取テ今^取整言^取セ

三月奇兵隊全軍上京命アリ十七日朝五ツ半時本陣急報ラ期シテ各

隊整立祝砲ニ發全隊行軍シテ立役ニ長府ニ於テ喫飯ハツ半時

馬園阿彌陀寺着南都濱ニテ花陽艦乗組同夜ハツ半時後船

廿日朝六ツ時兵庫擊手船四ツ時後船同夜九ツ半時大坂着港

儀八 追而可被仰出候吏

右八中山郷ヨリ御口達ノ書取ナリ

(十二月) 同 十八日 蛤御門御守衛之達アリ

(十二月) 同 廿五日 奇兵隊八三田尻引揚ケ 吉田驛營所ニ歸ル

明治元年戊辰正月三日 將軍 徳川慶喜一 會津 桑名 高松 宮津 姫
路 大垣等ノ各藩 大坂ヨリ入京ノ途次 伏見京橋ニ於テ應接ヲ開クノ末 遂ニ
成敗ヲ干戈ニ訴フルニ至リ 所々轉戦 賊軍敗走シテ 同月六日ヲ以テ大坂落
城トナレリ 此役ノ詳細亦 公私ノ近世史ニ譲リテ今ハ警セス

三月 奇兵隊全軍上京ノ命アリ (三月) 十七日朝五ツ半時 本陣ノ急鞞ヲ期シテ各
隊整立 祝砲三發 全隊行軍ニテ出發シ長府ニ於テ喫飯 八ツ半時
馬関 阿弥陀寺着 南部濱ニテ花陽鑑乗組 同夜八ツ半時拔錨

(三月) 廿日 朝六ツ時兵庫ニ擊船 (午前六時) 四ツ時拔錨 同夜九ツ半時大坂着港

「伏見京橋ニ於テ應接ヲ開クノ末 遂ニ成敗ヲ干戈ニ訴フルニ至リ」 戊辰戦争(鳥羽伏見の戦い)のこと。
「同月六日ヲ以テ大坂落城」 一月六日慶喜大阪城脱出、一月九日大阪城炎上。落城の日付は九日が正しい。

暴風雨怒濤、為上陸得、廿一日朝五時天保山、上陸全陸隊

行軍、安治川橋通、天満東寺町智源寺其他寺院、宿陣セリ

同廿三日天皇陛下大坂、行キテリ

同廿五日八時赤門陸敷、轉陣セリ

同廿六日天保山、行キ海軍天覧タリ

當度各軍隊着候、依リ酒肴ヲ賜、仍テ四時大隊行軍、京橋

通博宮、至シ櫻花爛漫、好時節杯盤狼籍歡喜、歸營セリ

四月二日山縣福田救命、依リ江戸行

同三日長藩、御沙汰

明後五日、既陣

天覧被為在、奈、付日長藩兵、大隊先出、ハク音御沙汰之

事

明治元年（一八六八）三月～四月

暴風雨怒濤ノ為メ上陸ヲ得ス 廿一日朝五ツ時 天保山へ上陸 全隊
行軍ニテ安治川橋通り 天満東寺町 智源寺其他寺院ニ宿陣セリ

同廿三日 天皇陛下大坂へ行幸アリ

同廿五日 八ツ時 赤門屋敷へ轉陣セリ

同廿六日 天保山へ行幸 海軍天覧アリ

當度 各軍隊着坂ニ依リ 酒肴ヲ賜ハル 仍テ四ツ時 大隊行軍ニテ京橋

通 桜宮ニ至レハ 櫻花爛漫ノ好時節 杯盤狼籍 歡ヲ盡シテ帰營セリ

四月二日 山縣 福田 勅命ニ依リ江戸行

同三日 長藩へ御沙汰

明後五日 銃陣

天覧被為在候二付 其藩兵一大隊 先出スベク旨御沙汰之

事

安治川橋 〓 大阪市中之島の堂島川と土佐堀側が合流し安治川となる辺り。（詳細後述336頁参照）

天満 〓 大阪市で淀川から分かれた大川が大きく西に流れを変える寝屋川との合流点右岸一帯が天満。

行幸 〓 天皇が外出されること。

赤門屋敷 〓 ???

天覧 〓 天皇がご覧になること。

京橋 〓 JR大阪環状線が寝屋川を越える辺り。都島区東野田町。

桜宮 〓 桜ノ宮社（やしろ）は宝永六（一七〇九）年に野田から現在地に移り、境内や周辺に数百本の桜が植えられ一帯は「桜ノ宮」と呼ばれた。対岸

（西岸）の蔵屋敷の役人たちも風流人ぞろいで対抗するように桜を次々植え、大川の桜宮橋から天満橋の間の両岸は桜の名所となった。現在も造幣局の

「通り抜けの櫻」は大阪随一の桜の名所として有名。

杯盤狼籍 〓 酒席の取り乱されていること。

本頁に関連する「防長回天史」第六編上 拾 の記事を巻末「補注6」に引用した。

同五日雨天依り天覽順延

同六日大坂城本丸に於て薩藝越其他二三藩に火入調練天覽

青兵隊鏡武隊合保即ち長藩一大隊に為り薩藝越に火を調

練せり練兵異しに在藩に慰勞す酒著す賜せらる九時帰營

同九日恩賜酒著配當の宴あり

同十日夕八時彌敷ヲ以テ殺軍各隊行軍三人軒屋に至り業船

十日朝伏見場陸心田街道ヨリ大隊行軍にて九時京都中立賣

女武衛に着す

同十五日仁和寺宮殿四條殿一條殿銃陣上覽依り朝五時ヨリ大隊押

篠河原調練場に至り調練あり異しに三條繩手通り東福寺招

魂場に至り大祭興あり暮七時帰營

仁和寺宮殿下より慰勞す為御酒下酒せらる

(四月) 同 五日 雨天二依り天覽順延

(四月) 同 六日 大坂城本丸二於テ薩(薩摩) 芸(安藝) 越其他二三藩ト(越前) 火入調練天覽アリ

奇兵隊八銳武隊合併 即チ長藩一大隊ト為リ薩 藝 越二次テ調(長州)
練セリ 練兵異レハ 各藩へ慰勞トシテ酒肴ヲ下賜セラル 九ツ時歸營(正午)

(四月) 同 九日 恩賜ノ酒肴配當ノ宴ヲ開ク

(四月) 同 十日夕八ツ時(午後二時) 號鞭ヲ以テ發軍 各隊行軍ニテ八軒屋ニ至リ乗船シ

十一日朝伏見揚陸 竹田街道ヨリ大隊行軍ニテ 九ツ時京都中立賣
文武館二着ス

(四月) 同 十五日 仁和寺宮殿 四條殿 一條殿銃陣上覽ニ依リ 朝五ツ時ヨリ大隊押ニテ

二條河原調練場ニ至リ調練アリ 異ハレハ三條繩手通り 東福寺 招

魂場ニ至リ 大祭典アリ 暮七ツ時歸營
仁和寺宮殿下ヨリ慰勞ノ為御酒下賜セラル

火入調練

八軒屋 八軒屋船着場。現大阪府中央区京橋二丁目松阪屋南側。此処には東町奉行所があった。

仁和寺宮殿 仁孝天皇の養子邦家親王の八男。安政五年(一八五八)三月二十七日親王宣下。得度 純仁親王。その後 還俗、嘉彰親王「仁和寺宮改東伏見宮」のち彰仁親王「小松宮」。

四條殿 四條隆調(たかうた)。尊皇攘夷派の公家の中で唯一の武人。後に大阪、仙台などの鎮台司令官。七卿落ち公家の一人。
一條殿 一條忠香(ただか)。一八一二丁六三。公家。内大臣、左大臣、日米修好通商条約勅許問題、水戸藩への勅諭降下など内政・外交の朝議に列した。娘美子(はるこ)は明治天皇妃。

三條繩手通 現京津三條駅前の大和大道通。

東福寺

明治元年(一八六八) 4月

御名 (滿吉公)

右四方、人數差出在後、差得其松平肥後益暴激、意有り
官軍、抗之、段相聞、兼付北國地、人數差向、奥羽官
兵、應援致、在様御沙汰之、夏

石今般別紙之通

朝廷ヨリ御沙汰相成、兼付出張被仰付、兼付御不都合、無之
様此度、可致勉強、扶支

同廿四日山縣狂介、上陸通、鑑撫總督、兼謀、在セラレタリ

同廿五日、奇兵隊參謀、時山直八、書記湯淺祥之助、會計方器械

方小荷駄方三四、兼小隊薩藩二小隊ト共、奔陣

同廿六日、奇兵隊參謀三好軍太郎、書記杉山莊一、郎會計方

小荷駄方一二三五、小隊一三四、四、砲隊薩二小隊ト共、奔陣

明治元年（一八六八）四月

右 四方へ人数差出候儀二八候得共 松平肥後 益暴激二募り
 官軍二抗シ候段 相聞候二付 北國地へ人数差向ケ 奥羽ノ官
 兵二應援致候様 御沙汰之吏
 右 今般別紙之通
 朝廷ヨリ御沙汰相成候二付 出張被仰付候条 御不都合無之
 様屹度可致勉強候吏

御名(藩主公)

(会津藩主、松平肥後守容保)

同廿四日 山縣狂助氏八 北陸道鎮撫總督參謀ヲ任セラレタリ

同廿五日 奇兵隊參謀 時山直八 書記 湯浅祥之助 會計方 器械
 方 小荷駄方三四ノ式小隊 薩藩越力二小隊ト共ニ發陣

同廿六日 奇兵隊參謀 三好軍太郎 書記 杉山莊一郎 會計方
 小荷駄方一 二 三 五 六ノ五小隊 一 二 三 四ノ四砲隊 薩二小隊ト共
 ス

「薩藩二小隊ト共ニ發陣」ニ文書館本は「薩越二小隊」と記述している。

此巢羽後亦其記教言セズ

八月下旬尔澤藩上杉齋憲父子降ハ

九月廿日白九ツ時若松落城松平肥後守容保父子降ハ

同廿九日庄内松平忠篤降服ス

十月上旬ヨリ各地出張官軍引揚ケ命アリ奇兵隊中山道ヨリ

歸京ノ途ニ就ケリ

十一月朔日京都東福寺内粟糠庵ニ着陣セリ

同三十時整列大隊行軍ニ長府報國隊ト共ニ参

關ス正親町大納言殿長門吉子君有馬中務大輔殿其他諸

官御列席ニ御書下ケラ賜ハ

長洲

奇兵隊

此奥羽ノ役 又此記ニ警セズ

明治元年 八月下旬 米沢藩上杉齋憲父子降ル

明治元年 九月廿二日 白九ツ時 若松落城 松平肥後守容保父子降ル

九月 同廿九日 庄内松平忠篤降服ス

十月上旬ヨリ各地出張ノ官軍引揚ケノ命アリ 奇兵隊八中山道ヨリ

歸京ノ途ニ就ケリ

十一月朔日 京都東福寺内栗棘庵ニ着陣セリ

十一月 同三日十時整列 大隊行軍ニテ長腐報國隊ト共ニ参
闕ス 正親町大納言殿 長門世子君 有馬中務大輔殿 其他諸
官御列席ニテ御書下ケヲ賜ハル

長州

奇兵隊

上杉齋憲父子＝米沢藩主 上杉弾正大弼齋憲（なりのり）は隠居、領地十八万石の内四万石を召上られ、嫡子茂憲（しげのり）へ家督

松平肥後守容保父子＝会津藩主 松平肥後守容保（かたもり）、永禁錮、城、領地没収。嫡子喜徳（のぶのり）へ家督、下北半島、陸奥三万石へ移封。

庄内松平忠篤＝庄内藩主 松平忠篤（ただすみ）は東京で隠居・謹慎、忠篤の弟忠祿（ただみち）が家督相続、新領地会津若松十二万石に移封された。

（のち撤回）

参 闕＝参内。「闕」は宮門の両側に設けられた二個の台。宮城。

正親町大納言殿＝権大納言正親町実徳（おおぎまちさねあつ）。

明治元年（一八六八）八月～十一月

征討出張遠路跋涉日夜攻擊到ル處功ヲ奏シ凱至之段
其勲勇不少矣此節東京

御駐軍中之義行不取敵被為慰軍勞酒著被下
奏事

但春未兵事行

大宮御所ニテ御内々

御憂襟被為在征討兵士之難苦恤敷被為

思食日夜平定也御祈念之折柄今般凱旋之趣

御内聽被為在

御喜悅不斜矣猶又御留守中付帰陣者工厚慰勞矣

様御内諭被為在奏事

十一月

明治元年（一八六八）十一月

征討出張 遠路跋涉 日夜攻撃 到ル處功ヲ奏シ 凱至之段
 其勲勞不少候 此節東京 御駐輦中之義二付 不取敢被為慰軍勞 酒肴被下
 候事

但 春來兵事二付
 大宮御所二モ御内々
 御憂襟被為在 征討兵士之難苦ヲ恤敷被為
 思食 日夜平定而已御祈念之折柄 今般凱旋之趣
 御内聴被為在
 御喜悅不斜候 猶又御留守中二付 帰陣ノ者工厚ク慰勞候
 様 御内諭被為在候事
 十一月

征討出張 戊辰戦争後半の奥羽越列藩同盟との戦いのこと

跋涉 方々を歩き回ること。「跋」は山野を歩くこと、「涉」は水を渉ること。

凱至 「凱」はかちどぎ。戦争に勝ち、帰って勝利を宗廟に告げる時の音楽

駐輦 天子が車を留めること。天子が車を留めて滞在すること。

東京御駐輦中 明治天皇は明治元年九月二十日江戸に向かい十月十三日江戸城入城、ここを東京城と改名する詔を出した。しかし京都市民の思いに
 える為この年は十二月二十二日に京都に戻る。天皇は翌明治二年三月七日東京に向い、二十八日着。三月二十八日、城の中に太政官府を設置した。これ
 を一般には東京遷都としている。

大宮御所 現在の太政官御所は英照皇太后（孝明天皇女御）のために造営され、慶応3年（1867年）に完成したものの。

憂襟 憂慮。「襟」はむね、こころ。

行政官

夕リテ十二時退

關曠東練兵場主_ニ在子君_ヨ長_・出陣_ニ苦勞神妙息_{フト}、意_{アリ}

次_ニ長府毛利左京亮殿_{ヨリ}長_・出陣且報國隊_モ各語_ニナリ各苦勞

ト_・御意_{ナリ}青兵報國二隊行軍_ニテ歸營_{セリ}

同五日朝七時出發伏見_{ヨリ}粟取_ニ大坂江戸堀_ニ着陣_{セリ}

同六日十時安治川橋_{ヨリ}解取_ニ花陽艦_ニ乗_リ四時被_テ錨九日室津_ニ

上陸夫_{ヨリ}陸行小園通_ニ平尾驛_ニ着泊_シ十日降_テ松_ヲ經_テ砥石_ニ宿陣_シ

十一日朝六時兼_テ八_ツ半時三田尻着港泉相寺_ニ宿陣_ス

同十二日十一時御茶屋_ニ整列御名代毛利筑前殿_{ヨリ}御意_ト旨_ヲ

傳_{ハレ}更_ニ司令官_ヲ召集_{シテ}數月間苦戰_ノ勇_ヲ慰_ムト_テ隊中_ノ

酒者賜_ハ蓮_{アリ}テ了_リテ歸營_ト同夜息賜_ノ酒者_ヲ謹載_{シテ}

(おわ) **ア**リテ十二時退たい

闕けつ 鴨東練兵場二至リ(毛利元徳) 世子君ヨリ長ノ出陣(なが) 苦勞神妙ニ思フトノ意アリ(おのおの)

次二長府毛利左京亮殿ヨリ(ちようふ) 長ノ出陣(なが) 且報國隊モ世話ニナリ(かつ) 各苦勞(おのおの)

トノ御意アリ 奇兵 報國 二隊行軍ニテ帰營セリ

(十一月) 同 五日 朝七時出發(現京都市) 伏見ヨリ乗船ニテ大坂江戸堀ニ着陣セリ(338頁参照)

(十一月) 同 六日 十時 安治川橋ヨリ舢舨ニテ花陽艦ニ乗込ミ 四時拔錨 九日室津二(十一月)

上陸 夫ヨリ陸行 小國通リ 尾驛ニ着泊シ 十日降松ヲ經テ砥石ニ宿陣シ(尾毛郡平生町)

(十一月) 十一日 朝六時乗船 八ツ半時三田尻着港 泉相寺ニ宿陣ス(午後三時)

(十一月) 同 十二日 十一時 御茶屋ニ整列 御名代 毛利筑前殿ヨリ御意ノ旨ヲ(招賢閣)

傳ヘラレ 更ニ司合官ヲ召集シテ 数月間苦戦ノ勞ヲ慰スル為 隊中へ(右田毛利、毛利元統、当職)

酒肴ヲ賜ハルノ達アリテ了リテ帰營シ 同 夜恩賜ノ酒肴ヲ謹載シテ(十一月十二日)

七時「この頁から十時、十一時など一部が太陽暦の表示となっている。よって七時も「七ツ時」(午前四時)ではなく文字通り七時と思われる。因みに太陽暦採用は旧暦明治五年十二月三日をもって明治六年一月一日と定めて実施された。これは、「回天実記」が明治三年三月三日編纂に着されながら、明治六年時点でまだ完成していなかった事を示している。

安治川橋 江戸時代初期まで淀川河口部にあった九条島が流れを遮り洪水がたびたび起り、また土砂堆積により舟運にも不便をきたした。このため貞享元年(一六八四)幕府の命により、河村瑞賢が水路を開削し安治川と名付けた。その後、周辺に富島や古川の新地開発が進められ、元禄十一年(一六九八)に完成した。安治川橋はこの新地開発に伴い架設された。江戸時代末期、幕府は開国に備え、この地を外国人居留地として準備を進め、明治新政府によって明治元年(一八六八)大阪開港とともに外国人に競売された。居留地には、洋館や舗装道路が造られ大阪の文明開化の拠点となった。明治六年(一八七三)居留地の交通の便を図るため、新しく安治川橋が架けられた。この橋の中央二径間は西欧から輸入された鉄橋で、高いマストの船が航行する時には、橋桁が旋回する可動橋であった。当時の人々はこの旋回する様を見て「磁石橋」と呼び大阪名物の一つとなった。明治一八年(一八八五)大阪を襲った大洪水は多くの大川の橋を流し流木が安治川橋に押し寄せた。橋はこの流木や洪水によく耐えたが、市内に洪水の恐れが生じたため、やむなく工兵隊により爆破撤去された。

明治元年(一八六八)十一月

愉快ヲ極メタリ

同十三日金軍帰省ヲ許サレ但未明迄ニ了セ二月五日ヲ期シテ吉田陣

營ニ集合シ同月中旬大招魂祭執行ノ命アリ

須佐在隊員帰省中招魂社創建ノ議ニ實重五郎四郎、主唱シテ

大ニ賛成ヲ得タルニ據リ同氏願主ト爲リテ願書ヲ邑政堂ニ差出セリ

願書

時運之變轉不得已次第ト作申甲子年京師變動引續キ國

事ニ死疾者不少追々於本藩招魂祭被執行矣得共御内輪ノ

義未ク無其儀疾ニ付何卒招魂場開設被仰付矣、甲子以來

戰死忠死之者靈魂ヲ地下ニ慰度志願ニ在処当今御任組中

御普請事總而御察止之砌、疾得者ト微力私願主ニ相成尚

同志ノ者ヨリ心掛次第之寄附被遂

明治元年（一八六八）十一月

愉快ヲ極メタリ

(十一月)

同日 全軍帰省ヲ許サル 但 来明治二丁巳二月五日ヲ期シテ吉田陣

營二集合シ 同月中旬 大招魂祭執行ノ命アリ

須佐在隊員帰省中 招魂社創建ノ議八兼重五郎四郎ノ主唱ニテ

大ニ賛成ヲ得タルニ據リ 同氏八願主ト為リテ願書ヲ邑政堂ニ差出セリ

願書

時運之變轉不得已次第ト申 元治元年 京師變動 引續キ國

事ニ死候者不少 追々於本藩招魂祭被執行侯得共 御内輪ノ

義八未夕無其儀候ニ付 何卒招魂場開設被仰付候ハ、甲子以来

戦死忠死之者 靈魂ヲ地下ニ慰度志願ニ候処 当今ノ御仕組中

御普請事總而御廃止之砌ニ候得者 乍微力私願主ニ相成 尚

同志ノ者ヨリ心掛次第之寄附被遂

丁巳=明治二年は己巳。

江戸堀川=江戸堀川は、大坂夏の陣後大坂城主となった松平忠明が、市街地改造計画の一環として開削させたもの。元和三年（一六一七）完成。西横堀川から分れ、土佐堀川に平行して西流し、土佐堀川と百間堀川の合流点に流入していた。この開削費用をまかなうため発行された銀札は、現在までに発見された最古の銀札といわれている。長さ十一町四一間（約二七〇メートル）、幅は上流で一三間（約二二・五メートル）、下流で一八間（約三二・六メートル）の運河で、東から西へ撞木橋・江戸橋・犬齋橋・阿波殿橋・大目橋・花乃井橋・江戸堀橋・西北橋・崎吉橋の九橋が架かっていたが、昭和三十年9月に埋め立てられた。

御免疾、合方以テ創立仕度奉存後右場所柄義、吉祥處
古跡地相應且尋藩人通行節參拜之便宜彼是安地、限、
至樣奉愚考在左疾、黃泉之靈魂不及申御家中一統
斯進御手厚被仰付奉義、奉感佩奮發之一助共可相成奉
間何卒

御心入ラ以テ被遂

御許容被下至樣奉歡願其少段御序之節宜敷樣御
取成奉願矣以上

辰ノ十二月

無重五郎四郎

右出願後何々指令之無之且地所事、異見ヲ生シタルニ依リ更、
奇兵隊在隊歸休者ヨリ進願セリ

願書

御免候八、合力ヲ以テ創立仕度奉存候 右場所柄ノ義ハ 吉祥閣
形脱力あいふさわしく
 古跡地 相應 且 他藩人通行ノ節 参拜之便宜彼是 此地ニ限り
かくまでおんてあつくおおせつけられ
 候様奉愚考候 左候へハ黄泉之靈魂ハ不及申 御家中一統
 斯迄御手厚被仰付候義ト 奉感佩 奮発之一助共可相成候
なにとせ
 間 何卒
 御心入ヲ以テ 被遂
ようどげられくたされ
 御許容被下候様 奉歎願候 此段御序之節宜敷様御
とりなしながいたてまつりやういひ
 取成奉願候 以上

明治元年 辰ノ十二月

兼重五郎四郎

右出願後 何タル指令モ無之 且ツ 地所ノ事ニ異見ヲ生シタルニ依リ 更ニ
きへいたいたいざいたいききゆうしゃ
 奇兵隊在隊 歸休者ヨリ追願セリ

願書

吉祥閣

感佩ニ有難く心に思い忘れないこと。

明治元年（一八六八）十二月

奉歡願事

先年来御内輪戰死忠死人員_モ不少矣_付而其靈意_ニ地下_ニ
慰_ニ之_為招魂場御創建有_レ之度先達_テ兼重五郎四郎ヨリ申
出置_ニ所_ニ御詔議_ニ手_ニ遊_ニ趣_ニ今日_ニ至_リ成_否不被_レ仰_出矣_ニ付
重_ニ奉_歎願_事素_{ヨリ}必_ニ至_レ御難_波中_ノ事_ニ安_得者總_ニ之_{御費用}
相_有キ於_下精_々相_働キ_建立_仕度覺_悟ニ御座_矣何_卒私_共
一統_ニ歸_休中_成氣_上祭_典相_調度_奉存_在間_其御_都合_ラ以_テ急
達_御遵_ニ方_奉願_事尤_先般_出願_在之_在吉_祥園_之義_ニ佛_歸且
陰_濕地_ニ而_相應_之靈_場ト_テ難_甲一_統之_氣付_ニテ_御靈_社之
南_赤充_之地_形東_面之_陽地_ニ自然_御靈_社区域_引連_リ往
復_之旅_人於_拜場_便宜_旁之_勝地_ト奉_愚考_案得_者速_ニ御_英斷
以_御許_容被_仰付_案樣_編ニ_奉懇_願矣

明治元年（一八六八）十二月

奉歎願候事

先年来 御内輪戦死忠死ノ人員モ不少候二付而八 其靈意ヲ地下ニ
 慰ムル為メ 招魂場御創建有之度 先達テ 兼重五郎四郎ヨリ申
 出置候處 御詮議半途ノ趣ニテ 今日ニ至リ 成否不被仰出候二付
 重テ奉歎願候 素ヨリ必至御難中ノ事ニ候得者 纔之御費用
 毛相省キ 於下精々相働キ 健立仕度覺悟ニ御座候 何卒私共
 一統 歸休中成就之上 祭典相調度奉存候間 其御都合ヲ以テ急
 速御運ヒ方奉願候 尤 先般出願在之候吉祥閣之義八 佛跡 且
 陰湿地ニ而 相応之靈場トモ難申 一統之氣付ニテ八御靈社之
 南 赤禿之地形 東面之陽地ニテ 自然御靈社区域ニ引連リ 往
 復之旅人參拜詣ノ便宜旁々 勝地ト奉愚考候得者 速ニ御英断
 ヲ以 御許容被仰付候様 編二奉懇願候

「佛跡 且陰湿地ニ而 相応之靈場トモ難申」 明治元年は神仏分離令、廃仏毀釈運動が起こった年であるから佛跡に神社を建てる事が憚られた時代であったと思われる。

御靈社

「御靈社之南 赤禿之地形」 赤禿は地名ではない。赤土が露出した場所の意味で、現在もこれは変わらない。

辰十一月二日

奇兵隊入隊

人數中

御沙汰書

兼重五郎四郎

右甲子以來國事_ニ死者_ニ不少矣_ニ付招魂場_ニ健儀_ニ付願之
趣神妙之事_ニ被
思召_ニ後者_ニ無_ニ

御存念_ニ被_ニ為_ニ在_ニ安處_ニ御軍務_ニ其_ニ外_ニ御事_ニ之_ニ共_ニ無_ニ餘_ニ義
御延引_ニ相成_ニ其_ニ後_ニ彌_ニ增_ニ御所_ニ帶_ニ向_ニ御差_ニ誥_ニ付_ニ而_ニ口_ニ今_ニ御
手_ニ難_ニ被_ニ為_ニ届_ニ在_ニ折_ニ柄_ニ志_ニ願_ニ有_ニ之_ニ也_ニ義_ニ付_ニ願_ニ之_ニ通_ニ被_ニ
差_ニ免_ニ疾_ニ事_ニ

辰十二月

(明治元年)
辰ノ十二月二日

奇兵隊入隊
人数中

御沙汰書

右 兼重五郎四郎
甲子以来國事二死候者不少候二付
招魂場開健ノ儀二付
願之

趣 神妙之事二被

思召候 右者兼々

御存念毛被為在候處 御軍務其外御事之央 無余義

御延引二相成 其後禰増 御所帯向御差詰二付而八 只今御

手毛難被為届候折柄 志願毛有之義二付 願之通 被

差免候事

(明治元年)
辰 十二月

明治元年（一八六八）十二月

口達ヲ以テ

所柄之義者思召モ有之日限地藏之所ニ被仰付テ事

前題之趣口達ヲ以テ奇兵隊在隊員ハモ達アリ

三月十九日地所引渡ニ付各集會ニシ邑政堂ヨリ市山簿藏立會員

トシテ差出セシ同伴ニテ日限地藏地即宇淨土院ニ至リ境域繩張ヲ為シ

明治二年ニ正月六日浦本町大谷大右衛門宛ラ借受ケ招魂場創

使事務所ト是ノ同志者各歛鎌ヲ執リテ剛懇ニ着手シ同十一日ニ

至

同十二日聖頭村ヨリ助力四拾四人奥兩組其外ヨリ助力貳拾九人

總計七拾參人

同十三日須佐地組ヨリ拾參人野頭村ヨリ四拾五人西浦ヨリ四拾六人

外ニ水税二人總計百六人ノ助力アリ

明治元年（一八六八）十二月〜明治二年一月

口達ヲ以テ
所柄之義者 思召モ有之 日限地藏之所ニ被仰付候事

前頭之趣 口達ヲ以テ奇兵隊在隊員へモ達アリ

明治元年 十二月十九日 地所引渡シニ付 各集會シテ邑政堂ヨリ市山淳蔵 立會員
トシテ差出サレ 同伴ニテ日限地藏ノ地 即 字浄土院ニ至リ 境域縄張ヲ為セリ

明治二年己巳正月六日 浦本町 大谷丈右衛門宅ヲ借受ケ 招魂場創
健事務所卜定メ 同志者 各鋤鎌ヲ執リテ開懇ニ着手シ 同十一月二
至ル

(一月) 同 十二日 野頭村ヨリ助力四拾四人 奥両組 其外ヨリ助力式拾九人
總計七拾参人

(一月) 同 十三日 須佐地組ヨリ拾参人 野頭村ヨリ四拾五人 西浦ヨリ四拾六人
外二木挽二人 總計百六人ノ助力アリ

日限地藏 〓 須佐町須佐山根丁東。三陸山神社の場所。

奥両組 〓 四組（須佐地、瀬尻、宇谷、市丸）のうち山側の市丸組、宇谷組のこと。

野頭 〓 現須佐町野頭。

西浦 〓 浦西に非ずや？

木挽 〓 のこぎりで材木を挽く職人。

同十四日三原村ヨリ七拾八人瀬尻組ヨリ七人外ニ木挽貳人總計八拾七人
助力アリ

同十五日三原村ヨリ五拾四人外ニ木挽二人大耒一人總計五拾七人
助力アリ

同十六日市街助力拾人宇谷全四人東浦全拾人御細五人全五
人海藏庵同十五人三原村全十五人下田萬村全貳拾八人所

組全三十三人外ニ婦女拾二人總計百三十五人

同十七日宇谷組拾人沖浦拾五人三原三人押谷貳人市街貳拾貳人

内大工一人 瀬尻九人 野頭木挽三人 浦東五拾四人 下田萬六十
石工五人

六人外ニ婦女三十人總計三百拾六人、助力アリ

同十八日尾浦ヨリ貳拾七人浦東ヨリ三十九人市丸組十五人 御細
沖

浦ヨリ木挽貳人浦仁工一人御細五人三原村ヨリ四人同村士藤六

同十四日 **三原村**ヨリ七拾八人 **瀬尻組**ヨリ七人 外二木挽貳人 總計八拾七人
ノ助力アリ

同十五日 **三原村**ヨリ五拾四人 外二木挽二人 大工壹人 總計五拾七人
ノ助力アリ

同十六日 **市街**助力拾四人 **宇谷**全四人 **東浦**全拾人 御細工人全五人
人 **海蔵庵**同十五人 **三原村**全十五人 **下田萬村**全貳拾八人 **町**
組全三十貳人 外二婦女拾二人 總計百三十五人

同十七日 **宇谷組**拾人 **沖浦**拾五人 **三原**三人 **押谷**貳人 **市街**貳拾貳人
瀬尻九人 **野頭**木挽三人 **浦東**五拾四人 **下田萬**六十
六人 外二婦女三十貳人 總計貳百拾六人ノ助力アリ

同十八日 **尾浦**ヨリ貳拾七人 **浦東**ヨリ三十九人 **市丸組**十五人 **沖**
浦ヨリ木挽貳人 **浦石**工壹人 御細工人三人 **三原村**ヨリ四人 同村士族六

人上小寛全四人上田萬全三人市街全九人外婦方拾五人總計百二拾八人、助力アリ

同十九日墓標堀立及貫木門ヲ建設セリ

同廿一日休暇

同廿二日招魂祭ヲ準備シテシタリ

同廿三日淨土院ノ字ヲ改メテ三陰山招魂場ト稱シ招魂祭式ヲ執行ス市街

ヲ始メ右村ヨリ競ニ酒米餅ヲ獻納ス事如山知阜遠近ノ老少男女

相携テ參拜シ境内ニ立錫、地ナキニ至リテ數個ノ酒樽入ヲ配置

シテ參拜者ニ隨意之ヲ飲マシム各勸ラ尽シテ解散ス同夜事務所ニ

於テ祭主祭官其他関係者數十人ヲ招饗食ス頗盛宴ナリ

同廿四日社殿傾圮ヲ來、計畫ヲ爲シテ事務所ヲ閉ツル後在隊

者續々歸營セリ

明治二年（一八六九）一月

人 **上小川** 全四人 **上田萬村** 全三人 **市街** 全九人 外二婦女拾五人 總計百二拾八人ノ助力アリ

(一月) 同十九日 墓標掘立ヲ為ス

同廿日 同廿日 墓標掘立及貫木門ヲ建設セリ

(一月) 同廿一日 休暇

(一月) 同廿二日 招魂祭ノ準備ヲ為シタリ

(一月) 同廿三日 浄土院ノ字ヲ改メテ三陰山招魂場ト称シ 招魂祭式ヲ執行ス 市街ヲ始メ各村ヨリ競ヒテ酒米餅ヲ献納スル事如山如阜 遠近ノ老少男女相携ヘテ参拜シ 境内立錐ノ地ナキニ至ル 式了リテ数个ノ酒樽ヲ配置シテ参拜者ニ随意之ヲ飲マシム 各勸ヲ尽シテ解散ス 同夜事務所ニ於テ祭主祭官其他関係者数十名ヲ招饗ス 頗盛宴ナリ

(一月) 同廿四日 社殿**建築**ノ計畫ヲ為シ了リテ事務所ヲ閉ツ 尔後 在隊者續々帰營セリ

「同十九日

墓標掘立及貫木門ヲ建設セリ」 〓 文書館本の記述に従い補筆した。浄書の際の書き落しと思われる。

八月三日招魂場社殿落成其旨邑政堂ニ届出タリ

同八日故親族公ノ神靈ヲ社殿中央ニ安置スル議ヲ決シ無重五郎

四郎ヨリ覺書ヲ以テ出願セリ

由見

安度招魂場御社成就付テ過ルニ春下田萬村ニ氏集被

仰付矣即同志中申合

御靈神様奉勸請其後彼隊分散相成矣即ヨリ恐多クモ

今日迄松定ニ奉答任在右ニ付而本社ニ御遷座相成矣様ニ

奉存矣間遠ニ御英断ヲ以テ御許容被仰付ニ度伏而奉願上矣

八月八日

無重五郎四郎

右願意御採用難成ニ據贈正一位楠正成公ヲ安置スベシトノ旨指

合ヤリ

明治二年 八月三日 招魂場社殿落成ス 其旨邑政堂二届出タリ

八月八日 故親旋施公ノ神靈ヲ社殿ノ中央ニ安置スルノ議ヲ決シ 兼重五郎
四郎ヨリ覺書ヲ以テ出願セリ

覺

此度招魂場御社成就ニ付テハ 過ル丑ノ春 下田萬村ニ屯集被
仰付候節 同志中申合
御靈神様奉勸請 其後 彼隊分散ニ相成候節ヨリ 恐多クモ
今日迄私宅ニ奉祭仕候 右ニ付而八本社ニ御遷座相成候様ニ
奉存候間 速ニ御英断ヲ以テ御許容被仰付度 伏而奉願上候
明治二年 八月八日 兼重五郎四郎

右願意御採用難成ニ據リ 贈正一位楠朝臣正成公ヲ 安置スベシトノ旨指
令アリ

彼隊ニ回天軍

「恐多クモ今日迄私宅ニ奉祭仕候」ニ益田親施公以外の死者の靈を兼重の自宅に祭っていたという意味。

「贈正一位楠朝臣正成公ヲ 安置スベシ」ニ

明治二年（一八六九）八月

同日上棟祭併ニ招魂祭ヲ執行セリ式意リ大谷丈右衛門宅ニ於テ直
會ノ酒者ヲ賜ハク宴盛ニシテ勸声場ニ満ツ夜十二時ニ至リ解散セリ
右明治三年庚午三月三日同盟員各手紀ヲ携ヘテ相會シ之ヲ參照
編纂シ名ケテ田天實記トシテ分テ二卷トス

明治二年（一八六九）八月～明治三年三月

（八月）
 同日 上棟祭 併ニ招魂祭ヲ執行セリ 式意^竟リ 大谷丈右衛門宅ニ於テ直^{なお}
 會ノ酒肴ヲ賜ハル 宴盛ニシテ勸声場ニ満ツ 夜十二時ニ至リ開散^解セリ
 右明治三年庚午三月三日 同盟員 各手紀^記ヲ携ヘテ相會シ 之ヲ参照
 編纂シ名ケテ回天實記ト云フ 分テ二巻トス

直會[〓]（なおりい）神事の終了後、供え物を参会者が分かち食べる宴会。

「明治三年庚午三月三日」〓この日付は「回天実記」の編纂に着手した日であって、完成した日ではない。その判断理由は以下の通り。

295頁に「鴻城学校」の名前が登場する。巻末補注4の説明の如く、鴻城学校が開校したのは明治八年の事であって、明治三年にはまだ存在していない。

232頁の終わりから2行目より、太陽暦と陰暦の時刻表示が混在し始める。太陽暦は明治五年十二月三日を明治六年一月一日として始められた。以上の事から、「回天実記」が完成したのは明治八年以後と判断した。では、何時完成したのかは残念ながら判らない。

（完）